

## 第3章 大田区の保育事業の監査結果及び意見

### 第1節 保育所の入所選考

#### 1. 概要

##### (1) 入園申込の要件

大田区における認可保育園・小規模保育所への入所にあたっては、下記の①～⑦に該当することが要件となっている。

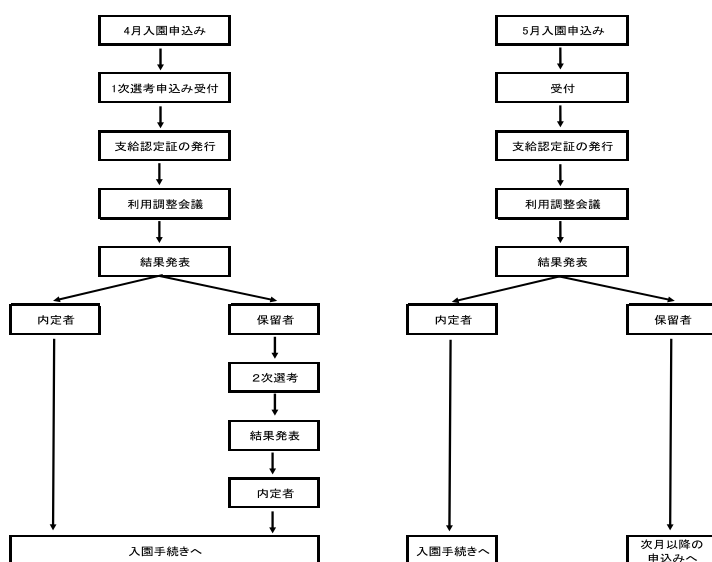
なお、「集団生活を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」といった理由は、入園・転園・あっせんの対象にはならない。

- ① 仕事をしている。
- ② 長期の療養が必要な病気である。
- ③ 心身に障がいがある。
- ④ 同居している親族の看護・介護にあっている。
- ⑤ 妊娠・出産する。
- ⑥ 就学(大学・専門学校等に在学している。：趣味の講座、カルチャーは除く)
- ⑦ 求職中(これから仕事をする、これから仕事をみつける。)

##### (2) 入園決定までの流れ

入園申込の要件を満たした申込者については、受付期間内に申込書類を提出する。

＜入園申込み手続きまでの流れ＞



- ※1 平成 27 年の受付期間は平成 27 年 10 月 1 日～平成 27 年 12 月 10 日まで
- ※2 書類の提出は郵送不可であり、各地域庁舎の窓口へ直接提出する。
- ※3 申込書類提出時に、家庭で保育ができない状況について調査をする。

### (3) 選考基準について

大田区では、保育所への入園決定においては世帯ごとの合計指数を以下のように算定し、選考を行う。

父 選考基準指数 + 母 選考基準指数 + 調整指数 = その世帯の合計指数

※ 選考基準指数については、下記表 1 を参照。

※ 調整指数については、表 2 を参照。

なお、選考にあたっては以下の①～④の順に選考を行っている。

- ① 同一の希望保育施設において、希望順に関わらず、指数の高い世帯順に内定する。  
例) A 様(世帯の合計指数 23 点の第 6 希望)と B 様(世帯の合計指数 22 点第 1 希望) →A 様が内定する。
- ② 同一指数の場合、その保育施設の希望順がより高い児童から、内定する。  
例) C 様(世帯の合計指数 22 点の第 1 希望)と D 様(世帯の合計指数 22 点の第 2 希望) →C 様が内定する。
- ③ 同一指数・希望順の場合、入園を転園より優先して内定する。
- ④ 同一指数・希望順・入園・転園がすべて同じ条件の場合、世帯の経済状況等の総合的な判断に基づき内定者を決定する。

<表1 選考基準指数表>

番号	保護者の状況（同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合）			選考基準指数	保育を必要とする期間			
	類型	細目						
1	祖（自 父 母 等 自 営 も 外 自 営 又 は ）	常 勤	8時間以上の就労を常態		11	小学校就 学始期ま での範囲 内で保育 を必要と すると見 込む期間		
			7時間以上8時間未満の就労を常態		10			
		(おおむ ね月20日 以上の就 労日数)	6時間以上7時間未満の就労を常態		9			
			5時間以上6時間未満の就労を常態		8			
			4時間以上5時間未満の就労を常態		7			
			非 常 勤					
		(おおむ ね月16日 以上20日 未満の就 労日数)	8時間以上の就労を常態		9			
			7時間以上8時間未満の就労を常態		8			
		6時間以上7時間未満の就労を常態		7				
		5時間以上6時間未満の就労を常態		6				
その他		月48時間以上の就労を常態		5	2月以内			
2	内職	家計を助けることを目的とし、外勤月16日1日5時間の就労相当の収入のあるもの		7	小学校就 学始期ま での範囲 内で保育 を必要と すると見 込む期間			
		上記以外のもの		3	2月以内			
3	妊娠・出 産			4	出産予定 月を中心 に5月以 内			
4	疾病	疾 病	入院（入院内定者を含む。）		11	小学校就 学始期ま での範囲 内で保育 を必要と すると見 込む期間		
			居 宅 内	常時病臥			11	
	精神性・感染性			11				
	一般療養			7				
	心身 障害者	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳（知的障害）1度・2度・3度、 精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級		11				
心身障害者		身体障害者手帳3級、愛の手帳（知的障害）4度 身体障害者手帳4級		9 7				
5	(介 護) 親 同 族 居 の 看 護	病院付添	入院・通院付添	週3日以上かつ1日4時間以上の付添	7	小学校就 学始期ま での範囲 内で保育 を必要と すると見 込む期間		
							施設等付添	週3日以上かつ1日4時間以上の付添
		自宅介護	要介護高齢者	要介護度4度・5度（介護保険）	11			
				要介護度3度（介護保険）	7			
		重度重症心身障害者等の常時観察と介護		11				
上記以外の看護（介護）		3						

6	災害	火災等による家屋の損傷その他災害復旧に係る事由のため保育に当たれない場合		11	保育を必要とする要件に該当しなかった月の末日まで	
7	求職	就労内定・開業予定	就労状況が確認できる書類の提出があるもの	保育の実施（開始希望予定日）又は保育の確保（開始希望予定日）から常勤の勤務状態が確定している場合	4	1月以内
			提出があるもの	保育の実施（開始希望予定日）又は保育の確保（開始希望予定日）から非常勤の勤務状態が確定している場合	3	
		求職中	就労状況が確認できる書類が未提出	申込時に具体的な就労予定内容が把握できる場合	2	2月以内
			求職のため日中外出を常態		1	
8	就学等	就学・技能修得等のため月に20日以上外出を常態	8時間以上の外出を常態		11	小学校就学始期までの範囲内で保育を必要とすると見込む期間
			7時間以上8時間未満の外出を常態		10	
			6時間以上7時間未満の外出を常態		9	
			5時間以上6時間未満の外出を常態		8	
	就学・技能修得等のため月に16日以上20日未満の外出を常態	8時間以上の外出を常態		9		
		7時間以上8時間未満の外出を常態		8		
		6時間以上7時間未満の外出を常態		7		
		5時間以上6時間未満の外出を常態		6		
通信教育	居宅内で週4日かつ1日5時間以上の就学を常態		3	3月以内		
9	その他	不存在	父又は母が死亡、離婚、行方不明、拘禁等の場合	11	小学校就学始期までの範囲内で保育を必要とすると見込む期間	
		番号1から8までに掲げるもののほか、明らかに保育を必要とすると認められる場合		番号1から8までの選考基準指数及び保育の実施期間を準用		

\* 注意1 番号1～8の各項目は、重複して加算できません。

\* 注意2 番号1で勤務実績が確認できない場合は上記指数は付きません。

<表 2 調整指数表>

(「大田区保育の必要性の認定等に関する条例施行規則 別表第2」より)

記号	条 件	指数	
加 算	A 父又は母が身体障害者等級1～2級、愛の手帳1～3度若しくは精神障害者等級1～3級又はこれらの1つに該当する場合又はそれと同程度の障害があると認められる重度心身障害者の場合	3	
	B 父又は母が身体障害者等級3級の場合又はそれと同程度の障害があると認められる場合	2	
	C 父又は母が難病の場合 (医療証のコピーの添付を要す)	1	
	D 父母が共に死亡・離別・行方不明・拘禁の理由により不存在の場合	4	
	E 父又は母が死亡・離別・行方不明・拘禁・未婚等の理由により不存在の場合	3	
	F 生活保護を受けていて自立指導上、保育を必要とする場合	3	
	G その世帯の現況が生活保護基準と同程度とみなされる世帯又は保護者全員が求職(失業)中でその子の保育の実施又は保育の確保によって生活の安定が見込まれる場合。ただし、生活保護で就労している場合を除く。	1	
	H その世帯の生計中心者が失業中である場合	1	
	I 申込児以外の兄弟姉妹が在園中又は同時申込中で、当該兄弟姉妹が1人の場合。 ただし、申込時に保育料未納月が3月以上ある場合を除く。	1	
	J 申込児以外の兄弟姉妹が在園中又は同時申込中で、当該兄弟姉妹が2人以上の場合。 ただし、申込時に保育料未納月が3月以上ある場合を除く。	2	
	K 大田区に在住し、申込児の保育状況が次の事項に該当する場合	小規模保育、家庭福祉員、認証保育所、定期利用保育室、ベビーシッター等の保育事業者に、月ぎめの有償委託をしている場合で、当該委託に要する費用が次の金額に該当するもの(産休明け、育休明け又は保育を必要とする状況になった時より委託し、委託先の証明書の提出のあるものに限る。)。ただし、祖父母等親類を含む個人に委託している場合は除く。	月2万円以上 2
			月2万円未満 1
L 次のいずれかに該当する児童が引き続き4月入園を希望する場合	萩中保育園からの2歳児クラスの卒園児童	2	
	中央八丁目保育園からの3歳児クラスの卒園児童		
	丸子ベビー保育園からの1歳児クラス又は、2歳児クラスの転園児童		
減 算	X 大田区以外の市区町村に在住し、当区の保育所の入所希望者で次の事項に該当する場合	入所希望月の初日までに大田区に転入する予定がなく、保護者の勤務地が大田区内である者	-2
		入所希望月の初日までに大田区に転入する予定がなく、保護者の勤務地が大田区外である者	-3
Y 近く(500m以内)に子どもをみられる、おおむね65歳未満で、無職又は求職中の祖父母等親類がいる場合		-1	
Z 規則第2条第3項第8号及び第9号の規定に定める添付書類を別に指定する期日までに提出しない場合		-1	
備考	(1) 各項目は、重複して加減算できるものとする。		
	(2) 調整指数の加減算は、基準とした指数に行う。		
	(3) 加算調整指数は、事実を確認できる書類が提出された場合に適用する。		
	(4) A、B、C及びXの項目は、保護者個人ごとに加減算できるものとする。		
	Lの項目は、上記条件に該当する児童のみ加算をする。その他の項目は世帯ごとに加減算を行う。		
	(5) Kの項目は、小規模保育所の場合、当該委託に要する費用に関わらず一律2点を適用する。		

## 2. 監査手続

保育所への入所選考手続が適切に行われているかどうかについて、利用調整会議にて使用された資料等関連資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

## 3. 監査の結果

### (1) 選考基準指数表の見直しについて

選考基準指数表について、一定期間に渡り改定がなされていない。

#### (指摘 No1)

選考基準指数表については、平成18年9月を最後に改定が行われていない。年々労働形態も多様化していることから、それに見合った選考基準指数表への見直しが望まれる。

平成 27 年度の入所選考過程関連資料を閲覧したが、申込書の調整指数欄に世帯に関する補足事項が記載されている書類が数件あり、申込者の先行指数の特定について、現行の指数表だけで入所選考を行うことは限界があることが伺えた。

そのため、労働形態の多様化に合わせて、1日の労働時間だけではなく、週ごとの合計労働時間についても基準を設けるなどの見直しが効果的であると考えられる。

具体的には、労働時間について、現状では1日あたりの労働時間に応じた選考基準指数としているものの、世田谷区では「週〇日以上勤務し、かつ週〇時間以上の就労を常態」と設定し、指数を15～50点と幅を持たせており、品川区では「月〇日以上勤務し、日中〇時間以上の就労が常態」と設定をして、指数を細かく設定をしている。選考基準指数を見直すことにより、同順位の人数を減らすことにつながり、利用調整会議に関してもスムーズに利用者が決定するものと思われる。

## (2) 同順位の世帯の取り扱いについて

世帯の合計指数が同一・希望順・入園・転園がすべて同じ条件であった場合の取り扱いについて、「入園申込みのしおり」における具体的な記載がなされていない。

### (意見No1)

入園申込みのしおりには、1. 概要(3)選考基準に記載がある通り、「同一指数・希望順・入園・転園がすべて同じ条件の場合、世帯の経済状況等の総合的な判断に基づき内定者を決定する」と記載があるが、それ以上の具体的な記載がない。

これについて、大田区保育の実施等に関する条例施行規則第2条第4項に規定する、区長が別に定める選考基準には次のように検討要素が明示されている。

I 待機児一覧表	II 選考 会議
<p>優先度の点数化</p> <p>1 規則別表第1に定める「選考基準指数」に規則別表第2に定める「調整指数」を加減し、申込書ごとに指数を付ける。</p>	<p>選考の対象者</p> <p>同一指数・希望順位内で入所予定者数を超過してしまう場合は、以下の選考の検討要素を勘案し、調整を行う。また、その中で入所と転所では、入所を優先する。ただし、家庭的保育事業等から認可保育園への申込み、及び規則別表第2に定める加算L対象の申込みについては、入園優先の規定は適用しない。</p>
<p>待機児の順位付け</p> <p>1 指数の高い者から希望する保育所に当てはめる。</p> <p>2 第1希望園が入所予定者数を超える場合は、順次第2希望以下の園に当てはめる。</p> <p>3 園ごとの入所予定者数に至るまで同様の作業を行う。</p>	<p>選考の検討要素</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害児保育の受入れ状況</li> <li>2 児童の生活環境</li> <li>3 保護者のより具体的な状況</li> <li>4 緊急性の有無</li> <li>5 世帯の経済状況</li> <li>6 同居・近隣の親族等の状況</li> <li>7 兄弟同一園の入所の可能性</li> <li>8 世帯の保育料納付状況</li> <li>9 他の希望園への入所状況、通園の距離</li> <li>10 待機している保育施設の卒園年齢</li> <li>11 入園・あっせん申込み後の待機の状況</li> <li>12 待機児を有償で預託している期間</li> <li>13 申込書の不備</li> <li>14 区内に在住している期間</li> </ol> <p style="text-align: right;">(順不同)</p>
<p>待機児一覧表の作成</p> <p>1 園ごとの入所予定者、入所不承諾予定者をそれぞれの指数順に記載した「待機児一覧表」を作成する。</p>	<p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 上記選考によっても入所選考の順位が付け難いときは、所得の低いものを優先する。</li> <li>2 大田区在住者及び在勤者の入所選考の順位は、大田区在住及び在勤以外の者（転入予定者及び里帰り出産をする者を除く。）に優先する。</li> <li>3 大田区在住者と在勤者で順位を付け難いときは、在住者を優先する。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(順不同)</p>

※ 選考会議は、要綱第1-3 に基づき開催する。

入所選考にあたっての資料を閲覧していたところ、この「総合的な判断」を要するケースがしばしば散見された。当該条例施行規則は閲覧できる状態になっているとはいえ、申込者への情報開示のためにも入園申込みのしおりに記載しておくことが必要であると考えます。

また、選考の検討要素には1~14まで掲げられており、それらは順不同とあるが、現状の入所選考にあたっての判断はほとんどが「5 世帯の経済状況」を基準に選考をしている。1~14までの内容を見ると、「4 緊急性の有無」を除いては、世帯の経済状況を判断の基準にすることは妥当と考えられるが、選考の検討要素について、優先順位を付けて明示する方が、申込者の理解を得られるのではないかと考えられる。

なお、申込者に対する情報開示を強化する目的により、平成28年10月より大田区のホームページに過去2年間（平成27年度、28年度分）の入所選考において内定した世帯の中での最低点数を下記の表のとおり、各地域の園ごとに開示をしている。

保育園名	開始年 (月) 齢	年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
美原	57日	28年度	*22-1	22-1	26以上	空	-	-
			54(18)	48(7)	30(6)	12(2)	8(1)	2(1)
		27年度	22-2	23-2	22-1	空	-	-
			61(8)	65(13)	11(3)	11(0)	5(0)	2(2)
大森東一丁目	57日	28年度	18-2	22-1	-	空	20-4	-
			57(9)	47(15)	27(7)	10(5)	8(2)	2(1)
		27年度	*22-1	22-2	16-2	16-1	23-1	-
			59(21)	63(14)	14(0)	14(8)	9(3)	3(1)

※結果の一部を大田区のホームページより抜粋したものである。

<表示の説明>

- ・\*22-1・・・22は点数、1は希望順である。\*については、23点以上の希望者まで内定し、指数22点・第1希望者の中で内定した方と内定しなかった方がいた場合に付される。\*が付されない場合には、当該点数・希望順の全員が内定したことを示す。
- ・26以上・・・27点や28点も含むことを示す。
- ・空・・・申込がない又は、少ない状態で、空のまま示す。
- ・-・・・空がなく、入所等が全くないことを示す。
- ・54(18)・・・申込者が54名で、その内第1希望者数が18名であることを示す。

### (3) 単身赴任世帯への調整指数の加点について

単身赴任世帯の家庭について、現状の調整指数表においては加点の対象となっていない。

(意見No2)

申込者が、単身赴任世帯である場合、現状の調整指数表において加点対象となっていない。単身赴任世帯はひとり親世帯に比べると、経済的な負担は小さいと考えられるものの、児童の世話に関しては実質的に1人で見ると点については、相応の負担は生じるものと考えられる。例えば、江東区の場合、利用指数が同一の場合の優先順位については第1に保護者が江東区民である場合、第2にひとり親世帯、第3に単身赴任世帯となっており、単身赴任世帯にとって有利な状況が担保されている。大田区においても、そのような状況を確保することが望ましいと考えられる。

なお、平成29年4月選考より、次の2つの選考基準調整指数が追加されている。



① 低所得世帯加算

条件	指数
世帯の前年度の区市町村民税の所得割額が48,600円未満である場合(当該前年度の課税証明書又は非課税証明書の提出がある場合に限る。) ただし、その世帯の入所等希望年の前年度の納税義務が外国にある場合又はその世帯が生活保護を受けている場合を除く。	+2点

② 保育士加算

条件	指数
父又母が、区内の認可保育園、小規模保育所、認証保育所、定期利用保育室に勤務(育児休業からの復帰予定も含む)又は勤務が内定している保育士の場合(ただし、保育士証の写しの提出があった場合に限る)	+2点

①については、低所得世帯の仕事と家庭の両立支援の観点より、②については保育人材を確保し、大田区保育サービスの安定的供給を図る観点より設けられることとなった。

## 第2節 子育てに対する相談体制及び子育て情報の充実状況

### 1. 概要

子育てに対する相談体制や子育て情報の充実については、「おおた子ども・子育てかがやきプラン」（以下、この節において「本計画」という。）において個別施策として取組みが進められている。本計画は平成27年3月に策定された「子ども・子育て支援法」に基づく法定計画であり、平成27年度から平成31年度までを計画期間とし、同法第77条第1項に基づき設置されている「大田区子ども・子育て会議」の委員の意見や公聴会で寄せられた意見を踏まえて策定されたものである。

本計画においては「未来を担う子どもを育み子育てをみんなで支えるまちにします」が基本理念として掲げられており、その下部階層に6つの基本目標が設定されている。その中の基本目標1「地域における子育て支援体制を充実します」において、子育てに対する相談体制及び子育て情報の充実についての施策が設定されている。当該基本目標はさらに4つの個別目標に細分化され、個別施策が以下のように設定されている。

個別施策		取組み内容
基本目標1 地域における子育て支援体制を充実します		
個別目標1-1 子育て家庭に対する相談体制の充実		
◎	1	保育サービスアドバイザーによる相談 多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。
◎	2	子ども家庭支援センターの相談 子どもや子育て家庭の抱える問題や不安、悩み、疑問など、あらゆることについて、相談員が相談に応じます。「子育てひろば」で子どもと過ごしながらかんたすることも可能です。
◎	3	児童館子育て相談 児童館で子育て全般に関する相談に対応します。
◎	4	保育所の子育て相談 認可保育所で、来所または電話による育児相談を行い、地域の子育てを支援します。
◎	5	私立幼稚園における子育て相談 子育て全般に関する相談に応じています。 (全体会や個別対応など)
◎	6	地域健康課の相談 随時、子どもや家庭の抱える健康上の問題について医師、保健師、栄養士、歯科衛生士が、面接・電話や家庭訪問などで相談に応じます。

	7	家庭相談・女性相談	<p>① 夫婦・親子関係や結婚、離婚、相続、不要などの家庭内の悩みや心配ごとの相談</p> <p>② 母子家庭等及び寡婦の経済上の問題・児童の就学などに関する相談</p> <p>③ 緊急の保護やパートナーの暴力などに関する相談</p>
	8	幼児教育相談	幼稚園児、保育園児、在宅児の保護者を対象とし、幼児教育に関する情報提供・相談事業を行います。
	9	教育相談	子どもの性格・行動・生活・友人関係・学習や進路等の悩みについて、電話や面接による相談に応じます。
	10	就学相談	関係機関（特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関等）との緊密な連携のもと、お子さんの障がいの種別や程度に応じて、一人ひとりの力をより伸ばす教育環境への就学や転学・進級の相談に応じます。
個別目標 1-2 子育て情報の充実			
◎	1	保育サービスアドバイザーによる相談（再掲：1-1-1）	多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。
	2	子育て応援サイトの運営	インターネットによる子育て情報の提供を充実させるため、子育てに関する地域密着サイトを運営します。
	3	子育てハンドブックの作成・配付	子育ての不安や悩みが少しでも解消できるように、育児のアドバイス、大田区の子どもや子育てに関する事業を掲載した手引書を作成・配布します。
	4	児童館子育て講座	子育てに有益な知識を得られる講座を開催します。
個別目標 1-3 子育て家庭の地域交流の促進			
◎	1	ファミリールーム	児童館等を子育ての交流の広場として乳幼児親子に提供し、情報交換や仲間づくりを進めます。
◎	2	子育てひろば	親子でゆったり過ごしながら、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。子育て

			の情報を提供し、親子での交流を進めます。
	3	保育所の園庭解放	地域の子育ての拠点として認可保育所の園庭を乳幼児親子に提供し、情報交換や仲間づくりを進めます。
	4	体験保育	家庭で育児をしている方に、親子で保育所での遊びや子ども同士の交流を体験する機会を提供します。
	5	地域の子育て支援	地域の中での育児グループ活動を支援します。
個別目標 1-4 子育てをサポートする地域のネットワークの充実			
◎	1	ファミリー・サポート・センター事業	育児の手伝いをしてほしい人（利用会員）と育児の手伝いをしたい人（提供会員）の両者を会員とし、援助活動により仕事と育児の両立や子育てする家庭の育児を支援します。
	2	民生委員・児童委員協議会との連携	子育てに関する相談・虐待等に関する通報を受けて、地域と連携して課題を解決します。
	3	子育てすくすくネット事業	児童館等を活用し、地域の子育て支援ネットワークの拡大を図ります。
	4	子育て力向上支援事業	子育てに悩む乳幼児を持つ親達が相互に学び合うグループを支援する人材（ファシリテーター）を養成し、親支援のためのプログラムを子ども家庭支援センターや児童館などで実施します。

◎：本計画における重点施策に該当する。

## 2. 監査手続

上記個別施策のうち、重点施策とされている個別施策を中心に、No. 1-1-1（及び No. 1-2-1）「保育サービスアドバイザーによる相談」、No. 1-1-2「子ども家庭支援センターの相談」、No. 1-1-3「児童館の子育て相談」、No. 1-1-4「保育所の子育て相談」、No. 1-2-2「子育て応援サイトの運営」、No. 1-2-3「子育てハンドブックの作成・配付」、No. 1-3-1「ファミリールーム」、No. 1-3-2「子育てひろば」、No. 1-4-1「ファミリー・サポート・センター事業」を対象として、その取り組み内容が子育てを行っている家庭への支援体制として活用しやすく、かつ、効果的な内容となっているかどうかを確認するため、具体的な取り組み内容及び実績について関連する資料を閲覧するとともに、担当者への質問を実施した。

### 3. 監査の結果

#### (1) 保育サービスアドバイザーによる相談

保育サービス課では、乳幼児を育てる人やこれから産み育てる人を対象として、認可保育園のほか、認証保育所、家庭福祉員、グループ保育室、定期利用保育室などの保育施設、幼稚園などの教育施設に関する情報提供を行い、保育士経験豊かな職員が、各家庭のニーズに添った施設選びの手伝いを実施している。また、区立保育園で実施している「育児応援事業」、「園庭開放」、「子育て相談」等の子育て支援に関する情報の説明も行っている。

保育サービスアドバイザーは平成 25 年 10 月から設置されており、現在は区役所本庁舎（3 階の保育サービス課保育利用支援担当窓口（保育園入園手続窓口）の横）に設置されている。また、平成 26 年 9 月からは区内施設（児童館、特別出張所、地域庁舎、子ども家庭支援センター等）での出張相談も受け付けている。出張先の選定は基本的にローテーションであり、年度で区全域を訪問するように選定が行われている。ただし、過年度において相談件数の多かった地区については開催回数を多くするような配慮がされているとのことである。

保育サービスアドバイザーの体制について、アドバイザーとなる職員は区立保育園経験者であり、ほとんどが園長経験のある者となっている。現在、職員 7 名で構成されているが、2 名が産休のため、アルバイト 2 名（いずれも公立保育園の園長経験者）を雇用して対応している。職員は情報の量や質の向上のため、認可保育園以外の認証保育所、保育ママ、小規模保育所、定期利用施設を定期的に訪問して情報の収集に努めている。また、出張時は、アドバイザー 3 名、栄養士 1 名及び事務方 1 名の 5 人体制であるが、それに加え出張先の近隣保育園から保育士を派遣してもらい、相談中の相談者の子どもの世話をしてもらっている。なお、本庁舎においても、平成 28 年度よりキッズコーナーを設置しており、相談中に子供を預かることにより相談者の負担軽減を図るというサービスの向上が見られる。

保育サービスアドバイザーの周知については、ホームページ・区報での案内掲載、保育園での案内掲示、保育園・児童館等でのパンフレット配布、子育てハンドブック（後述）への掲載等により図られている。

相談件数は設置後年々増加傾向にあり、出張回数を増やすなどの対応を行っている。相談内容は、相談者に「保育サービスアドバイザー相談シート」を記入してもらい、それらを集計して区民のニーズや実施実績を把握している。相談件数及び内容の推移は次のとおりである。

① 年間相談件数

相談事業	平成 26 年度	平成 27 年度
本庁	4,838 件	5,528 件
出先	280	355
電話	268	1,153
合計	5,386 件	7,057 件

② 相談内容

相談内容	平成 26 年度	平成 27 年度
1 入園しおりをもらいにきた	1,357 件	2,416 件
2 認可保育園の事務手続	1,407	2,458
3 認可保育園について	1,431	2,698
4 認可外保育園について	1,316	2,291
5 一時預かり	339	1,896
6 子育て情報	204	303
7 幼稚園	158	300
8 育児相談	183	196
9 その他	1,442	2,703
合計	7,837 件	15,261 件

③ 出張相談

年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実施回数	19 回	29 回

※ 平成 28 年度においては、36 回の実施を予定している。

(意見 No3)

相談件数は増加傾向にあり、保育サービスアドバイザーの存在が年々周知されてきており、利用者の要望に沿う内容となっていることが窺える。また、上述のキッズコーナーの設置や出張相談の実施回数を増やすなど、利用者の便宜を図った対応がなされており、潜在的な利用者にとって利用しやすい状況になっているものと考ええる。

しかしながら、対象とする潜在的利用者（これから産み育てる人）の中には会社勤務の人も存在することが想定されるため、出張相談を夜間や土日祝祭日

に実施するなど、相談時間を本庁舎の開庁時間に限定することのないような対応が望まれる。

(意見 No4)

相談記録の集計結果における相談時間を見たところ、10分未満の件数が全体の20.1%（平成26年度は11.8%）を占めており、相談内容が単純な手続上の簡単な質問であって、「相談」と言えるような内容となっていない事案も相談件数に集計されている可能性が危惧される。上記の「相談内容」の表に「入園しおりをもらいにきた」という項目があるように、それだけのための利用も件数に含まれている可能性があり、それを集計に含めることは、この施策の実績を分析・評価するに当たっては望ましくないと考えられる。そのため、相談件数の集計においてはこの点の配慮がなされることが望まれる。以下は相談時間の集計の推移である。

時間	平成26年度		平成27年度	
	件数	割合	件数	割合
1～4分	270件	5.0%	626件	8.9%
5～9分	367	6.8	793	11.2
10～14分	609	11.3	871	12.3
15～19分	681	12.6	845	12.0
20～24分	803	14.9	875	12.4
25～29分	543	10.1	705	10.0
30分以上	1,401	26.0	2,282	32.3
不明	712	13.2	60	0.9
合計	5,386件	100.0%	7,057件	100.0%

また、上記の表において、時間が「不明」となっているものが含まれている。平成27年度は前年度よりも件数は少なくなってきたはいるが、事業の効果的な分析・評価のためにも「不明」件数を無くし、より正確な集計ができる体制を整えることが望まれる。

(意見 No5)

上記表のうち、①「年間相談件数」において、平成27年度の合計欄の件数が、各相談事業の件数の合計と一致していない。事業の効果的な分析・評価のためにも、より正確な集計ができる体制を整えることが望まれる。

### (1) 子ども家庭支援センターの相談

子ども家庭支援センターでは、子どもや家庭の抱える問題や不安、悩みについて地域で早期に対応することにより複雑化・深刻化を防ぎ、解決に取り組むとともに、区民との協働のもとに地域の相互援助活動を推進することによって、子ども及び家庭を対象とした総合的な子育て支援を行い、子どもの健全育成を図ることを目的に、子どもたちの健やかな成長のための総合的な家庭支援を進めている。

事業を行う施設として、大森、蒲田、洗足池、六郷の4拠点が存在し、それぞれ「キッズな〇〇」との愛称がついている。「キッズな大森」が本部的機能を果たしており、以下の①～⑩の事業を行っている。またその他の拠点では①、②、⑧の事業を行っている。

子ども家庭支援センター事業は、児童虐待の発見及び未然防止に主眼が置かれており、乳幼児の親とその子どもたちのケアを中心に考え、以下の事業を実施している。

- ① 子どもと家庭に関する総合相談
- ② 子育てひろば（後述）
- ③ ファミリー・サポートおおた（ファミリー・サポート・センター事業）（後述）
- ④ 一時預り事業・定期利用保育事業
- ⑤ ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業
- ⑥ 養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」
- ⑦ 子育て力向上支援事業
- ⑧ 地域子育てネットワーク
- ⑨ 児童虐待対策
- ⑩ 児童虐待防止ネットワーク

子ども家庭支援センターの相談のひとつとして、上記①の「子どもと家庭に関する総合相談」事業を行っており、この事業では、離乳食のことやミルクの飲ませ方などの育児全般、学校、友達関係、生活習慣など、子どもと家庭に関するあらゆる相談に子ども家庭相談員が対応している。問題解決に当たっては、相談内容に応じて児童相談所や福祉、保健、教育などの関係機関と連携しながらサービスを提供している。対象は0歳から18歳未満までの子ども及びその保護者となっている。

子ども家庭支援センターの周知については、ホームページ・区報での案内掲



載、保育園・児童館等でのパンフレット配布、子育てハンドブック（後述）への掲載などにより図られている。

相談時間は月～金曜日が 9:00～18:00（大森以外は 10:00～）、土曜日が 9:30～18:00 となっており、時間帯も広く、土曜日での対応もされており、利用しやすい状況になっているものとする。

直近 3 年度の 4 拠点での相談実績件数の推移は次のとおりとなっている。

（単位：件）

年度	養護相談		保健 相談	障がい 相談	非行 相談	育成 相談	その他	合計
	被虐	その他						
平成 25 年度	460	119	62	28	4	281	927	1,881
平成 26 年度	528	131	48	26	7	290	924	1,954
平成 27 年度	578	442	48	10	1	234	852	2,165

（意見 No6）

相談件数は増加傾向にあり、子ども家庭支援センターでの総合相談事業の存在が年々周知されてきており、また利用者の要望に沿う内容となっていることが概ね窺える。ただし、上記相談実績の集計において、「その他」の区分の件数が全体の 40%（平成 25 年、26 年においては 50%）近くを占めている。事業の実績を分析・評価するに当たっては、「その他」の内容を分類整理するとともに、利用者のニーズを適切に把握した上で、新たな対応の可否を検討する必要があるものとする。

## （2）児童館の子育て相談

子育て支援課所管事業である児童館は、児童福祉法第 7 条第 1 項に基づき設置される「児童厚生施設」のひとつで、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設」（同法第 40 条）である。昭和 43 年から児童館内学童保育事業を中心に運営し、地域ぐるみで子どもの健全育成を推進している。平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連 3 法に基づいた「子ども・子育て支援新制度」において、一時預かり事業や利用者支援事業など地域子ども・子育て支援事業に取り組むよう求められており、地域の子育て支援の拠点となっている。

相談事業については、平成 13 年より開始しており、児童厚生員など専門知識を有する児童館職員（小学校又は幼稚園の教員免許又は保育士の資格保有者）が相談に応じている。来館・相談しやすい環境を整備するため、来館者への声

掛けなどを実施しており、相談件数も増加傾向にある。

直近3事業年度の相談件数は次のとおりである。

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談件数	15,245件	28,239件	39,779件

(意見 No7)

相談件数は急激な増加傾向にあり、児童館での子育て相談事業の存在が年々周知されてきており、また利用者の要望に沿う内容となっていることが強く窺える。しかしながら、相談時間は月～金曜日の午前中に限定されているため、利用者の便宜を図る観点からは、相談時間を延長することに検討の余地があるものと思われる。学童保育事業との関係など、児童館の性格上、対応が難しい状況にあるかと思われるが、上記のような相談件数のみの把握だけでなく、相談者の状況や相談内容を把握・分析し、想定される利用者のニーズに基づいた対応を検討することが望まれる。

### (3) 保育所の子育て相談

保育サービス課の育児応援事業のひとつとして、区立保育園において子育て相談を行っている。妊娠・出産・子育てに関する不安や負担感を軽減するとともに、妊婦・乳幼児・保護者の心身の健康の維持・増進を図ることを目的として、区立保育園が情報提供、子育て相談・助言及び保育体験などの支援を行っている。

実施概要は次のとおりである。

利用者	妊娠期：妊婦・当該胎児の保護者1名まで 育児期：出生から満2歳になった後の最初の3月31日までの児童・保護者2名まで
利用時期	妊娠期：育児応援券取得から出産まで 育児期：出生から満2歳になった後の最初の3月31日まで
実施日	4月を除く、毎週月～金曜日（年末年始・祝日を除く）
利用時間	9時30分～12時30分の間で希望する時間
利用定員	1日1～2組程度
利用方法	区立保育園に事前に申し込む
実施内容	妊娠期の過ごし方に関する相談 乳幼児の食事、生活、健康管理等育児全般に係る相談 保育の観察・参加 試食の提供
実施場所	区立保育園全園
利用料	無料

（意見 No8）

上記実施概要のとおり、相談時間が月～金曜日の午前中に限定されているため、利用者の便宜を図る観点からは、相談時間を延長することに検討の余地があるものと思われる。相談者の状況や相談内容を把握・分析し、想定される利用者のニーズに基づいた対応を検討することが望まれる。

#### （4）子育て応援サイトの運営

子育て支援課では、子育て情報提供の充実を図ることを目的として、大田区のホームページとは異なるサーバーにおいて、子育て応援サイトの運営を平成22年度より行っている。平成27年度までは、子育て応援サイトとして「おおた子育てナビ」と「子育てほっとカフェ」の2種類が存在したが、平成28年度より「子育てほっとカフェ」の情報更新を中止している。「子育てほっとカフェ」は現在も閲覧可能であり、バックナンバーとして過去の掲載情報の掲載が続けられているが、時間とともに掲載情報の陳腐化が進むため、時の経過とともに廃止する方向で考えられている。

「おおた子育てナビ」は、子育てに関する行政情報、子育てイベント情報、施設情報の提供及び乳児の沐浴の仕方などの動画配信を行っている。ホームページは妊娠時から子どもの成長に合わせた各段階で検索ができるように設定されており、利用者の便宜が図られているものと思われる。

「子育てほっとカフェ」は、大田区在住の子育て中又は子育て経験のある編

集委員を選任し、それらの編集委員が子連れで行けるレストランや遊び場などの情報を提供するサイトとして運営されていた。現在廃止の方向となっているのは、子育て関連情報が、個人、会社、団体など様々な主体からホームページや SNS など多種多様な形で大量に発信されているため、区から「子育てほっとカフェ」を通じて発信する情報が他の情報と差別化できない状況となっており、その存在意義が薄れたとの認識に至ったことが主な原因とのことである。なお、編集のアドバイザー的な業務を外部の業者へ依頼していたため、情報の更新停止により、このアドバイザー業務の報酬は平成 28 年度から発生していない。直近 3 年度の「子育てほっとカフェ」の事業実績は次のとおりであった。

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
編集委員（名）	12	12	10
編集委員会（回）	12	12	11
編集委員作成記事件数（件）	47	59	46

子育て応援サイトのサーバーのメンテナンスは外部委託しており、情報の更新は必要な都度、子育て支援課からの指示によって行われている。委託報酬は年額で決まっており、情報の更新回数によって増減することはないとのことである。

子育て応援サイトへのアクセス件数の直近 3 年度における推移は次のとおりである。

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
アクセス件数	564, 287 件	616, 630 件	525, 606 件

（意見 No9）

上記のとおり子育て応援サイトへのアクセス件数は減少傾向にある。子育て支援課では、大田区のホームページの掲載情報と重複していることがアクセス件数減少の原因であると分析しており、今後は大田区のホームページに子育て応援サイトを統合することを検討しているとのことである。

上述のとおり子育て応援サイトのサーバーは、大田区のホームページとは別に管理されているため、大田区のホームページへの統合はサーバーのメンテナンス費用等のコスト削減にもつながるため、費用対効果の観点からも、潜在的利用者のニーズを的確に把握した上で、早期に統合への対応を検討することが望まれる。

なお、区民のニーズの把握に関しては、「おおた子ども・子育てかがやきプラ

ン」において、その設定時及び中間（見直し）時に区民に対するアンケートを実施することとなっているため、平成 29 年度中には統合についての方向性が決められる状況になるものと考える。

（意見 No10）

こども家庭部予算（当初予算）において、子育て応援サイトの運営は以下のように設定されている。

（単位：千円）

事業名	予算額		増減 (%)	平成 28 年度予算説明
	平成 27 年度	平成 28 年度		
子育て応援サイトの運営	7,662	8,302	8.4	委員報償費、委託料等

上述のとおり「子育てほっとカフェ」の情報更新は中止されており、少なくとも平成 28 年度においては、編集委員への報償費は発生せず、予算額は前年よりも少なくなることが想定できる。委員報償費以外の費用の発生により増加することを見込んでいるのであれば、予算説明の欄において、その内容を明記するとともに「委員報償費」の文言を削除することが必要であると考えられる。

#### (5) 子育てハンドブックの作成・配付

子育て支援課では、子育て運営サイトの運営と同様に子育て情報提供の充実を図ることを目的として、子育てハンドブックを作成・配付している。

子育てハンドブックは大田区が実施している子どもと子育てに関する事業を紹介するもので、内容は子育て支援課の内部で編集しているものである。最近では記載項目や構成の大きな変更は行われていないが、記載情報（施設の開園時間、住所、電話番号など）の更新を年 1 回行っている状況であり、その構成は次のようなものとなっている。

さくいん

I 子育てってなあに
II 気軽に相談しよう
III 子どもと子育てに関する事業紹介
◇ 妊娠がわかったら
・ 母子健康手帳の準備をしましょう
・ お母さんの健康のために
・ 妊娠・出産・育児

◇ 赤ちゃんようこそ
・ 赤ちゃんが生まれたらすぐに
・ 子どもの疾病に対する医療費助成
・ 子育てを楽しむ交流
・ お子さんの健康診査は？
・ 予防接種はお済ですか？
・ 子どものための諸手当
◇ 保育園・学童保育など
・ 保育園などの申込はどうしたらいいの？
・ 放課後に子供を預かって欲しい
◇ 急に保育ができなくなって困った時
・ 地域の方が子育てを応援します
◇ 幼稚園
◇ 遊びとふれあいの場
・ 近くの保育園・児童館
◇ 外へ出て遊ぼう
・ 子どもが遊べる公園
・ 区営プール楽しいよ
◇ 子育てに悩んだとき
・ 子ども家庭支援センター
・ 笑顔いっぱい楽しい子育てのために
◇ 子どもの健やかな成長を応援します
・ 地域の相談役
・ 放課後や土日に学校で遊ぼう
・ 地域の青少年活動
・ 親子で参加交流、楽しいイベント
・ 子どもが参加できる催しいっぱい！
・ 絵本や紙芝居は楽しいね
・ 郷土をもっと知ろう
◇ 就学・進学と奨学金等
◇ ひとり親家庭のために
◇ 児童福祉施設等
◇ 障害のあるお子さんを育てている方への援助
◇ 生活にお困りのとき
◇ 子育てすくすくネット

◇ 非常用持出品リスト
IV こどもと子育てのマップ
施設ガイド
さくいん

上記の各項目の中に大田区の子どもと子育てに関する事業が網羅され、それぞれの事業の案内が記載されている。また、知りたい項目を探しやすい構成となっており、利用者の利便性が高く、子育てハンドブックは有用なものとなっているものとする。

発行部数はここ数年変更なく 12,000 部となっており、母子健康手帳の交付の際に渡す「母と子の保健ブック」の中に入れられて配付されるのがメインの配付方法である（年間 5～6 千部）。その他は、子育て支援課、健康づくり課、地域健康課、特別出張所、こども家庭支援センター、子ども発達支援センターわかばの家での窓口配付及び大田区転入手続時の配付となっている。なお、大田区のホームページ（リンク先の「おおた子育てナビ」）よりダウンロードも可能であり、各児童館でも閲覧可能な状況となっている。

（意見 No11）

冊子による配付の必要性はなくなると考えるが、現在の子育て世代はインターネット環境の整っている世帯が多いことが想定できる。現在、ウェブ上でダウンロードできるのは、冊子と同じ内容の PDF ファイル形式によるものであるが、子育てハンドブックと同様な構成のウェブページを作成することができれば、利用者の利便性は一層向上することが予想される。ウェブ上での利用者が増えれば、冊子の発行部数を減少させることができる効果が期待でき、製本費用などコストの削減につながることも期待できるため、利用者のニーズを把握した上で新たなウェブページの作成を検討することが望まれる。なお、その際には「おおた子育てナビ」との統合も含めて検討が行われることも望まれる。

(6) ファミリールーム

子育て支援課では、児童館（その他、こどもの家、分室（御園、池雪のみ）、おおたっ子ひろば（4 施設のみ））において、子育て中の親たちを支える活動として、乳幼児親子を対象とする事業を平成 11 年度から全児童館及びこどもの家などで実施しており、ファミリールームは、その事業の一環として、気軽に自由に出入りできる乳幼児親子の触れ合いの場の提供、仲間作りや自主的な活動の援助を行うとともに、親子遊びや子育て情報の提供を行っており、具体的に

は以下の内容が掲げられている。

- ① 子育てのひろばとして、乳幼児と一緒に集い交流し、子育てについての悩み事などを語り合うなど、仲間づくりの場として活用することができる。
- ② 乳幼児親子で楽しめる活動や親同士の自主活動もできる。
- ③ ひろばの掲示板は皆さんの情報交換として利用できる。
- ④ 昼食をご持参の方のために、ランチタイムを設けており、親子同士のいろいろな情報交換の場として活用できる。

月曜日から土曜日までのおおむね午前 9 時から午後 3 時までの提供となっており、午前中は、主に乳幼児親子の時間として、体操、手遊び、工作や紙芝居などの活動が盛んであるとのことである。直近 3 年度のファミリールームの実施施設数及び利用者数は次のとおりである。

年度	実施施設数	乳幼児利用者数	大人利用者数
平成 25 年度	59	230,041 人	255,381 人
平成 26 年度	58	237,065 人	273,851 人
平成 27 年度	58	361,742 人	300,307 人

(意見 No12)

利用者数は増加傾向にあり、ファミリールームの存在が年々周知されてきており、また利用者の要望に沿う内容となっていることが窺える。しかしながら、利用者が増加している一方、実施施設数が平成 26 年度に 1 施設減少しており、その後、増加していない状況である。ファミリールームは公設公営児童館、民営児童館、こどもの家の他は、子育て支援課の管轄の施設の中で学校外に位置するものに限定されてしまうため、実施施設を増加させることは難しい状況にあるが、子ども家庭支援センターの事業との連携などにより、実施施設数を増やすよう利用者のニーズに添った対応を検討することが望まれる。

#### (7) 子育てひろば

0 歳から 3 歳までの子どもと保護者が親子でゆったりと過ごしながら、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所として、子ども家庭支援センター事業のひとつとして「キッズな〇〇」の中に設けられたものである。「キッズな〇〇」にいる職員が、利用者の育児不安や孤立感に寄り添いながら、虐待に向かうことがないよう子育ての相談、情報提供、助言、援助を行っている。

「子育てひろば」の事業などの周知については、すこやか赤ちゃん訪問（生



後 4 ヶ月以内の自宅訪問) 時にパンフレットを配付、大田区ホームページなどで案内している。また、養育不安の高い家庭を訪問する際には子育てひろばの存在を伝えているとのことである。

直近 3 年度の利用者数、相談件数及び平成 27 年度の実施事業の実績は次のとおりである。

年度	利用者数			相談件数
	子ども	大人	合計	
平成 25 年度	30,445 人	29,638 人	60,083 人	3,884 件
平成 26 年度	41,808 人	40,938 人	82,746 人	6,135 件
平成 27 年度	41,603 人	40,384 人	81,987 人	8,040 件

※相談内容：健康、家庭・生活環境、発育発達、養育不安、基本的な生活習慣、教育・しつけ、各種問い合わせなど。

番号	事業名	対象	回数
1	初めてのパパママ子育て教室	ベビーマッサージ：7 か月までの子どもと父母 事故防止：0 歳までの子どもと父母	12 回
2	育児相談（保健師相談、 歯科衛生士相談、栄養士 相談）	0 歳から 3 歳（4 歳誕生日前日）までの子ども とその保護者	29 回
3	手洗い講習会		4 回
4	ベビーマッサージ		7 回
5	卒乳講習		5 回
6	親子遊び		19 回

（意見 No13）

家庭支援センターのパンフレットなどにおいて、オレンジリボンマーク（子ども虐待防止のメッセージ）が掲載されており、「子育てひろば」の利用者に対してもオレンジリボンマークのついた啓発グッズの配布が行われている。

しかしながら、虐待のイメージをあまり表面に出すと、特に子育ての経験の短い 0 歳から 3 歳児の保護者には「キッズな〇〇」の施設へ行くことに抵抗を感じてしまう場合があることが危惧される。現在のパンフレットはその点を考慮して、平成 27 年 11 月に変更されたものとのことであるが、そもそも「子育てひろば」の対象利用者（子育てに不安を抱える親）に対して、啓発グッズを配布するなど、虐待防止を直接的に訴えることの必要性については疑問を抱いてしまうところである。

「子育てひろば」などの家庭支援センター事業に対する、潜在的利用者を含む、区民のイメージ調査を実施し、その結果を周知活動に反映するなど、周知活動にはより一層の注意を払う必要があるものとする。

#### (8) ファミリー・サポート・センター事業

家庭支援センター事業のひとつとして、育児の手伝いをしてほしい人（利用会員）と育児の手伝いをしたい人（提供会員）を結ぶ会員制の育児支援ネットワークである。「キッズな大森」にあるファミリー・サポート事務局が、会員同士の助け合いのもとで行われる子育て支援の援助活動をバックアップし、双方の要望を調整（マッチング）している事業であり、「ファミリー・サポートおおた」と呼称されている。

この制度を利用するためには、「ファミリー・サポートおおた」への入会が必要であり、入会に当たっては、利用会員は説明会に参加し、提供会員は養成講座を受講し、双方、会員登録をする必要がある。会員の資格要件については、利用会員は大田区に在住又は在勤で4ヶ月から概ね12歳までの子どもの育児の援助を受けたい人、提供会員は大田区に在住の20歳以上で心身ともに健康な人となっている。

援助活動内容は、保育園の送迎及び預かり、学校の放課後及び学童保育終了後の預かり、買い物・通院などの外出時の預かりとされている。費用は基本的に800円/時間で、会員間で直接精算されている。会員は事故に備え、双方ともに補償保険に加入する必要があるが、保険料は区が負担している。

現状、提供会員数が限定的であり、利用会員が希望した時に利用できない事態が生じているため、講習会の開催方法の工夫、区報・ホームページをはじめ、高齢者の交流会での案内や区設掲示板での募集をして、提供会員の増加に努めている状況である。

直近3年度の会員登録状況、援助活動件数及び提供会員養成講座の実施状況は次のとおりである。

#### ① 会員登録状況及び援助活動件数

年度	提供会員 (人)	利用会員 (人)	合計 (人)	両方会員 (人) ※	援助活動 (件)
平成25年度	632	2,724	3,356	37	11,402
平成26年度	659	2,824	3,483	42	11,849
平成27年度	701	3,006	3,707	58	12,218

※ 両方会員とは提供会員と利用会員の両方に登録がある会員で、各会員数の内数である。

② 提供会員養成講座実施実績

年度	開催回数	修了者数
平成 25 年度	4 回	97 人
平成 26 年度	4 回	99 人
平成 27 年度	4 回	113 人

(意見 No14)

提供会員が実施した援助活動内容は、「援助活動実績報告書」によって家庭支援センターに報告され活動内容の確認が行われているが、利用頻度の高い利用会員に対しては、依頼内容が事業の公共性や公益性に反するようなものとなっていないことを確認するため、定期的に援助活動への実地調査を行うなどの対応も必要なものとする。

### 第3節 保育料の収納及び滞納整理

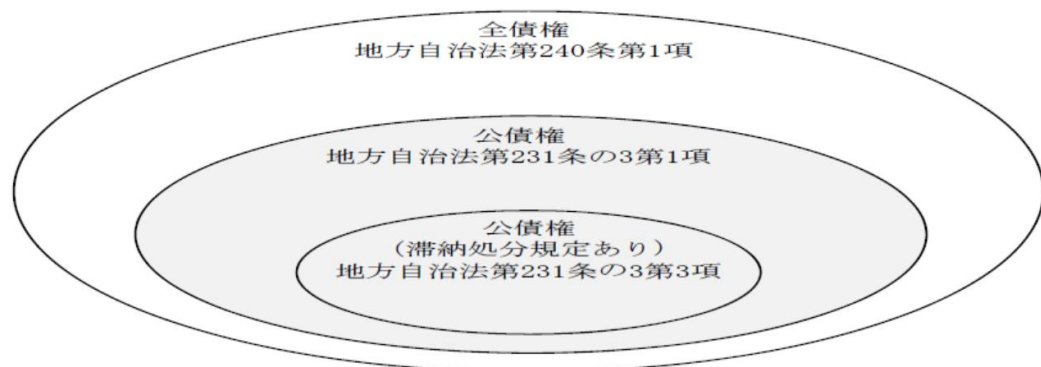
#### 1. 概要

##### (1) 債権

地方自治法において債権とは、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう」とされている（第240条第1項）。債権には、地方税、分担金、使用料、手数料等の法令または条例に基づく収入金に係る債権、物件の売払代金、貸付料等の契約に基づく収入金に係る債権を含み、また、歳出金の誤払いまたは過渡に基づく返還金に係る債権をも含むとされている。

地方自治法は、第240条第1項の「債権」のうち、「分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入」（第231条の3第1項）という分類を設けており、さらに当該分類のうちに「分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」（第231条の3第3項）という分類を設けている。ここでは、地方自治法は、第240条第1項に規定する「債権」を「全債権」とし、地方自治法第231条の3第3項に定める債権を、地方税の滞納処分の例により処分することができることとされていることから、「公債権（滞納処分規定のあるもの）」とする。

一方、地方自治法第231条の3第1項の債権から当該公債権（滞納処分規定のあるもの）を除いた債権を「公債権（滞納処分規定のないもの）」とし、公債権（滞納処分規定のあるもの）と公債権（滞納処分規定のないもの）から成る地方自治法第231条の3第1項の債権を「公債権」と総称することにする。また、全債権から公債権を除く債権を「私債権」とする。また、便宜上、公債権（滞納処分規定のないもの）及び私債権を「私債権等」と総称することにする。



大田区では、大田区債権の管理に関する条例第2条において、同施行規則第2条に該当する21種類7の債権を「区の債権」として定義しており、「金銭の給付

を目的とする区の権利（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権および同法第240条第4項各号に規定する債権を除く）のうち、規則で定めるもの」としている。当該債権は、地方自治法第240条第1項の債権である全債権から、地方自治法第231条の3第3項に規定する公債権（滞納処分規定のあるもの）および同法第240条第4項各号に規定する債権を除いた債権のうち、同施行規則で特に定めた債権として分類（私債権等に内包）することができる。このように大田区においては、地方自治法における債権のうち、区の債権として大田区固有の債権を定めており、その他の債権については個別の条例、規則において分類、整理している。

つまり大田区において、保育料に関する債権は、公債権（滞納処分規定あり）に分類されている。

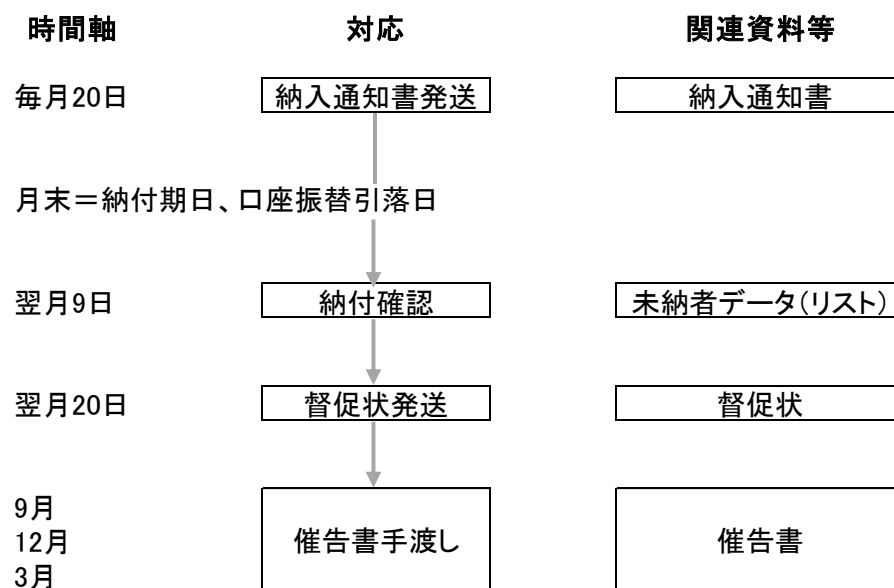
## (2) 収納及び滞納整理手続の概要

大田区における収納及び滞納管理については、「保育料滞納整理事務処理要領（マニュアル）」に基づいて行われている。

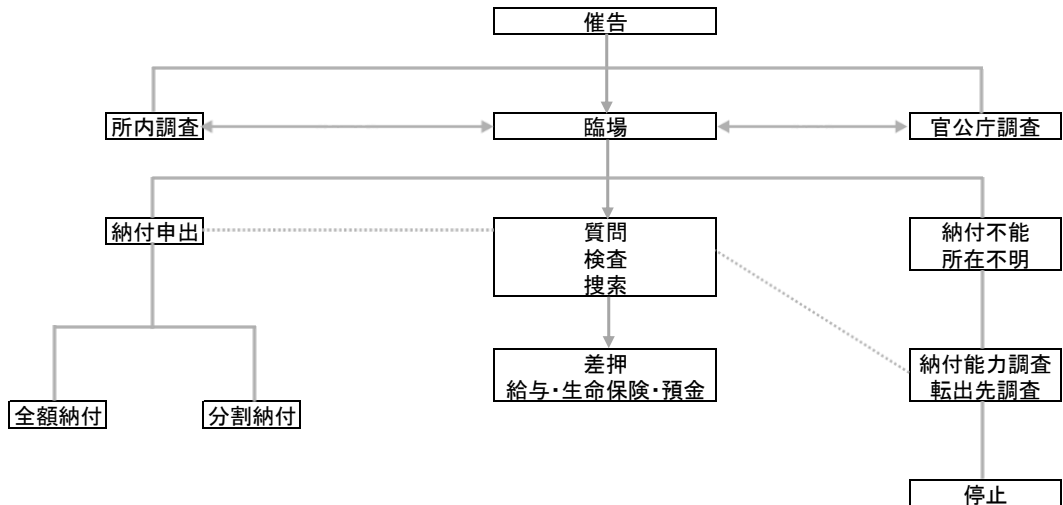
大田区では、毎年11月後半から翌年の5月中旬頃までは、保育園4月一斉入所審査事務のため繁忙期となっており、それゆえ保育料の滞納整理は6月から11月頃までに集中して取り組んでいる状況である。

「保育料滞納整理事務処理要領（マニュアル）」によると、大田区における収納及び滞納管理の業務フロー概要は以下のとおりである。

### ■ 現年度の収納整理事務



## ■ 過年度滞納整理事務



また、「保育料滞納整理事務処理要領（マニュアル）」の記載概要は以下の通りである。

- 第1 滞納整理のあらまし
- 第2 納付交渉と応接
- 第3 面接時の具体的対応
- 第4 保育料滞納整理1年間の流れ
- 第5 差押えについて

上記第1から第5までの大きく5つの章に分けて記載されており、以下は各章ごとの要約である。

### 第1 滞納整理のあらまし

こちらの章では、保育料は各世帯の経済的な事情等の考慮・判断はなされた上で決められているものであるが、各世帯により様々な事情がある点は想像に難しくなく、支払いが困難な状況にあるか否かについては、個別に判断が必要である旨、ゆえに滞納整理事務は納付勧奨とともに滞納者等との面接や事情聴取が重要である旨、ただしこれらの手続きの結果、保育料を納めるべきという判断がされたにも関わらず、納める意思のないものや、その言動に誠意のないものについては、差押え、換価等の滞納処分の執行が必要だとの毅然とした対応が必要である旨の記載がなされている。

【参考 児童福祉法第56条第9項 大田区保育の実施等に関する条例第7条第3項】

## 第2 納付交渉と応接

こちらの章では、滞納者との応接には、

- ① 電話による応接
- ② 窓口での面接
- ③ 保育園訪問

の3つがあり、様々な職業や経歴、生活環境の異なる保護者と応接しなければならないため、言動に配慮し、礼儀正しく接することが大事である旨、プライバシーの保護等の守秘義務（地方税法第22条、地方公務員法第34条）を徹底する旨など、滞納者の納付意識をそぐことのないよう、また職員の言動が法規に反することのないようにとの記載がなされている。

## 第3 面接時の具体的対応

こちらの章では、納付済みである申立てがあった場合、納付の申出があった場合、納付に協力的でない場合、保育料の減額更正と徴収停止の場合などに分けて、具体的対応が記載されている。

## 第4 保育料滞納整理1年間の流れ

こちらの章では、保育料の現年度の滞納整理事務、過年度の滞納整理事務について記載がされている。

保育料の現年度の滞納整理事務については、既述のとおりである。

保育料の過年度の滞納整理事務については、以下のように規定されている。

### (1) 催告書と納付催告書の送付

#### (ア) 催告書送付

前年度までに滞納のあった滞納者に7月上旬に発送。

#### (イ) 納付催告書送付

前々年度に滞納があり前年催告をしているものの、全く連絡が取れない、あるいは納付誓約書の提出があったにも係わらず約束が果たされていない滞納者に7月上旬に発送。納付がない場合は、給与照会、生命保険、預貯金等の調査を開始する。

### (2) 納付催告書の保育園からの手渡し

上記(1)(ア)の催告書を送付しても連絡がない滞納者に8月上旬に保育園から手渡し（卒園児の場合は、送付）

### (3) 保育園での面談と催告電話の実施

上記、(1)(イ)の納付催告書、(2)の納付催告書を送付しても反応のない滞納者及び滞納月数合計が12ヶ月以上となっている

滞納者に対し、保育園での面談を実施する。この際に、卒園児や保育園まで行けない滞納者については、電話により催告を行う。

面談においては、納付誓約書と納付計画書の提出を求めることになっている。

納付誓約書は、即時納付ができないため、納付計画により完納する旨、また約束不履行の場合は差押えを受けても異議を申立てない旨の記載が求められており、面談時にその場で提出を求めることとなっている。

納付計画書は、基本的に、①滞納金額の半分を一括、②滞納金額の1割を一括、③分割の場合は、3年以内に完納（最長でも5年以内）での支払計画が求められており、面談・電話時から1週間以内の提出が求められている。また、納付計画書による納入確認は少なくとも2ヶ月は行うこととされている。

(4) 必要に応じて給与等の照会の実施

上記の対応を補完するため、給与等（給与・生命保険・郵便預金）の照会も必要に応じて行うこととされている。

## 第5 差押えについて

こちらのパートでは、再三の支払勧奨にも係わらず、納付意思のみられない滞納者や納付誓約書等の提出にも係わらず約束を果たさない滞納者について差押えを行う場合の手順について記載がされている。

### 1 財産調査

滞納者の納付能力の判定や滞納処分の実行のため、滞納者の財産の有無やその財産についての権利関係、換価価値、換価価値の難易度について、所内及び所外調査に関し以下の記載がなされている。

(1) 所内調査

過去の滞納資料、家族構成、保護者の勤務先データ、過去の調査記録などを入手する。

(2) 所外調査

官公庁への土地、建物、電話加入権及び自動車に関する所有権調査、金融機関調査、事業所への給与支払調査等を行う。

滞納吏員は質問、検査及び搜索の権限は認められているものの、強制はできないが、相手方が答弁をしないもしくは偽りの陳述をする、検査・搜索を拒否・妨害する場合には相手方に罰則の適用が設けられている。



しかし、当該業務を担当する課（保育サービス課）においては、時間・労力等に限りがある点、また滞納者に対しても一部に偏らず均等に調査が行われるべきであるという配慮から、当面は給与支払・生命保険加入状況・預貯金の状況等を中心に調査をおこなうこととされている。ただし、高額滞納や故意に保育料を納めないなど、特別に悪質な場合については、区収納整理部門等との相談の上、別途協議することとされている。

## 2 給与支払調査

常勤の給与所得者又はパートで長期勤務している給与所得者が対象とされている。具体的な調査内容は以下の通りである。

- ・滞納者の給与支払報告書や本人の申告等から、勤務先宛てに過去3ヶ月の給与支払状況の照会を行う。
- ・回答内容から過去3ヶ月間を平均し、国税徴収法第76条に定められた最低生活の維持等に充てられる金額を控除して差押金額を計算する。
- ・この際に、滞納者の借金等個人的な事情は一切考慮されない。

## 3 生命保険加入状況調査

自営業や給与所得者であっても同族会社など給与の差押えができない滞納者を対象として行われる。また、保険料の配当金（解約返戻金）が差押対象とされる。

具体的な手続きは以下の通りである。

- ・差押調書を先ずは保険会社、次に滞納者に送付する（滞納者本人が差押手続き前に解約することを防ぐため）。
- ・生命保険の解約は、滞納者に代わり区が行い、解約返戻金のうち滞納分を差し引き残額は滞納者へ返金する。
- ・差押の解除は原則行わないが、生命保険の状況によっては、解約するよりも継続した方が有利な場合もあるため、その場合は差押えを猶予することがある。ただし、その場合でも、滞納誓約書、納付計画を徴し、3年以内に回収する計画とする。

## 4 預貯金の調査

生命保険同様に、自営業や給与所得者であっても同族会社など給与の差押えができない滞納者を対象として行われる。

ただし、昨今の銀行口座の利用状況から、滞納者の主たる口座を特定することは困難であり（照会は支店単位となるため）、労力に比べ実効性に乏しいとされている。

一方、郵便局の預貯金調査は、東京貯金事務センターのみで行うことができるため、郵便局の調査についての例（普通預金、定期預金の一括調査）が記載されている。3ヶ月の口座の動きをえ調査し、その間に恒常的に備蓄が発生している場合は、その備蓄部分を差し押さえることとされている。定期預金については、既述の生命保険同様に解約するよりも継続した方が有利な場合もあるため、その場合には猶予することがある。ただし、この場合でも納付誓約書と3年以内の納付計画書を徴した上での猶予となる。

## 5 基準等

給与等の照会は、課長決定、差押えについては部長決定とされている。

差押えの基準については、一律・公平に決めることは困難であるが、おおむね以下の基準のいずれかに該当する場合は対象になりうるとされている。

- ・ 滞納合計月数が12ヶ月以上
- ・ 滞納額が10万円以上
- ・ 納付に誠意がない(払うと言いながら、半年や1年払わない、催促をしたときだけしか払わない等)

納付の意思がないなど悪質なものについては、上記の基準と関係なく、課長判断にて差押え調査に入ることができるかとされている。

## 2. 監査手続

大田区における実際の収納及び滞納管理の状況をヒアリングや資料の閲覧等により確認し、以下の事項について検討した。

- (1) 保育料の収納事務の適切性
- (2) 保育料の口座振替の利用状況
- (3) 不納欠損処分の処理状況
- (4) 滞納簿の整理状況
- (5) 高額滞納者への対応状況

### 3. 監査の結果

#### (1) 保育料の収納事務の適切性

担当者へのヒアリングによると、基本的には「保育料滞納整理事務処理要領（マニュアル）」に沿った形で収納及び滞納管理は行っているとのことであるが、差押については、実際に行っておらず、長期にわたり滞納している利用者については、時効である 5 年の経過によって不納欠損処理を行っているとのことである。

「保育料滞納整理事務処理要領（マニュアル）」にも記載があるが、収納及び滞納管理に集中して取り組める期間が限られている点（マニュアル：概ね 6 月から 11 月、現実務：10 月から 3 月）及びその限られた時間や労力の中で、滞納者に対して一部に偏ることなく均等に應對していかねばならない面から差押えの実施が行われていないとのことである。

#### （指摘 No2）

基本的には、マニュアルに沿った運用がなされており、適切な事務処理がなされている。

ただし、滞納者に対しては、マニュアルの督促等を行っているものの、特段の対策は取られておらず、結果的に滞納保育料を支払う意思がない、もしくはその意思が弱い保護者については、時間の経過とともに時効を迎えて、不納欠損処理を行うことで、滞納債権の処理が完了されている。

公という区の立場から、公平性ある対応が求められているが、時間的労力的限界により公平な回収事務の実施というジレンマに阻まれている。しかし一方で、支払を滞納したまま時効を迎えるようなケースは、毎月きちんと支払っている利用者との対比においての公平性を欠いてしまう。そのため金額や期間といった基準を設け、計画的に現在の時間的・人的資源で対応できる対象者まで絞り込み、滞納者に対しては毅然たる態度で滞納整理を行うことが求められる。

#### （意見 No15）

上記指摘に対する 1 つの方策としては、区から支給される児童手当から滞納保育料を強制的に徴収する方法が考えられる。

保育サービスの利用者には、区から児童手当が支給されている場合が多いことから、滞納保育料を児童手当から強制的に徴収することは、徴収の公平性の点からは、中立的方法と言える。滞納者に対しては、区からの児童手当から滞納金額を差し引いた残額を支給するといったことも検討の余地があると考えられる。

また、「保育料滞納整理事務処理要領（マニュアル）」は、平成16年11月に作成されて以来、改定されておらず、現状の実務は基本的には「保育料滞納整理事務処理要領（マニュアル）」の手続を踏襲しているとは言え、一部異なる部分もある（納付の確認処理について、マニュアル上では月に1度だが、現実務では概ね毎週実施等）。そのため「保育料滞納整理事務処理要領（マニュアル）」も定期的に見直し、実務に合わせるべき点は実務に合わせる形で改定をするなどの対応も求められる。

## (2) 保育料の口座振替の利用状況

保育料の口座振替利用状況は、以下のとおりである。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
口座振替利用率	87.47%	88.71%	91.25%

※各年度3月の在籍児童・登録状況に基づき算定

過去3年間で、保育料支払の口座振替利用率は、87.47%から91.25%へと3.78%増加している。

特に平成27年度の口座振替利用率の増加が顕著であるが、これは平成27年度より、口座未登録者に対する口座登録の推奨アクションを行っていることや滞納者への滞納納付勧奨の際に合わせて、口座登録の推奨も行っていることから、増加したのではないかとのことである。

また、口座振替の利用の有無による滞納発生率の推移は以下のとおりである。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
口座振替利用者滞納率	3.81%	3.77%	3.63%
納付書払利用者滞納率	12.32%	13.00%	12.32%

上記の表によると、口座振替利用者の滞納率は、4%弱で推移しており、若干ながら、減少傾向にあることが分かる。一方、納付書払利用者（口座振替非利用者）の滞納率は、12%から13%程度で推移している。

### （意見 No16）

口座振替利用率は、直近では9割を超える水準となっているが、これを更に高めることで、滞納発生率の抑制につながる可能性がある。また、収納管理事務面からも、口座振替による入金であれば、管理・把握は容易であるが、納付書による支払の場合は、期日も一定せず、管理事務も繁雑になってしまうため、口座振替の利用率をより一層上昇させる取り組みが求められる。

家計の資金繰りが逼迫している利用者からすると、納付書払いは毎回自ら支払手続きを踏まねばならないため、資金状況や手続きへの煩雑さなどから、口座振替に比べて支払行為のハードルが高く、滞納しやすいと考えられるため、この点からも口座振替への推奨は進めていくべきと考えられる。

(3) 不納欠損処分処理状況

不納欠損処分とは、滞納している保育料のうち、滞納者の支払能力がないあるいは滞納者と連絡がつかない等の理由から、今後の回収が見込まれないため、会計上当該債権を損失処理することをいう。

大田区においては、不納欠損処分は、時効（法定納期限の翌日から起算して、5年を超過したものについては地方税法第18条により消滅時効となる）の到来による債権の消滅まで行われることはない。

以下の表は、平成25年度から平成27年度の3年間の不納欠損処分、滞留債権の状況を示したものである。

(単位:千円)

滞留発生年度	H24年度 残高	H25年度 入金	H25年度 不納欠損	H25年度 残高	H26年度 入金	H26年度 不納欠損	H26年度 残高	H27年度 入金	H27年度 不納欠損	H27年度 残高
H14年度	686	-	686	-	-	-	-	-	-	-
H15年度	231	-	231	-	-	-	-	-	-	-
H16年度	695	66	629	-	-	-	-	-	-	-
H17年度	706	-	706	-	-	-	-	-	-	-
H18年度	730	-	730	-	-	-	-	-	-	-
H19年度	22,067	425	19,992	1,650	-	1,650	-	-	-	-
H20年度	27,743	746	15,172	11,825	-	11,825	-	-	-	-
H21年度	25,330	1,728	-	23,602	178	23,370	53	17	36	-
H22年度	25,823	2,522	-	23,300	1,107	-	22,194	1,886	19,968	339
H23年度	21,512	1,853	-	19,658	1,845	-	17,814	1,782	-	16,032
H24年度	22,148	5,468	-	16,681	4,200	-	12,480	2,217	-	10,264
H25年度	-	-	-	6,243	3,149	-	3,094	1,042	-	2,052
H26年度	-	-	-	-	-	-	20,232	6,918	-	13,315
H27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,565
合計	147,671	12,808	38,147	102,959	10,479	36,845	75,868	13,861	20,005	58,567

平成25年度までは、時効による債権の不納欠損処理も一部行われていなかったため、平成25年度の不納欠損処理は、平成14年度以降のものも含まれている。また、平成26年度も本来前年度以前に時効債権となる平成19年度及び平成20年度に発生した債権の不納欠損処理を行っている。

平成27年度は、時効となる平成22年度に発生した債権のうち、返済計画等により時効が停止している債権を除き不納欠損処理している。

(意見 No17)

不納欠損処分については、平成24年度までは整理されていなかったものの、平成25年度以降は、基本的には時効を基準に整理されている。

上記の表では、実際に時効を基準として滞納整理が正常サイクルになっているのは平成27年度からとみることができる。平成28年度に時効を迎えるのは、平成23年度発生分であり、平成27年度時点において当該残高は16百万円である。回収が1~2百万円程度と想定すると、14~15百万円程度の不納欠損処理が

見込まれる。こうした不納欠損処理額は、即座に大田区の損失につながるため、不納欠損処理に至る前に、滞納させない、滞納しても早めに回収する施策をとり、不納欠損処理の金額を引き下げる努力が求められる。

#### (4) 滞納簿の整理状況

滞納簿としての資料は保管されていないが、管理システム内におけるデータによって滞納状況は把握されている。滞納状況は、月次の入金確認処理で把握できるため、タイムリーに滞納状況は把握されている。

#### (指摘事項なし)

滞納関連のデータのアウトプットを入手し、確認したところ特に問題点は発見されなかった。

#### (5) 納付誓約書・納付計画書の整理状況

既述のとおり、滞納が速やかに解消されない場合には、面談を行い、納付誓約書・納付計画書を入手することとなっている。

ただし、実際には納付誓約書、納付計画書の入手にはなかなか至っておらず、本来入手すべき対象者のうちの一部しか入手できていないとのことである。

平成 27 年度の納付誓約書、納付計画書を閲覧したところ、以下のような事例が散見された。

- ・ 納付誓約書は入手したものの、そこで止まっており納付計画書を入手できないままとなっているもの
- ・ 納付誓約書及び納付計画書は入手しているものの、その後の入金確認がなされていないもの

#### (意見 No18)

納付誓約書・納付計画書の入手状況が、滞納者の協力姿勢が充分でない点が大きいとはいえ、芳しくない状況である。この点についても、納付誓約書・納付計画書の入手を高めるための方策が求められる。

納付誓約書には、約束（納付計画）不履行の場合は、差し押さえを受けても異議を述べない旨の記載が含まれているため、納付誓約書にサインをする滞納者は、ある程度入金管理をしっかりと行っていれば、回収率をあげることができるものと考えられる。

現状は、この入金管理がしっかりなされていないため、上記のような事例や納付誓約書の日付の翌月から、未入金のまま 6 ヶ月程経過して初めて現状（未入金な状況）に気付いているものもあったため、納付誓約書・納付計画書の提

出者については、しっかりとその後の入金管理を行うことが求められる。

#### (6) 高額滞納者への対応状況

担当者へのヒアリングによると、毎年度末を目安に、過去 5 年分の滞納残高を金額順にリストアップし、上位に位置する滞納者から順に保育園の園長同席のもと保護者から滞納理由等を聴取し、納付誓約書・納付計画書を取得するようになっている。

#### (指摘 No3)

「保育料滞納整理事務処理要領（マニュアル）」によると、差押えの基準として滞納合計月数 12 ヶ月以上、滞納額 10 万円以上等が上げられているが、実際にはマニュアルに規定されているような対応とは異なっている。また滞納金額の多い順にリストアップした上で、順に保育園の園長同席のもと滞納解消を促す対応を行っているものの人的資源の制約もあることから、充分に対応できていないとのことである。

高額滞納者への対応については、上述のとおりで、過年度においても包括外部監査において指摘されているが、特段の対応方法の変化は見られておらず、課題となっている。

既述のとおり、期間や金額を基準に滞納度合いの高い滞納者に対して、積極的な回収施策を取るべきであり、この際には、限られた人員と時間という制約の中で最大限回収効率が図られる方策を決める必要がある。

いわゆる PDCA サイクルにより、回収方策の検討・実施、実際の効果の把握、結果を受けての次の方策の見直し・検討等を継続的に行うことで、回収額の最大化を図る必要がある。

また、これはマニュアルには記載のない事項であるが、上述した児童手当からの強制徴収については、少なくとも高額滞納者（長期滞納者含む）については、実施を検討するべきと考えられる。

## 第4節 保育料の水準及保育料の決定手順並びに減免手続の状況

### 1. 概要

#### (1) 保育料の水準

認可保育園の運営費は、国が定めた公定価格から児童の年齢区分等による児童一人当たりの保育の実施に要する費用を基に算定されており、これを国、都、大田区及び保護者の負担によって賄っている。大田区の保育所運営経費は国の定める運営費の基準を上回っており、平成26年度においては大田区の認可保育園の運営経費約190億5,051万円の内、約132億5,600万円と認可保育所運営経費の約69.5%を負担している。保護者の負担は約23億3,800万円で、その負担率は約12.2%である。

平成26年度の東京23区の保育料の保護者負担率の平均は12.5%（平成28年9月14日付日本経済新聞）であり、大田区の保護者負担率はほぼ平均的な水準である。なお、保育料の保護者負担率が9.5%と平均値よりも低い水準であった練馬区は来年度（平成28年度）より値上げされ、保育料の保護者負担率は10.9%になる予定である。

東京23区の主要な区の保育運営費総額及び保護者負担割合は以下の表のとおりである。

	保育運営費総額	国及び都負担	国都負担割合	区負担	区負担割合	保護者負担	保護者負担割合
大田区	19,050,510,000	3,442,000,000	18.1%	13,256,000,000	69.6%	2,338,000,000	12.3%
世田谷区	21,008,000,000	3,340,000,000	15.9%	14,363,000,000	68.4%	3,305,000,000	15.7%
江戸川区	14,545,000,000	1,652,000,000	11.4%	10,924,000,000	75.1%	1,969,000,000	13.5%
練馬区	22,200,000,000	2,100,000,000	9.5%	18,100,000,000	81.5%	2,000,000,000	9.0%
足立区	16,400,000,000	1,722,000,000	10.5%	12,693,600,000	77.4%	1,984,400,000	12.1%

大田区においては区が負担する保護者の負担軽減分が約22億円あることから区の基準による負担額と比較すると保護者負担額がその分軽減されている。

#### (2) 保育料の決定手続き

保育料は認可保育園（区立保育園、区立民営保育園、私立保育園）及び小規模保育所では同じ金額である。毎月1日時点で保育園に在籍している児童について、当該月分の保育料（延長保育料があればそれも含む）を支払うことになる。なお保育料は日割り計算を行っていないため、利用日数に関わらず1ヶ月分の保育料を支払う必要がある。

保育料は児童の年齢クラスにより異なっており、年齢クラスは保育を実施する年度の前年度末日（3月31日）における満年齢によって決まり、年度の途中に誕生日を迎えても年齢クラスや保育料は変更にはなることはない。



保育料は各世帯の所得に応じて算定されるが、保育料の算定根拠は平成 27 年度の 9 月より従来の所得税に基づく方法から、住民税に基づく方法へ変更がなされている。

保育料は平成 27 年度においては以下の表のとおりである。

階層区分		3歳未満児	3歳児	4,5歳児
A	生活保護を受けている世帯	0	0	0
B1	非課税の一人親世帯	0	0	0
B2	非課税の上記以外の世帯	1,000	1,000	1,000
C1	均等割のみの世帯	3,900	3,300	3,300
C2	市区町村民税所得割50,000円未満の世帯	4,400	4,000	4,000
C3	所得割50,000円以上67,800円未満の世帯	5,100	4,700	4,600
C4	所得割67,800円以上70,800円未満の世帯	9,700	8,600	8,600
C5	所得割70,800円以上72,800円未満の世帯	11,300	10,300	10,200
C6	所得割72,800円以上85,000円未満の世帯	12,400	12,300	12,200
C7	所得割85,000円以上125,000円未満の世帯	18,400	13,900	13,800
C8	所得割125,000円以上150,000円未満の世帯	23,100	16,700	16,600
C9	所得割150,000円以上175,000円未満の世帯	25,500	18,300	18,200
C10	所得割175,000円以上210,000円未満の世帯	27,600	19,800	19,700
C11	所得割210,000円以上235,000円未満の世帯	30,500	22,000	21,900
C12	所得割235,000円以上250,000円未満の世帯	32,500	23,200	23,000
C13	所得割250,000円以上265,000円未満の世帯	34,200	24,500	
C14	所得割265,000円以上284,700円未満の世帯	36,000	25,700	
C15	所得割284,700円以上327,600円未満の世帯	37,500	26,600	
C16	所得割327,600円以上343,400円未満の世帯	39,200	27,600	
C17	所得割343,400円以上357,600円未満の世帯	40,700		
C18	所得割357,600円以上368,200円未満の世帯	42,200		
C19	所得割368,200円以上383,200円未満の世帯	43,500	28,600	24,000
C20	所得割383,200円以上398,200円未満の世帯	46,000		
C21	所得割398,200円以上429,200円未満の世帯	49,400		
C22	所得割429,200円以上481,200円未満の世帯	54,900		
C23	所得割481,200円以上513,200円未満の世帯	59,700		
C24	所得割513,200円以上の世帯	63,500		

保育料の決定方法は、以下の方法により行われている。

世帯の住民税を合計し、その税額に応じて保育料表に基づき決定する。なおここでいう住民税とは住民税決定通知書における所得割額をいう。大田区においては大田区で住民税情報を確認できる方については、税額を証明する資料の提出は不要である。ただし当該年の 1 月 1 日現在大田区外居住者、住民税未申告者については別途税額を証明する資料の提出が必要である。住民税情報を確認できる入園申込者については、大田区では申込者の住民税情報を保育システム上に自動で吸い上げることにより世帯の住民税を合算し、保育料表の階層に応じた保育料が自動で算定される。

保育料については、平成 29 年 9 月以降は階層区分や保育料について見直し

行われている。

### (3) 保育料の減免手続

保育料の減免手続については、保護者は減額適用希望の初日までに、保育サービス課に保育料減額申込書を提出し、保育サービス課で提出書類を審査したうえで減免手続を行う。

保育料が減免されるケースは大田区でつぎの表の減額理由に該当する場合である。

番号	減額理由	添付資料(コピー可)
1	在園児以外に、認可外保育園(保育ママや認証保育所など)に、預けている乳幼児がいる世帯	契約書、保育料領収書、または月謝袋など
2	同居している同一生計の世帯員に、心身障害者のいる場合	身体障害者手帳(1、2級)、 愛の手帳(1～3度)、 または精神障害者保健福祉手帳(1～3級)
3	区民税が免除または均等割額以下に減額されたとき	課税証明書、または非課税証明書
4	災害にあったとき	り災証明書と、損害保険金等の金額の分かるもの
5	当該年の1月から、通算10万円以上の医療費がかかったとき *医療費とは、所得税法に定める医療費控除の対象となるものに限ります。例えば、自主的に保険外診療でかかった医療費や、 出産に要する保険適用外の費用、保険外対象の歯の治療費等は除きます。また、高額療養費等に該当した場合の「医療費の戻り分」は、この場合の「医療費」に該当しません。	すべての医療費の領収書と、保護者全員(父母) の直近3ヶ月の収入がわかるもの
6	生計の中心者が失業したとき	離職証明書、雇用保険受給者証 または廃業証明書などと、保護者全員(父母) の直近3ヶ月の収入がわかるもの
7	父母の直近3ヶ月の合計平均収入(ボーナスを除く収入)が、父母の前年分の合計平均収入と比べて、10%以上減額となったとき。*産休や育児休業などの理由による収入減は、減額の対象となりません。	保護者全員(父母)の直近3ヶ月の収入と、 前年分の賞与額がわかるもの

減額期間については、表番号 1 のケースで最長翌年度 8 月までの預託期間の範囲内、表番号 2～5 のケースで翌年度 8 月まで、表番号 6・7 のケースで最長 3 ヶ月まで保育料が減免される。保育料の減額は遡っては適用されない。

提出書類により減額事由に該当した場合には、既に決定されていた階層から 2 階層下の階層に変更される。但し、もともと C2 階層の場合は C1 階層まで、C1 階層の場合は B2 階層までであり、B2 階層の場合は、これ以上の減額の適用はない。

## 2. 監査手続

保育料の改定が適切なものであるかどうか、また保育料の減額手続き及び転入者の保育料の決定手続きが適切なものであるかどうかについて、関連する資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

## 3. 監査の結果

### (1) 保育料の改定

平成 29 年 9 月以降は保育料の年齢区分や保育料について見直しが行われ、次の表のとおり改定されることになっている。

階層区分		0歳児	1,2歳児	3歳児	4,5歳児
A	生活保護を受けている世帯	0	0	0	0
B1	非課税の一人親世帯	0	0	0	0
B2	非課税の上記以外の世帯	1,000	1,000	1,000	1,000
C1	均等割のみの世帯	2,000	2,000	2,000	2,000
C2	市区町村民税所得割30,000円未満の世帯	3,000	3,000	3,000	3,000
C3	所得割30,000円以上50,000円未満の世帯	4,000	4,000	4,000	4,000
C4	所得割50,000円以上60,000円未満の世帯	5,700	5,400	5,100	4,800
C5	所得割60,000円以上70,000円未満の世帯	8,700	8,300	7,300	6,700
C6	所得割70,000円以上80,000円未満の世帯	11,800	11,300	9,600	9,000
C7	所得割80,000円以上90,000円未満の世帯	15,100	14,400	12,300	11,700
C8	所得割90,000円以上100,000円未満の世帯	18,400	17,600	14,100	13,500
C9	所得割100,000円以上114,000円未満の世帯	20,600	19,700	15,200	14,600
C10	所得割114,000円以上128,000円未満の世帯	22,900	21,900	16,300	15,500
C11	所得割128,000円以上142,000円未満の世帯	25,400	24,300	17,400	16,600
C12	所得割142,000円以上156,000円未満の世帯	28,000	26,800	18,500	17,600
C13	所得割156,000円以上170,000円未満の世帯	30,100	28,800	19,700	18,900
C14	所得割170,000円以上193,300円未満の世帯	31,800	30,500	21,100	20,200
C15	所得割193,300円以上216,600円未満の世帯	34,400	33,000	22,600	21,500
C16	所得割216,600円以上239,900円未満の世帯	38,100	36,500	24,800	22,800
C17	所得割239,900円以上263,200円未満の世帯	40,600	38,800	26,000	23,900
C18	所得割263,200円以上286,500円未満の世帯	42,500	40,500	27,300	25,100
C19	所得割286,500円以上310,000円未満の世帯	44,600	42,800	29,400	25,100
C20	所得割310,000円以上340,000円未満の世帯	45,800	43,800	29,400	25,100
C21	所得割340,000円以上370,000円未満の世帯	47,500	45,500	30,300	25,100
C22	所得割370,000円以上400,000円未満の世帯	51,800	49,700	30,300	25,100
C23	所得割400,000円以上450,000円未満の世帯	57,700	55,700	31,400	26,100
C24	所得割450,000円以上500,000円未満の世帯	63,200	61,200	31,400	26,100
C25	所得割500,000円以上550,000円未満の世帯	68,000	66,000	31,400	26,100
C26	所得割550,000円以上600,000円未満の世帯	71,300	69,300	31,400	26,100
C27	所得割600,000円以上の世帯	71,800	69,800	31,400	26,100

今回の改定は、平成 27 年 10 月に区長から委嘱された学識経験者、区議会議員、子育て関係事業者及び公募区民の委員で構成される「大田区保育園・学童保育料検討委員会」が設置され、当該委員会の下で、負担能力に応じた保育料、サービスに見合った負担のあり方、子どもの健やかな成長に寄与する保育の質の確保、多子世帯や低所得世帯への配慮等を検討したうえで、平成 28 年 3 月の「保育料（保育園・学童保育）のあり方に関する報告書」（以下「報告書」）として報告された事項を基に行われたものである。

具体的には上記「報告書」を受けて、平成 28 年 6 月に子ども家庭部より「大田区保育園・学童保育料改定の考え方について」（以下「考え方」）により見直しが行われている。

保育料の見直しの主な内容は「考え方」から抜粋すると、以下の通りである。

#### 1) 負担能力に応じた階層の見直し

現行保育料において、区市町村民税 513,200 円以上（上限なし）となっている最高保育料の C24 階層の上にさらに階層を追加し、より負担能力に応じた細やかな保育料体系とします。

#### 2) 保育料の階層区分における税額幅の見直し

国基準保育料の階層に応じた、各階層の税額幅をできる限り均等にします。

#### 3) 0 歳児保育料の単独設定

現行保育料では 0～2 歳児は同じ保育料体系となっていますが、園児 1 人あたりの保育に係る月額経費は、0 歳児では、1・2 歳児と比べて高額となっています。受益と負担の関係性から、0 歳児の保育料を 1・2 歳児保育料と区分し、新たに設定します。

#### 4) 2 人目の児童に対する保育料減額幅の拡充

多子世帯に対する保育料負担軽減措置として、現行では同一世帯で認可保育所・小規模保育所に複数の児童が在籍している場合、2 人目の児童の保育料は半額、3 人目以降は無料としています。少子化対策の視点から、2 人目の児童の保育料を 6 割減額とします。

#### 5) 区市町村税金等割世帯の保育料の低減

大田区の保育料は他の自治体と比較して概ね低い金額となっていますが、区市町村税均等割世帯の C1 階層の保育料については、特別区の平均を上回っています。このため、低所得者に対する一層の配慮としてこの階層の保育料を低減します。

今回の改定と現行の保育料との相違を示すと次の表のようになる。

階層区分(改定後)	階層間 税額差額	階層区分 (現行)	0歳児			1.2歳児			3歳児			4.5歳児			
			現行	改定後	差額	現行	改定後	差額	現行	改定後	差額	現行	改定後	差額	
A	生活保護を受けている世帯	-	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B1	非課税の一人親世帯	-	B1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B2	非課税の上記以外の世帯	-	B2	1,000	1,000	0	1,000	1,000	0	1,000	1,000	0	1,000	1,000	0
C1	均等割のみの世帯	-	C1	3,900	2,000	-1,900	3,900	2,000	-1,900	3,300	2,000	-1,300	3,300	2,000	-1,300
C2	市区町村民税所得割30,000円未満の世帯	30,000	C2	4,400	3,000	-1,400	4,400	3,000	-1,400	4,000	3,000	-1,000	4,000	3,000	-1,000
C3	所得割30,000円以上50,000円未満の世帯	20,000	C2	4,400	4,000	-400	4,400	4,000	-400	4,000	4,000	0	4,000	4,000	0
C4	所得割50,000円以上60,000円未満の世帯	10,000	C3	5,100	5,700	600	5,100	5,400	300	4,700	5,100	400	4,600	4,800	200
C5	所得割60,000円以上70,000円未満の世帯	10,000	C3	5,100	8,700	3,600	5,100	8,300	3,200	4,700	7,300	2,600	4,600	6,700	2,100
			C4	9,700		-1,000	9,700		-1,400	8,600		-1,300	8,600		-1,900
C6	所得割70,000円以上80,000円未満の世帯	10,000	C4	9,700		2,100	9,700		1,600	8,600		1,000	8,600		400
			C5	11,300	11,800	500	11,300	11,300	0	10,300	9,600	-700	10,200	9,000	-1,200
			C6	12,400		-600	12,400		-1,100	12,300		-2,700	12,200		-3,200
C7	所得割80,000円以上90,000円未満の世帯	10,000	C6	12,400		2,700	12,400		2,000	12,300		0	12,200		-500
			C7	18,400	15,100	-3,300	18,400	14,400	-4,000	13,900	12,300	-1,600	13,800	11,700	-2,100
C8	所得割90,000円以上100,000円未満の世帯	10,000	C7	18,400	18,400	0	18,400	17,600	-800	13,900	14,100	200	13,800	13,500	-300
C9	所得割100,000円以上114,000円未満の世帯	14,000	C7	18,400	20,600	2,200	18,400	19,700	1,300	13,900	15,200	1,300	13,800	14,600	800
C10	所得割114,000円以上128,000円未満の世帯	14,000	C7	18,400	22,900	4,500	18,400	21,900	3,500	13,900	16,300	2,400	13,800	15,500	1,700
			C8	23,100		-200	23,100		-1,200	16,700		-400	16,600		-1,100
C11	所得割128,000円以上142,000円未満の世帯	14,000	C8	23,100	25,400	2,300	23,100	24,300	1,200	16,700	17,400	700	16,600	16,600	0
C12	所得割142,000円以上156,000円未満の世帯	14,000	C8	23,100	28,000	4,900	23,100	26,800	3,700	16,700	18,500	1,800	16,600	17,600	1,000
			C9	25,500		2,500	25,500		1,300	18,300		200	18,200		-600
C13	所得割156,000円以上170,000円未満の世帯	14,000	C9	25,500	30,100	4,600	25,500	28,800	3,300	18,300	19,700	1,400	18,200	18,900	700
C14	所得割170,000円以上193,300円未満の世帯	23,300	C9	25,500	31,800	6,300	25,500	30,500	5,000	18,300	21,100	2,800	18,200	20,200	2,000
			C10	27,600		4,200	27,600		2,900	19,800		1,300	19,700		500
C15	所得割193,300円以上216,600円未満の世帯	23,300	C10	27,600	34,400	6,800	27,600	33,000	5,400	19,800	22,600	2,800	19,700	21,500	1,800
			C11	30,500		3,900	30,500		2,500	22,000		600	21,900		-400
C16	所得割216,600円以上239,900円未満の世帯	23,300	C11	30,500	38,100	7,600	30,500	36,500	6,000	22,000	24,800	2,800	21,900	22,800	900
			C12	32,500		5,600	32,500		4,000	23,200		1,600	23,000		-200
C17	所得割239,900円以上263,200円未満の世帯	23,300	C12	32,500	40,600	8,100	32,500	38,800	6,300	23,200	26,000	2,800	23,000	23,900	900
			C13	34,200		6,400	34,200		4,600	24,500		1,500	23,000		900
C18	所得割263,200円以上286,500円未満の世帯	23,300	C13	34,200		8,300	34,200		6,300	24,500		2,800	23,000		2,100
			C14	36,000	42,500	6,500	36,000	40,500	4,500	25,700	27,300	1,600	23,000	25,100	2,100
			C15	37,500		5,000	37,500		3,000	26,600		700	23,000		2,100
C19	所得割286,500円以上310,000円未満の世帯	23,500	C15	37,500	44,600	7,100	37,500	42,800	5,300	26,600	29,400	2,800	23,000	25,100	2,100
C20	所得割310,000円以上340,000円未満の世帯	30,000	C15	37,500	45,800	8,300	37,500	43,800	6,300	26,600	29,400	2,800	23,000	25,100	2,100
			C16	39,200		6,600	39,200		4,600	27,600		1,800	23,000		2,100
C21	所得割340,000円以上370,000円未満の世帯	30,000	C16	39,200		8,300	39,200		6,300	27,600		2,700	23,000		2,100
			C17	40,700	47,500	6,800	40,700	45,500	4,800	27,600	30,300	2,700	23,000	25,100	2,100
			C18	42,200		5,300	42,200		3,300	27,600		2,700	23,000		2,100
			C19	43,500		4,000	43,500		2,000	27,600		2,700	23,000		2,100
C22	所得割370,000円以上400,000円未満の世帯	30,000	C19	43,500	51,800	8,300	43,500	49,700	6,200	27,600	30,300	2,700	23,000	25,100	2,100
			C20	46,000		5,800	46,000		3,700	28,600		1,700	24,000		1,100
			C21	49,400		2,400	49,400		300	28,600		1,700	24,000		1,100
C23	所得割400,000円以上450,000円未満の世帯	50,000	C21	49,400	57,700	8,300	49,400	55,700	6,300	28,600	31,400	2,800	24,000	26,100	2,100
			C22	54,900		2,800	54,900		800	28,600		2,800	24,000		2,100
C24	所得割450,000円以上500,000円未満の世帯	50,000	C22	54,900	63,200	8,300	54,900	61,200	6,300	28,600	31,400	2,800	24,000	26,100	2,100
			C23	59,700		3,500	59,700		1,500	28,600		2,800	24,000		2,100
C25	所得割500,000円以上550,000円未満の世帯	50,000	C23	59,700	68,000	8,300	59,700	66,000	6,300	28,600	31,400	2,800	24,000	26,100	2,100
			C24	63,500		4,500	63,500		2,500	28,600		2,800	24,000		2,100
C26	所得割550,000円以上600,000円未満の世帯	50,000	C24	63,500	71,300	7,800	63,500	69,300	5,800	28,600	31,400	2,800	24,000	26,100	2,100
C27	所得割600,000円以上の世帯	-	C24	63,500	71,800	8,300	63,500	69,800	6,300	28,600	31,400	2,800	24,000	26,100	2,100

概ね、現行 C7 階層までは保育料が減額される場合が多いが、それ以上の階層では保育料が増額となる場合が大半である。その増額幅は新設された 0 歳児クラスで最大で 8,300 円/月である。

0 歳児クラスの保育料が新たに設定されているが、これは 0 歳児に係る園児一人あたりの月額経費が平成 26 年度においては 623,207 円と 1 歳児の 270,358 円、2 歳児の 236,677 円と比較して高いことから、大田区保育園・学童保育保育料検討委員会において 0 歳児保育料のあり方を検討すべきとする意見に対応して新設されたものである。現状では 0 歳児保育料を設定している特別区はなく、近隣では武蔵野市が設定しているのみである。

なお、平成 26 年度に大田区における園児 1 人あたりの保育に係る月額経費はと国の定める月額保育料（最高額）及び現行の大田区月額保育料（最高額）を比較するとつぎの表のとおりである。

クラス	園児 1 人あたりにかかる月額経費	国が定める月額保育料（最高額）	大田区月額保育料（最高額）
0 歳児	623,207 円	104,000 円	63,500 円
1 歳児	270,358 円	104,000 円	63,500 円
2 歳児	236,677 円	104,000 円	63,500 円
3 歳児	120,046 円	101,000 円	28,600 円
4, 5 歳児	103,206 円	101,000 円	24,000 円

（意見 No19）

0 歳児クラスの新設及び保育料の全般的な値上げは 0 歳児の月額経費が 1, 2 歳児に比して高額であること、低所得者には値下げとなっていること、23 区の他の特別区と比較しても高額ではないこと、認可保育園の運営経費が毎年増加していることから、やむを得ないと考えられる。

しかし、保育料の値上げにより増収する保育料について、保育の質の向上に振り向けるというアナウンスが不足していると考えられる。

「保育園・学童保育保育料改定の考え方に関するパブリックコメント実施結果について」に提出された意見からも、保育料の値上げについてはある程度やむを得ないとする回答が多いものの、その意見の大半は、待機児童が解消するのであれば、保育士の処遇が改善されるのであれば、保育サービスの質が向上するのであれば等の条件付きであり、無条件で賛成とする声は少ない。

そのため、区としては保育料の値上げにより得た原資を、待機児童対策をよ

り進めていくこと、保育の質の向上に使用すること等を十分に説明することが必要であると考えられる。

## (2) 園児 1 人あたりの保育に係る月額経費の公表

園児 1 人あたりの保育に係る月額経費については、毎年配布される「入園申込みのしおり」において、各年齢毎に月いくらかかっているか公表されている。平成 19 年度以降に公表されている園児 1 人あたりの保育に係る月額経費については「入園申込みのしおり」によれば、次の表のような推移である。

(単位：円)

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4,5 歳児
平成 19 年度	590,470	240,455	210,346	102,402	87,138
平成 20 年度	659,608	270,152	235,581	112,948	95,591
平成 21 年度	629,345	270,641	237,372	119,221	102,586
平成 22 年度	629,347	264,353	232,131	117,570	101,412
平成 23 年度	615,218	263,392	231,632	118,894	103,014
平成 24 年度	576,494	245,955	216,484	110,142	95,061
平成 25 年度	571,238	249,677	219,987	112,181	96,994
平成 26 年度	623,207	270,358	236,677	120,046	103,206

各年度において増減はあるものの、どの年齢層においても係る月額経費はほぼ横ばいである。

### (指摘 No4)

月額経費の算定資料となる各年度の区立保育園児 1 人当り月額経費（決算）の資料と「入園申込みのしおり」の数字を突合したところ、平成 19 年度から平成 23 年度までの数字は一致していたが、平成 24 年度から平成 26 年度の数字は一致していなかった。

区立保育園児 1 人当り月額経費（決算）によれば、次の表のとおりである。

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4,5 歳児
平成 24 年度	631,516	269,081	237,071	120,956	104,591
平成 25 年度	629,748	275,892	242,560	124,285	107,619
平成 26 年度	697,579	302,151	265,128	133,910	115,399

「入園申込みのしおり」の数字より、各年度とも数字が大きくなっている。

園児 1 人あたり月額経費は、保育料の算定に際しても参考にする重要な数値



であることから、その記載には十分な正確性が必要である。

(意見 No20)

園児 1 人あたり月額経費は、区立保育園の園児を対象に計算されている。しかし区立保育園は年々民営化され、区立保育園は減少し、一方で私立認可保育園が増加している。

平成 28 年 4 月においては区立保育園は 47 施設、定員 5,621 名に対し、私立認可保育園は 61 施設、定員 5,209 名とほぼ同じ施設数、定員規模となっている。今後は、区立保育園は民営化される一方で、新設の認可保育園は私立のみであることから、今後、正確な園児 1 人あたり月額経費の計算を行うためには、私立認可保育園の園児についても園児 1 人あたり月額経費の計算の対象にすることが、必要になると考えられる。

### (3) 保育料の減額手続

一度決定した保育料でも、減額対象に該当すれば保育料の減額を受けることができる。

平成 25 年度から平成 27 年度までの減額対象者は次の表のとおりである。

減額事由	25 年度	26 年度	27 年度
生活保護受給開始	2	1	1
住民税非課税免除	0	0	1
住民税均等割以下課税・減額	2	0	0
災害・盗難・横領紛失	2	0	0
医療費	9	11	2
* 世帯員の増加	2,415	2,538	2,249
失業	5	0	1
収入減	9	8	14
預託	23	42	34
心身障がい者	94	98	96
合計	2,561	2,698	2,398

\*の世帯員の増加は、出生に基づくものであったが、平成 27 年 9 月以降は保育料の算定方法が住民税額に基づくものに変更されたことから平成 28 年度以降には減額事由としては発生しない。

上記の表から世帯員の増加を除くと心身障がい者（減額理由表の番号 2 に該当）が最も多く、次いで預託（減額理由表の番号 1 に該当）、収入減（減額理由

表の番号7に該当)の順である。

平成27年度の減額対象者から世帯員の増加による減額から3件、世帯員の増加以外で減額事由の多い心身障がい者、収入減から各1件、預託から2件サンプルを抽出し、保育料の減額手続きが適切であったか資料を閲覧し、確認した。

(指摘 No5)

世帯員の増加による減額について減額申込書、出生届済証明等資料を閲覧したが、特に減額手続きに問題はなかった。

また心身障がい者、収入減による減額手続きについても、提出書類と減額事由に齟齬はなく、減額手続きに問題はなかった。

しかし、預託による減額手続きについては2件中1件について、減額理由が在園児以外に認可外保育園(保育ママや認証保育所等)に預けている乳幼児がいる世帯が条件であるが、在園児以外がないため、減額事由に該当しないにも関わらず、二段階保育料を減額してしまっていた。

指定保育室の受託証明書を認可外保育園のものと誤認したことが原因のようであるが、保育料の減額手続きは提出書類を慎重に確認することが必要であると考えられる。

なおもう1件の預託の減額手続きには特に問題点はなかった。

#### (4) 転入者の保育料の決定手続

保育料の決定は住民税の金額をシステムから読み込むことで自動的に計算されるが、大田区に新たに転入してきた場合には住民税の金額をシステムから読み込むことができないことから、年度中に転入者から住民税額等の書類を入手し、それに基づき手入力により保育料を決定する。

手入力により保育料が決定されることから、保育料の決定が適切に行われているか平成27年度中に行われた12件の転入者の保育料の決定から3件を抽出し、保育料の決定が適切に行われているか確認した。

(指摘事項なし)

抽出した3件の転入者の保育料の決定手続きについて、転入者の資料を閲覧し、保育料の決定が適切であったか確認したが、保育料の決定は適切に行われており、特に問題となる事項はなかった。

## 第5節 保育サービス等の充実・整備の状況

大田区においては、平成16年度に「おおた子育てすくすくプラン 大田区次世代育成支援行動計画・前期行動計画（平成17年度から平成21年度）」、平成21年度に「おおたのびのび子育てプラン 大田区次世代育成支援行動計画・後期行動計画（平成22年度から平成26年度）」を策定し、子育て支援施策を推進してきている。

そしてこの大田区次世代育成支援行動計画を踏まえながら、平成27年度から平成31年度の5ヶ年を計画期間とした「おおた子ども・子育て かがやきプラン」（以下、プラン）を策定している。

このプランにおいては、基本理念として「未来を担う子どもを育み 子育てをみんなで支えるまちにします」を掲げ、その基本理念を達成するために、以下の3つの基本目標を掲げている。

- 1 地域における子育て支援体制を充実します
- 2 仕事と子育ての両立を支援します
- 3 親と子どもの健康の確保及び増進を図ります

上記、基本目標のうち、2の基本目標を達成するために、個別目標として

2-1 保育サービス等の充実・整備

2-2 仕事と子育ての両立を促す意識づくり

が掲げられている。本節では保育事業に係る 2-1 保育サービス等の充実・整備が、プラン通り遂行されているかを中心に監査を行った結果について意見を述べている。

### 第1項 私立（認可）保育園の整備支援状況

#### 1. 概要

##### (1) 認可保育園の概要

認可保育園とは、保護者が就労等により、家庭において必要な保育を受けることが困難な乳幼児を保育することを目的とする児童福祉法に基づく施設である。大田区における認可保育園は、東京都知事が国の設置基準が定める定員や職員の配置基準・施設の配置基準等を満たすものとして認可したものであり、この認可保育園の運営に対しては国、都、区から補助金が支給される。

認可保育園の開園時間は一日のうち11時間とされている。このうち区立保育園は午前7時15分から午後6時15分までである。また私立保育園は園によっ

て異なっているが、午前7時00分から午後6時30分の間で11時間の開園時間である。

(2) 私立（認可）保育園の過去の整備状況

私立（認可）保育園については、過去10年、次の表のように園数、定員は推移している。

	公立		私立		計	
	園数	定員(人)	園数	定員(人)	園数	定員(人)
平成19年	58	6,855	20	1,521	78	8,376
平成20年	57	6,754	20	1,645	77	8,399
平成21年	56	6,625	22	1,827	77	8,392
平成22年	56	6,622	23	1,936	79	8,558
平成23年	55	6,607	29	2,438	84	9,045
平成24年	54	6,489	34	2,887	88	9,376
平成25年	52	6,281	39	3,339	91	9,620
平成26年	50	6,015	45	3,871	95	9,886
平成27年	49	5,878	56	4,645	105	10,523
平成28年	47	5,621	61	5,209	108	10,830

過去10年、公立保育園は民営化により園数、定員共に減少している代わりに、公立保育園の民営化と、新規の私立（認可）保育園の新設により民間保育園については園数、定員共に大幅に増加している。

10年前は認可保育園の定員の約80%が公立保育園の園児が占めていたが、現在ではほぼ半数が私立（認可）保育園の園児となっている。

(3) 大田区内の私立（認可）保育園

大田区内には平成28年4月現在、次の表のとおり61施設の私立（認可）保育園が開設されている。

	施設名	所在地	定員(人)						開園年月日	設置主体
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	合計		
1	子どもの家	大森東5-2-11	12	15	18	18	36	99	S24.6.1	社会福祉法人なぜの木会
2	今泉	矢口2-26-17	0	10	15	25	50	100	S26.3.31	宗教法人延命寺
3	第一蒲田	蒲田1-20-6	0	12	18	20	40	90	S27.3.1	社会福祉法人蒲田保育園
4	よいこの	西六郷4-20-6	0	13	15	17	35	80	S30.4.1	社会福祉法人行道福祉会
5	第二蒲田	南蒲田1-7-20	0	6	16	20	48	90	S30.4.1	社会福祉法人蒲田保育園
6	女塚	西蒲田4-23-8	0	10	20	23	47	100	S30.4.1	個人
7	桐里	池上1-13-3	6	10	17	17	34	84	S31.10.11	社会福祉法人恒明会
8	洗心	南千束2-2-6	18	18	18	18	36	108	S33.4.1	宗教法人妙福寺
9	なかよし	東糞谷4-2-14	9	15	15	18	36	93	S34.2.16	社会福祉法人なかよし会
10	大森	大森南4-10-4	10	10	10	10	20	60	S34.6.1	社会福祉法人大洋社
11	第三蒲田	萩中2-13-16	0	6	16	22	46	90	S35.9.1	社会福祉法人蒲田保育園
12	島田	大森北3-3-5	12	18	20	20	40	110	S44.7.1	社会福祉法人島田福祉会
13	丸子ベビー	下丸子3-21-17	15	15	12	6	12	60	S57.2.1	社会福祉法人みくに会
14	おひさま	矢口3-34-12	0	16	16	16	32	80	H13.4.1	社会福祉法人行道福祉会
15	大森駅前	大森北1-6-6	6	8	8	8	16	46	H14.4.1	社会福祉法人島田福祉会
16	蒲田音楽学園	西蒲田4-27-2	6	10	14	14	28	72	H17.10.1	社会福祉法人扶社会
17	洗足池	南千束3-24-15	0	9	9	9	18	45	H18.8.1	社会福祉法人大洋社
18	*大森六丁目	大森北6-9-1	0	12	18	18	36	84	H19.4.1	社会福祉法人島田福祉会
19	*あつぷる池上	池上3-29-11	0	20	21	21	46	108	H19.4.1	社会福祉法人東京愛成会
20	*北嶺町	北嶺町19-13	12	14	22	23	46	117	H20.4.1	社会福祉法人島田福祉会
21	久が原ハーモニ	久が原1-1-9	6	14	14	14	28	76	H20.12.1	社会福祉法人扶社会
22	*多摩堤	鷗の木3-11-13	12	16	22	23	48	121	H21.4.1	社会福祉法人南町保育会
23	アスクラのき	鷗の木2-34-20	6	9	13	14	28	70	H21.10.1	㈱日本保育サービス
24	アスク大森	大森北1-10-14	9	15	15	15	30	84	H23.4.1	㈱日本保育サービス
25	おたみん家の家	南馬込1-9-1	8	10	12	15	30	75	H23.4.1	社会福祉法人つばさ福祉会
26	そらのいえ	大森中1-14-1	0	10	14	20	40	84	H23.4.1	社会福祉法人わかば
27	*千鳥さくら	千鳥2-28-11	0	25	26	26	53	130	H23.4.1	社会福祉法人なぜの木会
28	西二なかよし	西六郷2-30-3	0	9	9	9	23	50	H23.4.1	社会福祉法人なかよし会
29	レイモンド南蒲田	南蒲田2-16-2	6	12	12	13	26	69	H23.4.1	社会福祉法人檸檬会
30	グローバルキッズ西馬込園	南馬込5-30-2	6	14	15	15	30	80	H24.4.1	㈱グローバルキッズ
31	さくら中央	中央5-30-18	9	12	14	15	30	80	H24.4.1	社会福祉法人南町保育会
32	にじいろ保育園大岡山	南千束3-1-6	9	18	18	18	36	99	H24.4.1	㈱サクセスアカデミー
33	*西糞谷しろはと	西糞谷1-4-22	12	18	24	25	50	129	H24.4.1	社会福祉法人白鳩会
34	ホビンスナーリスクール長原	上池台1-16-7	8	10	10	10	22	60	H24.4.1	㈱ポピンズ
35	鷗の木いまいずみ	南久が原2-30-5	0	12	12	12	24	60	H24.6.1	社会福祉法人いまいずみ
36	ケンパ池上	池上4-25-9	6	10	11	11	22	60	H25.4.1	NPO法人ケンパリングコミュニティ協会
37	*多摩川	多摩川2-24-63	11	19	22	22	44	118	H25.4.1	社会福祉法人仁慈保育園
38	*美原	大森東1-28-2	13	20	21	22	44	120	H25.4.1	社会福祉法人あざみ会
39	刈-ホビンスアトレ大森ルーム	大森北1-6-16	0	15	15	15	30	75	H25.4.1	社会福祉法人どろんこ会
40	アスク久が原	久が原2-23-10	0	15	18	19	38	90	H25.9.1	㈱日本保育サービス
41	*池上長尾	池上8-25-6	12	14	22	26	54	128	H26.4.1	社会福祉法人長尾会
42	グローバルキッズ蒲田園	西蒲田8-20-8	0	12	12	12	24	60	H26.4.1	㈱グローバルキッズ
43	*高畑	仲六郷3-19-12	12	23	25	26	52	138	H26.4.1	社会福祉法人寿広福祉会
44	ぼけっとランド 西蒲田	西蒲田7-35-1	0	10	12	12	26	60	H26.4.1	学校法人三幸学園
45	にじいろ保育園西馬込	西馬込2-28-16	9	15	15	17	34	90	H26.4.1	㈱サクセスアカデミー
46	ベネッセ雪が谷大塚	南雪谷3-11-20	0	12	12	12	24	60	H26.5.1	㈱ベネッセスタイルケア
47	マーズエンジェル池上駅前	池上7-1-1	0	18	18	18	36	90	H26.7.1	㈱マーズエンジェル
48	アスク蒲田一丁目	蒲田1-2-13	6	15	18	19	22	80	H26.10.1	㈱日本保育サービス
49	えがおの森保育園おもり駅前	大森北1-6-8	0	10	11	13	26	60	H27.4.1	㈱千趣会チャイルドケア
50	池上どろんこ	池上1-19-32	0	10	12	15	30	67	H27.4.1	㈱ゴーエスト
51	ベネッセ池上	池上3-13-4	0	10	12	14	28	64	H27.4.1	㈱ベネッセスタイルケア
52	クオリスキッズくがはら	東嶺町28-4	6	12	14	15	28	75	H27.4.1	㈱クオリス
53	北嶺町第二	北嶺町28-7	0	10	11	13	26	60	H27.4.1	社会福祉法人島田福祉会
54	いしかわだいきざくさく	東雪谷2-10-7	0	12	12	14	27	65	H27.4.1	㈱プロッサム
55	えがおの森保育園かまた駅前	南蒲田1-1-25	0	10	11	13	26	60	H27.4.1	㈱千趣会チャイルドケア
56	*南馬込第二	南馬込1-24-9	15	21	24	25	52	137	H27.4.1	社会福祉法人つばさ福祉会
57	キッズガーデン大森駅前	大森北1-2-3	0	15	15	17	15	62	H27.7.1	㈱Kids Smile Project
58	グローバルキッズ大森西園	大森西2-15-24	6	12	12	14	16	60	H28.4.1	㈱グローバルキッズ
59	馬込ここわ	南馬込1-1-6	6	18	21	25	10	80	H28.4.1	㈱ディアローグ
60	*上池台	上池台5-11-17	12	12	20	28	58	130	H28.4.1	社会福祉法人つぼみ会
61	*蒲田保育専門学校ふぞく北糞谷	北糞谷1-14-10	17	22	24	24	50	137	H28.4.1	学校法人簡野育英会
	合計		328	823	968	1,048	2,042	5,209		

なお施設名の前に\*がついている保育園は、区立保育園から、民営化した保育園である。

また次年度以降に開設される予定の園は次の表のとおりである。

	施設名	所在地	定員(人)							設置主体	開園予定日
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
1	(仮称)キッズラボ蒲田園	蒲田5-44-5	6	6	7	7	7	7	40	キッズラボ株	H29.4
2	(仮称)ベネッセ西馬込保育園	仲池上1-8(地番)	0	10	12	14	14	14	64	株ベネッセスタイルケア	H29.4
3	(仮称)美奈見ここわ保育園	中央1-1-7	0	15	15	15	3	2	50	株ティアログ	H29.4
4	ケンパ西馬込(認証から移行)	西馬込1-24-1	6	9	9	12	12	12	60	NPO法人ケンパ・レーニン グ・コミュニティ協会	H29.4
5	くがはらさくらさくほいくえん (認証から移行)	第1園舎 鶉の木1-5-12(0~2歳) 第2園舎 鶉の木3-6-11(3~5歳)	6	12	12	14	14	14	72	株プロッサム	H29.4
6	(仮称)はぐはぐキッズ池上mother (はぐはぐキッズ洗足池小規模保 育所の連携施設)	上池台2-26-7	0	9	8	18	11	4	50	プリメックスキッズ株	H29.4
7	(仮称)蒲田保育専門学校ふぞく 糺谷駅前保育園	西糺谷4-29-16	6	10	18	20	20	20	94	学校法人簡野育英会	H29.4
8	(仮称)にじいろ保育園南まごめ	南馬込4-25-11	6	9	11	12	12	12	62	株サクセスアカデミー	H29.4
9	(仮称)はぐはぐドンキadventure保 育園	山王3-6-3MEGATONキホーテ 大森山王店5階	0	10	11	11	7	1	40	プリメックスキッズ株	H29.6
10	育児サポートハウスネット森の保育園 (認証から移行)	仲池上1-31-13	6	10	10	10	10	10	56	株育児サポートハウスネット	H30.4
合計			36	100	113	133	110	96	588		

次年度以降は10園の開設が予定されており、588人の定員増加が見込まれている。開設予定の保育園で特徴的なのは、認証保育所から認可保育園へ移行する園が2園あることである。

## 2. 監査手続

大田区子ども・子育て支援事業計画に沿って、認可保育園の入所希望者の増加や待機児童の状況を踏まえ、多様なニーズに応える保育サービス基盤の拡充を進めるため、民間事業者による認可保育園の新規開設を支援しているか、また認可保育園の新規開設の手続きが適正なものか、関連する資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

### 3. 監査の結果

#### (1) 認可保育園の開設状況

大田区において平成 28 年度は馬込ここわ保育園、グローバルキッズ大森西園の 2 園が開設されている。

開設した園の詳細は以下の表のとおりである。

施設名	所在地	年齢別定員						開園年月日
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	
グローバルキッズ大森西園	大森西2-15-24	6	12	12	14	16	60	H28.4.1
馬込ここわ	南馬込1-1-6	6	18	21	25	10	80	H28.4.1
合計		12	30	33	39	26	140	

また過去 10 年の認可保育園の開設推移は以下の表のとおりである。

	園数	定員(人)
平成 19 年	0	0
平成 20 年	0	0
平成 21 年	0	0
平成 22 年	1	60
平成 23 年	5	339
平成 24 年	4	309
平成 25 年	3	195
平成 26 年	4	245
平成 27 年	8	466
平成 28 年	2	140

上記の表には区立から民営化された保育園は含まれていない。平成 23 年から新設の認可保育園が増加し、待機児童対策が近年図られていることがわかる。

(意見 No21)

平成 27 年度は認可保育園の新規開設は 8 園、受入定員 466 名に及んだのに対し、平成 28 年度は 2 園、受入定員 140 名とほぼ 3 分の 1 となった。

一方で、平成 27 年度の待機児童は 154 人であったが、平成 28 年度は 229 人と 75 人増加している。

認可保育園の増設は、保護者のニーズに合致した待機児童対策である。認証保育所、小規模保育所等よりも一度入所ができれば小学校入学まで保育園を探す活動（いわゆる保活）の必要を考えずにすむ認可保育所への入所を希望する保護者は多い。平成 27 年度の待機児童解消として当初目標 420 人を上回る 556 人の保育定員の増加はあったが、結果として保育ニーズは予想以上に上回り、待機児童は増加している。

そのため待機児童解消に向けて更なる民間（認可）保育園の整備に対して支援を行うことが必要であると考えられる。

## (2) 認証保育所の認可保育園への移行

来年度には 2 園（ケンパ西馬込、くがはらさくらさくほいくえん）が認証保育所から認可保育園へ移行する予定である。認証保育所は子ども子育て支援法においては認可外保育施設であることから、今後、認証保育所から認可保育園へ移行を検討する園が増加することが想定される。

### (意見 No22)

認証保育所から認可保育園へ移行した場合には、入園の申込方法が大きく変わることになる。認証保育所との直接契約から自治体に入園申請を行い、入所選考を経て入園児が決定される。その場合、既に認証保育所に入所していた児童が入所選考指数が不足することにより締め出されてしまう可能性がある。認証保育所においては、認可保育園のような点数に基づく入所選考はないことから、認証保育所に入所していた児童が進級時に上がれない事態が生じかねない。

そのため、既に入所していた児童に関して、在園を希望する児童については保育の必要性が認められる場合には、例え入所選考指数が低くともそのまま在籍できるとする等の措置を取るべきであると考えられる。

また認証保育所に入所する保護者に対して、認可保育園に移行する予定があることを少なくとも入所前に情報として示しておく必要があると考えられる。

## (3) 民間（認可）保育園の開設手続

平成 27 年度に開設手続を行った 3 園（馬込ここわ保育園、キッズガーデン大森駅前、グローバルキッズ大森西園）全てについて開設手続が適切であったか、資料を閲覧し確認した。

### (指摘事項なし)

平成 27 年度に開設手続を行った上記 3 園についての開設手続について、認可申請書類に漏れや問題は無く、事業者の認可保育所等に関する開設計画申



請書に基づく認可の申請に特に問題はなかった。

## 第2項 小規模保育所の拡充支援の状況

### 1. 概要

#### (1) 制度概要

小規模保育所とは、子ども子育て支援法に基づき平成27年4月から地域型保育事業として大田区が認可した定員19名までの保育所である。

この地域型保育事業には、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの事業が含まれている。

小規模保育所は、大田区が認可することから認可基準が定められており、保育士配置割合10割のA型と保育士配置割合6割のB型の2種類に分類される。

小規模保育所の認可基準は、次の表のとおりである。

	A型	B型
職員数	保育所の配置基準 +1名 *1	保育所の配置基準 +1名 *1
職員資格	保育士	6割以上保育士 *2
設備・ 面積等	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡
給食	自園調理(連携 施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理(連携 施設等からの搬入 可) 調理設備 調理員

\*1 職員数の保育所の配置基準は、0歳児は乳児3名に対して保育士1名、1・2歳児は幼児6名に対して保育士1名

\*2 保育士以外は研修を修了した者

#### (2) 大田区の施設数

認可基準を満たした小規模保育所は、地域型保育給付の対象として、大田区が認可した保育施設とされる。

大田区内の小規模保育所は平成28年4月1日現在、次の表のとおりである。

	名称	類型	所在地	開設年月日	定員(人)	設置者
1	池上らる スマート保育所	B	池上 6-10-12	H25.11.22	19	(株)日本デイク アセンター
2	小鳩スマート 保育所上池台	B	上池台 5-19-14	H25.11.25	19	(株)チャイルド・ ピース
3	久が原らる スマート保育所	B	千鳥 1-24-3	H25.12.1	17	(株)日本デイク アセンター
4	しおどめ保育園 京急蒲田駅前	B	南蒲田 1-1-17	H26.6.1	18	学校法人 柴学園
5	はぐはぐキッズ 洗足池	A	上池台 2-37-2	H26.7.1	19	プリメックス キッズ(株)
6	蒲田保育専門学校 附属保育室	B	本羽田 1-4-1	H26.9.1	18	学校法人 簡野育英会
7	えがおの森保育園 かみいけだい	A	上池台 1-20-20	H26.10.1	19	(株)千趣会 チャイルドケア
8	小鳩スマート 保育所大森	B	山王 3-1-7	H26.10.1	18	(株)チャイルド・ ピース
9	チャレンジキッズ 雪谷大塚園	B	雪谷大塚町 13-19	H26.11.1	18	(株)C・B・H
10	キッズガーデン 馬込駅前	B	中馬込 2-26-4	H27.4.1	19	(株)Kids Smile Project
11	保育ルーム Ohana 大森西園	B	大森西 3-29-1	H27.7.1	19	エルシーワークス (株)
12	こどもヶ丘保育園 雑色園	B	仲六郷 2-32-5	H27.10.1	19	(株)チャイルド ビジョン
13	このえ鶺の木 小規模保育園	A	鶺の木 2-20-7	H28.4.1	19	(株)なないろ
14	このえ雑色 小規模保育園	A	南六郷 2-7-20	H28.4.1	19	(株)なないろ
15	チャレンジキッズ 長原園	B	上池台 1-7-7	H28.4.1	19	(株)C・B・H
16	こどもヶ丘保育園 東矢口園	B	東矢口 3-11-27	H28.4.1	19	(株)チャイルド ビジョン
17	キャリア保育園 田園調布	A	田園調布 2-45-9	H28.4.1	19	マイキャリア クラス(株)

18	ディールカ保育園 新蒲田園	B	新蒲田 1-5-1	H28.4.1	19	エージェント(株)
19	キッズラボ西馬込園	A	西馬込 2-35-3	H28.4.1	16	キッズラボ(株)
20	保育ルーム Ohana 梅屋敷駅前園	B	大森西 6-15-10	H28.4.1	19	エルシーワークス (株)
21	小鳩スマート保育所 北馬込	B	北馬込 2-1-1	H28.4.1	19	(株)チャイルド・ ピース
計					390	

設置主体は学校法人が 2 法人あるが、それ以外は株式会社のみであり、比較的規模が小さな株式会社も設置主体にみられる。

また、小規模保育所の施設数と定員の推移は次の表のとおりである。

年度	施設数	定員(人)
27	10	183
28	21	390

\*各年度 4 月 1 日時点

小規模保育所は平成 27 年 4 月から開始された制度であることから、まだ過去 2 年度しか経っていない。しかしながら、小規模であり認可保育園ほど立地に制約がないことや、0 歳から 2 歳までの待機児童対策として、その開園数は急増している。なお、大田区では保育対象年齢を 1・2 歳としている。

平成 27 年 4 月から小規模保育所は、地域型保育事業として区が認可しているが、それ以前にも東京都は子ども・子育て支援法の成立までの期間、待機児童対策のため、先行して平成 25 年 4 月から小規模保育整備促進支援事業を行っている。これは東京スマート保育と呼ばれ、子ども・子育て支援法の本格施行時に、小規模保育事業に移行することを要件に、都が区市町村に補助を実施するものである。この制度に基づき開設されたのが、上記小規模保育所の一覧の番号 1~9 までの 9 施設であり、この 9 施設が平成 27 年 4 月から地域型保育事業として、小規模保育所に移行している。

東京スマート保育において東京都が定めたのは対象児童（0 歳～2 歳児）と定員（6 人以上 19 人以下）のみであり、その他の基準は区市町村が規定している。

大田区においては「大田区小規模保育所事業実施要綱（平成 25 年 8 月 27 日こ保発第 11546 号決定）」を定め、東京スマート保育を実施しているが、その内容は基本的には現在の認可基準と同様のものである。

来期以降に開設する予定の園は、次の表のとおりである。

	名称	類型	所在地	開設年月日	定員(人)	設置者
1	(仮称)BaBy Pearl Nursery	A	西糀谷2-24-7	H29.4予定	19	学校法人野村学園
2	ぽれぽれ保育園 西蒲田	A	西蒲田7-22-10	H29.4予定	19	(株)ポーレ
3	(仮称)このえ石川台 小規模保育園	A	東雪谷2-11-7	H29.4予定	12	(株)なないろ
4	(仮称)こどもヶ丘 保育園平和島園	A	大森本町2-6-16	H29.4予定	19	(株)チャイルド ビジョン
	合計				69	

現状（平成 29 年 1 月）では、4 施設で定員 69 名分が開設する予定である。

(3) 施設の入所状況

小規模保育所の過去2年間のそれぞれ4月1日における入所状況は次の表のとおりである。

	施設名	H27.4.1				H28.4.1			
		1歳	2歳	計	定員	1歳	2歳	計	定員
1	池上らるスマート保育所	12	5	17	19	10	9	19	19
2	久が原らるスマート保育所	10	7	17	17	7	10	17	17
3	小鳩スマート保育所上池台	12	7	19	19	10	9	19	19
4	しおどめ保育園京急蒲田駅前	10	8	18	18	8	9	17	18
5	はぐはぐキッズ洗足池	9	9	18	18	9	8	17	19
6	蒲田保育専門学校附属保育室	14	3	17	18	6	12	18	18
7	えがおの森保育園かみいけだい	11	6	17	18	11	6	17	19
8	小鳩スマート保育所大森	10	8	18	19	10	7	17	18
9	チャレンジキッズ雪谷大塚園	11	6	17	18	8	7	15	18
10	キッズガーデン馬込駅前	12	7	19	19	10	9	19	19
11	保育ルーム Ohana大森西園	/	/	/	/	10	9	19	19
12	こどもヶ丘保育園雑色園	/	/	/	/	10	9	19	19
13	このえ鶺の木小規模保育園	/	/	/	/	15	4	19	19
14	このえ雑色小規模保育園	/	/	/	/	15	3	18	19
15	チャレンジキッズ 長原園	/	/	/	/	10	6	16	19
16	こどもヶ丘保育園 東矢口園	/	/	/	/	10	8	18	19
17	キャリー保育園田園調布	/	/	/	/	11	7	18	19
18	ディルーカ保育園 新蒲田園	/	/	/	/	13	6	19	19
19	キッズラボ西馬込園	/	/	/	/	11	5	16	16
20	保育ルーム Ohana 梅屋敷駅前園	/	/	/	/	9	10	19	19
21	小鳩スマート保育所北馬込	/	/	/	/	17	2	19	19
計		111	66	177	183	220	155	375	390

過去2年の入所状況は95%を超えており、ほぼ満所の状況である。

2. 監査手続

大田区子ども・子育て支援事業計画に沿って、低年齢児の待機児解消を進めるため、民間事業者による定員19人以下の小規模保育所の新規開設や保育の質の向上を支援しているか、また小規模保育所の新規開設の手続きが適正なもの

か、関連する資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

### 3. 監査の結果

#### (1) 小規模保育所の開設状況

大田区においては平成 27 年度に小規模保育所は 12 施設が新規に開設されている。小規模保育所は、前年度に比して定員を 221 名増加させており、平成 27 年度において当初の保育サービス定員増加目標 420 人を上回る保育サービス定員の増加数を 556 人とした要因の一つとなっている。

(意見 No23)

小規模保育所は大田区では保育対象年齢を 1・2 歳とした保育所であり、開設実績は当初目標を上回っているが、待機児数は平成 27 年度の 154 人から 229 人へと 75 人増加している。この 229 人の待機児童のうち 0 歳児は 48 人から 42 人へと減少しているが、1 歳児は 70 人から 111 人へと増加している。

そのため今後より一層の小規模保育所の開設が必要であると考えられる。

#### (2) 連携施設の必要性

小規模保育所は対象児童を 0 歳児から 2 歳児としており、待機児童に 0 歳～2 歳児までが多いため、待機児童対策として有効であることから、その開設数が急増している。しかしながら、あくまで 2 歳児までが対象であることから、このままでは保護者は小規模保育所を卒園する 3 歳児にはもう一度、保育園を探す（保活）必要が生じてくる。

連携施設を予定している小規模保育所と連携先、連携年度は次の表のとおりである。

小規模保育所	連携先	連携先種別	連携年度
蒲田保育専門学校 附属保育室	蒲田保育専門学校 附属幼稚園	幼稚園	平成 27 年から
はぐはぐキッズ洗足池	(仮称)はぐはぐキッズ 洗足池 mother	認可保育園 (私立)	平成 29 年から (予定)

小規模保育所は 21 施設あるが、連携施設を確保している小規模保育所は上記の 2 施設のみである。またその連携先も、1 施設の連携先は幼稚園であり、もう 1 施設については来年度からの連携となっており、連携施設を確保できている小

規模保育所はほとんどないのが現状である。

(意見 No24)

小規模保育所については、認可基準の一つに連携施設の設定がある。連携施設が設定できない場合には認可基準を満たさないこととなるが、新制度移行後5年間は連携施設の設定を要しないとする経過措置が設けられているため、連携施設を設定していない小規模保育所も見受けられる。

しかし連携施設が設定されていない場合、保護者は卒園する3歳児には、また保活を行う必要が生じてくることから、早期に連携施設を設定することが必要であると考えられる。

政府は2016年12月12日の国家戦略特区諮問会議で、小規模保育所の年齢制限緩和の方針を決めているが、行動範囲が広がる3歳児以降の児童にとっては小規模保育所は園庭がなく、同年齢の児童が少なくなること等から適切な場所とはいえないことや、0歳児から2歳児の定員がその分減少する可能性があることから、小規模保育所の年齢制限緩和には慎重な対応が必要であると考えられる。

### (3)小規模保育所の開設手続

平成27年度に開設手続きを行った小規模保育所12施設のうち、チャレンジキッズ長原園、こどもヶ丘保育園東矢口園、小鳩スマート保育所北馬込の3施設について開設手続きが適切であったか、資料を閲覧し確認した。

(指摘事項なし)

上記3施設の開設手続きについては、認可申請書類に漏れは無く、大田区小規模保育所認可申請書に基づく認可の申請に特に問題はなかった。

## 第3項 認証保育所の整備支援状況

### 1. 概要

#### (1)認証保育所の定義

認証保育所とは、東京都認証保育所事業実施要綱（以下「要綱」）によれば、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条4号による認可を受けていない保育施設のうち、区市町村の設置の計画に基づき区市町村の推薦を受け、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）で定める要件を満たし、かつ、要綱で定める要件を満たし、知事が認証した施設をいう。

要綱によれば、認証保育所にはA型とB型の二つの類型があり、事業内容として次に掲げる事業を実施するものとされている。

認証保育所A型は以下の事業内容を行うものである。

1)設置主体…民間事業者等

2)補助対象児童…区市町村が必要と認める月 160 時間以上の利用が必要な 0 歳から小学校就学前までの都内在住の児童とする。(幼稚園型認定こども園を構成する認証保育所及び地方裁量型認定こども園を除く。)

3)定員

①定員の原則

ア.20 人から 120 人までとすること

イ.3 歳未満児の定員を総定員の半数以上設定すること

ウ.0 歳児の定員を設定すること

エ.定員設定に当たっては、地域の保育需要を踏まえ当該区市町村と十分協議すること

②定員の弾力的運用

3)①に基づき設定する定員の範囲内で保育することを原則とするが、要綱に定める設備、面積及び職員配置等の基準を満たしている場合には、定員を超えて保育を行うことができる。

4)開所時間

開所時間は 13 時間以上とする。

5)契約

利用者と事業者の間で直接契約を行う。

6)運営委員会の設置

設置者は、利用者等の意見を聴取するなど、利用者の立場に立った良質な保育サービスを提供するため、各施設に運営委員会を設置すること。

運営委員会には、社会福祉事業について知識経験を有する者、当該認証保育所の保育サービス利用者（これに準ずる者を含む。）及び認証保育所設置主体の実務を担当する幹部職員を含むこと。

認証保育所B型は以下の事業内容を行うものである。

1)設置主体…民間事業者等

2)補助対象児童…区市町村が必要と認める 0 歳から 2 歳までの都内在住の児童とする。

3)定員

①定員の原則

ア.6 人から 29 人までとすること



## イ.0 歳児の定員を設定すること

### ②定員の弾力的運用

3)①に基づき設定する定員の範囲内で保育することを原則とするが、要綱に定める設備、面積及び職員配置等の基準を満たしている場合には、定員を超えて保育を行うことができる。

### 4)開所時間

開所時間は13時間以上とする。

### 5)契約

利用者と事業者の間で直接契約を行う。

6)設置者は、利用者からの意見を聴取する場を設けること。

認証保育所は、保育料について設置者が自由に設定することができるが、月220時間以下の利用の場合には、3歳児未満は月80,000円、3歳児以上は月77,000円を超えない料金設定とすることとされている。

この保育料の月額は、基本の保育料のほか、給食代、おやつ代、保育に必要な保育材料費、光熱水費、年会費（12分の1の額）及びこれらに係る消費税相当分を含むものとする。ただし、長時間保育を行う際に提供する2食目以降の給食代及びおやつ代並びに入会金は含まないものとする。

(2) 認証保育所の基準設備、面積

認証保育所の基準設備及び面積は、要綱によれば、次の表のとおりである。

区分	要件	
	A型	B型
乳幼児室又はほふく室	0歳児及び1歳児 一人当たり 3.3㎡以上	0歳児及び1歳児 一人当たり 2.5㎡以上
保育室又は遊戯室	2歳児以上一人当たり1.98㎡以上	
医務室	静養できる機能を有すること。 事務室等と兼用も可	
屋外遊戯場	2歳児以上一人当たり3.3㎡以上 保育所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	特に規定なし
調理室	乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることがないよう、保育室と区画されていること。 定員に見合う面積、設備を有すること。	
便所・その他	便所には保育室用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。便所の数は幼児20人につき1以上であること。	

(3) 認証保育所の職員配置基準、食事の提供

職員の配置基準は要綱に基づけば次のとおりである。

1) 保育従事職員配置基準

保育従事職員は保育士である常勤職員（以下「常勤有資格者」）を原則とする。ただし、次の全ての条件を満たす場合はこの限りではない。

- ① 総所要保育従事職員の算定方法により算出した保育従事職員数の6割以上を常勤有資格者とする。
- ② 設置者は常勤職員以外の職員についても指揮命令権を有すること。
- ③ 総所要保育従事職員の算定方法により算出した保育従事職員に常勤職員以外

の職員を充てる場合、常勤職員以外の職員の総勤務時間が、常勤職員を充てる場合の総勤務時間を超えること。

必要な保育従事職員の員数は、0歳児3人につき1人以上、1歳児及び2歳児6人につき1人以上、3歳児20人につき1人以上、4歳児以上30人につき1人以上とする。

総所要保育従事職員の算定方法は、以下の式により算定する。

$(0 \text{ 歳児} \times 1/3) + \{(1 \text{ 歳児} + 2 \text{ 歳児}) \times 1/6\} + (3 \text{ 歳児} \times 1/20) + (4 \text{ 歳児以上} \times 1/30)$

また一定の要件を満たした施設長を置くことが定められているほか、調理員及び嘱託医を置くことも定められている。調理員は定員40人以下の施設においては一人、定員41人以上の施設においては2人以上を配置することが必要である。

食事の提供については、当該認証保育所に調理員を置き、当該認証保育所内で調理することが原則とされている。しかし、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているほか、一定の要件を満たす場合に限り、当該認証保育所の3歳児以上に対する食事の提供について、外部搬入方式により行うことができる。

#### (4) 大田区内の認証保育所

大田区内には平成28年4月現在では、次の表のとおり51施設の認証保育所が開所している。

	名称	所在地	開設年月日	定員(人)	運営会社	年齢	開園時間	基本料金
1	山崎こじか園	西糺谷1-31-1	H13.10.1	96	黒木孝子	0~5歳児	7:00~20:00	67,000~71,000円
2	チャイルドケアセンター青い鳥	山王2-1-6	H13.10.1	70	青い鳥チャイルドケア㈱	0~5歳児	7:00~22:00	70,450~76,950円
3	ピンキオ幼児舎下丸子園	下丸子2-1-1	H14.7.1	27	㈱ネス・エホレーション	0~5歳児	7:30~21:30	63,000~67,000円
4	蒲田プチ・クレイシユ	蒲田5-20-10	H14.9.1	40	㈱子供ノ森	0~5歳児	7:30~20:30	53,500~71,500円
5	パレット保育園大岡山	北千束3-1-1	H15.1.1	60	㈱理究	0~5歳児	7:00~20:00	62,000~67,000円
6	ピンキオ幼児舎久が原園	久が原3-37-5	H15.2.1	26	㈱ネス・エホレーション	0~5歳児	7:30~21:30	63,000~67,000円
7	まごめ共同保育所	西馬込1-18-13	H15.6.1	32	まごめ共同保育所(NPO)	0~5歳児	7:00~20:00	65,000~77,000円
8	マミーナ馬込	北馬込2-29-12	H15.7.1	30	アトチャイルドケア㈱	0~5歳児	7:00~22:00	69,570~74,300円
9	アスクおんたけ保育園	北嶺町34-6	H15.8.1	26	㈱日本保育サービス	0~5歳児	7:30~22:00	77,000~80,000円
10	むさし新田駅前保育園	矢口1-19-5	H15.10.1	30	㈱升本ビルマネジメント	0~5歳児	7:30~20:30	59,000~70,000円
11	池上プチ・クレイシユ	池上6-1-7	H16.5.1	40	㈱子供ノ森	0~5歳児	7:00~20:00	51,000~63,000円
12	ホピズナーサースクール下丸子	下丸子4-21-13	H17.4.1	40	㈱ホピズ	0~5歳児	7:30~20:30	77,000~80,000円
13	ゆらりん大森フロストテイル保育園	大森北2-13-31	H17.6.1	25	ライフサポート㈱	0~2歳児	7:30~22:00	66,400~70,500円
14	はなぞの保育室	西蒲田7-12-10	H17.9.1	30	㈱サンパレス	0~5歳児	7:30~21:00	39,600~79,200円
15	ミーズエンジェル大森保育園	大森北1-31-5	H17.11.1	46	㈱ミーズエンジェル	0~5歳児	7:30~22:00	57,000~70,000円
16	ナーサールームベリバー久が原	久が原3-36-13	H18.3.1	22	㈱ネス・エホレーション	0~5歳児	7:30~21:30	63,000~67,000円
17	きらさら保育園	千鳥2-3-20	H18.4.1	25	NPO法人 ちいさな手の会	0~5歳児	7:30~20:30	66,000円
18	ナーサールームベリバー蒲田	蒲田4-46-2	H19.3.1	40	㈱ネス・エホレーション	0~5歳児	7:30~21:30	52,000~67,000円
19	羽田空港アージュ保育園	羽田空港3-3-2	H19.4.1	120	㈱アージュ	0~5歳児	7:00~23:00	63,000~80,000円
20	アスク雪谷大塚保育園	南雪谷2-12-10	H19.9.1	35	㈱日本保育サービス	0~5歳児	7:30~20:30	75,200~80,000円
21	アスク池上保育園	池上7-5-4	H20.2.1	40	㈱日本保育サービス	0~5歳児	7:30~20:30	75,200~80,000円
22	育児サポートハウスネット森の保育園	仲池上1-31-13	H20.4.1	40	㈱育児サポートハウスネット	0~5歳児	7:00~20:00	53,000~78,000円
23	ミーズエンジェル池上台保育園	上台2-15-1	H20.8.1	30	㈱ミーズエンジェル	0~5歳児	7:30~22:00	57,000~70,000円
24	ホピズナーサースクール多摩川	下丸子3-29-14	H21.1.1	40	㈱ホピズ	0~5歳児	7:30~20:30	77,000~80,000円
25	田園調布ナーサー	田園調布本町29-2	H21.6.1	60	㈱ユウカクワフ大田	0~5歳児	7:00~21:00	68,700~80,000円
26	青い保育園	山王4-1-16	H21.6.1	27	NPO法人 青い保育園	0~5歳児	7:00~20:00	71,000~76,000円
27	ケンパ西馬込	西馬込1-20-3	H21.7.1	30	NPO法人ケハレーニョコミュニティ教会	0~2歳児	7:00~21:00	74,000~77,000円
28	ミーズエンジェル池上保育園	池上3-32-17	H22.4.1	32	㈱ミーズエンジェル	0~5歳児	7:30~22:00	60,000~70,000円
29	ミーズエンジェル池上台第二保育園	上台5-16-6	H22.4.1	26	㈱ミーズエンジェル	0~5歳児	7:30~22:00	60,000~70,000円
30	アスク下丸子保育園	千鳥3-25-10	H22.4.1	30	㈱日本保育サービス	0~5歳児	7:30~22:00	75,200~80,000円
31	保育ルームフェリチエ大田馬込園	中馬込2-23-7	H22.4.1	27	㈱アルコレーノ	0~5歳児	7:30~21:00	55,650~66,150円
32	モカ矢口渡	多摩川1-20-10	H23.1.4	30	㈱モカ	0~5歳児	7:00~21:00	69,000~76,000円
33	ながはらさくらさくほいくえん	上台1-5-2	H23.4.1	38	㈱プロッサム	0~2歳児	7:30~21:00	67,000~72,000円
34	グローバルキッズ千鳥町園	千鳥1-15-11	H24.4.1	40	㈱グローバルキッズ	0~5歳児	7:30~21:00	66,800~80,000円
35	コファンナーサー馬込	中馬込2-8-1	H24.4.1	31	㈱学研コファンナーサー	0~5歳児	7:00~20:00	60,900~68,250円
36	くがはらさくらさくほいくえん	鵜の木1-5-12	H24.5.1	33	㈱プロッサム	0~2歳児	7:30~21:00	67,000~72,000円
37	子供の部屋保育園	中央5-10-16	H25.4.1	33	㈱子供の部屋	0~5歳児	7:00~20:00	72,600~77,600円
38	大森山王こども園	山王2-3-13	H25.4.1	40	㈱ろく	0~5歳児	7:30~21:00	77,000~80,000円
39	石川台らる保育園	石川町2-3-16	H25.4.1	28	㈱日本デイケアセンター	0~2歳児	7:30~20:30	65,000~70,000円
40	石川台駅前こども園	東雪谷2-8-3	H25.9.1	37	㈱ろく	0~5歳児	7:30~21:00	73,800~80,000円
41	ホピズナーサースクール羽田	羽田旭町11-1	H25.10.1	40	㈱ホピズ	0~5歳児	7:30~22:00	68,000~75,000円
42	テンドーピング保育園久が原	南久が原2-9-1	H25.11.1	32	㈱テンドーピングケアサービス	0~2歳児	7:30~21:00	63,000~67,000円
43	明日葉保育園雪谷園	東雪谷2-17-2	H25.12.1	30	葉隠勇進㈱	0~2歳児	7:30~21:00	68,040~73,440円
44	ベビーステーション下丸子	下丸子3-6-4	H26.9.1	28	㈱ベビーステーション	0~2歳児	7:00~20:30	72,360~77,760円
45	こどもみらい東雪谷	東雪谷2-20-10	H27.4.1	23	学校法人 大谷学園	0~2歳児	7:30~20:30	76,000~78,000円
46	ここわ保育園	北千束1-1-6	H27.4.1	31	㈱ディアログ	0~2歳児	7:30~20:30	69,000~74,000円
47	すみれナーサー	北馬込2-50-1	H27.4.1	20	社会福祉法人はぐみ会	0~1歳児	7:30~20:30	68,000~72,000円
48	ロリスナーサー大森	大森北1-26-17	H27.4.1	37	㈱ユニマットマミー&キッズ	0~5歳児	7:30~20:30	72,000~78,000円
49	チャレンジキッズ北千束園	北千束2-7-1	H28.4.1	27	㈱C・B・H	0~2歳児	7:30~20:30	78,000~79,000円
50	ヒューマンアカデミー蒲田保育園	西蒲田8-12-6	H28.4.1	36	ヒューマンライフケア㈱	0~2歳児	7:00~20:00	67,500~71,500円
51	ナーサールームベリバー大森西	大森西3-28-5	H28.4.1	25	㈱ネス・エホレーション	0~5歳児	7:30~21:30	63,000~67,000円
	合計			1,881				

認証保育所は認可保育園に比べて比較的長時間の預かりが可能である。一方で、一定の要件を満たしているとはいえ、認可外保育所という位置付けであることから、保育料は認可保育園に比して高くなる。

なお認証保育所に対しては、認証保育所児童保護者負担軽減補助金制度があり、大田区に住民登録をしていること、認証保育所と月 160 時間以上の月極め利用契約を結んでいること、保育料を滞納していないことを条件に、「大田区在住者東京都認証保育所児童保護者負担軽減補助金申請書」を提出することで、次の表の補助金が支給される。

補助区分	補助金額(月額)
生活保護世帯、区市町村民税 非課税世帯、均等割額のみ課税世帯	30,000 円
区市町村民税所得割課税額 125,000 円未満世帯	25,000 円
区市町村民税所得割課税額 125,000 円以上 265,000 円未満世帯	20,000 円
区市町村民税所得割課税額 265,000 円以上世帯	10,000 円

上記の補助金は、申請書に記載された金融機関の口座へ年 2 回、4 月分から 9 月分の振込は 10 月末日、10 月分から 3 月分の振込は 4 月末日に振り込まれる。

(5) 認証保育所の施設数の推移

認証保育所の平成 14 年度から平成 28 年度までの施設数の推移は次の表のとおりである。

年度	施設数	定員 (人)
14	2	152
15	6	263
16	10	398
17	12	460
18	17	639
19	19	723
20	22	822
21	24	892
22	32	1,195
23	34	1,262
24	36	1,353
25	40	1,504
26	44	1,645
27	49	1,820
28	51	1,881

平成 14 年度には 2 施設であったが、平成 28 年度には 51 施設に増加しており、その定員数も 152 人から 1,881 人に大きく増加している。

平成 29 年度には次の 1 施設が開設予定である。

名称	所在地	開設年月日	定員(人)	設置者
(仮称)羽田空港第2アンジュ保育園	羽田空港3-3-2	H29.4 予定	80	(株)アンジュ

上記の施設は既に開設されている羽田空港アンジュ保育園の第二園舎として開設される予定である。

## 2. 監査手続

大田区子ども・子育て支援事業計画に沿って、長時間保育や駅からの利便性等のニーズに応えるため、民間事業者による認証保育所の新規開設や保育の質の向上を支援しているか、また認証保育所の開設手続きが適切であるかどうかについて、関連する資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

## 3. 監査の結果

### (1) 認証保育所の開設状況

平成 27 年度においては 3 施設が開設され、定員は平成 27 年度の 1,820 人から 61 人増加し平成 28 年度の 1,881 人となっている。認証保育所も小規模保育所同様に、平成 27 年度において当初の保育サービス定員増加目標 420 人を上回る保育サービス定員の増加数を 556 人とした要因の一つとなっている。

#### (意見 No25)

認証保育所は開所時間が朝 7 時から開所時間が長い認証保育所では 23 時までと長時間の預かりが可能であり、保育の必要性を問われない等のメリットがある。その反面、認可外施設であることから認可保育園や小規模保育所に比して料金が高くなる等のデメリットがある。

認証保育所は 0 歳から 5 歳児までの受け皿としているものの、その規模は認可保育園よりも小さい規模の保育所が多く、3 歳児からは受入児童数も減少してくることから、多くの児童は 3 歳児以降に認可保育園や幼稚園への転園が増加している。

しかし 0 歳児から 2 歳児までの待機児童対策としては小規模保育所同様に有効であり、小規模保育所のように保育の必要性を問われないことから、保護者の利便性を考えると、小規模保育所とは別に、今後更に認証保育所の開設を増やしていく必要があると考えられる。

### (2) 認証保育所の開設手続

平成 27 年度に開設手続きを行った認証保育所 2 施設のうち、ヒューマンアカデミー蒲田保育園、1 施設について開設手続きが適切であったか、資料を閲覧し確認した。

#### (指摘事項なし)

当該認証保育所の開設手続きについては、施設事業者の開設計画申請書には特に問題は無く、この開設計画申請書に基づき東京都知事に東京都認証保育所設置に係る区市町村推薦書により行った推薦に特に問題はなかった。

#### 第4項 定期利用保育事業の充実支援の状況

##### 1. 概要

###### (1) 制度概要

定期利用保育事業とは、パートタイム勤務や育児短時間勤務等の保護者の多様な就労形態と保育需要に対応することを目的として、保育所等において児童を複数月にわたって継続的に保育する事業である。

定期利用保育の対象児童年齢は0歳から2歳までであり、利用対象者は一定程度継続的（月を単位として複数月）に保育が必要な下記のいずれかの状態にある大田区民である。

- ・パートタイム勤務、育児短時間勤務等の形態で勤務している者
- ・求職中の者
- ・親族の介護又は看護に当たっている者
- ・大学又は専門学校に在学している者
- ・その他一定程度継続的に乳幼児の保育が必要な保護者のうち、事業実施者が認めた者

定期利用保育の保育時間は1日4時間以上、月160時間の利用が目安であるが、各保育施設によりその時間は異なる。

また保育料は1日8時間まで日額2,200円、月160時間までは月額44,000円の範囲内で利用することができる。

###### (2) 定期利用保育施設

定期利用保育実施施設には、定期利用専用施設としての大田区定期利用保育室とその他の併用施設があり、その施設数の推移とは次の表のとおりである。

年度	実施施設数			定員(人)
	専用施設数 (定期利用保育室)	その他 併用施設 数	計	
平成25年	4	3	7	93
平成26年	4	7	11	131
平成27年	5	15	20	220
平成28年	5	14	19	206



また各定期利用施設の定員及び開設年月日は次の表のとおりである。

	施設名	開設年月日	定員(人)	年齢	開園時間
1	子供の部屋保育室	H25.4.1	15	0～2歳児	7:30～19:00
2	衆幸会保育園	H25.4.1	31	0～2歳児	7:30～18:30
3	たんぼぼ保育園	H25.4.1	14	0～2歳児	7:30～19:00
4	メリーポピンズ南蒲田ルーム	H26.9.1	17	0～2歳児	7:00～20:00
5	ぼれぼれ保育園西蒲田	H26.9.1	34	0～2歳児	7:30～19:00
	専用施設計		111		
6	保育室 サン御園	H24.6.1	6	1～2歳児	8:30～18:00
7	キッズな大森一時保育室	H25.4.1	6	1～2歳児	8:30～18:00
8	キッズな六郷一時保育室	H26.4.1	6	1～2歳児	8:30～18:00
9	おおたみんなの家	H25.4.1	8	1～2歳児	8:30～18:00
10	クオリスキッズくがはら	H27.4.1	12	1～2歳児	7:30～19:30
11	ケンパ池上	H25.4.1	3	1～2歳児	8:15～18:15
12	グローバルキッズ蒲田園	H26.4.1	6	1～2歳児	8:00～18:00
13	池上どろんこ	H27.4.1	12	1～2歳児	7:00～20:00
14	北嶺町第二	H27.4.1	3	1～2歳児	8:30～18:00
15	美原	H27.4.1	4	1～2歳児	8:30～18:00
16	多摩堤	H27.4.1	3	1～2歳児	8:30～18:00
17	キッズガーデン大森駅前	H27.8.1	5	1～2歳児	7:15～18:15
18	グローバルキッズ大森西園	H28.4.1	9	1～2歳児	7:30～18:30
19	馬込ここわ	H28.4.1	12	1～2歳児	8:00～18:00
	併用施設計		95		
	定期利用定員計		206		

平成25年4月1日より定期利用保育事業は指定保育室から移行した制度であり、制度としては比較的最近の事業である。

なお区では平成24年度まで、一定の条件に該当する認可外保育所を保育室として指定し、保育室に入所している児童に適切な保育ができるよう助成を行っていたが、平成25年度より保護者の多様化する就労形態やライフスタイルに対応するために、利用者が預けたい曜日や時間を柔軟に決めることができる定期利用保育へと移行している。

(3) 大田区子ども家庭支援センターの施設（キッズなルーム）及び社会福祉センター内施設（サン御園）の3施設による定期利用保育事業の利用状況

3施設における過去3年間の利用率は次の表のとおりである。

平成25年度

施設名	定員	開所日	利用枠 (定員×開所日)	延べ利用 人数	利用率
キッズな大森一時保育室	6	293	1,758	1,218	69.3%
キッズな六郷一時保育室	定期利用保育事業についてはH26.4.1より開始				
保育室サン御園	6	293	1,758	1,237	70.4%
計	12	586	3,516	2,455	69.8%

平成26年度

施設名	定員	開所日	利用枠 (定員×開所日)	延べ利用 人数	利用率
キッズな大森一時保育室	6	293	1,758	1,213	69.0%
キッズな六郷一時保育室	6	293	1,758	1,231	70.0%
保育室サン御園	6	293	1,758	1,314	74.7%
計	18	879	5,274	3,758	71.3%

平成27年度

施設名	定員	開所日	利用枠 (定員×開所日)	延べ利用 人数	利用率
キッズな大森一時保育室	6	294	1,764	1,293	73.3%
キッズな六郷一時保育室	6	294	1,764	1,145	64.9%
保育室サン御園	6	294	1,764	1,231	69.8%
計	18	882	5,292	3,669	69.3%

利用者は開所日の内、利用希望の曜日と時間を決めて利用する。そのため定員6名に達していても、開所日に対する利用率は100%となるとは限らない。

なお定員枠が満員の状態を100%とする利用率については次の表のとおりである。

平成25年度	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計	利用率
キッズな大森一時保育室	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72	100%
保育室サン御園	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72	100%

平成26年度	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計	利用率
キッズな大森一時保育室	6	6	6	6	6	6	6	6	5	6	6	6	6	71	99%
キッズな六郷一時保育室	6	6	6	6	6	5	6	6	6	6	6	6	6	71	99%
保育室サン御園	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72	100%

平成27年度	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計	利用率
キッズな大森一時保育室	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72	100%
キッズな六郷一時保育室	6	5	6	6	6	6	6	5	5	6	6	6	6	69	95.8%
保育室サン御園	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72	100%

## 2. 監査手続

大田区子ども・子育て支援事業計画に沿って、パートタイムなどの多様な就労形態や、ライフスタイルに対応した定期利用保育事業を推進しているか、また定期利用事業に関連する補助金の支出が適切に支出されているか、関連する資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

## 3. 監査の結果

### (1) 定期利用保育事業の利用率

定期利用専用施設における過去3年間の利用率は次の表のとおりである。

平成25年度	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計	利用率
子供の部屋保育室	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	180	100%
たんぼぼ保育園	13	11	13	15	15	15	16	16	16	16	15	15	15	178	114%
杉ノ子の家	18	12	14	15	15	14	16	16	16	16	16	17	17	184	85%
衆幸会保育園	27	26	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	323	100%
合計	73	64	69	72	72	71	74	74	74	74	73	74	74	865	99%

平成26年度	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計	利用率
子供の部屋保育室	15	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	192	107%
たんぼぼ保育園	14	14	12	14	14	15	15	15	15	15	15	15	15	174	104%
杉ノ子の家	18	7	7	8	7	10	10	10	10	10	10	10	10	109	50%
衆幸会保育園	31	27	28	28	29	29	27	27	28	28	28	29	31	339	91%
ぼれぼれ保育園西蒲田	35	0	0	0	0	0	24	23	28	28	28	28	27	186	76%
メリーポピンズ南蒲田ルーム	18	0	0	0	0	0	10	10	15	15	16	16	16	98	78%
合計	131	64	63	66	66	70	102	101	112	112	113	114	115	1,098	84%

平成27年度	定員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計	利用率
子供の部屋保育室	15	16	17	17	17	17	17	17	17	17	16	16	16	200	111%
たんぼぼ保育園	14	10	14	14	14	15	15	15	15	15	15	15	15	172	102%
衆幸会保育園	31	19	23	24	25	24	24	26	26	27	29	30	30	307	83%
ぼれぼれ保育園西蒲田	34	27	28	28	28	28	28	28	27	27	28	29	29	335	82%
*メリーポピンズ南蒲田ルーム	18	9	10	10	10	10	12	12	12	12	12	12	12	133	67%
合計	112	81	92	93	94	94	96	98	97	98	100	102	102	1,147	87%

\*メリーポピンズ南蒲田ルームは7月より定員16名

定期利用専用施設の定期利用保育施設の利用率は比較的高い推移である。  
一方、併用施設の過去3年間の利用率は、次の表のとおりである。

平成25年度

施設名	定員	開所日	利用枠 (定員×開所日)	延べ利用 人数	利用率
おおたみんなの家	8	294	2,352	999	42.5%

平成26年度

施設名	定員	開所日	利用枠 (定員×開所日)	延べ利用 人数	利用率
おおたみんなの家	8	293	2,344	941	40.1%
ケンパ池上	6	293	1,758	950	54.0%
グローバルキッズ蒲田園	12	293	3,516	2,221	63.2%
ぼけっとランド西蒲田	9	293	2,637	1,442	54.7%
マミーズエンジェル池上駅前	12	167	2,004	785	39.2%
計	47	1,339	12,259	6,339	51.7%

平成 27 年度

施設名	定員	開所日	利用枠 (定員×開所日)	延べ利用 人数	利用率
おおたみんなの家	8	294	2,352	886	37.7%
ケンパ池上	6	294	1,764	951	53.9%
グローバルキッズ蒲田園	6	294	1,764	1,223	69.3%
マミーズエンジェル池上駅前	9	294	2,646	1,642	62.1%
池上どろんこ	12	294	3,528	2,511	71.2%
いしかわだいさくら	12	294	3,528	1,054	29.9%
北嶺町第二	6	294	1,764	1,006	57.0%
えがおの森・かまた	6	294	1,764	1,036	58.7%
えがおの森・大森	6	294	1,764	949	53.8%
クオリスキッズくがはら	12	294	3,528	1,490	42.2%
美原	4	294	1,176	765	65.1%
多摩堤	3	294	882	433	49.1%
キッズガーデン大森駅前	5	194	970	661	68.1%
計	95	3,722	27,430	14,607	53.3%

併用施設については40%から50%近辺で推移している。区立園の定期利用保育事業と違う算出方法のため、単純な比較はできないものの、利用率は専用施設に比して高いとはいえない状況である。

(意見 No26)

定期利用保育の併用施設の利用率が50%程度であるということは保育定員の空きが生じている状況であるといえる。待機児童が存在している状況では利用枠に空きがある状況は好ましい状況であるとはいえない。

併用施設についてはまだ定期利用を行うようになってから年月が経っていない最近の事業であり、あまり知られていないという事情があるが、定期利用保育の併用施設についても、積極的な情報開示を行うことにより、利用率の向上を図る必要があると考えられる。

## (2) 定期利用保育事業の推進

定期利用保育事業については、利用率の高い専用施設である大田区定期利用保育室については過去4年間で1施設の増加があるのみである。

定期利用保育事業については確かに受入定員は平成25年の93人から平成28年度には206人に増加しているが、その大半は併用施設による増加である。

併用施設は実施する保育園の他の年齢児の受け入れ事情にも左右され、継続して安定的に定期利用保育事業を行うには適していない施設であると考えられる。

実際に平成 27 年度の併用施設のうち平成 28 年度は 4 施設が定期利用を取りやめ、1 施設が受入定員を減少させている。平成 28 年度は新たに 3 施設が定期利用を行っているが、平成 28 年度の受入定員は平成 27 年度の 220 人から 206 人に 14 人減少している。

(意見 No27)

併用施設の定期利用枠の大半は、新設した認可保育所の 4, 5 歳児枠の余りを活用しているためであるが、翌年にも定期利用枠があるか不明であることから、専用施設に比べて安定した定期利用を提供できるかは疑問がある。

定期利用専用利用施設は認可外施設ではあるが、その利用率は高いことから、保護者の定期利用に対するニーズは高いものと考えられる。そのため現状新設園の 4, 5 歳児枠の余りを活用して受入定員を増やすことも必要であるが、定期利用専用施設を増やしていくことも検討余地があると考えられる。

## 第 5 項 家庭福祉員（保育ママ）制度の充実の状況

### 1. 概要

#### (1) 制度概要

家庭福祉員（保育ママ）の制度は、保護者が就労又は求職のため、昼間家庭で保育することが困難な児童を保護者に代わって保育し、児童福祉の向上を図ることを目的とした制度である。

当該制度は、家庭福祉員（受託者）と保護者（委託者）との契約に基づくもので、区は申込者を仲介斡旋するほか、家庭福祉員や児童保護者に対して助成を行うとともに、保育に関する助言・指導を行うものである。

当該制度を利用できる条件は以下の条件を満たしている必要がある。

- ・受託開始日現在で生後 43 日以上 2 歳未満の乳幼児であること。この場合において、受託開始後に満 2 歳になった児童は、受託開始日が属する年度の末日まで受託できるものとする。
- ・受託開始日現在で大田区に住民登録を行っている者、又は行う見込みの者

- ・児童の保護者が、受託開始日の時点で概ね日中の仕事で1月に48時間以上就労していること、1月以内に就労開始又は休職復帰を予定していること又は仕事を探していること。
- ・保育を受けることが可能な健康状態であること。ただし、医師により食物アレルギーの診断を受けた児童を除く。
- ・当該家庭福祉員と3等親以内の親族関係にないこと。

家庭福祉員を新年度の4月から利用するには、前年度の2月に一定期間の申込み時期があり、利用申込者については保育サービス課での面接を実施し、審査の結果で紹介者を決定する。家庭福祉員との面接後、保護者と家庭福祉員双方の合意のもと「保育委託契約」が締結され、保育が開始される。

年度の途中から利用するには、現状定員が埋まっていることから、利用希望者は定員の空き待ちとして大田区に登録を行う。その後、家庭福祉員の定員に空きが出次第、登録順に案内がなされ、保育サービス課窓口での面接後家庭福祉員に紹介が行われる。その後の家庭福祉員との面接、保育委託契約の締結、保育開始の流れは4月から利用する場合と同じである。

家庭福祉員の保育料は月額20,000円のその他雑費3,000円が加わり、月額23,000円となり、午前8時から午後5時までの8時間以内を超過する場合には時間外保育として超過料金が発生する。時間外超過料金は30分250円である。また、児童の食事や衣類等は保護者からの持ち込みとなる。

家庭福祉員との契約は単年度の契約となり、年度のどの時点で契約を締結しても年度末の翌3月末には契約が終了する。そのため翌3月末以降も利用を希望する場合には再度の申し込みが必要になる。

なお、家庭福祉員を利用していた児童が次年度も家庭福祉員の利用を申し込んだ場合には、特定の家庭福祉員への斡旋の優遇はないが継続利用のための配慮は行っている。

大田区に家庭福祉員は現在(平成28年4月1日)次の表のように49名おり、受託児童数は125名である。

No	氏名	住所	受託児童数(人)	受託時間	認定
1	名嘉みど里	大森東五丁目	3	8時～18時	H15.12.1
2	角地栄子	大森西二丁目	3	8時～17時	H26.1.1
3	関文子	大森西グループ保育室	3		H27.10.1
4	大岩弘子	大森北六丁目	2	8時～18時	H21.4.1
5	藤井晴子	大森北六丁目	3	8時～17時	H26.1.1
6	落合孝子	大森北六丁目	2	8時～17時	H24.4.1

7	井田屋佳子	大森南三丁目	2	8時～18時	H23.8.1
8	土屋しのぶ	南馬込六丁目	2	8時～18時	H10.4.1
9	江澤由美子	北馬込二丁目	2	8時～18時	H23.4.1
10	鈴木清子	中央三丁目	2	8時～17時	H19.4.1
11	須賀谷富久恵	中央三丁目	3	8時～17時	H8.4.1
12	柿添里美	中央四丁目 中央グループ保育室	2	8時～18時	H27.1.1
13	小松弘子		3		H27.1.1
14	深山恵理子		3		H27.1.1
15	宮川優子	中央四丁目	2	8時～18時	H27.4.1
16	佐藤和枝	池上五丁目	2	8時～17時	H15.1.6
17	松本賀都子	池上六丁目	2	8時～17時半	H10.1.5
18	菅野ゆかり	池上七丁目	2	8時～18時	H14.9.1
19	クーパー淳子	池上七丁目	2	8時～17時	H26.4.1
20	田屋良美	北嶺町	4	8時～18時半	H22.5.1
21	藤川智子	石川町二丁目	3	8時～18時	H20.8.1
22	富岡佳苗	東雪谷三丁目	4	8時～19時	H22.4.1
23	大平稚佳子	東雪谷五丁目 池雪グループ保育室	3	8時～17時	H23.11.1
24	松原尚美		3		H24.7.1
25	中川由紀		3		H26.1.1
26	芦川恵子	上池台三丁目	2	8時～17時	H16.5.1
27	川島久美子	北糀谷一丁目	2	8時～17時	H23.2.1
28	平林利子	北糀谷グループ保育 室	3		H23.11.1
29	相崎美紀		2		H23.11.1
30	山森せい子	東六郷二丁目	2	8時～18時	H13.1.1
31	山口浩世	東六郷三丁目	2	8時～18時	H16.11.1
32	後藤恵子	西六郷一丁目 古川グループ保育室	3	8時～17時	H23.2.1
33	松本幸代		3		H25.5.1
34	竹山麻美子		3		H25.5.1
35	高橋桂子	西六郷三丁目	2	8時～17時半	H18.10.1
36	佐藤多美子	仲六郷三丁目	2	7時～17時	H22.4.1
37	青島美樹	南六郷一丁目	2	8時～18時	H26.4.1
38	須藤恵美子	下丸子一丁目	4	8時～17時半	H21.12.1
39	田辺幸子	下丸子四丁目	3	8時～17時	H23.2.1
40	須摩元子	下丸子グループ保育 室	3		H28.1.1



41	鳴海芙美子	矢口二丁目	3	8時～17時半	H13.9.20
42	小林良重	東矢口二丁目	2	8時～17時	H18.4.1
43	三浦拓子	多摩川一丁目	2	8時～17時半	H21.2.1
44	神山利枝子	多摩川二丁目	2	8時～17時	H11.12.1
45	角田芳子	東蒲田一丁目	2	8時～17時半	H1.6.1
46	大久保美恵子	蒲田二丁目 蒲田グループ保育室	3	8時～17時	H26.7.1
47	池内有紀		3		H26.7.1
48	小澤照美		3		H26.7.1
49	勝間亮子	蒲田三丁目	2	8時～17時	H25.5.1
合計	49人		125		

## (2) 家庭福祉員の資格

家庭福祉員には「大田区家庭福祉員制度実施要綱」によれば、自己の家庭で保育に当たる者（1号福祉員）と、大田区公有財産管理規則により管理する公有財産のうち、区長が適切と認めた施設（グループ保育室）で保育に当たる者（2号福祉員）の二通りがある。

1号福祉員は下記の要件を満たす必要がある。

- 1) 児童に対し深い理解及び豊かな愛情を持つ者
- 2) 25歳以上で65歳以下の者で、最初の申込時において62歳以下でなければならない。ただし、満65歳以上に達した日の属する年度以降に家庭福祉員を継続して希望するときは、満70歳まで継続することができるものとする
- 3) 保育経験を有する者で保育士、教員、助産師、保健師、若しくは看護師のいずれかの資格を有する者又は育児経験のある者で特に区長が認めた者
- 4) 家庭生活が健全で本人及び家族が健康である者
- 5) 現に養育している就学前の児童のいない受託児童の保育に専念できる者
- 6) 犬又は猫等の小動物を飼育していない者
- 7) 区内に在住する者

2号福祉員は上記1)～5)までの要件を満たす必要がある。

## (3) 家庭福祉員の定数及び受託日、時間及び期間

家庭福祉員は1人につき、保育児童は3人以内であり、保育室が2階以上の階に設けられている場合は2人以内である。

また家庭福祉員が、家庭福祉補助員を常に雇用する場合は、保育児童を5人以内とすることができる。ただし、保育室が2階以上の階にある場合は、4人以内とする。

家庭福祉員の受託日は、原則として次に掲げる日を除く日とする。

1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

3) 有料休日

4) 有料夏季特別休日

保育時間は、原則として 1 日 8 時間とし、午前 8 時から午後 5 時までの間で、家庭福祉員と保護者が協議の上決定する。ただし、やむを得ない事情があるときは、これを延長することができる。

家庭福祉員が受託した児童の受託期間は、受託の日から受託の日が属する年度の末日までとし、この場合の年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間とする。

## 2. 監査手続

大田区子ども・子育て支援事業計画に沿って、2 歳未満の乳児を対象に、家庭福祉員が自宅又はグループ保育室で実施する保育事業を推進しているか、またグループ保育室の整備を進めているか等について関連する資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

## 3. 監査の結果

### (1) 家庭福祉員申込書兼備付台帳

家庭福祉員になろうとする者は、家庭福祉員申込書兼備付台帳に加え、資格証明書の写し、住民票記載事項証明書、健康診断表等を添付して申込みをする。そして区は面接及び実習による方法でその適否を審査し、家庭福祉員として認定する。そして認定した場合には、認定書を交付し、家庭福祉員申込書兼備付台帳に登載する。

#### (指摘 No6)

家庭福祉員申込書兼備付台帳を閲覧したところ、認定年月日記載はあるものの、受理番号の記載及び受理印の押印がなされていない家庭福祉員申込書兼備付台帳が 1 件あった。平成 14 年 9 月 1 日付の認定であり、過去のものではあるが、受理番号及び受理印は受付がなされたことの証明であることから、必ず受理番号の記載及び受理印の押印がなされることが必要である。

### (2) こども家庭部事業概要での受託児童定数

家庭福祉員の受託児童定数は、こども家庭部事業概要に毎年、家庭福祉員一覧表に家庭福祉員の氏名、住所、認定年月日と共に記載されている。

(指摘 No7)

平成 28 年度のこども家庭部事業概要によれば、家庭福祉員の平成 28 年 4 月 1 日現在の受託児童定数は 128 人と記載されている。

受託児童定数は確かに 128 人であるが、個々の家庭福祉員の受託児童定数の記載に誤りがあった。実際には 3 人の受託児童定数であった家庭福祉員 3 名について、受託児童定数が 2 人と記載されていた。

家庭福祉員にとっては個々の家庭福祉員の受託児童定数が重要であることから、正確な受託児童定数の記載が必要である。

### (3) 家庭福祉員の増員

家庭福祉員の利用児及び利用日数の過去 3 年間の推移は、次の表のとおりである。

利用実績	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
利用児(人)	152	164	153
延利用月数(月)	1,357	1,413	1,528

利用児は横ばいであるが、延利用月数は増えている。

また過去 5 年間の家庭福祉員の 4 月 1 日時点の受託児数は次の表のとおりである。

年度	0 歳	1 歳	合計
23	19	36	55
24	47	25	72
25	60	41	101
26	38	43	81
27	72	43	115
28	75	38	113

平成 23 年度から比較すると受託児数は倍増しているが、平成 25 年度から比較すると受託児数の増加はわずかである。

家庭福祉員はその人数が平成 26 年度 45 人、平成 27 年度 50 人、平成 28 年度 49 人とさほど増加しておらず、また現状利用児の空きがないことから、これ以上利用実績及び受託児数を伸ばすことは難しい状況である。

(意見 No28)

家庭福祉員は0歳～2歳の待機児童対策としては認可保育所、小規模保育所を増加させるよりも短期間で実施できる制度であり、かつ費用対効果も有効な制度である。また家庭福祉員について現状、利用の空き待ちが生じていることから、保護者の家庭福祉員に対するニーズは高く、認可外ではあるが家庭福祉員を増加させるよう対策をとることが必要であると考えられる。

現状では家庭福祉員の募集は、ホームページ上か区報での募集がメインである。そのため家庭福祉員の募集についてより積極的な募集広告を行う必要があるほか、家庭福祉員への認定希望のインセンティブを増やすためにも家庭福祉員に対する補助金を増加させる等、家庭福祉員への認定希望者を増加させる対策をとることも必要であると考えられる。

#### (4) 家庭福祉補助員の増員

家庭福祉員は、恒常的に期間の定めなく補助する者（家庭福祉補助員）を雇用することができる。

家庭福祉員はこの家庭福祉補助員を雇用することにより、家庭福祉員1人につき受託児童3人以内のところを5人以内と受託児童を増員することができる。

家庭福祉補助員は、家庭福祉員を経由して家庭福祉補助員登録申込書を区長に提出し、家庭福祉補助員として登録されることが必要である。

この家庭福祉補助員の資格要件は、家庭福祉員の資格要件（区内に在住する要件を除く。）に準ずるものであり、家庭福祉員の同居の親族は家庭福祉補助員となることはできない。また家庭福祉補助員として認定された者は、1年以内に区が指定した研修を修了することが必要である。

(意見 No29)

家庭福祉員は家庭福祉補助員を雇用することにより、その受託児童数を3人以内から5人以内を増員することができる。しかし現状、家庭福祉員で家庭福祉補助員を雇用している者は3名だけであり、家庭福祉補助員も4名いるのみである。

家庭福祉員は(3)で述べたように0歳から2歳までの待機児童対策としては有効な制度であることから、その受託児童数を増やすことができる家庭福祉補助員を増やすことは待機児童対策として、重要であると考えられる。確かに家庭福祉員の受託児4名以上の増員については、保育室の面積基準を満たし、保育室の環境や保育の状況が良好である等の条件が必要であり、その増員は簡単なものではない。しかし、区は家庭福祉員の保育室の施設状況を知っていること

から、どの家庭福祉員が増員できる可能性があるか判断することができる。そのため、家庭福祉員と家庭福祉補助員希望者とのマッチングを行う等により家庭福祉補助員を増員し、待機児童対策に資することができると考えられる。

(5) グループ保育室の整備

グループ保育室とは、大田区公有財産管理規則（昭和 39 年規則第 19 号）により管理する公有財産のうち、区長が適切と認めた施設で家庭福祉員が保育に当たる施設である。

大田区にはグループ保育施設は次の 7 施設がある。

グループ保育室名	所在地	受入定員	開設年月
池雪グループ保育室	東雪谷 5-8-7 仲池上児童館 池雪分室 2 階	9	H23.2
北糞谷グループ保育室	北糞谷 1-12-9 プラムハイツ北糞谷	8	H23.11
古川グループ保育室	西六郷 1-18-5 古川こどもの家 2 階	9	H25.5
大森西グループ保育室	大森西 2-2-1 プラムハイツ大森西 205	9	H26.1
蒲田グループ保育室	蒲田 2-8-8 シルバーピア蒲田 101	9	H26.7
中央グループ保育室	中央 4-7-12 シルバーピア中央 101	9	H27.1
下丸子グループ保育室	下丸子 4-25-1 シルバーピア下丸子 301	9	H28.1

平成 27 年度に下丸子グループ保育室の 1 施設が開設されており、平成 28、29 年度にも 1 施設ずつ開設される予定である。

(意見 No30)

グループ保育室の整備は、「おおた子ども・子育てかがやきプラン」においても推進していくことになっている。

現状プランに沿って 1 施設が開設されているが、グループ保育室は大田区の既存の公有財産を使用することから、開設に伴う費用は他の保育所の開設に比べて低い金額である。平成 25 年度以降開設された 5 施設のグループ保育室の開

設に要した費用は主に内装工事費、消耗品費、広告費で、その平均は1施設につき約350万円である。

家庭福祉員の施設で預かる場合に比して、グループ保育室は大田区の施設で預かることから、保護者からの安心感も高いものである。

大田区の施設内に整備することから、適切な場所を設け整備することには限界があるものの、待機児童対策のためにもグループ保育室の整備のスピードを今後早める必要がある。

#### (6) 家庭福祉員の処遇の不安定性

家庭福祉員は児童の保育を受託することにより、保育に要する経費を区より補助金として支給される。

大田区家庭福祉員制度補助要綱第3条によれば、以下の補助金が支給される。

- 1) 運営費 毎月初日に在籍する児童1人につき、月額83,600円とし、月の途中で受託した場合は、11日在籍児についての当該月分は55,733円、21日在籍児についての当該月分は27,866円。ただし、月の途中の受託解除に伴う欠員による補充児に係る当該月分は支給しない。
- 2) 欠員対策費 各月の初日において受託する児童数が取扱定員に満たない場合に、欠員1名につき月額20,300円
- 3) 施設整備費 家庭福祉員の1施設につき月額154,500円
- 4) 保育補助者（一時的に保育を補助する者をいう。）雇用経費 家庭福祉員1人につき、保育補助者の雇用実績に応じ、年間30日を限度に日額7,490円
- 5) 土曜保育補助 土曜日の受託児童1人につき4,000円。
- 6) 冷房費 6月から9月の4ヶ月間の受託実績に応じ、家庭福祉員の1施設につき、月額2,880円。
- 7) 暖房費 11月から翌年の3月までの5ヶ月間の受託実績に応じ、家庭福祉員の1施設につき月額5,280円
- 8) 緊急運営費 家庭福祉員及び家庭福祉補助員1人につき年額100,000円。
- 9) 被服費 家庭福祉員及び家庭福祉補助員1人につき年額10,675円。
- 10) 健康診断費 家庭福祉員及び家庭福祉補助員1人につき年額4,880円。
- 11) 震災対策費 実施要綱第1条の2第2号に定める施設（グループ保育室）で保育に当たる家庭福祉員の定員1名につき、5年に一度300円。

なおグループ保育室で保育に当たる家庭福祉員については、施設管理経費及び光熱水費は大田区が負担するため、施設整備費並びに暖房費及び冷房費については補助は行わない。

この家庭福祉員の補助金について、家庭福祉員への補助額の実績は次の表のとおりである。

年度	家庭福祉員数	補助額計
平成 25 年度	41 人	134,176,591 円
平成 26 年度	45 人	145,364,824 円
平成 27 年度	50 人	153,415,448 円

上記の表から家庭福祉員の補助額は一人年間平均 300 万円から 350 万円程度であると考えられる。

(意見 No31)

家庭福祉員は、児童の保育を受託すると 1 日 8 時間、午前 8 時から午後 5 時までの間で、原則、日曜祝日及び年末年始を除き、保育に専念しなければならない。0 歳～2 歳までの児童を保育することから、その責任も重大である。

その一方で、家庭福祉員の立場は個人事業主であり、その立場は不安定なものである。補助金の金額は給与所得ではなく、事業所得とされることから毎年確定申告が必要であり、その一方で給与所得のような給与所得控除はなく、給与所得控除ほどの経費は基本的に発生しないことから、給与で支給されるよりも所得税等は高くなり、他方、社会保険に加入することもできない現状である。

そのため、家庭福祉員の処遇を高めるためにも補助額を増額させる、または現在の契約形式を改め、保護者と雇用契約を締結し、給与で支給する等の家庭福祉員制度の形式を改めていくことも考慮する必要があると考えられる。後者の保護者との雇用契約の締結は実際にフランスで行われており、一見保護者の事務手続き負担が高くなるかと考えられるが、フランスにおいては雇用契約等、必要な事務手続きは国や地方自治体が行っており、保護者の負担もほとんどない。こうした制度を参考にしていくことも一考かと考えられる。

#### (7) 家庭福祉員の研修

家庭福祉員の研修については「大田区家庭福祉員制度実施要綱」第 28 条 1 項において「区長は、必要に応じ、家庭福祉員に対し業務上必要な知識及び技術の向上のために、研修を実施する。」としている。

区では保育サービス課の主催の研修を平成 25、26 年度は年 1 回、平成 27 年度は年 2 回実施している。

参加人数は家庭福祉補助員も含め、平成 25 年度は 45 名、平成 26 年度は 48 名、平成 27 年度の 5 月開催は 55 名、11 月開催は 54 名であった。

(意見 No32)

参加人数は家庭福祉員のほぼ全員に及んでいるものの欠席者も存在している。欠席者に対しては特に別途、研修は行われず、研修で使われたテキスト等を後日、配布するとのことであったが、実際に配布したかどうか後日確認する証跡を残していなかった。

年 1、2 回しか行われない研修は家庭福祉員にとっては重要な研修であることから、欠席者に対して別途、研修を行わない以上はテキスト等がきちんと配布されたかどうか確認する証跡を残しておく必要があると考えられる。

#### (8) 家庭福祉員に対する巡回指導

家庭福祉員に対しては「大田区家庭福祉員制度実施要綱」第 30 条 1 項において「家庭福祉員に対しては、保育及び保健衛生等につき巡回指導を行うため、区に巡回指導員（以下「指導員」という。）を置く。」と規定している。

各家庭福祉員に対し月 1 回程度は指導員が実際に家庭福祉員の所に訪ね、訪問後その様子を訪問記録票に記録する。記録する内容は、訪問日、訪問時間、受託児、子どもの様子、保育の状況であり、子どもの様子と保育の状況はかなり詳細に記録されている。

訪問記録票は各家庭福祉員ごとかつ年度毎にファイリングされている。

(意見 No33)

各家庭福祉員に対する巡回指導は月に一回程度の頻度で行われているが、巡回指導の頻度については、「大田区家庭福祉員制度実施要綱」には定められておらず、「巡回指導のてびき」に基づき、巡回の回数を月 1 回程度とし、このことを巡回員にも周知しているとのことであった。また家庭福祉員の保育状況によっては月に 1 回以上必要に応じて頻度を増やし、保育の質の向上に努めているとのことであった。

各家庭福祉員に対する巡回指導は、訪問記録票を閲覧すると子どもの様子と保育の状況が確認できる重要な記録である。現状では巡回の頻度について月 1 回以上行うことを周知徹底しており、実際に行っているが、巡回頻度について明記しているものはないことから、巡回指導の間隔を空けず必ず行えるよう、巡回頻度を「大田区家庭福祉員制度実施要綱」に定めることが必要であると考えられる。

#### (9) 拠点保育園との連携

「大田区家庭福祉員制度実施要綱」第 31 条によれば「区長は、家庭福祉員制



度の実施に当たり、拠点となる区立保育園を指定し、保育士による定期訪問、受託児の健康診査等を実施し、家庭福祉員を支援するものとする。」とされている。

区において拠点となる区立保育園は18園あり、家庭福祉員はそのうちのどれかの拠点保育園から支援を受けている。

拠点保育園の家庭福祉員に対する支援がいつどのように行われているのかは、拠点交流実績ファイルによって管理されている。

(意見 No34)

拠点保育園と家庭福祉員との連携は大きく拠点保育園が家庭福祉員に訪問する場合（訪問）と家庭福祉員が拠点保育園に来園する場合（来園）に分けられる。

平成27年の保育連携推進事業実績によれば、各拠点保育園の家庭福祉員への月毎の訪問回数、来園等が記載されているが、訪問の回数に各拠点保育園で大きなばらつきはないものの、来園の回数に関しては大きなばらつきが生じている。

以下は、平成27年度における各拠点保育園と家庭福祉員との連携の延回数である。

NO	園名	家庭福祉員数	訪問	来園等
1	森が崎	2名	45	11
2	大森東一丁目	2名	45	7
3	大森西	4名	63	26
4	馬込	2名	44	5
5	池上第三	1名	23	33
6	入新井	4名	74	33
7	田園調布	2名	44	15
8	わかば	1名	27	2
9	千鳥	2名	42	4
10	久が原	1名	26	0
11	仲池上	4名	48	17
12	千束	2名	45	16
13	志茂田	4名	124	35
14	下丸子	3名	73	8
15	矢口	2名	44	3
16	本蒲田	5名	95	23
17	糀谷	4名	91	22
18	羽田	3名	77	0

拠点区立保育園によっては来園が無いところもあり、その程度にかなりばらつきがある。

家庭福祉員と拠点園との距離の問題や、家庭福祉員が複数の低年齢児を安全に来園させることが困難なケースもあることから、拠点園との連携回数にばらつきが生じることはやむを得ないと考えられる。区では、その場合には拠点園以外の近隣の区立保育園等で来園できるようにする等、連携を取っているとのことであった。しかしその場合にも家庭福祉員がどこで連携を取ったか、わかるよう履歴を残し、拠点園との連携と遜色ないレベルであることを確認できるようにすることが必要である。

現状の保育連携推進事業実績では、各拠点園と家庭福祉員との訪問回数、来園等の記載のみであることから、拠点園以外の保育園等との連携についても記載し、ばらつきがないことを確認できるようにすることが必要であると考えられる。

## 第6項 認定こども園の開設支援の状況

### 1. 概要

認定こども園とは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」（平成18年6月15日法律第77号）に基づき、都道府県の認定による保育・教育を一体的に行う施設である。

認定こども園制度が発足したのは、児童福祉法に基づく保育所は保護者の就労等の事情により家庭で養育できない子を保育する施設、学校教育法に基づく幼稚園は満3歳以上の就学前の子に対し教育を行う施設として、その位置付けが区別されてきたところ、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、子育てについて不安を感じている保護者への支援が不足していること等の問題から、既存の保育所と幼稚園の枠組みを超えた新たな仕組みが求められたことによるものである。

認定こども園制度は、幼稚園と保育所等のうち、就学前の保育に欠ける子ども、保育に欠けない子どもを共に受け入れ、幼児教育と保育を一体的に提供し、併せて、地域における全ての子育て家庭に対する支援を総合的に行う施設を、その設置者からの申請に基づき、知事が認定する制度である。

そのため認定こども園は、幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、都道府県知事の認定を受けた施設のことを指す。

- ・保護者の就労の有無に関わらず、就学前の子どもに教育基本法の学校の定義に基づき幼児期の学校教育を行い、児童福祉法に従い保育の必要な子どもに保育を行う機能。
- ・全ての子育て家庭を対象に、地域における子育て支援を行う機能。

認定こども園は、既存の幼稚園や保育所等が、互いの機能を付加することにより認定を受ける制度であるため、構成する施設により幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型に分類される。

幼保連携型は、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持ち、学校教育、保育及び家庭における子育て支援を一体的に提供する施設である。平成27年4月以降認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園は「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となり、単一の認可施設と改正されている。

幼稚園型は、認可幼稚園が保育を必要とする子どもの保育時間を確保する等、保育所的な機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たす類型である。

保育所型は、保育所が保育に欠けない子どもも保育し、幼稚園的な機能を備

えることで、認定こども園としての機能を果たす類型である。

地方裁量型は、幼稚園、保育所いずれの認可も有しない地域の教育・保育施設が認定こども園としての機能を果たす類型である。

東京都においては幼保連携型認定こども園は平成 28 年 9 月現在 21 園（23 区に 16 園、都下に 5 園）、幼稚園型は平成 28 年 10 月 1 日現在 40 園（23 区に 17 園、都下に 23 園）、保育所型は平成 28 年 10 月 1 日現在 40 園（23 区に 35 園、都下に 5 園）、地方裁量型は平成 28 年 10 月 1 日現在 8 園（23 区に 4 園、都下に 4 園）の合計 109 園（23 区に 72 園、都下に 37 園）が開設されている。

23 区における認定こども園の開設状況は次の表のとおりである。

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	計
千代田区	0	0	1	0	1
中央区	0	0	3	0	3
港区	0	0	1	0	1
新宿区	3	0	11	0	14
文京区	0	0	1	0	1
台東区	1	0	3	0	4
墨田区	1	1	0	0	2
江東区	2	0	0	1	3
品川区	0	0	6	0	6
目黒区	0	2	0	0	2
世田谷区	3	2	0	0	5
渋谷区	0	0	7	0	7
中野区	1	1	0	0	2
豊島区	0	1	0	0	1
北区	0	1	0	0	1
荒川区	0	0	1	0	1
板橋区	0	1	0	1	2
練馬区	0	2	0	0	2
足立区	2	4	1	1	8
葛飾区	3	1	0	0	4
江戸川区	0	1	0	1	2
杉並区	0	0	0	0	0
大田区	0	0	0	0	0
計	16	17	35	4	72

23 区においては大田区と杉並区のみが認定こども園の開設がなされていない状況である。

## 2. 監査手続

大田区子ども・子育て支援事業計画に沿って、民間事業者による認定こども園の新規開設を支援しているか、関連する資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

## 3. 監査の結果

### (1) 認定こども園の開設状況

大田区においては平成 27 年度の開設実績はなく、平成 28 年度現在まで、認定こども園は 1 園も開設されていない状況である。また来年度（平成 29 年度）においても認定こども園に開設予定はない。

#### （意見 No35）

大田区においては認定こども園の開設は特に大きなメリットがないとして積極的に開設する状況にはなっていない。

しかし、後述する大田区内の幼稚園の中には定員に満たない園も幼稚園全体の約 4 割を占めていることから、幼稚園型の認定こども園を開設する素地はあると考えられる。

そのため待機児童解消を進めるためにも、大田区においても認定こども園の開設を検討するべきであると考えられる。

### (2) 認定こども園への移行時の補助金の必要性

幼稚園が認定こども園への移行した場合、施設型給付（公定価格）により運営費の減収が見込まれるケースがある。

#### （意見 No36）

幼稚園が認定こども園に移行すると、施設型給付の計算の仕方が変更されることから、運営費の減収となることがあり、このことが幼稚園を認定こども園に移行することを躊躇させる原因の一つとなっている。

そのため幼稚園が認定こども園に移行時に運営費が減収となる場合には、別途、補助金を加算するなどし、認定こども園への移行にインセンティブを与える必要があると考えられる。

また補助金を拠出する場合には、認定こども園の実施要綱を整備する必要があると考えられる。

## 第7項 事業所内保育所開設等支援の状況

### 1. 概要

事業所内保育所とは、企業等が従業員の子供を対象として近隣又は施設内の設置する保育所である。従来は認可外保育施設として位置づけられていたが、平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法により地域型保育事業の地域型保育給付の要件に該当した保育所に対しては、新たに市区町村の認可事業とされている。

平成28年4月より施行された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対して助成及び援助を行う仕事・子育て両立支援事業が創設された。この仕事・子育て両立支援事業は主に企業主導型保育事業により、待機児童解消加速化プランによって平成29年度末までの保育の受け皿の整備目標を当初40万人から50万人に10万人増加させる計画のうち5万人分を、この企業主導型保育事業により受け皿を確保しようとするものである。

企業主導型保育事業は事業所内保育所を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育てとの両立に資することを目的とするものである。

その主な内容は「企業主導型保育事業について」（内閣府 子ども・子育て本部）によれば次のものである。

- ・多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであること。
- ・市区町村による計画的整備とは別枠で整備可能であり、設置の際や利用の際に市区町村の関与を必要としないこと。
- ・地域枠も自由に設定できること（利用定員の50%以内）
- ・運営費や施設整備については、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格に準じた支援が行われること。

利用対象者については、自社等の従業員が利用する従業員枠のみで運営することも、地域の住民等が利用する地域枠を設けて運営することもできるが、地域枠を設ける場合には、総定員の50%以内までとなる。

地域型保育事業における事業所内保育事業の助成の基準は次の表のとおりである。

	定員 20 名以上	定員 19 名以下 (小規模保育事業に準ずる)
職員数	0 歳児 3:1 1・2 歳児 6:1  最低 2 名配置	小規模保育事業 A 型、B 型の基準と同様  最低 2 名配置
職員資格	保育士 * 保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1 人まで)	保育従事者(小規模保育事業 B 型に準ずる場合は 6 割以上は保育士) * 保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1 人まで) * 保育士以外は研修を修了した者
保育室等	0・1 歳児 乳児室 1.65 m <sup>2</sup> /人 ほふく室 3.3 m <sup>2</sup> /人 2 歳児以上 保育室又は遊戯室 1.98 m <sup>2</sup> /人	0・1 歳児 乳児室又はほふく室 3.3 m <sup>2</sup> /人 2 歳児以上 保育室又は遊戯室 1.98 m <sup>2</sup> /人
屋外遊戯場	2 歳児以上 3.3 m <sup>2</sup> /人	2 歳児以上 3.3 m <sup>2</sup> /人
給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

事業所内保育所の助成の基準の要件は定員 20 名以上であれば保育所の認可要件と同じであり、定員が 19 名以下であれば小規模保育所 A 型 B 型の認可要件と同じである

## 2. 監査手続

おおた子ども・子育てかがやきプランに沿って、区内の事業所の従業員が育児と仕事を両立できるように事業所内保育所の開設等の企業の取り組みを支援しているか、関連する資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

### 3. 監査の結果

#### ・事業所内保育所の開設状況

大田区においては平成28年度まで、事業所内保育所は開設されていない状況である。

しかし平成29年4月に下記の事業所内保育所が開設予定である。

保育園名：てくてく保育園（仮称）

設置者：ヒューマンライフケア株式会社

所在地：大田区石川町一丁目1番18号 東京工業大学国際交流会館本館1階

定員：地域枠のみで8名、従業員枠を含めると12名

利用時間：7時30分から18時30分（延長19時30分まで）

対象年齢：0歳児から2歳児

保育園名：ヤクルト新蒲田保育園（仮称）

設置者：東京ヤクルト販売株式会社

所在地：大田区新蒲田三丁目15番1号

定員：地域枠のみで5名、従業員枠を含めると19名

利用時間：7時30分から18時30分（延長19時30分まで）

対象年齢：0歳児から2歳児（地域枠は1歳児から2歳児）

大田区においては現状では上記の施設が開設される予定である。23区の他の区においては平成29年1月現在、12区において開設の実施実績があり、特に板橋区では既に5施設が開設されている。

（意見 No37）

大田区には中小企業のみならず、上場企業をはじめ比較的規模の大きい企業も多く存在している。こうした企業においては企業内に保育園を設置するニーズが従業員のみならず企業側にもあると考えられる。そのため、事業所内保育所の事業についてさらに情報提供及びPR活動を行い、事業所内保育所の開設数を増加させ、待機児童対策に資する必要があると考えられる。



## 第8項 時間外保育の状況

### 1. 概要

時間外保育事業とは、保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や小規模保育所等で、通常の保育時間を超えて延長保育を実施する提供される事業である。

延長保育には、「月ぎめ延長保育」と「スポット延長保育」の2種類が定められている。

月ぎめ延長保育は、利用希望日数に応じて月15日以下と月16日以上の2通りの申し込み受付が可能となっている。

スポット延長保育は、1日単位で実施され、保護者の勤務の都合で午後6時15分までの迎えに間に合わない世帯の便宜を図るため、区立保育園については全園で平成18年度から行われている。最新の公表資料によると平成28年4月時点の大田区の認可保育園108園（区立保育園47園、私立保育園61園）のうち、延長保育を行っている保育園は106園であり、私立認可保育園の今泉保育園、丸子ベビー保育園の2園については延長保育は実施されていない。

また、延長保育については、通常の保育料とは別に延長保育料がかかることとなる。

区立保育園での利用対象等は以下の表のとおりである。

#### 月ぎめ延長保育

利用対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育の必要性の認定における保育必要量区分が保育標準時間認定の児童</li><li>・利用月の1日現在、満1歳以上(区立区営園)、または生後57日以上(区立民営園)である児童</li><li>・要支援児でないこと</li><li>・居宅外で就労し、勤務の都合で午後6時15分までの迎えに間に合わない世帯</li><li>・申込日現在、既に在園している児童</li></ul>
利用時間	<ul style="list-style-type: none"><li>・1時間延長保育:午後6時15分～午後7時15分(区立区営園)</li><li>・2時間延長保育:午後6時15分～午後8時15分(区立民営園)</li><li>・3時間延長保育:午後6時15分～午後9時15分(山王保育園のみ)</li></ul>
実施日	月曜から土曜まで(祝祭日除く)
利用料金(月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・15日以下:1,500円～4,000円(世帯収入による)</li><li>・16日以上:2,000円～5,000円(世帯収入による)</li></ul>

## スポット延長保育

利用対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用月の1日現在、満1歳以上(区立区営園)、または生後57日以上(区立民営園)である児童</li> <li>・要支援児でないこと</li> <li>・居宅外で就労し、勤務の都合で午後6時15分までの迎えに間に合わない世帯</li> <li>・申込日現在、既に在園している児童</li> </ul>
利用時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間延長保育: 区立区営園</li> <li>・2時間延長保育: 区立民営園</li> <li>・3時間延長保育: 山王保育園のみ</li> </ul>
実施日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立区営: 月曜から金曜まで(祝祭日除く)</li> <li>・区立民営: 月曜から土曜まで(祝祭日除く)</li> </ul>
利用料金 (都度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1時間: 400円</li> <li>・2時間: 800円</li> <li>・3時間: 1,200円</li> </ul>

月ぎめ延長保育の定員は各保育園 20 名であり、その内訳は 1 歳児および 1 歳児クラス 3 名、2 歳クラス 4 名、3 歳クラス以上 13 名である。

またスポット延長保育の定員は各保育園 5 名であり、その内訳は 1 歳児および 1 歳児クラス 2 名、2 歳クラス 2 名、3 歳クラス 1 名である。

区立保育園において延長保育を申込方法は以下のとおりである。

月ぎめ延長保育は、延長保育申込書を利用月の前日の 10 日までに、保護者全員の就労証明書を添付して、本庁舎、各地域庁舎の生活福祉課又は在園保育園へ提出することが必要である。申込が定員を超えるときは、選考になり、保護者の正規の就労時間や勤務先から保育園までの所要時間等で延長保育の必要度合いを判断し、延長保育を実施する児童が決定される。

スポット延長保育は、利用前日の 15 日から 20 日までにスポット延長保育利用申込書を各保育園に提出することが原則として必要である。定員を超えた応募があった場合には、区立区営保育園ではくじ引きにより、区立民営保育園では月ぎめ延長保育利用者よりもスポット延長保育利用者を優先し、また年度内で利用実績が少ない方を優先して決定される。

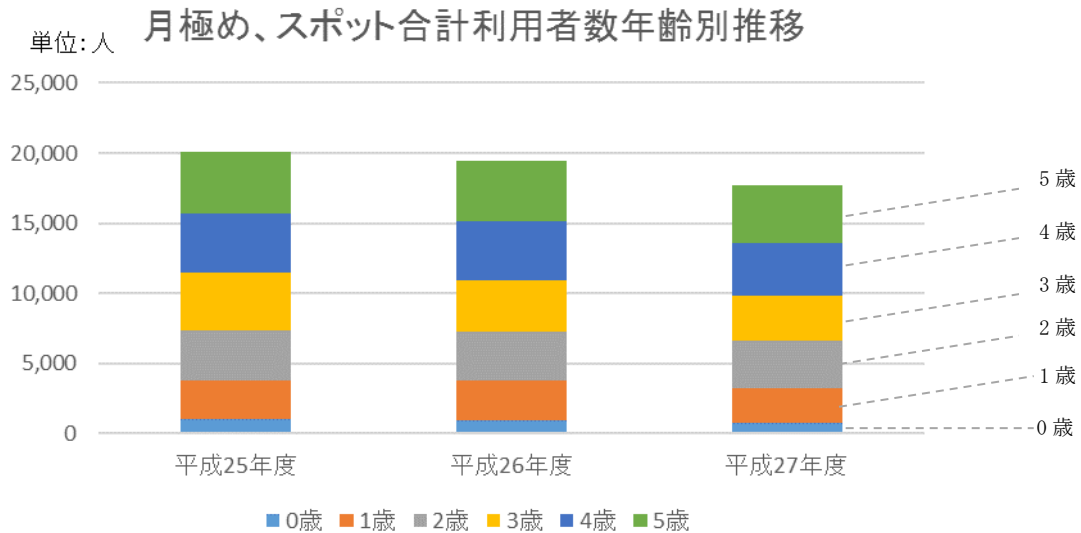
## 2. 監査手続

おおた子ども・子育てかがやきプランに沿って、就労等で通常の開園時間を超えて保育を必要とする人に対応する時間外保育事業を実施しているか、また時間外保育事業が、どの程度利用されており、時間外保育事業が利用者にとって利用しやすい制度となっているか、関連する資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

### 3. 監査の結果

#### ・延長保育の利用状況

以下は区立保育園の利用状況の推移である。



平成 25 年度には月極め延長保育及びスポット延長保育の合計利用者数は、20 千人をわずかに超える水準であったが、その後は減少傾向にあり、平成 27 年度には、18 千人弱と 10%強減少した水準となっている。

平成 25 年度と平成 27 年度との比較においては、全年齢において、減少しているが、減少割合では、0 歳児 (▲20.7%)、3 歳児 (▲19.5%) の下落割合が目立つ。人数では、3 歳児 (▲788 人)、4 歳児 (▲560 人)、1 歳児 (▲341 人) の減少数が目立っている。

#### 月極め延長保育

	①平成25年度	②平成26年度	③平成27年度	②-①	③-②	③-①
0歳	430	323	272	-24.9%	-15.8%	-36.7%
1歳	1,193	1,277	1,105	7.0%	-13.5%	-7.4%
2歳	1,534	1,519	1,584	-1.0%	4.3%	3.3%
3歳	2,105	1,671	1,578	-20.6%	-5.6%	-25.0%
4歳	2,301	2,186	1,759	-5.0%	-19.5%	-23.6%
5歳	2,049	2,360	2,242	15.2%	-5.0%	9.4%
合計	9,612	9,336	8,540	-2.9%	-8.5%	-11.2%

## スポット延長保育

	①平成25年度	②平成26年度	③平成27年度	②-①	③-②	③-①
0歳	568	603	519	6.2%	-13.9%	-8.6%
1歳	1,596	1,562	1,343	-2.1%	-14.0%	-15.9%
2歳	2,087	1,979	1,792	-5.2%	-9.4%	-14.1%
3歳	1,946	1,968	1,685	1.1%	-14.4%	-13.4%
4歳	1,967	2,070	1,949	5.2%	-5.8%	-0.9%
5歳	2,278	1,965	1,878	-13.7%	-4.4%	-17.6%
合計	10,442	10,147	9,166	-2.8%	-9.7%	-12.2%

また、上記の表は、上グラフの年齢別人数推移を月極め延長保育とスポット延長保育に分けて示したものである。

過去3年度を通して、月極め延長保育利用者数が約48%、スポット延長保育利用者数が52%という比率となっており、大きな差異はないが若干スポット延長保育利用者数の方が多くなっている。

平成25年度と平成27年度との比較（上表の③-①）だと、月極め延長保育が▲11.2%、スポット延長保育が▲12.2%とスポット延長保育の利用者数の減少割合の方が大きくなっている。月極め延長保育では、0歳児（▲36.7%）、3歳児（▲25.0%）、4歳児（▲23.6%）の減少割合が高くなっている。また、スポット延長保育では、5歳児（▲17.6%）、1歳児（▲15.9%）、2歳児（▲14.1%）、3歳児（▲13.4%）と月極め延長保育に比べて突出して高い年齢児はない。

延長保育そのものの利用者数が減少傾向にあるのは、そもそもの延長保育を実施している区立保育園の数が減少している点によるものである。

次の表は、延長保育実施園数の推移を示したものである。

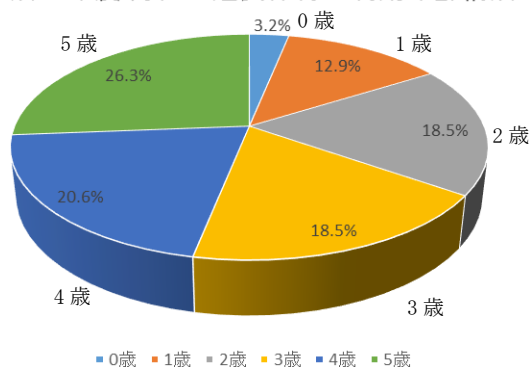
## 延長保育実施園数の推移(各年度の開始時点)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	実施園数	定員(人)	実施園数	定員(人)	実施園数	定員(人)
公立保育園	50	1,097	49	1,077	47	1,037
私立保育園	43	860	54	1,080	59	1,180
合計	93	1,957	103	2,157	106	2,217

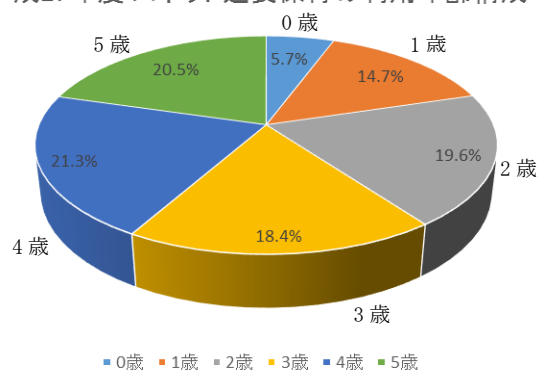
上記の表から過去3年間において、全体としての実施園数及び定員は増加している。

公立保育園の実施園数及び定員が減少しているのは、区立保育園の民営化を行っているためである。

平成27年度 月極め延長保育の利用年齢構成



平成27年度 スポット延長保育の利用年齢構成



上の円グラフは、平成27年度の月極め延長保育とスポット延長保育の利用年齢構成を示したものである。

1歳児までは時短制度で勤務する保護者が多いことから0、1歳児の利用構成比率は小さくなっている。

大田区の各地区毎の延長保育の利用率は以下の表のとおりである。

利用率

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
糀谷地区	23.0%	22.0%	21.6%
大森地区	32.3%	31.6%	33.1%
蒲田地区	33.5%	32.1%	29.6%
雪谷地区	37.1%	38.2%	39.4%
合計	29.5%	29.1%	28.8%

※ 利用率＝利用数÷定員数

平成25年度と平成27年度を比較すると、若干ではあるが毎年利用率は減少している。

平成25年度と平成27年度との比較だと、蒲田地区（▲3.9%）の下落割合が大きくなっている。一方、雪谷地区は2.4%上昇している。

また、直近年度の平成27年度で見ると、利用率は糀谷地区の21.6%から雪谷地区の39.4%までと、地区により差が大きくなっている。

（意見 No38）

区立保育園の延長保育の利用状況は、民営化の流れの中、実施園数の減少により、利用者数は減少傾向にある。ただし、共働き世帯の増加により、延長保育のニーズ自体は高まっていることもあり、更に同じ大田区でも地区によって、利用率はかなり異なっている。

雪谷地区においては時間外保育の利用率は高く、糺谷地区は利用率が低くなっている。

雪谷地区の保育園においては延長保育を申し込んでも年齢毎の定員のため、希望する年齢の延長保育の定員が埋まってしまい、延長保育を利用することができない保護者も存在している。

そのため区立保育園の延長保育の定員は区内で一律、1園、月ぎめ延長保育は20名、スポット延長保育は5名とした一体運用を改め、需要に応じたフレキシブルな定員とするよう、職員体制の変更等を行い、延長保育のニーズに応えることが必要であると考えられる。

## 第9項 一時預かり保育の状況

### 1. 概要

一時預かり保育事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間に、認可保育所その他の場所において、一時的に預かる事業である。

一時預かり保育は、緊急保育、緊急一時保育、一時預かりに区分される。

緊急保育とは、保護者の死亡、病気、出産等の理由により、昼間保育する人がいないため、緊急に保育が必要なお子さんを、区が契約する緊急保育室（認証保育所または定期利用保育室）で一時的に預かる制度である。

緊急一時保育とは、保護者の死亡、病気、出産等の理由により、昼間保育する人がいないため、緊急に保育が必要な子どもを認可保育所で一時的に預かる制度である。

一時預かりとは、保護者の用事やリフレッシュ等のためなど、理由を問わずに、一時的に預かる制度である。

一時預かり事業の対象児童は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合又は保護者の心理的・肉体的負担を軽減する必要が生じた場合における乳幼児である。

この一時預かり事業に関する概要は次の表のとおりである（ただし、小規模保育所における一時預かりの場合を除く）。

(1) 定員	面積基準等を基に設定した定員（運用は、定期利用保育事業の利用人数とを併せた人数）
(2) 対象年齢	実施者が設定する
(3) 利用要件	利用要件は問わない
(4) 利用期間	2日間連続の利用は不可（原則）
(5) 申込受付	実施施設に直接、申し込む
(6) 利用者の決定	事業の実施者が決定する
(7) 利用時間	実施施設の開所時間内において、実施者が設定する。ただし、1日当たりの利用時間が4時間未満とする（原則）
(8) 利用料	実施者が設定する。ただし、設定するときは、他の同等施設との整合性に配慮すること。支払い方法についても実施者が決定する。
(9) 面積基準・職員配置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用スペースが必要</li> <li>・面積基準及び職員配置基準ともに最低基準に準じる。ただし、1施設につき、最低2名の保育士が必要（雇用形態は、常勤・非常勤、専任・兼任は問わない）</li> </ul>
(10) 補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・25人以上 300人未満                   260,000円</li> <li>・300人以上 900人未満                 790,000円</li> <li>・900人以上 1,500人未満             1,420,000円</li> </ul>

また緊急一時保育事業における対象児童は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児のうち、特に緊急を要し、次の各号のいずれかに該当する満1歳以上で就学前の幼児である。

(1) 母親又はその乳幼児を保育している近親者に死亡、失踪、離別、出産若しくは疾病があるとき、裁判員等選任の呼び出しがあったとき又は裁判員として裁判に関わるとき。

(2) 同居の家族の看護、葬儀又は婚儀があるとき。

(3) 災害等で緊急を要するとき。

(4) その他特別な事情があると区長又は緊急一時保育事業の実施者が認めるとき。

私立園の緊急一時保育事業に関する概要は次の表のとおりである。

(1) 定員	空きスペース及び空き定員を利用し、面積基準及び職員配置基準を満たした上で、実施者が設定する。
(2) 対象年齢	満1歳以上（原則）
(3) 利用要件	保護者の出産、疫病等で特に緊急に保育が必要な場合
(4) 利用期間	利用開始日の翌月の末日まで。 ただし、出産及び疫病の場合は下記の期間まで。 出産の場合：出産予定日の1週間前から出産予定日の3週間後まで 疫病の場合：医師の診断書で示された期間まで（ただし、利用開始日の翌月の末日まで）
(5) 申込受付	実施施設に直接、申し込む
(6) 利用者の決定	事業の実施者が決定する
(7) 利用時間	午前8時30分から午後5時まで（原則）
(8) 利用料	1400円
(9) 面積基準・職員配置基準	最低基準に準じる。
(8) 補助金	・日額 2,100円（4時間以上）×延べ利用児童数 ・日額 1,050円（4時間未満）×延べ利用児童数

私立認可保育所における一時預かり事業及び緊急一時保育事業の事業対象施設は次の表のとおりである。

#### 私立保育園

No.	施設名	事業実施状況	
		一時預かり事業	緊急一時保育事業
1	子どもの家		○
2	今泉		○
3	第一蒲田		○
4	よいこの		○
5	第二蒲田		○
6	女塚		
7	桐里		○
8	洗心		
9	なかよし		○
10	大森		○



11	第三蒲田		○
12	島田		○
13	丸子ベビー		○
14	おひさま		○
15	大森駅前		○
16	蒲田音楽学園		
17	洗足池		○
18	大森北六丁目		○
19	あっぷる池上		○
20	北嶺町		○
21	久が原ハーモニー		○
22	多摩堤		○
23	アスクうのき		
24	アスク大森		○
25	おおたみんなの家	○	○
26	そらのいえ		
27	千鳥さくら		○
28	西二なかよし		○
29	レイモンド南蒲田		
30	グローバルキッズ西馬込園		○
31	さくら中央		○
32	にじいろ保育園大岡山		
33	西糀谷しろはと		○
34	ポピンズナーサリースクール長原		
35	鶉の木いまいずみ		○
36	ケンパ池上		○
37	多摩川保育園		○
38	美原保育園		○
39	メリーポピンズアトレ大森ルーム		
40	アスク久が原		
41	池上長尾		○
42	グローバルキッズ蒲田園		○
43	高畑		○
44	ぽけっとランド西蒲田		
45	にじいろ保育園西馬込		

46	ベネッセ雪が谷大塚		
47	マミーズエンジェル池上駅前		
48	アスク蒲田一丁目		
49	えがおの森・おおもり駅前		
50	池上どろんこ保育園		
51	ベネッセ池上保育園		
52	クオリスキッズくがはら保育園	○	
53	北嶺町第二保育園		○
54	いしかわだいさくらさくほいく ん		
55	えがおの森・かまた駅前		
56	南馬込第二保育園		
57	キッズガーデン大森駅前		
58	グローバルキッズ大森西園		○
59	馬込ここわ		
60	上池台		○
61	蒲田保育専門学校 ふぞく北糞谷		○

上記私立認可保育園の他、一時預かり事業は、キッズなルーム大森、キッズなルーム六郷及び保育室サン御園においても実施している。また、定員に余裕がある場合等に限り、小規模保育所「小鳩スマート保育所上池台」「小鳩スマート保育所大森」「小鳩スマート保育所北馬込」「キッズガーデン馬込駅前」「チャレンジキッズ雪谷大塚」においても一時預かり事業を実施している。

区立保育園については、緊急一時保育は全ての園で実施されている。

## 2. 監査手続

おおた子ども・子育てかがやきプランに沿って、家庭において、緊急または一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育し、また地域子育て支援拠点等で保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる一時預かり保育が実施されているか、また一時預かり保育が、どの程度利用されており、一時預かり保育が利用者にとって利用しやすい制度となっているか、関連する資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

### 3. 監査の結果

#### (1) 私立認可保育所における一時預かり保育の利用状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
延べ利用者数	59	19	2

上記の表は、(私立) 保育園で唯一、一時預かり保育の実績がある「おおたみん家の家」の利用者数推移である。利用料金は、おやつ・ミルク代が含まれており、4 時間未満で 2,200 円、4 時間以上 8 時間未満で 4,400 円となっている。

また利用に際しては、パートナー保育登録が求められ、園にて面談が求められている。更に、実際の利用の際には、事前に予約を行う必要があり、当該予約は利用日の 1 ヶ月前から 2 週間前までに行うものとされ、当日予約、キャンセル待ちは受け付けていない。

平成 25 年度から一時預かり保育サービスが開始されたが、開始初年度から利用者数は 59 名と少なかったが、更に年々減少しており、平成 27 年度については利用者数は 2 名という水準となっている。

一方で、予算(補助金)としては、平成 28 年度及び平成 29 年度はともに 52 万円(26 万円×2 施設)を見込んでおり、利用者想定数としては、2 施設(おおたみん家の家、クオリスキッズ久が原)で、それぞれ 25 人以上 300 人未満としている。

ただし、特段の利用者促進施策をとっているわけではないため、過去の利用状況から大きな変化がないとすると、平成 28 年度も補助金が不要となる事態も想定される。

#### (意見 No39)

一時預かりを行っている保育園は 2 園のみしかなく、更に実績があるのはそのうちの 1 園(おおたみん家の家)のみであり、また利用者数が少なく減少傾向にあることから、このままでは制度の存在意義に疑念が生じることにもなりかねない。

ニーズ調査において、一時預かりのニーズがあったゆえに、設けられた制度であるため、ニーズがないということではなく、使い勝手(当日予約が取れない、キャンセル待ちができない、最低でも 2 週間以上前に要予約等)、認知度、対象施設数の少なさなどがネックになっているものと考えられる。例えば、利用時間の 4 時間未満にしても、子どもの送り迎えでそれぞれ 1 時間は取られるとすると、保護者の実質保育を受けている時間というのは、2 時間前後と考えられ、リフレッシュや所用を行うには、決して十分な時間とは言えず、利用され

ていないといったようなケースも考えられる。定期利用保育の利用状況により、受け入れ可能な人数が左右する場合もあるが、再度より詳細なニーズの把握等により、利用者の利便性を高め、利用者数の増加につながる見直しを実施することが必要であると考えられる。

(2)大田区子ども家庭支援センターの施設（キッズなルーム）及び社会福祉センター内施設（サン御園）による一時預かり事業の利用状況

一時預かり事業としては大田区には大田区子ども家庭支援センター施設であるキッズなルーム大森、キッズなルーム六郷と、社会福祉センター内施設の保育室サン御園の3施設がある。

施設の主な概要は次の表のとおりである。

	キッズなルーム大森	キッズなルーム六郷	保育室サン御園
所在地	大田区大森北 4-16-5	大田区仲六郷 2-44-11	大田区西蒲田 7-49-2
利用定員	12名	10名	10名
対象年齢	生後5ヶ月から就学前まで	生後5ヶ月から就学前まで	生後5ヶ月から就学前まで
利用可能日	月曜日から土曜日まで 午前9時から午後6時まで	月曜日から土曜日まで 午前9時から午後6時まで	月曜日から土曜日まで 午前8時30分から午後6時まで

一時預かり事業の施設の利用状況及び利用率は次の表のとおりである。

一時預りの利用状況(保育園以外)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
キッズなルーム大森	2,098	2,976	3,285
キッズなルーム六郷	72	914	1,029
サン御園	2,548	3,001	3,279
合計	4,718	6,891	7,593

利用率	平成25年度	平成26年度	平成27年度
キッズなルーム大森	71.6%	101.6%	111.7%
キッズなルーム六郷	28.8%	31.2%	35.0%
サン御園	87.0%	102.4%	111.5%
全体	77.2%	78.4%	86.1%

※ 利用率=利用人数÷(定員数×稼働日数)

平成25年度のキッズなルーム六郷は、平成26年3月事業開始のため1ヶ月分の利用人数である。

上記3施設とも、利用料金は1時間900円となっており、定員は1時間あた

り 10 名となっている。保育室サン御園については 1 時間 900 円の利用料金の設定とは別に、1 歳児以上の児童を対象に 3 時間 2,400 円の利用形態もある。

利用に際しては、利用したい日の前月 1 日から 2 日前までに予約（電話、FAX、来所のいずれか）を行い、利用当日までに利用申請書の提出が必要である。

食事、おやつ、ミルクなどの提供はないことから、必要な場合は利用者自身で用意する必要がある。

なお、利用率については、定員数に稼働日数を乗じた定員枠に対する利用者数で計算しているため、一時預かりの場合は、短時間で利用者が回転する場合には、当該利用率が 100%を超えるケースが存在する。

利用率全体としては、平成 25 年度から平成 27 年度にかけては毎年上昇しており、3 施設全てにおいて上昇している。キッズなルーム大森とサン御園は、平成 26 年度及び平成 27 年度については利用率が 100%を超えている。一方、キッズなルーム六郷については、年々利用率は上昇しているものの、その水準及び増加率は低くなっており、平成 27 年度で 35%となっている。

（意見 No40）

大田区と隣接する他区の一時預かり事業の利用料金の状況は次の表のとおりである。

	利用料金
品川区	500円/時間
目黒区	500円/時間
世田谷区	1,250円/2時間 1,850円/3時間 2,500円/4時間 以降800円/時間

上表を見る限り、一時預かり事業の利用料金は大田区の 1 時間 900 円の利用料金より安い区が多い。しかし、保育施設の通常保育の空き枠で行っている専用施設でないために、利用したい時に必ず利用できるわけではなかったり、利用回数の制限がある場合などもあることから、利用料金のみでの評価は困難である。

大田区については、一時預かりの利用促進のため、運営経費がかさむものの利用制限がない専用施設を設け、当該事業の拡充を図る方針である。

現在の利用料金においても利用率がある程度あるが、金額的負担から利用を控えている保護者も存在すると考えられる。

そのため施設利用者のニーズのみならず、保護者全体のニーズをアンケート等を実施することにより把握し、より利用しやすい料金設定を運営経費とのバランスを考慮の上、検討する必要があると考えられる。

### (3) 緊急一時保育の利用状況

緊急一時保育は区立保育園の全園で実施されており、空きスペース等を使用する関係から利用定員は各保育園で1名、ただし兄弟等の場合は2名までが利用可能である。

#### 緊急一時保育の利用状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
延べ利用者数	541	417	361
園実施率	53.3%	27.3%	32.4%

上記の表は、私立認可保育所における緊急一時保育の利用状況の推移である。

園実施率は、緊急一時保育の受入可能な園のうち、実際に各年度毎にどれだけの園が緊急一時保育を受入れたかを示したものである。

緊急一時保育は、基本的に保育所の空きスペース、空き定員を利用して実施するものとされており、保育事業の中でも公益性・社会福祉性の高いサービスといえる。そのため利用者が少ないことを持って、サービスを中止するといったことには馴染まないものである。

しかしながら、上記の表の延べ利用者数の推移を見ると、平成25年度の541人から361人へと3割以上減少している。

これらの内訳は次の表のとおりである。

緊急一時預り利用者数推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
あつぷる池上	27	15	35
池上長尾	0	0	10
今泉	11	0	19
鶉の木いまずみ	0	18	0
おおたみんなの家	0	1	0
大森駅前	5	0	0
大森保育園	0	0	42
北嶺町	25	0	0
久が原ハーモニー	53	0	0
グローバル西馬込	19	0	0
ケンパ池上	0	37	8
さくら中央	11	85	0
島田	15	0	0
洗足池	85	0	0
洗足池保育園	0	181	44
高畑	0	0	65
多摩川保育園	52	78	0
多摩堤	39	0	0
千鳥さくら	19	0	0
なかよし	0	0	5
西糀谷しろはと	115	0	82
西二なかよし	12	0	13
美原	39	1	38
よいこの保育園	14	1	0
合計	541	417	361
実施施設数	19	12	14

上記の表を見る限り、利用者数が安定して推移している園は殆どなく、ゼロとなっている年も多くあることが分かる。

(意見 No41)

区立保育園の緊急一時保育は利用するに当たっては、事前に保育サービス課に電話で問い合わせ後、区役所の保育サービス課の窓口で申込が必要である。また、保護者と児童は利用開始日前日までに、利用する保育園で面接を行わなければならない。出産であれば、出産予定の母子手帳、病気であれば診断書の提出が必要である。

大田区では、病気の際の診断書の提出などは後日対応も可能としており、一定の融通は効かせているものの、利用者への開示内容は、上述のようになっているため、緊急で一時保育が必要であるにも関わらず、上述の手続きが必要であると認識されていることが利用率の低迷につながっていると考えられる。

上述の手続きを踏めるのは、あらかじめ事態が発生することが予想される出産、婚儀であり、突発的な父母等の死亡、失踪や災害等では手続きを行えない

場合のほうが多いと考えられる。

そのため、直接区立保育園に利用申込みを行うことができるようにする、必要な書類は後日でも受け付ける等といった手続きの簡略化（及びその旨の開示）を認め、緊急一時保育制度の使い勝手を利用者によくするよう利用方法を改めることを検討することが必要であると考えられる。

## 第10項 病後児保育の状況

### 1. 概要

病後児保育とは、病気回復期にある児童を保育室で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的として行われる保育である。

大田区内では、医療機関併設保育施設及び保育併設の専用スペースの6カ所で実施されている。施設名、所在地、開設日、定員は、以下の表のとおりである。

No.	施設名	所在地	開設日	定員
1	病後児保育ルームアリエル	大田区田園調布2丁目	H15.7.1	5
2	OCFC病児保育室うさぎのママ	大田区多摩川1丁目	H15.11.1	10
3	キッズメディカルステーション	大田区中央7丁目	H16.8.1	5
4	病後児保育室ライオンのこどもべや	大田区久が原3丁目	H17.12.1	5
5	病後児保育室山崎こじか園	大田区西糀谷1丁目	H19.5.1	4
6	ろくごう病児保育室	大田区仲六郷4丁目	H28.4.1	4
			合計	33

また、大田区病後児保育事業実施要綱によると、対象児童、職員配置、利用方法等は次の表のとおりである。



## 大田区病後児保育事業実施要綱 概要

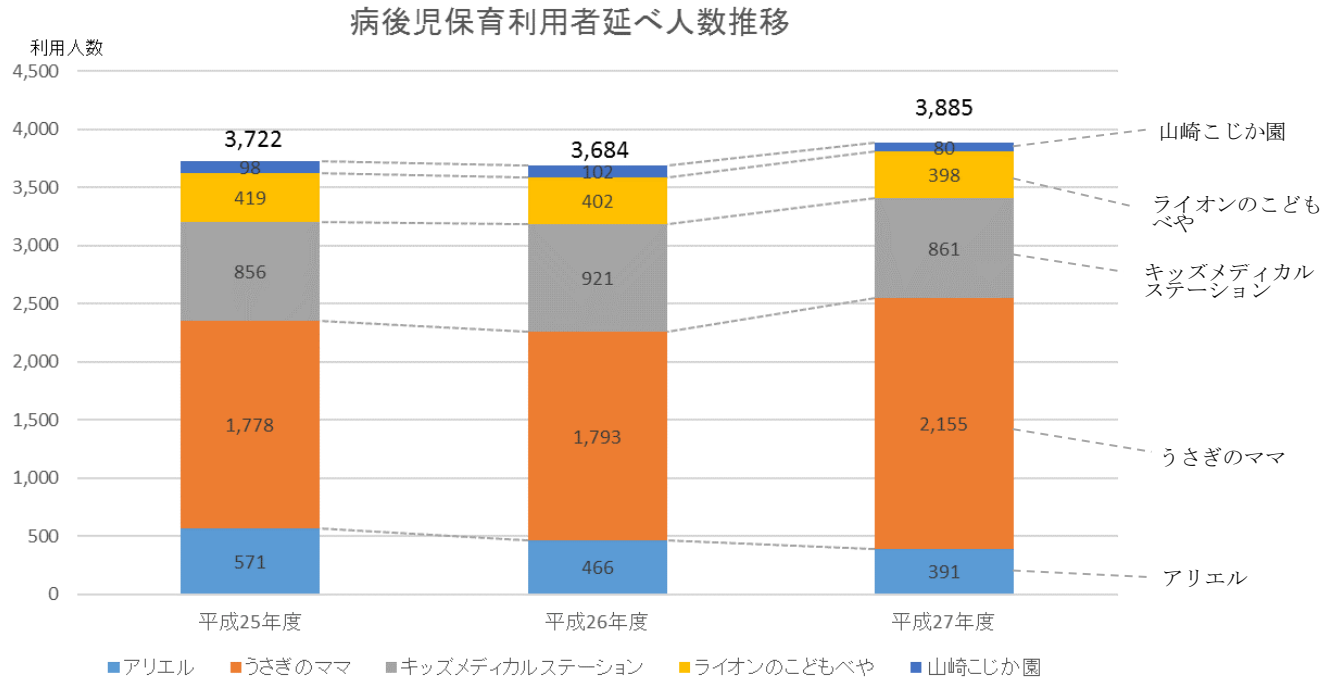
対象児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前で、大田区内の保育所に通所、若しくは大田区に住民登録があり、大田区外の保育所に通所する児童</li> <li>・病気の回復期にあり、入院治療の必要はないが、安静確保に配慮が必要な児童</li> <li>・保護者が勤務等により家庭で育児を行うことができない児童 (実施施設が病院、診療所の場合、病気の回復期に至らない場合も含めることができる)</li> </ul>
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師等を利用児童概ね10人につき1人以上配置</li> <li>・保育士を概ね3人の利用児童につき1人以上配置</li> </ul>
施設設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室の面積は、原則利用定員1人あたり1.98㎡以上とし、1室8.0㎡を下回らないこと</li> <li>・観察室又は安静室は、乳幼児の静養又は隔離の機能を有し、定員1人あたり1.98㎡以上とすること</li> <li>・調理室及び調乳室を原則として有すること</li> </ul>
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に実施施設に電話予約をし、かかりつけ医の大田区病後児保育事業利用連絡票を提出</li> <li>・利用当日に定員の空きがある場合は、当日予約も可能</li> </ul>
利用時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則7日まで連続利用が可能</li> </ul>
利用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯、住民税非課税世帯：無料</li> <li>・上記を除く所得税非課税世帯：1,500円</li> <li>・その他の世帯：2,500円</li> </ul>

### 2. 監査手続

おおた子ども・子育てかがやきプランの取り組み内容である、病気や怪我等により保育園等に通えない児童に対し、医療機関等に併設された専用スペース等で保育を実施しているか、また病後児保育事業が、どの程度利用されているか、利用者にとって、利用しやすい制度となっているか関連する資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

### 3. 監査の結果

#### (1) 病後児保育の利用状況



※ うさぎのママは、平成 27 年度より定員 8 名から定員 10 名に増加している。

#### 各施設の延べ利用率の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
アリエル	51.0%	41.4%	34.1%
うさぎのママ	91.5%	92.6%	89.0%
キッズメディカルステーション	72.2%	79.4%	73.3%
ライオンのこどもべや	35.5%	33.6%	33.9%
山崎こじか園	10.3%	10.6%	8.5%
全体	58.3%	57.8%	56.6%

※ 延べ利用率＝延べ利用人数/延べ利用枠数

病後児保育利用者延べ人数は、平成 26 年度に若干減少したものの、平成 27 年度は増加している。

一方、延べ利用率は、平成 25 年度から平成 27 年度にかけて下落傾向にある。

各施設の延べ利用率にはばらつきがあり、うさぎのママ（約 90%）、キッズメディカルステーション（約 70%）に比べアリエル、ライオンのこどもべや（ともに約 30%）、山崎こじか園（約 10%）の 3 園は利用率が低くなっている。特に山崎こじか園については、これらの施設の中で唯一医療機関併設型でない（保育所併設型）点が利用率の低迷につながっている可能性がある。

(意見 No42)

病後児保育施設の利用率は各施設においてかなりばらつきがある。しかしその原因について分析が行われていない。

利用率が低い施設に何か原因がある可能性もあることから、区としては利用率が低い原因を調査し分析することにより、利用率の向上に資する施策を打ち出す必要があると考えられる。

また、大田区では、「病後児保育」という表現を使用しているが、実際には、既述の表（大田区病後児保育事業実施要綱 概要）の対象児童の記載にあるとおり、実施施設が病院、診療所の場合には病気の回復期に至らない場合も含めることができるとしており、病児保育も対象となっている。利用者としては、病後児保育という表現から、病児保育は利用の対象外と認識され利用が進んでいない可能性も考えられる。また、病児・病後児保育と両方の記載をしている他の区もあることから、一般に周知する表現として「病児」という文言を実施要綱に加える必要があると考えられる。

## (2) 病後児保育施設数と区内での分布

大田区では、平成27年3月に公表している「おおた子ども・子育てかがやきプラン」の中で、今後の方向性として、利用しやすい環境整備に努め、提供体制の確保に努める旨記載している。

この中で、以下のような将来予測を行っている。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量	3,853	3,836	3,817	3,785	3,751
施設数	5	5	5	5	5
提供量	3,853	3,836	3,817	3,785	3,751

平成27年度については、既の実績値が出ており、実際の延べ利用者数は、3,885人であったため、ほぼ予測値と同水準であった。

上記の「おおた子ども・子育てかがやきプラン」策定時には、平成28年4月1日開設のろくごう病児保育室の計画はなかったため、施設数は5つで見込まれていた。

東京都内の23区を例にとると、病児・病後児保育施設の数はこの表のとおりである。

**23区内の病児・病後児保育実施施設(園)**

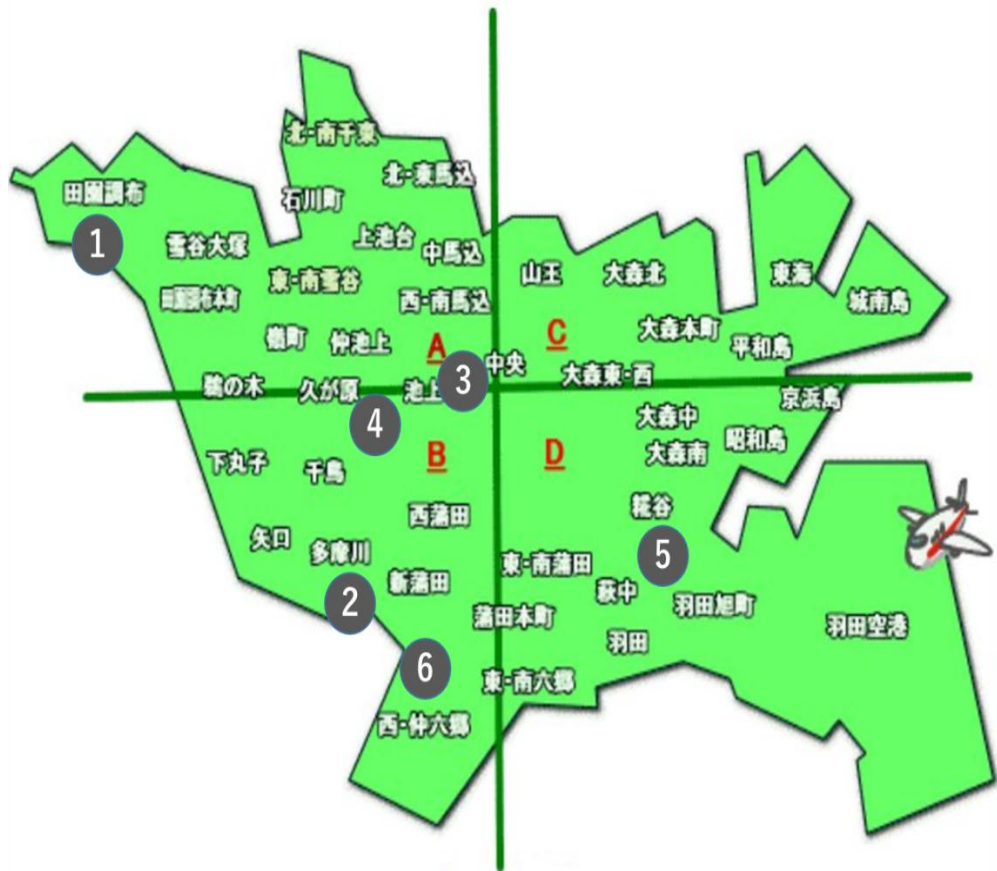
葛飾区	12
世田谷区	10
大田区、品川区、練馬区	6
新宿区、江戸川区	5
千代田区、港区、江東区、豊島区	4
その他の12区	3以下
合計	89

※ 平成 28 年 7 月 1 日時点

上表の中では、大田区は、品川区、練馬区とともに、葛飾区（12 施設）、世田谷区（10 施設）に次ぐ 6 施設となっており、23 区内における比較においては少なくない。

23 区全体では、89 施設あり、単純平均をすると 1 区あたり 4 未満となり、大田区はこの平均値も上回っている。

地理的分布としては、以下の通りとなっており、大田区の西側に比較的集中して施設が存在していることが分かる。



- ① アリエル
- ② うさぎのママ
- ③ キッズメディカルステーション
- ④ ライオンのこどもべや
- ⑤ 山崎こじか園
- ⑥ ろくごう病児保育室

これは大田区としては、病後児保育施設については、その役割機能の特殊性から、区自らエリアを決めて設立するというスタンスではなく、病院やクリニックといった病後児保育の担い手からの応募に対し、認可するというスタンスであり、また当該担い手候補がなかなか見つからないため、エリア分布を均等に分散することができていないとのことである。

(意見 No43)

病後児保育施設の分布に偏りが生じていることから、区としては医師会や協

力医療機関との連携をより広く行っていき、見込候補者リストを作成する等し、未だ施設から遠い地区の候補者に区から打診を行うなど積極的なエリア展開を行うことが望ましいと考えられる。

## 第11項 幼稚園預かり保育事業の状況

### 1. 概要

幼稚園預かり保育事業とは、私立幼稚園において就労等による保護者のニーズに応えるために、通常就園時間を延長して園児を預かる事業である。

大田区においては平成21年3月31日をもって区立幼稚園は全園閉園したことから大田区内には私立幼稚園のみが48園存在している。そのうち45園が預かり保育事業を行っており、預かり保育事業は高い割合で行われている。

大田区内の各私立幼稚園における預かり保育事業の状況は次の表のとおりである。

	幼稚園名	保育時間	預かり保育	預かり保育	長期休み中の預かり保育			一時預かり 補助金対象
			早朝		春季	夏季	冬季	
1	浅間	9:00~14:00(水9:00~11:30)	7:30~9:00	月~金17:30まで	×	○	×	対象
2	池上みどり	9:00~14:00(水9:00~11:30)	-	月~金17:00まで	×	○	×	対象
3	鶯の木	9:00~14:00(水9:00~11:30)	-	月~金17:00まで	×	×	×	対象
4	大森双葉	9:10~14:00(水9:10~11:30)	-	月~金18:00まで	×	×	×	対象
5	大森みのり	9:00~14:00(水9:00~12:00)	8:00~9:00	月~金18:00まで	○	○	○	対象
6	蒲田保育専門学校附属	9:00~14:00(火水木)~15:00(月金)	-	月~金17:30まで	○	○	○	対象
7	久が原	8:30~14:00(水8:30~12:00)	-	月火木金17:30まで	×	×	×	対象
8	光輪	9:00~14:00(水9:00~11:00)	8:00~9:00	月~金17:30まで	○	○	○	対象
9	サムエル	9:00~14:00(水9:00~11:30)	-	月~金17:00まで	×	×	×	対象
10	清明	9:00~14:00(水9:00~13:00、奇数土9:00~11:30)	-	月火木16:00まで	×	×	×	-
11	天使	9:00~14:00(水9:00~11:30)	8:00~9:00	月~金17:00まで	×	×	×	対象
12	東京	9:00~14:00	-	月~金18:00まで	○	○	○	対象
13	徳持	8:30~14:00(水8:30~12:00)	-	月火木金17:30まで	○	○	○	対象
14	パール	9:00~14:30(水9:00~11:30)	7:45~9:00	月~金18:30まで	○	○	○	対象
15	藤美	9:00~14:00(水9:00~11:30)	8:00~9:00	月~金18:00まで	×	○	×	対象
16	馬込なかよし	9:00~14:00(水9:00~11:40)	8:00~9:00	月~金18:30まで	○	○	○	対象
17	道塚	9:00~14:00(水9:00~11:30)	8:00~9:00	月~金17:30まで	×	○	×	対象
18	嶺町	9:00~14:00(水9:00~11:30)	8:00~9:00	月火木金17:00、水16:00まで	○	○	○	対象
19	若竹	9:00~14:00(水9:00~13:00、奇数土9:00~11:30)	-	-	×	×	×	-
20	南蒲	9:00~14:00(水9:00~12:00)	-	月火木金17:00まで	×	×	×	対象
21	日新	9:00~14:00	7:30~8:30	月~金18:00まで	○	○	○	対象
22	みたけ	8:45~14:15(水8:45~11:30)	-	月火木金17:15まで	○	○	○	対象
23	六郷	9:00~14:30(水9:00~11:30)	8:00~9:00	月~金17:30まで	×	○	×	対象
24	大森聖マリア	9:00~14:00(水9:00~11:30)	-	月火木金17:00まで	×	×	×	対象
25	大森ルーテル	9:00~14:00(水9:00~11:30)	8:00~9:00	月~金18:00まで	○	○	○	対象
26	蒲田ルーテル	9:00~14:00(水9:00~11:30)	8:00~9:00	月~金18:00まで	○	○	○	対象
27	光明	9:00~14:00(水9:00~13:00)	8:00~9:00	月~金18:00まで	○	○	○	対象
28	こひつじ	8:45~14:00(水8:45~11:30)	7:45~8:45	月火木金17:00、水16:30まで	○	○	○	対象
29	白百合	9:00~14:00(水9:00~11:30)	-	月火木金17:00まで	×	×	×	対象
30	小さき花の	9:15~14:00(水9:15~11:30)	-	-	×	×	×	-
31	田園調布	9:00~14:00(水9:00~11:30)	-	月火木金17:00まで	×	×	×	対象
32	田園調布ルーテル	9:00~14:00(水9:00~12:00、日9:40~10:10)	8:00~9:00	月~金17:30まで	○	○	○	対象
33	福音ルーテル教会大岡山	9:15~14:00(水9:15~11:45)	8:00~9:15	月~金18:00まで	○	○	○	対象
34	ぶどうの木	9:00~14:00(水9:00~11:30)	-	月火木金16:00まで	×	○	×	対象
35	瑞穂	9:00~14:00(第1,2水9:00~11:30)	8:20~9:00	月~金17:00まで(第1,2水除く)	×	×	×	対象
36	めぐみ	9:00~13:30	-	月~金16:30まで	×	×	×	対象
37	雪ヶ谷ルーテル	9:00~14:00(水9:00~11:30、第2日9:00~10:00)	-	月火木金16:00まで	×	×	×	対象
38	若草	9:00~14:00(水9:00~11:30)	8:00~9:00	月~金18:00まで	○	○	○	対象
39	和敬	9:00~14:00(第2,4以外の水9:00~11:45)	7:40~9:00	月~金18:20まで	○	○	○	対象
40	大田こまどり	9:00~14:00(水9:00~13:00)	-	月火木金17:30まで	×	○	○	対象
41	北糺谷	9:00~14:00(第2,4水9:00~13:00、第1,3,5水9:00~11:40)	8:00~9:00	月~金17:00まで	×	○	×	対象
42	糺谷	9:00~14:00(水9:00~11:30)	8:00~9:00	月~金17:00まで	×	○	×	対象
43	小鳩	9:00~14:30(水9:00~11:00)	-	月火木金17:00まで	×	○	×	対象
44	東京昭和	9:00~14:00(水9:00~11:30)	-	月~金17:00まで	○	○	×	対象
45	馬込	9:00~14:00(水、第3土9:00~12:00)	7:00~9:00	月~金17:30まで	○	○	○	対象
46	丸子	9:30~14:30(水9:30~11:30)	-	-	×	×	×	-
47	明善	9:15~14:30(水9:15~11:45)	8:00~9:15	月~金17:30まで	○	○	○	対象
48	矢口	9:00~14:30(水9:00~11:40)	7:30~9:00	月~金20:30まで	○	○	○	対象

## 2. 監査手続

幼稚園預かり保育事業が保護者にとって利用しやすい制度となっているか、幼稚園預かり保育事業に対して支給している補助金が有効なものとなっているか、関連する資料を閲覧し、教育総務課私学行政担当者に質問を実施した。

## 3. 監査の結果

### (1) 幼稚園預かり保育事業の利用状況

大田区に私立幼稚園の過去 3 年間の定員と現員は次のものである。なお全ての年度で 5 月 1 日現在の数字となっている。

平成 26 年度	定員 8,323 名	現員 9,231 名
平成 27 年度	定員 8,448 名	現員 9,109 名
平成 28 年度	定員 8,448 名	現員 8,834 名

いずれの年度も現員が定員を上回っているが、現員は減少傾向である。直近の平成 28 年度では定員を上回っている園が 26 園、定員を下回っている園が 22 園であった。

幼稚園の預かり保育事業の利用者は平成 27 年度私立幼稚園預かり保育推進補助金の資料によれば 4 月～12 月までに実施日数 4,953 日、延べ利用者 114,010 人となっており、一日当たり約 23 人が利用していることになっている。

#### (意見 No44)

幼稚園預かり保育事業は、確かに上記のように 114,010 人が利用しているが、幼稚園の現員は平成 28 年度 5 月 1 日現在 8,834 人おり、一日当たり約 23 人の利用では、その利用率は著しく低い水準であると思われる。

利用率が低い理由としては 預かり保育時間の実施時間が短いことがあると考えられる。

預かり保育事業を実施している幼稚園 45 園のうち、預かり保育時間が 17 時までの園は 19 園、17 時半までの園は 12 園と 17 時半までの園が 31 園と大半を占めてしまい、会社に勤務している保護者は幼稚園に預けることは困難である。また預かり保育を週 4 日のみ実施している園、水曜日は預かり保育が短い園、夏休み、春休み、冬休みといった長期休み期間中に預かり保育を実施していない園があるなど、共働き世帯が保育園の代替として幼稚園を選択することは困難な状況であると考えられる。

以上から、現状では幼稚園の預かり保育事業は待機児童対策としての保育園



の代替として幼稚園を選択する動機には乏しいものである。そのため幼稚園の預かり保育事業をより利用するためには、預かり保育事業の日数を増やし、預かり保育時間を延ばすことが必要であると考えられる。

## (2) 幼稚園預かり保育補助金の有効性

幼稚園預かり保育事業に対しては、「大田区私立幼稚園預かり保育事業費補助金交付要綱」（以下「要綱」）により、預かり保育事業を行った幼稚園に対して補助金が交付される。この補助金の交付要件は「要綱」によれば次の 5 つの要件を全て満たした場合である。

- ①園則に定められた教育時間後に、預かり保育を 1 日 2 時間以上、かつ、週 4 日以上実施していること。
- ②年度を通して実施していること。  
ただし、夏季休業、冬季休業、春季休業の各期間を除く。
- ③預かり保育担当教職員を配置していること。
- ④預かり保育を実施することについて、保護者等に対して文書等により周知していること。
- ⑤預かり保育の実施内容を日誌等に記録していること。

上記要件を満たした場合、次の別表 1 に掲げる補助金を、別表 2 に掲げる基準を満たす場合には、それぞれに定める額を別表 1 に掲げる基本額に加算して補助される。

別表 1

1 日当たり平均預かり園児数	基本補助額(年額)
1 名以上 15 名以下	300,000 円
16 名以上 30 名以下	400,000 円
31 名以上	500,000 円

別表 2

区分	1日当たり平均預かり園児数	加算補助(年額)
午前 8 時以前から、園則に定める始業時刻まで 1 時間以上、かつ、週 4 日以上実施している場合		100,000 円
園則に定める終業時刻から、 午後 5 時 30 分以降まで 3 時間以上、 かつ、週 4 日以上実施している場合	1 名以上 15 名以下	150,000 円
	16 名以上 30 名以下	200,000 円
	31 名以上	250,000 円
園則に定める夏季休業期に、1 日 4 時間以上 6 時間未満、かつ、15 日以上実施している場合 かつ、週 4 日以上実施している場合	1 名以上 15 名以下	50,000 円
	16 名以上 30 名以下	100,000 円
	31 名以上	150,000 円
園則に定める夏季休業期に、1 日 6 時間以上、 かつ、15 日以上実施している場合	1 名以上 15 名以下	100,000 円
	16 名以上 30 名以下	150,000 円
	31 名以上	200,000 円
園則に定める冬季休業期に、1 日 4 時間以上、 かつ、6 日以上実施している場合		50,000 円
園則に定める春季休業期に、1 日 4 時間以上、 かつ、5 日以上実施している場合		50,000 円

平成 27 年度においては、この補助対象要件を満たしたとして預かり保育事業実施園 45 園のうち 43 園が補助金の交付を受けている。補助金不交付園 1 園は預かり保育日が週 3 日のため補助要件を満たしていない園である。

この「要綱」に基づき交付された補助金は 43 園で 27,530,000 円であり、1 園当たり年間約 64 万円が交付されている。

(意見 No45)

幼稚園の預かり保育事業は、その預かり時間が短いこと、週 5 日実施されていない園があること、長期の休みの全てに必ずしも対応しているわけではないこと等から、その利用率は低く、待機児童対策としての保育園の代替機能を果たしているとは言えない状況である。現状の幼稚園に対する預かり保育事業に対する補助金は、その費用対効果としては有効なものとなっていないと考えられる。

そのため、「要綱」の補助対象要件を改め、より長期の保育日数、保育時間に設定する必要があると考えられる。併せて、当該補助金のみでは預かり保育事業の経費を賄うことが難しいことから、要件を満たした幼稚園に対しては、補助金の金額を多く設定し、定員割れを起こしている幼稚園をメインとして、幼稚園の預かり保育事業に対するインセンティブを与える必要があると考えられ

る。

練馬区においては長時間保育（8時から19時の11時間）を行う私立幼稚園を練馬こども園として認定し、1園に補助金を年間370万円から510万円拠出している。2015年4月から始まったばかりの制度であるが、練馬区ではこの補助金の制度により私立幼稚園40園のうち16園が練馬こども園として認定されており、今後も認定される幼稚園は増える見込みである。各園の預かり時間は概ね7時半から18時半となっており、各園の定員総数は1,126名である。

大田区においても現状の幼稚園に対する補助金の制度を継続するのではなく、練馬区のような制度を考慮することも必要であると考えられる。

## 第12項 休日・年末保育の状況

### 第1段 休日保育の状況

#### 1. 概要

大田区においては、以下の利用資格を満たした利用者に対し、休日保育を実施している。

- ①大田区内の認可保育園に在園していること。（食事・その他特別な配慮を要する児童を除く）
- ②満1歳以上で離乳食が終了していること。  
（萩中保育園は1歳児と2歳児のみ、中央八丁目保育園は1・2・3歳児のみ）
- ③保育希望日に、同居の保護者がすべて勤務していること。

#### (1) 実施状況

項目	内容
休日保育実施園	山王保育園、西蒲田保育園、萩中保育園、東蒲田保育園、中央八丁目保育園、浜竹保育園、雪谷保育園、新蒲田保育園の計8園
利用日	日曜、祝日、祭日（年末年始12/29～1/3は除く）
利用時間	午前8時30分から午後5時まで
利用料金	1日2,500円
定員	1園につき10名まで

#### (2) 申込方法

- ①保育希望日の前の週の水曜日（ただし、水曜日が祝日の場合はその前日）の昼12時までに当該園に電話で予約をする（申込み受付開始は利用日前月の25日から）。
- ②電話予約後、下記の書類を持参し、園に直接申込を行う。初めての利用の場合

合、園で面接を行う。

書類名	備考
休日保育申込書（用紙は保育園にあり）	
勤務証明書（用紙は保育園にあり）	両親の場合は2枚必要となる
健康保険証コピー	2回目からは不要
医療証コピー	同上
母子健康手帳	同上

### (3) 利用実績

利用実績は以下の通りとなっている。

<平成27年度 休日保育利用実績>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
山王	0	0	0	1	0	2	2	0	0	0	2	2	9		
西蒲田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
萩中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
東蒲田	0	2	6	4	0	8	2	0	0	0	0	0	22		
中央八丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
浜竹	6	4	4	1	1	2	2	2	3	4	4	4	37		
雪谷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
新蒲田	1	0	1	3	2	0	1	0	2	0	0	0	10	区立合計	78
大森駅前	0	8	2	2	2	3	2	2	0	0	1	0	22		
あつぷる池上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2		
北嶺町	2	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6		
多摩堤	6	15	7	7	10	14	5	10	7	7	3	2	93	私立合計	123
合計	15	32	20	18	15	29	14	14	12	14	10	8	201		

## 2. 監査手続

大田区が実施する休日保育サービスについて、休日保育の内容が利用者のニーズを満たしているものかどうか、利用手続が適切に行われているかを確認するため、休日保育利用実績や、要綱等の関連資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

### 3. 監査の結果

#### (1) 休日保育の内容が利用者のニーズを満たしているか

休日保育の利用時間が、全ての利用者のニーズを満たしていない状況が伺える。

(意見 No46)

各園の定員を「大田区立保育園休日保育のご案内」を閲覧して確認をしたところ、各区立園の定員は 10 名となっており、1 (3)利用実績にある通り、各園とも年間を通じて 10 名に達している園はなく、利用を希望した時に利用できる体制であることが伺える。

一方で、「大田区立保育園休日保育のご案内」を閲覧すると利用時間が午後 5 時までとなっている。

当該事項について、平成 27 年度の利用者の休日保育用勤務証明書を閲覧したところ、勤務時間が、利用時間の午後 5 時までもしくはそれを超える時間帯の利用者が散見された。大田区休日保育事業実施要綱の第 6 条には実施時間として、「午前 8 時 15 分から午後 6 時 30 分までの間で実施保育所の責任者が決定する」とある。利用者のニーズにより応えるためにも利用時間の拡大を検討すべきはないかと考えられる。

#### (2) 利用手続について

休日保育申込書兼確認票の園長確認欄に、園長の確認欄がないものがあつた。

(指摘 No8)

大田区休日保育事業実施要綱の第 8 条には、申込書に必要事項を記入し、事前に実施保育所の責任者に提出しなければならないとされているが、休日保育申込書兼確認票を閲覧したところ、休日保育申込書兼確認に園長確認欄に園長の確認印がないものが散見された。

休日保育として、園児を受け入れることを確認・承認する重要な書類と考えられるため、書類への押印は漏れがないようにする体制の構築が望まれる。

## 第 2 段 年末保育の状況

### 1. 概要

大田区においては、大田区内に在住または区内保育所に入所している児童で、年末に保護者が就労等のため家庭で保育ができない満 4 ヶ月から小学校就学前までの集団保育が可能な児童に対し、年末保育を実施している。

なお、ここでいう年末保育とは、12月29日・30日の2日間、保護者が就労等のため家庭で保育ができない場合に、区立保育園(下記の実施保育園)で児童を一時的に保育する事業をいう。

#### (1) 実施状況

項目	内容
年末保育実施園	大森北保育園、池上第三保育園、千鳥保育園、田園調布二丁目保育園、糀谷保育園、蒲田本町保育園の計6園
利用日	12月29日・30日の2日間
利用時間	午前7時30分から午後6時30分まで
利用料金	1日につき3,000円
定員	1園につき70名程度とする。

#### (2) 申込方法

11月中旬から12月初旬(平成27年度は11月16日(月)～12月2日(水))において、「年末保育申込書」「年末保育用勤務証明書」を大田区役所ホームページよりダウンロード、または大田区役所保育サービス課・区立保育園から受け取り、記入の上、申込を行う。

申込後は、区立保育園に在園しているか否かにより手続きが異なる。

##### ・在園児の場合

1. 在園している保育園より納付書を受け取り、保育料を前納する。
2. 納付の確認後、「年末保育承認書」「年末保育のしおり」「連絡カード」「年末保育用児童調査票」等を配布し、年末保育当日までに記載をする。

##### ・在園児でない場合

1. 保育サービス課より「納付書」「年末保育用児童調査票」を郵送し、面接が必要な場合、面接実施のお知らせも同封する(面接実施のお知らせがない場合、納付後に領収証書を保育サービス課に郵送し、3. の手続へ)。

2. 保育料を納付後、実施園に連絡をし、面接の日程を決める。その際、「領収証書」「年末保育用児童調査票」「母子健康手帳」「保険証」「乳幼児医療証」を持参する。

3. 面接後、納付確認が取れると、「年末保育承認書」「年末保育のしおり」「連絡カード」等を配布する。

(3)利用実績

年末保育の利用実績は以下のとおりとなっている。

<平成 27 年度 年末保育利用実績>

クラス	平成 27 年度 (単位：人)								
	実施園	29日(火)	30日(水)	実施園	29日(火)	30日(水)	実施園	29日(火)	30日(水)
0歳	大森北	1	1	池上第三	0	0	千鳥	5	3
1歳		8	6		3	1		4	2
2歳		3	1		5	3		5	3
3歳		2	1		8	5		2	1
4歳		1	0		3	2		3	1
5歳		5	3		2	0		1	1
計		20	12		21	11		20	11
クラス	平成 27 年度 (単位：人)								
	実施園	29日(火)	30日(水)	実施園	29日(火)	30日(水)	実施園	29日(火)	30日(水)
0歳	田園調布二丁目	0	0	糀谷	3	1	蒲田本町	3	3
1歳		3	1		7	4		7	3
2歳		4	2		7	4		2	0
3歳		1	1		5	3		3	4
4歳		3	2		3	2		4	1
5歳		0	0		6	3		4	1
計		11	6		31	17		23	12

29日(火)合計 126名  
 30日(水)合計 69名  
 総合計 195名

〈過去3年度における年末保育利用実績〉

	12月29日	12月30日	合計
27年度	126名	69名	195名
26年度	97名	69名	166名
25年度	36名	59名	95名

## 2. 監査手続

大田区が実施する年末保育サービスについて、年末保育の内容が利用者のニーズを満たしているものかどうか、利用手続が適切に行われているかを確認するため、年末保育利用実績や、要綱等の関連資料を閲覧し、担当者に質問を実施した

## 3. 監査の結果

### (1) 年末保育の内容が利用者のニーズを満たしているか

年末保育のお知らせに、年末保育の利用定員の記載がない。

#### (意見 No47)

定員について、大田区年末保育実施要綱第7条によれば、各園70名程度とされているが、70名に達している園はない。また、保育時間も午前7時30分から午後6時30分までと、利用しやすい時間にて設定されている。その点、利用者のニーズを満たしているといえる。

一方で、過去3年度における年末保育利用実績からも分かるように、年末保育利用者は年々増加傾向にあり、サービス内容も在園児でなくとも利用が可能であることから利用者の間口は広いと言える。しかし、現状では年末保育利用のお知らせには、利用定員についての記載がないため、利用者側に情報を適切に与えるためにもお知らせにも利用定員を記載することが望まれる。

### (2) 利用手続について

保育サービス課による、年末保育申込書への收受手続

#### (意見 No48)

年末保育を利用するためには、大田区年末保育実施要綱第8条によれば、年末保育申込書および年末保育勤務証明書または年末保育用状況証明書を提出しなければならないとされており、年末保育申込書は保育園を経由して、保育サービス課に提出されるか、直接保育サービス課に提出されることとなっている。

年末保育申込書を閲覧したところ、現状、保育サービス課に置いて年末保育



申込書を収受された痕跡が特段残されていない。書類保管・確認の精度向上のために、書類を確認した担当者の受付印を付すなどの対策が望まれる。

### 第13項 休日デイサービスの状況

#### 1. ショートステイ、トワイライトステイ、休日デイサービスの概要

大田区においては、子育て短期支援事業として保護者の仕事や疾病、出産等の理由で、子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育を行っている。なお、養育の対象者は、「大田区子ども家庭在宅支援サービス事業実施要綱」第4条にて、区内に住所を有する世帯の2歳以上15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童とされている。

#### (1) 事業の種類

「大田区子ども家庭在宅支援サービス事業実施要綱」第2条において、以下の3種類に分類されている。

名称	大田区子ども家庭在宅サービス事業実施要綱より
ショートステイ	保護者の疾病等の社会的事由によって、児童の養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を施設において、短期的な宿泊型の養育サービスを提供することで子育て家庭を支援する。
トワイライトステイ	保護者の帰宅が仕事等の事由によって恒常的に夜間にわたるため、児童の生活に支障が生じている場合に、施設において夜間保育型の養育サービスを提供することで子育て家庭の負担を軽減する。
休日デイサービス	日曜、祝祭日の日中において社会的事由により一時的に児童の養育が困難になった場合に、施設において生活指導・食事等の養育サービスを提供することで子育て家庭を支援する。

(2) 実施主体・対象施設

「大田区子ども家庭在宅支援サービス事業実施要綱」第3条に記載がある通り、事業の実施主体は区とし、事業の運営は以下の通り委託をしている。

施設名	所在地	委託先
ひまわり苑	大田区大森南二丁目15番18号	社会福祉法人 大洋社
コスモス苑	大田区久が原二丁目3番22号	社会福祉法人 大洋社

(3) 対象施設ごとの定員数、サービス内容、利用料

対象施設ごとの定員数、サービス内容、利用料については、下記の表のとおりとなっている。

施設名	サービス内容	1日の定員	サービス時間	1回の利用期間	利用料金 (1人1日)
ひまわり苑	ショートステイ	4人	24時間	7日以内	3,400円
	トワイライトステイ	6人	おおむね 午後5時～ 10時	1か月以内	1,400円
	休日デイサービス	4人	おおむね 午前8時～ 午後5時	1日 (連続する休日の場合はその期間)	2,000円
コスモス苑	ショートステイ	3人	24時間	7日以内	3,400円
	トワイライトステイ (休日のみ)		おおむね 午後5時～ 10時	1日 (連続する休日の場合はその期間)	1,400円
	休日デイサービス		おおむね 午前8時～ 午後5時	1日 (連続する休日の場合はその期間)	2,000円

※1 区立コスモス苑においては、トワイライトステイは日曜・祝日のみの実施となっている。

※2 サービス内容は「大田区子ども家庭在宅支援サービス事業実施要綱」第6

条にて以下の通り定められている。

- ・食事の提供及び身の回りの世話をすること。
- ・学習の援助、遊びの指導をすること。
- ・通園、通学の援助をすること。
- ・その他区長が特に必要であると認めたこと。

#### (4)利用要件

当該サービスを利用するための利用要件として、大田区子ども家庭在宅サービス事業実施要綱第 5 条に掲げる以下の要件に該当し、かつ、他に養育する者がいない場合に利用を認めている。

- ①疾病、出産、けが等により入院を要する場合
- ②親族の疾病等によりその看護及び介護に当たる場合
- ③事故、災害にあった場合
- ④冠婚葬祭、公的行事等への参加のため不在となる場合
- ⑤仕事で出張する場合
- ⑥就業のため、帰宅が恒常的に夜間にわたる場合
- ⑦その他区長が特に必要と認めた場合

#### (5)利用手続

当該事業の利用までの流れは以下のとおりである。

利用の申込みをする前に、施設を経由して区に利用に必要な事項を登録する。



利用登録後、利用を希望する日の属する月の 3 か月前の 1 日から利用日の 3 日前までに施設を経由して区長に申込みをする。



区長は利用の申込を受けると、審査を実施し、利用の可否を決定の上、保護者に通知する。

## (6) 利用実績

過去3年度における各サービスの利用者延人数は次の表のとおりである。

(延人数)

事業年度	ショートステイ	トワイライツステイ	休日デイサービス	送迎サービス
平成25年度	646	402	254	781
平成26年度	624	524	279	740
平成27年度	487	683	218	944

※送迎サービスは、保護者が通園・通学施設と施設の間の児童の送迎を希望した場合に施設において実施する。

また、施設ごとの過去3年度における利用内訳は次の表のとおりある。

(人)

事業年度	ショートステイ			トワイライツステイ			休日デイサービス		
	ひまわり苑	コスモス苑	合計	ひまわり苑	コスモス苑	合計	ひまわり苑	コスモス苑	合計
25年度	324	322	646	369	33	402	165	89	254
26年度	430	194	624	468	56	524	176	103	279
27年度	451	36	487	667	16	683	165	53	218

## 2. 監査手続

大田区が実施する、子育て短期支援事業として実施するショートステイ、トワイライツステイ、休日デイサービスが利用者のニーズを満たしているかどうか、利用手続が適切に行われているかを確認するため、利用実績や、要綱等の関連資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

## 3. 監査の結果

### (1) 利用者のニーズを満たしているか

2施設のうち、1施設のみでしか平日のトワイライツステイの実施がなされていない。

(意見 No49)

1 (6) 利用実績を見ると、過去 3 年度に渡って、各サービスとも一定の利用者がいることが分かる。

一方で、区立コスモス苑については、トワイライトステイは日曜・祝日のみの実施となっている。平日のトワイライトステイはひまわり苑のみの実施となるが、これについてトワイライトステイの利用にあたっての事業利用申込書を閲覧すると、ひまわり苑(住所:大田区大森南)から比較的遠方の利用者もおり、仮にコスモス苑にてトワイライトステイを実施していた場合にはコスモス苑を利用することが想定される。

トワイライトステイは最長午後 10 時まで保育を行うサービスであり、保護者が仕事をしていることが多い平日の方がよりニーズがあるものと思われるため、トワイライトステイを行う施設を拡充することがニーズを満たし、利用者の拡大にも繋がるものと考えられる。

## (2) 委託先に対しての事業の有効性の評価

(指摘事項なし)

ショートステイ、トワイライトステイ、休日デイサービスが有効に機能しているかどうかの評価に関しては、委託先より月次ごとに入手する統計資料、年度ごとに事業報告を受けることにより行なっており、適切な期間ごとに委託先の評価を行なっている状況といえ、特段評価方法に問題はないと思われる。

## (3) 大田区子ども家庭在宅サービス（ショートステイ、トワイライトステイ、休日デイサービス）事業登録票について

大田区子ども家庭在宅サービス（ショートステイ、トワイライトステイ、休日デイサービス）事業登録票に、受付けをした苑や、区の受付が確認できる証跡がない。

(指摘 No9)

大田区子ども家庭在宅サービス（ショートステイ、トワイライトステイ、休日デイサービス）事業登録票を閲覧していたところ、事業登録票に受付けをした施設や、その後大田区に回付された際の受付が確認できる証跡がなかった。事業登録票については、各利用者がひまわり苑やコスモス苑に提出をし、各施設が、受付けをした翌月に大田区へ送付しているとのことであり、大田区では利用者をアイウエオ順にファイリングをしているとのことであった。

事業登録票への登録はショートステイ、トワイライトステイ、休日デイサービスを利用するためには必須の手続きであり、大田区子ども家庭在宅サービス事業実施要綱第8条に掲げられている。同条3項には、登録は年度ごとに行う必要があり、登録内容に変更がある場合には、変更の届出をしなければならない旨が記載されていることから、当該手続きは重要なものであると位置付けられる。そのため、今後利用者の児童を受入れる施設、事業登録票を保管する大田区において内容の確認をし、利用登録に問題がないことを確認するための証跡は残す必要があると言える。

## 第14項 保育所等における障がい児の受け入れの状況

### 1. 概要

#### (1) 大田区における障がい児の受入の状況

大田区においては、保育園の入園対象となる児童は集団保育が可能な児童に限っている。具体的には、下記のいずれかの事由に該当する場合には、入所不承諾児と決定し、入園の対象外となる。

- ① 医療的ケアを必要とする児童。
  - ② チームアプローチが不可能な児童
  - ③ 保育中に常時、バイタルチェック(呼吸・脈・体温・顔色などの全身症状の把握)をしなくてはならない状態の児童
  - ④ 日常的に医師との連携が必要な児童
  - ⑤ こども家庭部長が統合保育を不可能と判断する児童
- その他、児童の健康状態に応じて判断をする。なお、保育園では原則として児童の薬などを預かることはしていない。



「集団保育が困難」と判断。



入園の対象外(入所不承諾児)となる。

#### (2) 要支援児と統合保育

(1)において、集団保育が可能と判断された児童に関しては、入園の申し込みを行うこととなるが(第3章第1節参照)、要支援児においては、1園の受け入れ人数に上限がある。

ここで、要支援児とは、「心身に障がい等を有する児童」、「集団保育を行う上で特別な支援を必要とする児童」をいう。

要支援児とされるかどうかの判断については、入園の申込み時に、医師の意見書や、通所施設からの「児童意見書」等を提出することになる。要支援児となる可能性のある児童に関しては、保育サービス課において入園選考会議日より前に面接を行う。面接した全ての児童が要支援児となるわけではなく、面接しても判断が困難な場合には「統合保育審査会」にて入園の可否を決定したり、入園希望園において一定期間保育を体験してもらう「観察保育」を実施するなどして、慎重な判断を行なっている。

なお、要綱第9条1項関連によれば、要支援児認定基準は下記の判断に基づいて行なっている。

<要支援児認定基準>

- |                                       |
|---------------------------------------|
| ① 医師により、発達障害の診断があるもの                  |
| ② 医師により、疾病の診断があるもののうち、個別的配慮が常時必要なもの   |
| ③ 発達検査の数値が、69以下のもの                    |
| ④ 自傷や他害等があり、集団保育上著しく危険を伴う行動が頻繁に見られるもの |
| ⑤ その他、こども家庭部長が必要と認めるもの                |

要支援児とそれ以外の児童が集団で保育することを「統合保育」という。

大田区では、全ての保育園で統合保育の実施を行っている。

次の表は統合保育の実績表である。

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
公立保育園	120人	121人	133人
私立保育園	59人	68人	92人
合計	179人	189人	225人

※各年度の3月1日時点での人数。

(3) 統合保育に対する大田区の取り組み

大田区では、統合保育を実施する園、保護者への支援として、専門職による巡回相談を実施している。

統合保育巡回相談実施細目により、こども家庭部長は、保育園長の要請に基づき、統合保育相談医および心理判定員に保育相談業務を依頼しており、統合保育相談医および心理判定員は依頼に基づき、児童の発達状況を把握し、統合保育に関する指導助言を行う。あわせて、保護者の子育てへの助言も行なっている。

平成 27 年度の巡回相談の内容と実施回数は次のとおりである。

<平成 27 年度巡回相談事業一覧表>

事業名	目的	回数	時間	担当者	保護者の 了承	保護者の 参加	実施園の 決定	保育園の 提出書類
個別	田中ビ ナー知 能検査を 通して児 童の発達 や行動特 徴を把握 し、保育 上の助言 を行い、 保育の資 質向上を 図る。ま た、保護 者への育 児相談を 通して、 保育園と 保護者と の児童に 対する共 通理解を すすめる。	年間	9:00~	心理判定 員	必要	あり	・昨年度 の実施日 を参考に 決定(昨 年度と同 時期)	① 巡回 相談票
		140 回程 度	おおむね 4時間	担当係長			・保育園 の希望が あれば随 時	
集団	集団保育 の観察を 通して、 児童の発 達状況を 把握し、 集団保育 上の助言 を行い、 保育の資 質向上を 図る。	年間	9:30~	心理判定 員	なし	なし	・年度当 初に実施 するアン ケート結 果に基づ き決定	① 巡回 保育相談 票
		40 回前 後	おおむね 4 時間	担当係長			・希望が 多い場合 は、年齢 の高い順 及び、過 去の実施 回数など を参考に 決定	(クラス) (個人) ② デイ リリープ プログラム
小児 神経科医	医師の診 察を通して、児童 の発達上 の問題を 明確にし、保育 及び育児 の方向性 を明確に する。	年間	9:00	小児神経 科医	必要	あり	・個別巡 回相談を 受けてい るケース に限定	① 巡回 相談医受 診票
		16回	おおむね 4時間	担当係長			・年度当 初に実施 するアン ケート結 果に基づ き決定 ・希望が 多い場合 は、年齢 の高い順 又は、保 護者の了 解が得ら れている 児童を優 先とする	② 巡回 相談医相 談票 (保育園) (保護者)



<巡回相談事業実績>

過去 2 年度における専門職による相談事業実績は次の表のとおりである。

・臨床心理士の巡回相談件数

年度	平成 26 年度	平成 27 年度
公立保育園	78 回 (140 件)	93 回 (133 件)
私立保育園	37 回 (69 件)	85 回 (105 件)
合計	115 回 (209 件)	178 回 (238 件)

・小児神経科医の巡回相談件数

年度	平成 26 年度	平成 27 年度
公立保育園	14 回 (15 件)	9 回 (9 件)
私立保育園	2 回 (2 件)	7 回 (7 件)
合計	16 回 (209 件)	16 回 (16 件)

( )は相談件数

<平成 27 年度集団巡回相談日程表>

	1	2	3	4	5	6	7
5月	12日	13日	20日	27日			
4回	多摩堤	南六郷	相生	おおたみ みんなのい え			
6月	2日	12日	15日	17日	24日	30日	
6回	あっぷる 池上	多摩堤	上池台	おひさま	西糀谷	大森北六 丁目	
7月	1日	8日	14日	15日	21日		24日
7回	丸子ベ ビー	マミーズ エンジェ ル池上駅 前	ベネッセ 池上	池上長尾	女塚	22日千 鳥	南馬込第 二
9月	1日	2日	4日	9日	16日	30日	
6回	千束	第三蒲田	ベネッセ 雪谷大塚	羽田	東糀谷	田園調布 二丁目	
10月	7日	13日	14日	21日	28日		
5回	アスク久 が原	えがおの 森保育園 蒲田駅前	グローバ ルキッズ 西馬込	ケンパ池 上	大森南		
11月	4日	11日	13日	18日	25日		
5回	グローバ ルキッズ 蒲田園	キッズ ガーデン 大森駅前	東糀谷(5 歳 振 返 り)	さくら中 央	なかよし		
12月	1日	2日	9日	16日			
4回	高畑	アスクう のき	久が原 ハーモ ニー	メリーポ ピンズア トレ大森 ルーム			
1月	13日	20日	27日				
3回	7/22の振 返り	多摩堤 (振返り)	ポピンズ ナーサ リー スクール長 原				
2月	10日	16日	17日	24日			
4回	2歳ベ ネッセ池 上	2歳えが おの森保 育園蒲田 駅前	キッズ ガーデン 大森駅前	わかば			

なお、上記巡回相談事業一覧表における実施回数については、大田区において園に対しニーズを調査し、結果を受けて適切な回数を決定している。

<調査結果サマリー>

平成 27 年度 巡回相談希望調査まとめ

平成 27 年 4 月 1 日現在

	保育園 名	個別巡回相談希望				集団巡回希 望	小児神経 科医 巡回希望
		クラ ス	園の希 望	保護者希 望	園と保護者希 望		
1							
2							
3							

上記のフォームを用いて、各園に希望の人数や巡回希望などのアンケートを実施して、次年度以降の巡回の計画を立てている。

2. 監査手続

障がい児の受入の対応が適切であるかどうかについて、関連資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

3. 監査の結果

(1) 要支援児に対する加算

要支援児に対して、入所選考にあたっての調整指数の加算が行われていない。

(意見 No50)

要支援児に対しては、全ての園において受入れを行なっており、入園にあたっての間口は広いといえる。一方で、入所選考にあたっては、要支援児に対し、現状では調整指数による加算が何も行われていない。1 園ごとの利用人数の制限があるとはいえ、利用者の負担軽減のためにも調整指数に項目を設け、加算対象とするなど、一定の配慮をすることが必要である。

(2) 重度の障がい児の把握状況

統合保育が公立、私立全園で行われていることもあり、障がいの程度が比較的低く、認可保育園に入所を希望する児童についてはその人数を把握できている。しかし一方で、重度の障がい児については、区内にどの程度の人数がおり、その家庭が保育を必要としているかについて把握できていない状況である。

(意見 No51)

我が国においては新生児医療の発達と高齢出産が多くなっていることから、新生児集中治療室が増設された結果、超未熟児や先天的な疾病を持つ児童など、以前なら出産直後に亡くなっていたケースでも助かることが多くなった。その一方で医療的ケアが必要な重度の障がい児（重度心身障がい児）が増加している。ここで医療的ケアとは、痰の吸引や酸素吸入、導尿等生命を維持するために日常的に必要な医療行為のことである。

区内においても新生児集中治療室は存在し、当該施設の近隣には一定程度の重度の障がい児が存在することが推測されている。

こうした重度の障がい児の人数を把握し、保育を必要とするかどうかを把握することは潜在的待機児を確認するうえでも有効であることから、軽度の如何に関わらず障がい児の人数を把握することが必要であると考えられる。

### (3) 重度の障がい児を受け入れる保育園の必要性

統合保育は公立、私立全園で行われているが、統合保育として保育園に入園するためには、要支援児と判断される必要がある。要支援児とは、心身に障がい等を有する児童、集団保育を行う上で特別な支援を必要とする児童であり、要支援児とそれ以外の児童を集団で保育することを統合保育という。

要支援児と判断されるには、認可保育園への入所申込み、医師の意見書や通所施設からの児童意見書の提出に加えて、面接を行うことが必要である。

(意見 No52)

重度の障がい児の受け入れには、保育園に看護師が常駐し、医療的ケアを行うことが必要であることから、重度障がい児は認可保育園では受け付けていないのが現状である。

しかし重度の障がい児を持つ家庭においても、保育を必要とする家庭は存在しており、その預け先が全くない状態である。

母親の常勤雇用率は、厚生労働省「全国家庭児童調査」（平成 21 年度）等によると、健常児の母親が約 34%なのに対し、障がい児の母親は約 5%であり、働いていない母親の比率も、健常児の母親が約 40%なのに対し、障がい児の母親は約 70%と就労を希望しながら働くことができない障がい児の母親が存在している。

そのため、大田区においても統合保育とは別に、障がい児保育園を開設し重度の障がい児も預かれる保育園を開園していくことが必要であると考えられる。

実際に既に杉並区においては認定 NPO 法人フローレンスが「障害児保育園ヘレン」を全国で初めて 2014 年 9 月に開園しているほか、同法人は 2016 年 7 月

に豊島区に「障害児保育園ヘレンすがも」を開園し、2017年2月には世田谷区に「障害児保育園ヘレン経堂」を開園する予定である。

いずれの園も、児童発達支援事業と居宅訪問型保育の2つの事業報酬を組み合わせることで、利用者の保育料も認可保育園と同等並みとしていることから、開設すれば一定の利用率が見込むことができると考えられる。実際に「障害児保育園ヘレン」は重症心身障害児5名、医療的ケア児・肢体不自由児10名の15名の定員であるが、重症心身障害児枠は満員かつ利用待ち状態であり、医療的ケア児・肢体不自由児枠は現状空きがあるものの、転園によるものであり、ニーズは確実にあると考えられる。

障がいの有無に関わらず全ての子どもが保育を受け、保護者が働くことを選択できる社会を実現するためにも、障がい児保育園の開設することが必要であると考えられる。

## 第15項 保育士確保対策の状況

### 1. 概要

大田区では、民間保育施設の保育士確保を支援する目的で、平成27年度において、下記の対策を実施した。

#### (1) 就職フェアの開催

大田区私立保育園連合会・大森ハローワークとの共催で就職フェアを開催した。

#### <実施概要>

開催日時	平成27年9月5日(土) ・就職支援会研修会 小ホール(10:00~11:00) ・就職相談会 展示室(11:00~16:00)
開催場所	大田区民ホールアプリコ
入場料	無料
主催	大田区
共催	大田区私立保育園連合会 ハローワーク大森
来場者数(申込者数)	222名(227名)

なお大田区では、私立保育園連合会が開催する保育士養成学校の学生を対象とした就職フェアの開催経費を補助している。

〈平成 27 年度経費補助予算実績〉

予算額	決算額	差異額	備考
2,285,000 円	2,284,200 円	800 円	(株)アイフィスへ委託

(2) 現任保育従事職員資格取得支援事業

大田区では、私立認可保育所、家庭福祉員、東京都認証保育所、小規模保育所、定期利用保育事業実施施設で、従事する保育職員に対し保育士資格取得にかかる支援を行う保育事業者に対し、経費の一部を補助している。

- ① 保育士試験受験料、通信教育教材費、講習会開催費等
- ② 保育士養成施設の受講料等

〈申請から交付、精算までの流れ〉

平成 27 年度大田区現任保育従事職員等資格取得支援事業補助要綱によれば、以下の手順によることとされている。

〈申請 第 5 条〉

申請者は、区長が別に定める期日までに平成 27 年度大田区現任保育従事職員等資格取得支援事業補助金交付申請書に下記書類を添付の上、提出する。

- ① 平成 27 年度大田区現任保育従事職員等資格取得支援事業実施計画書
- ② 平成 27 年度大田区現任保育従事職員等資格取得支援事業補助金所要見込額内訳書



〈交付決定 第 6 条〉

申請者より上記の書類が提出され、内容を審査の上、その事業について適当と認められる場合は、補助金の交付を決定し、平成 27 年度大田区現任保育従事職員等資格取得支援事業補助金交付決定通知書により、申請者に通知をする。



〈補助金の請求 第 9 条〉

補助事業者は、補助金の交付決定後、平成 27 年度大田区現任保育従事職員等資格取得支援事業補助金請求書により区長へ補助金を請求する。



〈補助金の交付 第 10 条〉

区長は、補助事業者から請求があった場合は、審査の上、補助金の交付額の概算払又は通常払をする。



〈実績報告及び精算 第 15 条〉

補助事業者は、補助金の交付後、区長が定める期日までに平成 27 年度大田区現任保育従事職員等資格取得支援事業補助金実績報告書に下記書類を添えて、区長に報告することとされている。

- ① 平成 27 年度大田区現任保育従事職員等資格取得支援事業補助金所要額計算書
- ② 平成 27 年度大田区現任保育従事職員等資格取得支援事業補助金所要額内訳書

これを受けて、審査の上、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認められた時は、交付すべき補助金の額を確定する。

また、概算払にて補助金の交付がされた場合には、平成 27 年度大田区現任保育従事職員等資格取得支援事業補助金精算書を区長に提出をし、確定額を超える補助金が交付されている時は、返還をしなければならない。

〈経費補助の概要〉

経費補助の対象となる内容は、平成 27 年度大田区現任保育従事職員等資格取得支援事業補助金要綱別表に次の表のとおり定められている。

別表(第 3 条、第 4 条関係)

1	保育士試験受験料等に係る経費
対象者	対象施設等に勤務する保育士資格を有していない現任保育従事職員等
対象経費	保育士試験受験に係る保育士試験受験料及び通信教育教材費、教材費、講習会を開催した場合の諸経費。ただし、保育士証の交付に至らない場合は、受験料のみを対象とする。
対象施設等	認可保育所、認証保育所、小規模保育所、定期利用保育事業実施施設及び家庭福祉員（いずれも民間立）
補助基準額	保育士試験受験に係る経費（10 円未満の端数については切り捨てとする。）の半分を補助対象とし、50,000 円を上限とする。
交付時期	年度ごとに行う。

2	養成施設を卒業することにより保育士資格取得をする者の受講料等及び受講する保育従事職員の代替に伴う雇上費
対象者	平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 1 日までに受講を開始した者
対象経費	1 養成施設の受講に必要な入学料、受講料等（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及びその消費税

	<p>※保育従事職員が保育士証の交付を受けた場合に限り、補助することができる。</p> <p>2 受講する保育従事者の代替に伴う雇上費</p> <p>※保育士資格取得に必要となる保育実習や面接授業を受けるため、対象施設等に勤務していない期間に代替保育従事職員を雇用する場合の経費であることから、保育士証の交付に関わらず補助することができる。</p>
対象施設等	認可保育所、認証保育所、小規模保育所、定期利用保育事業実施施設及び家庭福祉員（いずれも民間立）
補助基準額	<p>1 対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の半分を補助対象とし、300,000円を上限とする。</p> <p>2 1日当たり5,920円</p>
交付時期	<p>1 受講料等は保育士証交付後（養成施設受講開始から保育士証交付までの間に要した必要経費を一括して交付）、保育士証が交付された月の末日又は平成30年3月31日のいずれか早い日</p> <p>2 雇上費は年度ごとに行う。</p>
条 件	<p>1 平成26年4月1日までに大田区現任保育士資格取得支援事業実施計画書（別記第2号様式）を提出した者</p> <p>2 補助金申請時及び受講期間中においても、原則として対象施設等に勤務していること。</p>
実施期限	保育士登録をされた日を起算として対象施設等に1年以上勤務した月の末日又は平成30年3月31日のいずれか早い日
3	養成施設卒業により保育士資格取得をする者又は保育士試験の全てを免除されることにより資格を取得する者の受講料等及び受講する保育従事職員の代替に伴う雇上費
対象者	平成26年4月1日から平成27年3月31日までに受講を開始した者
対象経費	<p>1 養成施設の受講に必要な入学料、受講料等（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及びその消費税</p> <p>※保育従事職員等が保育士登録をされた日を起算として、対象施設等において1年以上勤務した場合に限り、補助することができる。</p> <p>2 受講する保育従事者の代替に伴う雇上費</p> <p>※保育士資格取得に必要となる保育実習や面接授業を受けるため、対象施設等に勤務していない期間に代替保育従事職員を雇用する場合の経費であることから、保育士証の交付に関わらず補助することができる。</p>
対象施設等	認可保育所、認証保育所、小規模保育所及び定期利用保育事業実施施設及び家庭福祉員（いずれも民間立）



補助基準額	<p>1 対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の半分を補助対象とし、以下の金額を上限とする。</p> <p>(1) 養成施設卒業による資格取得の場合 300,000円</p> <p>(2) 「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日付け雇児発第1201002号雇用均等児童家庭局長通知)別表の①を活用することによる資格取得の場合 200,000円</p> <p>(3) 特例制度を活用することによる資格取得の場合 100,000円</p> <p>2 1日当たり 5,920円</p>
交付時期	<p>1 保育士証交付後(養成施設受講開始から保育士証交付までの間に要した必要経費を一括して交付)</p> <p>2 雇上費は年度ごとに行う。</p>
条件	<p>1 平成27年3月31日までに大田区現任保育士資格取得支援事業実施計画書(別記第2号様式)を提出した者</p> <p>2 補助金申請時及び受講期間中においても、対象施設等に勤務していること。</p>
実施期限	<p>保育士登録をされた日を起算として対象施設等に1年以上勤務した月の末日又は平成32年3月31日のいずれか早い日</p>

4	<p>幼稚園教諭免許状を有し、特例制度を活用することにより保育士資格取得する者の受講料等</p>
対象者	<p>平成26年4月1日から平成27年3月31日までに受講を開始した者</p>
対象経費	<p>養成施設の受講に必要な入学料、受講料等(面接授業料、教科書代及び教材費を含む。)及びその消費税</p> <p>※保育士試験を合格した月の末日から1年以内に認可保育所、認定こども園又は認可保育所・認定こども園を目指す認可外保育施設に勤務を開始し、1年以上勤務した場合に限り、補助することができる。</p>
対象施設等	<p>認可保育所、認証保育所、小規模保育所、定期利用保育事業実施施設及び家庭福祉員(いずれも民間立)</p>
補助基準額	<p>対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の半分を補助対象とし、100,000円を上限とする。(特例制度活用による資格取得)</p>
交付時期	<p>保育士証交付後(養成施設受講開始から保育士証交付までの間に要した必要経費を一括して交付)</p>
条件	<p>1 平成27年3月31日までに大田区現任保育士資格取得支援事業実施計画書(別記第2号様式)を提出した者</p> <p>2 保育士試験を合格した月の末日から1年以内に保育所、認定こども園又は保</p>

	育所・認定こども園を目指す認可外保育施設に勤務を開始し、1年以上勤務していること。
実施期限	保育士登録をされた日を起算として対象施設等に1年以上勤務した月の末日又は平成30年3月31日のいずれか早い日

5	下記対象施設等に勤務する保育士資格を有していない常勤の現任保育従事職員等で、それぞれに定めた方法で資格を取得する者の受講料等及び受講する保育従事職員の代替に伴う雇上費
対象者	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに受講を開始した者
対象経費	<p>1 養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及びその消費税 ※保育従事職員等が保育士資格取得後、保育士登録をし、保育士証の交付を受け、対象施設等において勤務することが決定した場合に、補助することができる。ただし、資格取得後1年以上対象施設等に勤務すること。</p> <p>2 受講する保育従事者の代替に伴う雇上費 ※保育士資格取得に必要となる保育実習や面接授業を受けるため、対象施設等に勤務していない期間に代替保育従事職員を雇用する場合の経費。上記①と同様に、保育従事職員等が保育士資格取得後、保育士登録をし、保育士証の交付を受け、対象施設等において勤務することが決定した場合に、補助することができる。ただし、資格取得後1年以上対象施設等に勤務すること。</p>
対象施設等	認可保育所、認証保育所、小規模保育所及び定期利用保育事業実施施設（いずれも民間立）
補助基準額	<p>1 対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の半分を補助対象とし、以下の金額を上限とする。</p> <p>(1) 養成施設卒業による資格取得の場合 300,000円</p> <p>(2) 「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日付け雇児発第1201002号雇用均等児童家庭局長通知）別表の①を活用することによる資格取得の場合 200,000円</p> <p>(3) 特例制度を活用することによる資格取得の場合 100,000円</p> <p>2 1日当たり6,120円</p>
交付時期	保育士証交付後、対象施設等で常勤職員として勤務することが決定した時点
条件	<p>1 保育士資格取得後、保育士登録をし、保育士証の交付を受け、対象施設等で常勤職員として勤務することが決定した者で、対象施設等において、1年以上勤務する意思がある者</p> <p>2 対象となる現任保育従事職員等は、受講期間中においても、原則として対象施設等で勤務していること。</p>

	3 平成28年3月31日までに、対象施設等を通じて、本事業を実施することを記載した実施計画書を区市町村へ提出する者
実施期限	対象者が保育士資格取得をした年度の末日

6	幼稚園教諭免許状を有し、特例制度を活用することにより保育士資格取得する者の受講料等
対象者	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに受講を開始した者
対象経費	養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及びその消費税 ※保育従事職員等が保育士資格取得後、保育士登録をし、保育士証の交付を受け、対象施設等において勤務することが決定した場合に、補助することができる。ただし、資格取得後1年以上対象施設等に勤務すること。
対象施設等	認可保育所、認証保育所、小規模保育所、定期利用保育事業実施施設（いずれも民間立）
補助基準額	対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の半分を補助対象とし、100,000円を上限とする。（特例制度活用による資格取得）
交付時期	保育士証交付後（養成施設受講開始から保育士証交付までの間に要した必要経費を一括して交付）
条件	1 保育士資格取得後、保育士登録をし、保育士証の交付を受け、対象施設等で常勤職員として勤務することが決定した者で、対象施設等において、1年以上勤務する意思がある者 2 対象となる現任保育従事職員等は、受講期間中においても、原則として対象施設等で勤務していること。 3 平成28年3月31日までに、対象施設等を通じて、本事業を実施することを記載した実施計画書を区市町村へ提出する者
実施期限	対象者が保育士資格取得をした年度の末日

7	下記対象施設等に勤務する保育士資格を有していない現任保育従事職員等で、それぞれに定めた方法で資格を取得する者の受講料等及び受講する保育従事職員の代替に伴う雇上費
対象者	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに受講を開始した者

対象経費	<p>1 養成施設の受講に必要な入学金、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及びその消費税 ※保育従事職員等が保育士資格取得後、保育士登録をし、保育士証の交付を受け、対象施設等において勤務することが決定した場合に、補助することができる。ただし、資格取得後1年以上対象施設等に勤務すること。</p> <p>2 受講する保育従事者の代替に伴う雇上費 ※保育士資格取得に必要となる保育実習や面接授業を受けるため、対象施設等に勤務していない期間に代替保育従事職員を雇用する場合の経費。上記①と同様に、保育従事職員等が保育士資格取得後、保育士登録をし、保育士証の交付を受け、対象施設等において勤務することが決定した場合に、補助することができる。ただし、資格取得後1年以上対象施設等に勤務すること。</p>
対象施設等	認可保育所、認証保育所、小規模保育所定期利用保育事業実施施設及び家庭福祉員（いずれも民間立）
補助基準額	<p>1 対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の半分を補助対象とし、以下の金額を上限とする。</p> <p>(1) 養成施設卒業による資格取得の場合 <span style="float: right;">300,000</span> 円</p> <p>(2) 「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日付け雇児発第1201002号雇用均等児童家庭局長通知）別表の①を活用することによる資格取得の場合 <span style="float: right;">200,000</span> 円</p> <p>(3) 特例制度を活用することによる資格取得の場合 <span style="float: right;">100,000</span> 円</p> <p>2 1日当たり 6,120 円</p>
交付時期	保育士証交付後、対象施設等で勤務することが決定した時点
条 件	<p>1 保育士資格取得後、保育士登録をし、保育士証の交付を受け、対象施設等で勤務することが決定した者で、対象施設等において、1年以上勤務する意思がある者</p> <p>2 対象となる現任保育従事職員等は、受講期間中においても、原則として対象施設等で勤務していること。</p> <p>3 平成28年3月31日までに、対象施設等を通じて、本事業を実施することを記載した実施計画書を区市町村へ提出する者</p>
実施期限	対象者が保育士資格取得をした年度の末日

8	幼稚園教諭免許状を有し、特例制度を活用することにより保育士資格取得する者の受講料等
対象者	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに受講を開始した者
対象経費	養成施設の受講に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及びその消費税 ※保育従事職員等が保育士資格取得後、保育士登録をし、保育士証の交付を受け、対象施設等において勤務することが決定した場合に、補助することができる。ただし、資格取得後1年以上対象施設等に勤務すること。
対象施設等	認可保育所、認証保育所、小規模保育所、定期利用保育事業実施施設及び家庭福祉員（いずれも民間立）
補助基準額	対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の半分の補助対象とし、100,000円を上限とする。（特例制度活用による資格取得）
交付時期	保育士証交付後（養成施設受講開始から保育士証交付までの間に要した必要経費を一括して交付）
条件	1 保育士資格取得後、保育士登録をし、保育士証の交付を受け、対象施設等で勤務することが決定した者で、対象施設等において、1年以上勤務する意思がある者 2 対象となる現任保育従事職員等は、受講期間中においても、原則として対象施設等で勤務していること。 3 平成28年3月31日までに、対象施設等を通じて、本事業を実施することを記載した実施計画書を区市町村へ提出する者
実施期限	対象者が保育士資格取得をした年度の末日

9	保育士試験により保育士資格を取得した者の学習に要した費用
対象者	平成27年度保育士試験合格者
対象経費	保育士試験受験講座の受講に必要な入学料（講座入学金又は登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及びその消費税 ※対象経費の支払い対象となる期間は、平成27年保育士試験の筆記試験日から起算して1年前の属する月の1日までとする。 ※対象経費は、対象者が保育士証の交付を受け、対象施設等に勤務するこ

	とが決定した場合に、補助することができる。ただし、1年以上勤務すること。
対象施設等	認可保育所、認証保育所、小規模保育所、定期利用保育事業実施施設及び 家 庭福祉員（いずれも民間立）
補助基準額	対象者1人につき、保育士試験受験のための学習に要した経費の半分を補助対象とし、150,000円を上限とする。
交付時期	年度ごとに行う。
条 件	保育士資格取得後、保育士登録をし、保育士証の交付を受け、対象施設等で勤務することが決定した者で、対象施設等において、1年以上勤務する意思がある者。

<経費補助予算実績>

過去3年度における現任保育従事職員資格取得支援事業の予算額と執行額は次の表のとおりである。

平成25年度		平成26年度		平成27年度	
予算額 (円)	執行額 (円)	予算額 (円)	執行額 (円)	予算額 (円)	執行額 (円)
271,920	271,920	3,088,000	298,220	1,797,360	502,090
差異額 0		差異額 2,789,780		差異額 1,295,270	

※平成25年度については認証保育所運営補助より流用

※差異額は予算額-執行額により計算。

(3) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業

大田区では、保育従事職員用の宿舍の借り上げを行う設置者に対し、借り上げに係る費用の一部の補助を行うことにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図っている。

当該支援事業の概要を平成27年度大田区保育従事職員宿舍借り上げ支援補助金交付要綱に沿ってまとめると次の表のとおりとなる。

項目	内容
補助金交付対象者 (第4条)	保育施設等を運営し、保育従事職員を雇用するとともに、補助対象となる施設を借り上げ、これに当該職員を居住させている設置者とする。
補助対象となる保育従事職員 (第5条)	<p>設置者が、平成 23 年度以降に雇用を開始した常勤の保育従事職員のうち、保育施設等に勤務しかつ原則として区内に住所を有する世帯主若しくはこれに準ずる者とする。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する者は除く。</p> <p>① 平成 25 年度より前に設置者が借り上げる施設に入居している者</p> <p>③ 設置者から住居手当等を支給されている者</p> <p>補助対象期間及び補助対象期間より1年前に、他の設置者が運営する保育施設等での勤務実績のある者</p> <p>④ 第6条で定める施設にて補助対象となった者で、特段の事情なく転居した者</p> <p>なお、保育士資格を有していない保育従事職員で、養成施設を卒業することにより平成 27年度中に保育士資格の取得が見込まれる者については、補助対象の保育従事職員としてみなすことができる。</p>
補助対象となる施設 (第6条)	設置者が雇用する保育従事職員の宿舎として借り上げている施設とされている。ただし、設置者が所有する区内の施設は除く。
補助対象経費 (第7条)	保育従事者が、施設に入居した日から退去するまでに要する賃借料、共益費(管理費)及び礼金を予算の範囲内で交付している。

また、補助金の申請から交付までの流れは以下のとおりである。

〈申請 第9条〉

設置者が補助金の交付を受けようとするときは、大田区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書に必要な書類を添えて提出する。



〈交付決定 第10条〉

交付申請があると、書類審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適当と認める場合は大田区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付決定通知書により、交付の決定を設置者に伝える。



〈補助金の請求 第18条〉

補助設置者は、経費についての補助金の請求をするときは、大田区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付請求書に必要な資料を添えて提出する。



〈補助金の交付 第18条〉

区長は、補助設置者からの請求があった場合には、審査の上、適当と認めると概算払いにて支払いをする。



〈実績報告 第19条〉

補助設置者は、補助事業が完了したとき又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、区長が別に定める期日までに、大田区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業実績報告書により区長に報告する。



〈補助金の額の確定 第20条〉

補助設置者より報告を受けると、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の条件に適合するかを調査し、適合すると認められれば補助金の額を確定し、大田区保育従事職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付額決定通知書により補助設置者に通知する。

## 2. 監査手続

大田区における保育士確保対策のための施策が有効に機能しているものかどうか、関連資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。



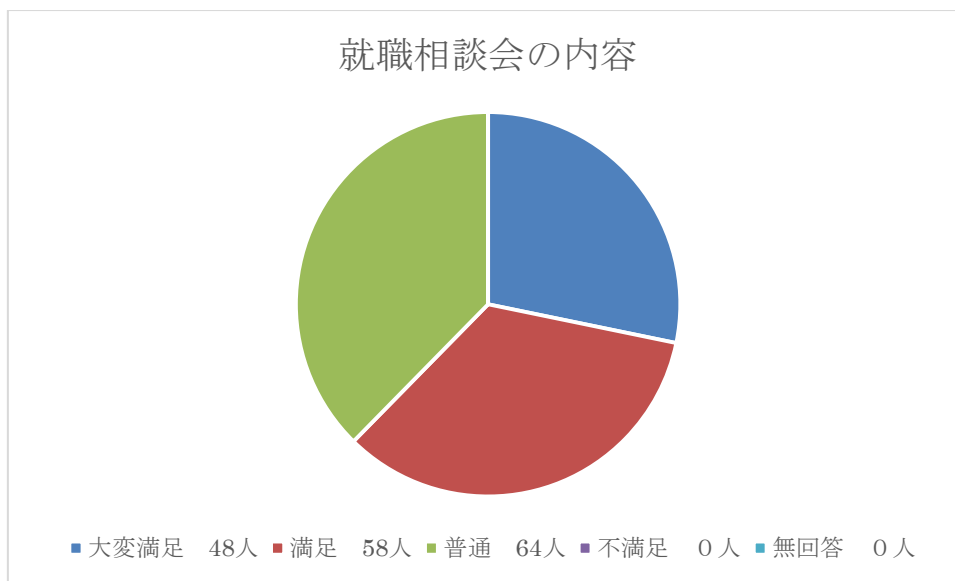
### 3. 監査の結果

#### (1) 就職フェアの開催について

(監査結果)

指摘事項なし。

平成 27 年度において開催した就職フェアの開催報告書(委託会社作成)によれば、就職相談会の満足度は以下のとおりであった。



上記グラフにある通り、参加者には概ね好意的に捉えられるフェアであったことが伺える。イベントの感想を見ると、フェアへの参加法人が 50 あることから効率的に回る事が難しかったなどの意見もあったが、将来保育士として働くのであれば大田区で働きたいなどの意見もあり、今後も継続して行うべき施策であると言える。

一方で、今後の就職活動にあたって、どのようなイベント・事業を希望するかというアンケートは次のとおりであった。

		ベース	就職相談 面接会	転職支援 研修会	ポータル サイト設 置	スキルア ップ研修 会	無回答
全体		86	57.0%	23.3%	17.4%	32.6%	17.4%
現況	新卒	50	60.0%	14.0%	16.0%	24.0%	22.0%
	転職	36	52.8%	36.1%	19.4%	44.4%	11.1%
年齢	20代	55	58.2%	21.8%	18.2%	27.3%	20.0%
	30代	17	47.1%	17.6%	17.6%	47.1%	5.9%
	40代	11	29.4%	29.4%	17.6%	23.5%	17.6%
	50代	3	11.8%	5.9%	5.9%	0.0%	0.0%

※委託会社による報告書より抜粋

これを見ると、「参加者の過半数が就職相談面接会の開催を希望している」「転職者はスキルアップ研修を希望している」ことが分かる。よって、就職フェア開催に加え、これらのニーズをカバーできるイベントの開催を検討することが望まれるといえる。

なお、平成28年度の保育士人材確保事業委託の予算内訳を示すと次の表のとおりである。

	事業委託名称	予算額(円)	内容
①	保育人材情報ポータルサイトの設置	14,191,200	区立保育事業者が必要な人材を全国から採用できるように、保育人材の求人情報と求職者をリアルタイムで結びつけるポータルサイトを開設するもの。
②	人材確保アドバイザー派遣	1,944,000	区内保育施設に人材確保に関する専門的な知見を有するアドバイザーを派遣し人材確保や職員の定着等について助言指導を行い、効果的な採用活動の進め方等に関する研修を実施する。
③	採用力強化支援研修	712,800	同上
④	私立保育園就職フェア	4,123,440	資格を有しながらも保育施設で働いていない方、保育士養成学校等での資格取得予定の方などを対象に、区内保育施設が「一堂に会し、研修・就職相談・採用面接を実施するフェア。2回を実施予定。
⑤	保育実践力強化研修	7,219,584	保育従事者の資質向上を図るとともに、保育施設に就職した職員が力を発揮できるよう、実践的な保育スキルを養う研修を実施。

以上のように、平成27年度に実施した内容に比べ、大幅に内容が充実しており、予算額もおおよそ12倍となっており、上述したアンケート結果に応える体制が整備されているといえる。当該事業については、平成27年度より開始した事業であるため、まだ実績が少ない事業であるため、今後も利用者のニーズに応えながら保育士確保に寄与できる事業にしていくことが望まれる。

## (2) 現任保育従事職員資格取得支援事業について

平成27年度大田区現任保育従事職員等資格取得支援事業補助金要綱別表に掲げられている補助金の基準額が一律に経費の半分を補助対象としている。

### (意見 No53)

全ての補助事業に対する補助金の基準額が経費の半分となっているが、保育士確保対策に資すると考えられる事業については、補助の割合を高めるなどの

対応が望まれる。

平成 27 年度	
予算額 (円)	執行額 (円)
1,797,360	502,090
差異額 (円)	
1,295,270	

上記は、平成 27 年度における、現任保育従事職員資格取得支援事業の予算額と執行額であるが、予算額と執行額に大きな差異が生じている。執行額 502,090 円のうち、保育士試験資格取得補助に執行された金額は 86,050 円である。

保育士試験資格取得補助に関する対象経費は、通信教育教材費、教材費、講習会を開催した場合の諸経費となっているが、保育士証の交付に至らない場合は、受験料のみとなっている。

以下、過去 3 年度における大田区における保育士試験を受験した方の合格率である。

<保育士試験受験データ>

	25 年度	26 年度	27 年度
受験者数	29 人	25 人	8 人
合格者数	4 人	1 人	2 人
大田区合格率	13.8%	4.0%	25.0%
全国合格率	17.4%	19.3%	22.8%

上記データによれば、いずれも合格率は全国平均を下回っており、低い水準で推移している。働きながら保育士試験の資格を取得することは困難であるということが分かる。また、現状では不合格者が多いため、受験料の補助はしているものの、保育士確保に寄与している状況とは言えない。

そこで、補助金の基準額について、現状では一律に経費の半分となっている割合を、例えば保育士試験受験料等に係る経費の補助割合を高めるなどの対応を提案する。

資格そのものは本人に帰属するものであるため、全額負担をすることは適当ではないものの、上記保育士試験を受験している方は、いずれかの園にて働い

ているため、合格後も保育士としてスムーズに働くことができるため資格取得のメリットは大きいものと考えられる。

また、不合格者への受験料補助が多くを占めている現状に変化が必要な状況と思われるため、経費補助の割合を弾力的にすることが好影響をもたらすのではないかと考える。

(3) 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業について  
(監査結果)

指摘事項なし。

平成 27 年度の補助金利用実績については、次の表のとおりとなっている。

	対象事業所・利用人数	補助金額(円)
認可	27事業所、176人	88,298,000
認証	16事業所、48人	25,181,000
小規模	5事業所、15人	8,147,000
定期利用保育室	1事業所、3人	1,971,000
合計	49事業所、242人	123,597,000

また、平成 28 年度の宿舎借り上げ支援の予算は下記の通りとなっている。

	予算額(円)	予算内訳
認可	129,150,000	@82,000×7/8×150名×12月
認証・小規模・定期	55,965,000	@82,000×7/8×65名×12月
合計	185,115,000	

平成 27 年度より予算がおおよそ 1.5 倍となっているが、平成 27 年度においては、第 2 条に掲げられている保育従事職員の定義が、「保育施設等の施設長、保育士及び看護師」であったのに対し、平成 28 年度における定義では、「保育施設等に勤務する施設長、保育士、保育補助者、調理員、看護師等」と拡充されている。また、第 5 条に掲げられている、補助対象となる保育従事職員が、「原則として区内に住所を有する世帯主若しくはこれに準ずる者」であったが、平成 28 年度においては「区内」の要件が外れており、要件緩和がされている。

利用要件を積極的に緩和することで、対象者の間口を拡げることは、宿舎借り上げという支援の重要性から鑑みて保育士確保に大きく貢献するものと思われる。

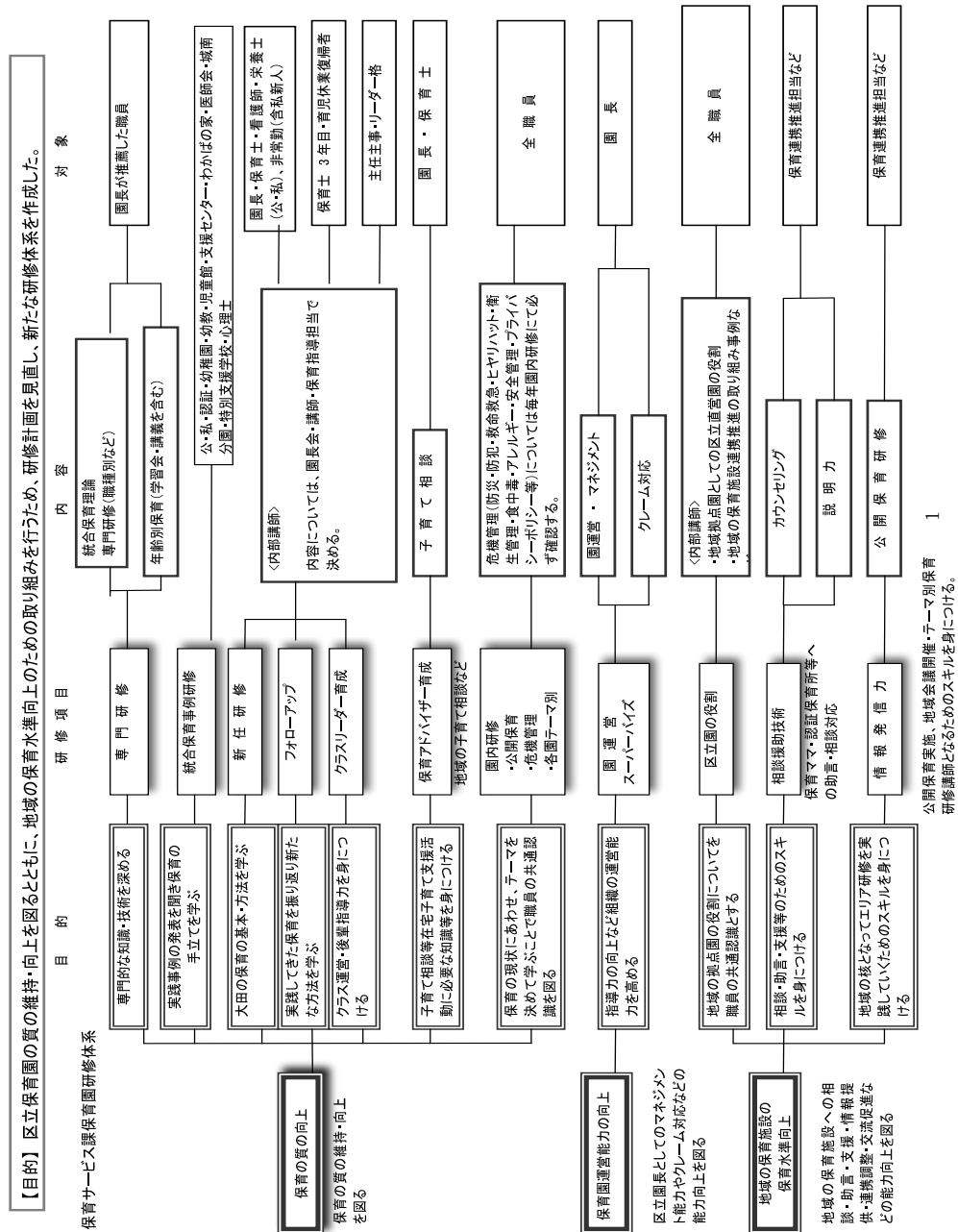
# 第 16 項 保育士等研修の実施状況

## 1. 概要

大田区では、保育士等の質の向上を目的として、研修を実施している。

下記は、平成 23 年度において区立保育園の質の維持・向上を図るとともに、地域の保育水準向上のために研修計画を見直し、作成された研修体系である。

〈研修体系〉



また、平成27年度における研修実績は以下のとおりとなっている。

				予算額	1,860,000 (報償費講師謝礼)					
				支出額	1,647,000					
実施日	種別	講師名	対象	参加人数	予算	実績	残額			
5月11日(月)	主任研修	矢藤誠滋郎	主任保育士	49名	45,000	45,000	1,815,000			
5月28日(木)	看護師研修	染谷 利一	看護師	97名	45,000	36,000	1,779,000			
6月3日(水)	栄養士研修	篠田 粧子	栄養士	94名	45,000	45,000	1,734,000			
6月10日(水)	統合保育理論	吉井 裕子	保育士	50名	45,000	36,000	1,698,000			
7月1日(水)	保育士研修	樹礼逸美	保育士	104名	45,000	45,000	1,653,000			
7月10・24/11月18・25	スーパーバイザー研修	新保 庄三	園長	100名	120,000	120,000	1,533,000			
7月15日(水)	調理師研修	酒井 治子	調理師	110名	45,000	36,000	1,497,000			
9月14日(月)	子育て相談研修	橋本 創一	園長	87名	45,000	45,000	1,452,000			
9月29日(火)	統合保育理論 1	橋場 隆	保育士	86名	45,000	36,000	1,416,000			
10月27日(火)	乳幼児保育理論	林 浩子	保育士	93名	45,000	36,000	1,380,000			
10月28日(水)	保育士研修(課長講話含む)	師岡 章	保育士	48名	45,000	45,000	1,335,000			
10月29日(木)	乳幼児保育理論1	神田富士子	保育士	98名	45,000	36,000	1,299,000			
11月11日(水)	統合保育理論2	橋場 隆	保育士	86名	45,000	36,000	1,263,000			
11月19日(木)	子育て相談研修	宮本朝子	保育士	89名	45,000	45,000	1,218,000			
11月26日(木)	乳幼児保育理論1	神田富士子	保育士	98名	45,000	36,000	1,182,000			
12月11日(金)	園長研修	秦野 悦子	園長	97名	45,000	45,000	1,137,000			
28年2月3日(水)	統合保育事例研修	細川かおり	保育士	127名	90,000	90,000	1,047,000			
28年2月4日(木)	統合保育事例研修	染谷 利一	保育士	122名	90,000	72,000	975,000			
28年2月5日(金)	統合保育事例研修	細川かおり	保育士	115名	90,000	90,000	885,000			
		染谷 利一			90,000	72,000	813,000			
4月21日、6月4日、7月9日、9月3日	相談援助研修	大町 由紀子	保育士	181名	120,000	144,000	669,000			
10月6日、11月12日	相談援助研修	大町 由紀子	保育士	36名						
11月6日(金)	レベルアップ	三谷宏治	園長	47名	45,000	45,000	624,000			
6月9日(火)	公開保育	寺田清美	保育士	23名	45,000	45,000	579,000			
6月12日(金)	公開保育	塩谷香	保育士	23名	45,000	45,000	534,000			
6月19日(金)	公開保育	韓仁愛	保育士	30名	45,000	24,000	510,000			
11月13日(金)	公開保育	韓仁愛	保育士	28名	45,000	24,000	486,000			
6月23日(火)	公開保育	東間掬子	保育士	22名	45,000	36,000	450,000			
11月10日(火)	公開保育	東間掬子	保育士	23名	45,000	36,000	414,000			
6月25日(木)	公開保育	三谷大紀	保育士	23名	45,000	24,000	390,000			
6月26日(金)	公開保育	塩谷香	保育士	26名	45,000	45,000	345,000			
7月10日(金)	公開保育	今井和子	保育士	27名	45,000	36,000	309,000			
9月4日(金)	公開保育	三谷大紀	保育士	23名	45,000	24,000	285,000			
9月11日(金)	公開保育	今井和子	保育士	26名	45,000	36,000	249,000			
9月16日(水)	公開保育	細井香	保育士	30名	45,000	36,000	213,000			
				2318名	1,860,000	1,647,000	213,000			
				予算額	370,000 (負担金、補助及び交付金)					
				支出額	367,000					
実施日	項目	人数(名)	実績	残額	【総合実績】					
6月2日・3日	東京都保育研究大会	10名	6,000×10	60,000				310,000		
6/22・10/19・12/3・1/15	給食担当者講習会	2名	8,000×2	16,000				294,000		
8月29日・30日	公立保育所トップセミナー	4名	10,000×4	40,000				254,000		
7月30日	保育部会保育講座①	12名	2,000×12	24,000				230,000		
10月27日	保育部会保育講座②	16名	2,000×16	32,000				198,000		
12月7日	保育セミナー	16名	3,000×16	48,000				150,000		
28年1月12日～13日	年齢別分野別学習会後期	29名	3,000×29	87,000				63,000		
28年2月3日～4日	保育の専門性を高める	1名	10,000×1	10,000				53,000		
2月16日	保育講座③	25名	2,000×25	50,000				3,000		
		115名	367,000	3,000				研修種類(種)	保育サービス課分	24種
									派遣 研修分	9種
									合計	33種

27年度 研修実績(保育サービス課無償分)							
番号	実施日	種別	講師名	対象	参加人数	予算	実績
1	6月5日	フォローアップ研修	区立保育園長・保育職員担当係長(区立のみ)				
1	6月16日 6月23日 7月2日	新任保育士研修 区立非常勤・新規採用(民託・認証・定・小)	区立保育園長・	非常勤保育士 新任保育士 【民託・認・定・小】	122名	0	0
2	7月6日 7月7日	保育士研修 「区立保育園のこれからの役割」	保育指導係長 サービス推進係長	区立直営園 保育士	91名	0	0
3	1月26日	事業報告研修 「保育支援及び交流事業報告」	拠点園園長 連携推進担当者	区立保育園 園長	45名		
4	1月22日 1月27日 1月28日	事業報告研修 「保育支援及び交流事業報告」	拠点園園長 連携推進担当者	区立直営園 保育士	173名	0	0
					431名	0	

## 2. 監査手続

大田区が保育士等に対して実施している研修について、実施回数や内容が適切であるかどうか、また、保育士等のニーズに沿ったものであるかどうかについて、関連資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

## 3. 監査の結果

・研修の実施回数や内容が適切であるかどうか、保育士等のニーズにそったものであるかどうか。

(意見 No54)

保育全体に関わる重要なテーマや最新のトピックに関しては、受講対象者を拡充し、園全体で共有することが望まれる。

以下は、過去3年度における研修の参加人数と予算実績比較表である。

<過去3年度における研修の参加人数と予算実績の比較>

### ◆保育サービス課実施分

年度	研修種類	参加人数	予算	実績	残額
27	24種	2,318人	1,860,000円	1,647,000円	213,000円
26	24種	2,167人	1,645,000円	1,440,000円	205,000円
25	25種	1,531人	1,369,000円	1,347,000円	22,000円



◆東社協実施分

年度	研修種類	参加人数	予算	実績	残額
27	9種	115人	367,000円	364,000円	3,000円
26	9種	99人	370,000円	352,000円	18,000円
25	10種	84人	354,000円	354,000円	0円

◆保育サービス課無償実施分

年度	研修種類	参加人数
27	4種	431人
26	3種	405人
25	4種	394人

上記の表にある通り、直近の3年度において予算・参加人数ともに増加傾向にあり、活動は活発になっている。研修の内容に関しても、公開保育の回数は、25年度が2回実施だったのに対し、26年度は6回、27年度は12回と大きく増えており、保育園間での保育実施状況を共有する機会が増えることは保育の質の向上に大きく貢献するものと思われる。

また、統合保育に関する研修は各年度において、理論に関して3回、事例研修も3回実施されている。統合保育は、実施する園側の障がい児に対する理解や受入体制が重要であると考えられるため、毎年度適切に実施していることが伺える。

これらの研修内容については、毎年度各園に対して、次年度において実施して欲しい研修テーマについてアンケートを実施(園長・主任・保育士・看護師・栄養士・調理師等各職務に応じて)しており、可能な限り園のニーズを満たすような形での実施をしている。

一方で、例えば食物アレルギーを持つ児童に対する研修に関しては調理師研修として、調理師を対象として研修を行っている。

食物アレルギーを持つ児童は年々増加傾向にあるため、調理師だけでなく、現場で児童と接する機会が多い保育士も受講することが出来れば保育の質もより高まるとと思われる。このような保育全体に関わる重要なテーマやトピックとなる事項については、受講対象者の間口を広げることが望まれる。

## 第 17 項 福祉サービス第三者評価の実施状況

### 1. 概要

福祉サービス第三者評価とは、事業者及び利用者以外の第三者の評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場から、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価することをいう。

大田区においては区立保育園について「大田区福祉サービス第三者評価受審支援事業実施要綱」に基づき定期的に福祉サービス第三者評価を実施している。

この福祉サービス第三者評価は、大田区では平成 15 年 9 月から「大田区福祉サービス第三者評価受審支援事業実施要綱」を定め実施している。

「大田区福祉サービス第三者評価受審支援事業実施要綱」によれば、公益財団法人東京都福祉保健財団内に設置した東京都福祉サービス評価推進機構（以下「推進機構」という。）により認証された評価機関により、利用者にサービスの意向を把握するために行う利用者調査及びサービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力を把握するために行う事業評価が実施される。そしてその評価結果は、推進機構が必要と認めた項目について、公益財団法人東京都福祉保健財団が運営する「福祉情報総合ネットワーク」において公表される。また、評価を受審した事業者は、福祉サービス第三者評価結果を事業所の見やすい場所に提示するとともに、利用者やその家族へも説明を行うものとされている。

大田区において、区立保育園はこの福祉サービス第三者評価を受審することとなっており、その実施状況は次の表のようになっている。

なお平成 28 年度以降は受審予定の園数である。

実施年度(平成)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28(予定)	29(予定)	30(予定)
第三者評価実施園数	12	24	26	12	12	8	9	8	8	8	7	8	8	8	8	8
対象保育園	63	63	63	63	61	61	59	59	58	57	55	53	52	50	48	46
実施率	19.0%	38.1%	41.3%	19.0%	19.7%	13.1%	15.3%	13.6%	13.8%	14.0%	12.7%	15.1%	15.4%	16.0%	16.7%	17.4%

個々の区立保育園の受審状況は次の表のとおりである。平成 28 年度までには最低 2 回、第三者評価を受審している。

なお色がついている箇所は当該年度より民営化された保育園を示している。

No	園名	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成28年度 までの 実施回数	平成29年度	平成30年度
1	大森東一丁目			0				0					0			3		
2	森が崎	0			0									0		3		
3	大森西		0				0							0		3		
4	富士見橋			0					0						0	3		
5	馬込	0			0							0				3		0予
6	入新井	0											0			2		
7	池上第三		0			0							0			3		
8	わかば			0					0					0		3		
9	田園調布			0						0					0	3		
10	千鳥		0				0									2	0予	
11	久が原	0				0							0			3		
12	千束		0			0							0			3		
13	仲池上			0					0						0	3		
14	桜谷	0			0							0				3		
15	羽田		0				0							0		3		
16	本羽田			0						0						2		0予
17	志茂田			0					0							2	0予	
18	みどり		0				0						0			3		
19	いずも	0			0							0				3		0予
20	南六郷	0			0							0				3		
21	下丸子	0			0							0				3		
22	本蒲田	0				0				0						3		0予
23	矢口		0								0				0	3		
24	山王		0	0					0						0	4		
25	西蒲田		0	0				0								3	0予	
26	東蒲田			0	0				0							3		0予
27	萩中			0	0				0						0	4		
28	浜竹		0		0	0								0		4		
29	中央八丁目		0		0	0			0							4	0予	
30	大森北六丁目		0			民営化~										1		
31	あつがる池上		0			民営化~										1		
32	北嶺町		0					民営化~								1		
33	雪谷		0				0	0					0			4		
34	新蒲田			0			0	0					0			4		
35	蒲田本町			0				0	0					0		4		
36	多摩堤		0					民営化~								1		
37	大森北			0					0	0						3		0予
38	綱の木			0					民営化~							1		
39	田園調布二丁目	0				0				0	0					4		
40	西桜谷一丁目		0			0				民営化~						2		
41	美原		0			0					民営化~					2		
42	多摩川	0			0						民営化~					2		
43	池上第二			0					0				民営化~			2		
44	高畑		0				0						民営化~			2		
45	南馬込第二	0			0									民営化~		2		
46	上池台		0				0								民営化~	2		
47	北桜谷		0			0									民営化~	2		
48	新井宿			0						0						2	民営化(予)	
49	沖天橋			0						0						2	民営化(予)	
50	相生		0								0					2		民営化(予)
51	大森南			0				0					0			3		民営化(予)
52	小池			0				0								2	0予	
53	六郷			0					0						0	3		
54	南馬込			0				0								2	0予	
55	西桜谷			0						0					0	3		
56	東六郷		0			0								0		3		
57	東桜谷			0						0						2	0予	
58	沖六郷			0						0						2	0予	
59	大森西第二		0			0						0				3		
60	矢口第二			0				0								2		0予
		12	24	26	12	12	8	9	8	8	8	7	8	8	8	158	8	8

制度実施直後は第三者評価を実施した園は多いが、一巡したことと、区立保育園が民営化していることから、平成20年度以降は一年度に実施する園は一桁の水準が続いている。第三者評価の実施数は年間約8園とほぼ変わっていないことから、区立保育園数でみた第三者評価の実施率は民営化による区立保育園数の減少により増加が見込まれている。

民間の認可保育園については、この第三者評価を受審するか否かは任意であるが、第三者評価受審費として補助金の交付対象となっていることから、次の表の保育園が第三者評価を受審している

法人名	保育園名	評価機関	評価年度
㈱日本保育サービス	アスク大森保育園	パブリックサービスR&C合同会社	H23、H24、H25、H26、H27
㈱日本保育サービス	アスクうのき保育園	NPO法人福祉総合評価機構	H23、H24、H25、H26、H27
社会福祉法人つばさ福祉会	おおたみんなの家	NPO法人福祉総合評価機構	H23、H24、H25、H26、H27
社会福祉法人あざみ会	美原保育園	㈱福祉規格総合研究所	H25、H26、H27
社会福祉法人みくに会	丸子ベビー保育園	㈱福祉規格総合研究所	H24、H26、H27
個人	女塚保育園	NPO法人ほいくオーアールジー	H24、H27
宗教法人妙福寺	洗心保育園	㈱福祉規格総合研究所	H24、H27
社会福祉法人なかよし会	西二なかよし保育園	㈱福祉規格総合研究所	H24、H27
社会福祉法人行道福祉会	よいこの保育園	㈱学研データサービス	H24、H27
㈱日本保育サービス	アスク久が原保育園	パブリックサービスR&C合同会社	H26、H27
社会福祉法人島田福祉会	大森駅前保育園	NPO法人福祉総合評価機構	H24、H27
社会福祉法人蒲田保育園	第三蒲田保育園	㈱学研データサービス	H24、H27
社会福祉法人蒲田保育園	第一蒲田保育園	㈱学研データサービス	H24、H27
社会福祉法人扶社会	久が原ハーモニー保育園	日本コンサルティング㈱	H24、H27
社会福祉法人蒲田保育園	第二蒲田保育園	㈱学研データサービス	H24、H27
社会福祉法人なかよし会	なかよし保育園	㈱福祉規格総合研究所	H24、H27
社会福祉法人島田福祉会	島田保育園	NPO法人福祉総合評価機構	H24、H27
社会福祉法人白鳩会	西糞谷しろはと保育園	㈱地域計画連合	H24、H27
社会福祉法人なぜの木会	子どもの家保育園	一般社団法人ケア総合評価機構	H24、H27
社会福祉法人南町保育会	さくら中央保育園	㈱ウエルビー	H24、H27
社会福祉法人恒明会	桐里保育園	㈱学研データサービス	H24、H27
社会福祉法人大洋社	大森保育園	㈱学研データサービス	H24、H27
社会福祉法人大洋社	洗足池保育園	㈱学研データサービス	H24、H27
社会福祉法人どろんこ会	メリーポピンズ大森ルーム	㈱学研データサービス	H25、H26
社会福祉法人なぜの木会	千鳥さくら保育園	一般社団法人ケア総合評価機構	H23、H26
社会福祉法人島田福祉会	北嶺町保育園	NPO法人市民シンクタンクひとまち社	H23、H26
社会福祉法人仁慈保幼園	多摩川保育園	NPO法人福祉総合評価機構	H25、H26
ピジョンハーツ㈱	大森北保育園	㈱川原経営総合センター	H23、H24
学校法人三幸学園	ぼけっとランド西蒲田保育園	サポート・ネット㈱	H28
㈱ポピンズ	ポピンズナーサリースクール	NPO法人福祉総合評価機構	H28
㈱プロッサム	いしかわだいさくらさくほいくえん	合同会社フェアリンク	H27
㈱日本保育サービス	アスク蒲田一丁目保育園	NPO法人福祉総合評価機構	H27
社会福祉法人白鳩会	浜竹保育園	㈱学研データサービス	H27
NPO法人ケンパ・ラーニング・コミュニティ協会	ケンパ池上保育園	㈱学研データサービス	H27
㈱グローバルキッズ	グローバルキッズ西馬込園	㈱ジャパン・マーケティング・エージェンシー	H26
社会福祉法人長尾会	池上長尾保育園	㈱未来教育総合研究所	H26
社会福祉法人寿広福祉会	高畑保育園	NPO法人福祉を支える友の会	H26
㈱サクセスアカデミー	にじいろ保育園大岡山	㈱学研データサービス	H26
社会福祉法人南町保育会	多摩堤保育園	㈱ウエルビー	H25
社会福祉法人いまいずみ	鶯の木いまいずみ保育園	㈱未来教育総合研究所	H25
宗教法人延命寺	今泉保育園	㈱未来教育総合研究所	H25、H28
社会福祉法人扶社会	蒲田音楽学園保育園	日本コンサルティング㈱	H25
社会福祉法人わかば	そらのいえ保育園	日本コンサルティング㈱	H25
社会福祉法人東京愛成会	あつぶる池上保育園	NPO法人NPO専門職ネット	H25
社会福祉法人島田福祉会	大森北六丁目保育園	日本コンサルティング㈱	H25
社会福祉法人行道福祉会	おひさま保育園	㈱学研データサービス	H25
社会福祉法人檸檬会	レイモンド南蒲田保育園	NPO法人福祉総合評価機構	H25
コンビウィズ㈱	中央八丁目保育園	㈱エテルノ	H23

上記の表より、認可保育園では第三者評価を毎年受審する保育園がある一方で、数年に一度受審する保育園、一度のみ受審の保育園、受審していない保育園とその受審形態は様々である。

第三者評価の受審園は現在までに 46 園あり、民間の認可保育園は平成 28 年 4

月 1 日現在 61 園あることからその受審率は 75.4%と約 4 園に 3 園が受審している。

区立保育園以外の民間保育園についても認証保育所については「大田区福祉サービス第三者評価受審支援事業補助金交付要綱」に基づき受審した福祉サービス第三者評価につき最大 600,000 円の補助金が交付される。平成 27 年度はこの要綱に基づき 18 園の認証保育所が福祉サービス第三者評価を受審している。受審した認証保育所数については平成 24 年度 7 園、平成 25 年度 16 園、平成 26 年度 7 園であり、直近平成 28 年度は 24 園が受審している。

## 2. 監査手続

大田区の保育園の福祉サービス第三者評価の実施状況や実施率等が公表され、福祉サービス第三者評価が比較可能な情報として区民に提供されているか、認可保育園及び認証保育所に対する補助金の交付が有効なものとなっているか、第三者評価の相手先が妥当であるか、また福祉サービス第三者評価の結果が有効に活用されているかを確認するため、大田区や推進機構のホームページ情報や関連資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

## 3. 監査の結果

### (1) 各区立保育園の実施状況

区立保育園については全ての保育園が福祉サービス第三者評価について平成 27 年度までに 2 回目の受審を完了している。平成 27 年度は 8 園が受審しているが、いずれの園も 3 回目の受審であった。

#### (意見 No55)

受審の回数については全保育園 2 回目を完了し、今後は 3 回の受審となっている。しかし、各保育園の受審の期間については必ずしも等間隔で受審しているわけではない。6 年以上受審していない保育園があれば 2 年連続で受審している保育園も存在している。受審の結果、問題があれば短い期間で再度受審することも必要であるが、問題がなければ受審を受ける期間もできるだけ同じ期間で受けるようにすることが第三者評価を受ける費用対効果からは有効であると考えられる。この点、世田谷区では区立保育園は 3 年に一度第三者評価を受審することとしており、受審期間を等間隔に定めることも一考に値すると考えられる。

## (2) 民間保育園の第三者評価

民間保育園の受審状況については平成27年度までに大田区内で開園している57園の内43園が受審している状況であり、まだ一度も受審していない民間保育園は14園であり、14園の開園状況は以下のとおりであった。

- ・平成27年7月開園 1園
- ・平成27年4月開園 7園
- ・平成26年7月開園 1園
- ・平成26年5月開園 1園
- ・平成26年4月開園 3園
- ・平成24年4月開園 1園

上記の通り平成24年4月開園以前の未受審民間保育園はなかった。

### (意見 No56)

福祉サービスの第三者評価は、任意で受ける仕組みであるが、保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備する必要があることから、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）において、保育分野における第三者評価受審率の数値目標を定めることとされたほか、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）において、平成31年度末までに全ての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指すこととされている。

保育所の整備量は増加しているが、保育サービスの質の確保と向上を確保し、安心して子どもを預けることができる環境を整備するためにも、第三者評価を受審することは重要であると考えられる。

しかし民間保育園については第三者評価の受審が義務付けされていないことから、大田区としては「日本再興戦略」改訂2015における全ての保育事業者において第三者評価の受審が行われるよう、受審していない保育園に受審を則すことが必要であると考えられる。

## (3) 第三者評価の活用

区立保育園の第三者評価結果については、大田区のホームページ上では、「とうきょう福祉ナビゲーション」のホームページで見ると、区立施設については大田区役所 本庁舎 2階の「区政情報コーナー」及び該当施設の窓口で見ることができる旨、記載されている。

(意見 No57)

大田区のホームページ上にリンクされている「とうきょう福祉ナビゲーション」のホームページから、区立保育園を検索してその第三者評価の情報を得ようとするのは、当該ホームページは東京都全体の介護等の施設の第三者評価も開示されていることから、検索は容易なことではない。実際に検索してみると、「とうきょう福祉ナビゲーション」のサイトまでは容易だが、そこから大田区の保育園に第三者評価の結果を検索したところ、現在結果を表示することができずと表示され、大田区のサイトからは直接検索することができない状態であった。また直接、区役所や各施設に出向いて情報を入手することも容易な手段であるとはいえない。

区立保育園以外は大田区のホームページ上でのみしかその結果を知ることができないものであることから、大田区のホームページ上に直接第三者評価結果を掲載する等、利用者がより情報を探しやすくする工夫が必要であると考えられる。

#### (4) 認証保育所の第三者評価

認証保育所については第三者評価を受審している保育所は毎年受審している保育所もあれば全く第三者評価を受審していない保育所もあり、受審するかしないかの判断は各保育所の自由に任されている状態である。

認証保育所の毎年の受審状況は次の表のとおりであった。



法人名	認証保育所名	評価機関	評価年度
㈱日本保育サービス	アスク池上保育園	NPO法人福祉総合評価機構	H23、H24、H25、H26、H27
㈱日本保育サービス	アスク雪谷大塚保育園	NPO法人福祉総合評価機構	H23、H24、H25、H26、H27
㈱日本保育サービス	アスク下丸子保育園	NPO法人福祉総合評価機構	H23、H24、H25、H26、H27
㈱日本保育サービス	アスクおんたけ保育園	NPO法人福祉総合評価機構	H23、H24、H25、H26、H27
㈱ネス・コーポレーション	ピノキオ幼児舎下丸子園	㈱地域計画連合	H23、H25、H27
㈱ネス・コーポレーション	ナーサリールームベリベアー蒲田	㈱地域計画連合	H23、H25、H27
㈱ポピンズ	ポピンズナーサリースクール多摩川	経営創研㈱	H23、H25、H27
㈱ポピンズ	ポピンズナーサリースクール下丸子	経営創研㈱	H24、H25、H27
㈱モニカ	モニカ矢口渡	㈱インタラクティブ・マネジメント・サポート	H23、H25、H27
㈱育児サポートカスターネット	森の保育園	NPO法人福祉経営ネットワーク	H23、H24、H25、H28
㈱プロッサム	くがはらさくらさくほいくえん	合同会社フェアリンク	H26、H27
㈱プロッサム	ながはらさくらさくほいくえん	合同会社フェアリンク	H26、H27
㈱升本ビルマネジメント	むさし新田駅保育園	㈱学研データサービス	H24、H27
ライフサポート㈱	ゆらりん大森プロストシティ保育園	㈱地域計画連合	H24、H27
NPO法人ケンパ・ラーニング・コミュニティ協会	ケンパ西馬込	㈱学研データサービス	H24、H27
㈱ポピンズ	ポピンズナーサリースクール羽田	NPO法人福祉総合評価機構	H26、H27
㈱ネス・コーポレーション	ピノキオ幼児舎久が原園	㈱地域計画連合	H24、H26
㈱ネス・コーポレーション	ナーサリールームベリベアー久が原	㈱地域計画連合	H24、H26
㈱マミーズエンジェル	マミーズエンジェル大森保育園	㈱学研データサービス	H24、H26
㈱理究	パレット保育園・大岡山	NPO法人福祉総合評価機構	H24、H26
㈱マミーズエンジェル	マミーズエンジェル上池台第二保育園	㈱学研データサービス	H24、H26
㈱アンジュ	羽田空港アンジュ保育園	㈱シーサポート	H26、H23
NPO法人小さな手の会	きらきら保育園	一般社団法人地域ケア総合評価機構	H26、H24
アートチャイルドケア㈱	マミーナ馬込	経営創研㈱	H26、H24
㈱マミーズエンジェル	マミーズエンジェル上池台保育園	㈱学研データサービス	H25、H23
㈱マミーズエンジェル	マミーズエンジェル池上保育園	㈱学研データサービス	H25、H23
㈱ディアローグ	ここわ保育園	NPO法人関東シニアライフアドバイザー協会	H28
個人	山崎こじか園	㈱ジャパン・マーケティング・エージェンシー	H27
㈱ろく	石川台駅前こども園	㈱ジャパン・マーケティング・エージェンシー	H27
NPO法人青い保育園	青い保育園	総合システム研究所㈱	H27
㈱ベビーステーション	ベビーステーション下丸子	NPO法人メイアイヘルプユウ	H27
NPO法人まごめ共同保育所	まごめ共同保育所	総合システム研究所㈱	H27
㈱ろく	大森山王こども園	㈱ジャパン・マーケティング・エージェンシー	H27
㈱日本デイケアセンター	石川台らる保育園	㈱地域計画連合	H27
㈱テンドーラビングケアサービス	テンドーラビング保育園久が原	日本介護情報機構㈱	H27
㈱ニュー・クックリーフ大田	田園調布ナーサリー	NPO法人 NPOとうきょう福祉サポート	H27
㈱こどもの森	蒲田プチ・クレイシュ	一般社団法人アクティブケアアンドサポート	H26
㈱グローバルキッズ	グローバルキッズ千鳥町園	NPO法人 市民福祉ネットワーク多摩	H26
㈱子供の部屋保育園	子供の部屋保育園	㈱シーサポート	H26
㈱こどもの森	池上プチ・クレイシュ	一般社団法人アクティブケアアンドサポート	H25
㈱アルコバレーノ	保育ルームフェリーチェ大田馬込園	㈱ジャパン・マーケティング・エージェンシー	H24
㈱アルコバレーノ	保育ルームフェリーチェ平和島園	㈱ジャパン・マーケティング・エージェンシー	H24

(意見 No58)

福祉サービス第三者評価は区立保育園のような規模の大きな保育園についても数年おきであるのに対して、より規模の小さな認証保育所が保育所によって

は 5 年連続で受審している。福祉サービス第三者評価の評価対象は毎年大きく変わるものではなく、評価に何か問題がある場合を除いては数年おきでも十分にその効果を挙げることができると考えられる。

世田谷区では福祉サービス第三者評価に対する補助金は原則 3 年度に一回の補助としている。

福祉サービス第三者評価の受審には補助金が最大 60 万円交付されることから、補助金の費用対効果を考えれば、認証保育所については数年に一度の受審に対して補助金を交付することが、より効果的であると考えられる。

#### (5) 第三者評価の評価機関

第三者評価の受審に当たっては、東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関から、数社の見積もりを取った上で各保育所は評価機関を選定しているということであったが、その根拠資料を各保育所から取り寄せて保存していなかった。

#### (意見 No59)

評価機関は、評価機関毎に得意とする分野やその実績、評価において力を入れている点、どのような評価調査者が所属し評価にあたるのか、また評価機関の成り立ちや事業内容等、それぞれに特色があることから、各保育所は自らの保育所に最も適していると思われる評価機関を選定する必要があると考えられる。そのため、数社の見積もりの金額の高低だけでは評価機関は一概に選定できるものではないものの、評価機関の選定の資料を各保育所に求めることは、補助金を交付する以上は必要であると考えられる。

そのため補助金の交付に当たっては、各保育所に評価機関の選定の資料の交付を求めることを検討するべきであると考えられる。

#### (6) 第三者評価受審後のフォロー

福祉サービス第三者評価を受審すると報告書が作成され、評価結果が公表される。この評価結果には全体の評価講評として、特に良いと思う点とさらなる改善が望まれる点が報告される。

#### (意見 No60)

第三者評価を受審すれば必ずこのさらなる改善が望まれる点が報告されているが、この改善要望に対する取組みが行われていない。

第三者評価を受審しても改善に対する取組みが行われていなければ受審して単に結果を公表しているのみで、その受審の有効性に問題があると思われる。

世田谷区においては、第三者評価の受審の補助金の条件として、第三者評価受審結果に基づく改善課題及び取組方針を受審年度に、その取組結果を受審年度の翌年に区に報告することを求めている。

そのため、大田区においても第三者評価を受審した場合には、世田谷区同様に受審結果に基づく改善課題及び取組方針を受審年度に、その取組結果を受審年度の翌年に求め、第三者評価の受審の有効性を高めることが必要であると考えられる。

## 第6節 防災、防犯に対する備えの状況

### 1. 概要

#### (1)はじめに

保育園に子どもを預ける保護者にとって、園が災害や犯罪など緊急事態の発生に対し、いかに日常的に備えているかは重大な関心事である。保育園は、自己防衛という点において無力な乳幼児たちが長時間を過ごす場所である。その防災対策、防犯対策が重要であることは、あえて言うまでもないであろう。

以下、主として大田区の区立保育園の状況について検証する。

#### (2)防災について

##### 1)防災マニュアルについて

大田区立保育園では、大田区立保育園長会により編集された『保育園防災のてびき』が配布され、災害別に具体的な行動内容が示されている。この冊子はコンパクトながら必要な事項がよく纏められており、使いやすい手引き書となっている。

平成23年3月11日午後に発生した東日本大震災の体験談などは、実体験であるから当然だが、具体性かつ迫真性がある参考になるものである。また、震災後の平成27年3月には改訂版も発行されている。これはいざ災害が発生した際、重要な情報を腐化させないという点で、評価できるものである。

他方、保育園の所管課を含む大田区的全職員に対しては、『災害時初動対応の心得』という小冊子が配布されている。その内容は、文字通り職員が所管部署に対して速やかな初動対応を行い、その後円滑な災害対応ができる体制づくりを目指すための指針である。この指針を受けて、所管課では緊急時の業務計画及び動員人数が災害のレベルに応じて定められていた。

大規模災害の発生時は、現場の保育園と所管課職員との速やかな協働体制の確立が有効であって、保育園の防災対策については一応の整備がみられる。

##### 2)具体的な防災対策について

制度上、認可保育園の基準として、避難及び消火に関する訓練を少なくとも毎月1回を行うことが義務付けられている（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準6条2項）。また、消火用具・非常口その他非常災害に必要な設備を設けること、非常災害に対する具体的計画の策定も必要とされている（同条1項）。

これを受けて、区立保育園では、年間の防災訓練・点検計画を策定して、それに基づく①避難及び消火訓練の毎月の実施状況、②消防設備等の管理状況、消防署への届出状況を所管課に報告している。

### (3) 防犯について

防犯については、所管課から各園に対して統一されたマニュアル類が配布されていることは、確認できなかった。視察した保育園では、各園ごとにそれぞれ所轄警察署と連携しつつ、一定の対策を講じている状況であった。

具体的には、年に1~2回程度の防犯訓練の実施<sup>1</sup>、所轄署の警察官を講師に招いて防犯対策の指導を受けたり、大田区教育委員会の危機管理マニュアル等を参考に、独自のマニュアル策定を試みている園も存在した。

各保育園ごとに立地状況や周辺環境の治安状況は異なっており、防犯対策も園長の裁量が大きい。具体的な事犯が発生しないと現実的な対策がとりづらいのではないかという印象を受けた。また、保育士の9割以上は女性であって、不審者侵入に対する物理的な防御力はあまり期待できない。

所管課による統一的な防犯指導や防犯訓練の実施が望まれるところである。

## 2. 監査手続

大田区保育園における防災、防犯に対する備えが必要かつ十分なものとなっており、非常時に現実的な対応が可能かどうかについて、担当者からの概況ヒアリング、園からの報告資料の閲覧、区立保育園3施設の現地視察（志茂田保育園・千鳥保育園・池上第三保育園）、その他関係資料を閲覧し、担当者への質問により手続きを実施した。

## 3. 監査の結果

### (1) 防災に対する備え

まず消火器の設置場所が一目でわかるような園内見取図が作成され、その配置図が園内の多数の箇所に掲示されていた。

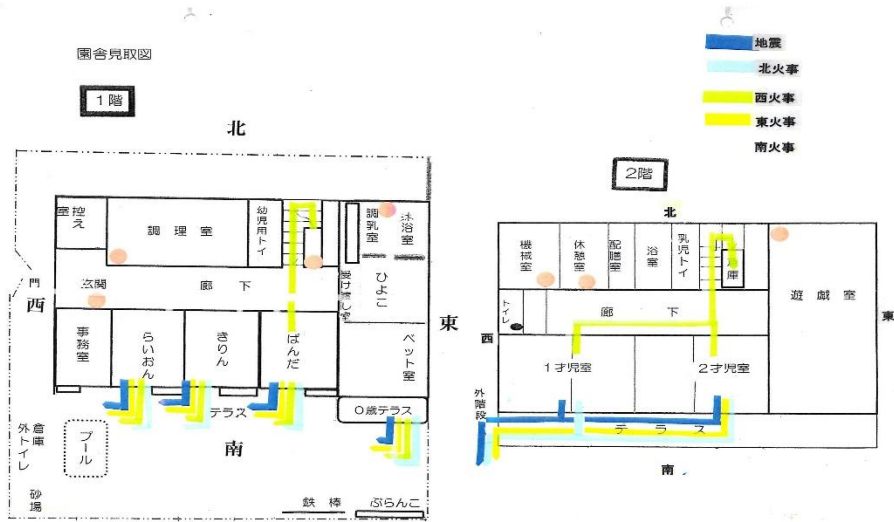
また、施設内で火気のある場所は限定されるため、火災については発生するパターンが想定しやすい。その他被災場所の区別に応じて安全な避難経路を細かく設定し、その経路を上記見取図内にも記載して、各居室に備え付けてあった。明瞭で一覧することができ、わかりやすい状態であった。

次頁は、実際に保育園が作成し、各所に掲示されていた見取図・避難経路図である。

---

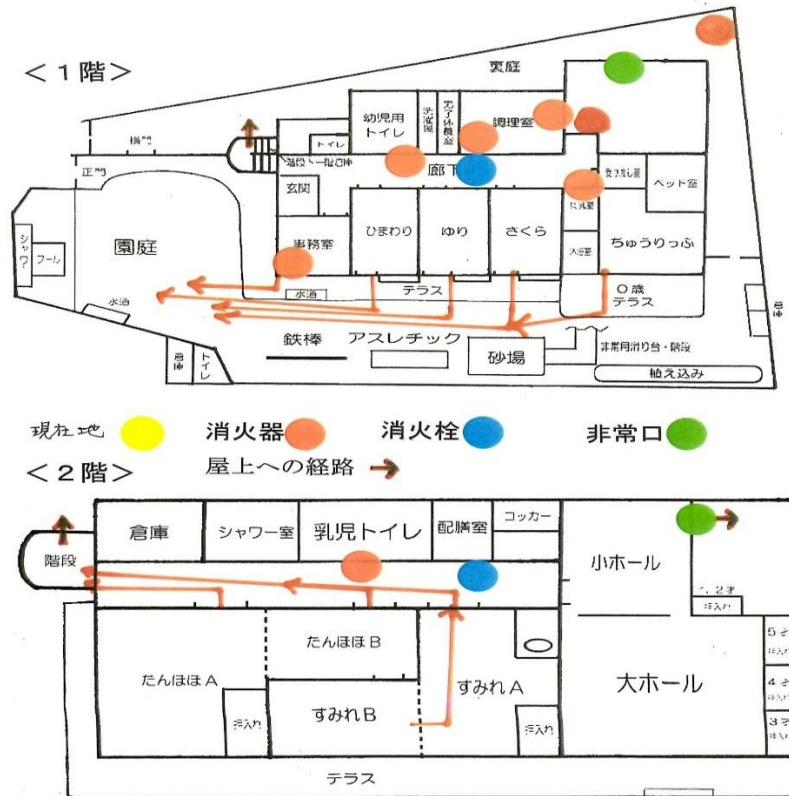
<sup>1</sup> 所管課への報告様式のなかで防犯に関する訓練（不審者対応訓練等）の実施について、記載する箇所がある。

【池上第三保育園】



【志茂田保育園】

消防用設備・非常口



次に防災訓練に関して、平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災の経験が生かされている。視察した区立保育園においては、毎月、様々な状況を想定した訓練が行われていた。訓練に参加した保育士から個別具体的な反省点・注意点を記載させた報告書を提出させており、意義のある訓練となるよう工夫がなされていた。

(指摘事項なし)

防災に対する備えについては特段の意見はない。

## (2)防犯に対する備え

### 1)志茂田保育園について

#### 【不審者事犯の発生】

平成 27 年 7 月、園内に不審者が侵入したという事犯が発生した。園内に誰もいない時間帯に発生したため、目立った被害はなかった。蒲田警察署からは対応を検討するよう指導された。

(意見 No61)

当該事犯については、発生した事実概要を全区立保育園担当者に対して速やかに情報共有し、注意喚起を促していた点は評価できる。

しかしながら、防犯への備えは、ほとんど無力といってよい乳幼児を長時間預ける保護者にとっては、極めて関心が高い事柄である。より具体的な事犯の詳細やその後の対応策についても、共有する機会を設けることが望ましい。

### 2)千鳥保育園について

防犯カメラの設置はなかった。

確かに防犯に関しては、何か具体的な事犯が発生しないとその方策を検討しづらい面もあろう。しかし、かつて大阪教育大附属池田小で起きた無差別殺傷事件や、最近の相模原市の障害者施設殺傷事件のように、誰も想像できない重大犯罪が起きてしまうことが現実である。

一方で平成 27 年度からは、区内小学校の通学路に防犯カメラを設置する施策（大田区通学路防犯設備整備事業）が実施され、設置が進んでいるという大田区内の環境もある。防犯カメラ設置による犯罪抑止効果が期待できる。

(意見 No62)

区立保育園内における防犯カメラについて、所管課として各園の構造などを

必要性・効用などを検討し、設置の方向で区内の調整を進めることは有意義であると考えます。



## 第7節 区立保育園の運営状況

### 1. 概要

認可保育園は経営形態により、区立区営、区立民営（区が民間に運営業務を委託）、民立民営に分かれており、区立保育園は区立区営の保育園と区立民営の保育園を併せたものをいい、民立民営の保育園は私立保育園と呼ばれている。

大田区では、多様なニーズに応え、保育サービスの充実に向けた取り組みを行うことを目的として、区立保育園の民営化を進めているところである。当該民営化は平成16年度から開始し、平成34年度までに37園の民営化を予定しており、最終的に拠点園とされている18園以外は区立民営又は民立民営の経営形態に移行されることとなる。平成27年度までで既に22園の民営化が実行され、今後も、順次、15園が民営化されることが予定されている（民営化の詳細については、第9節「区立保育園民営化への取組の現状」を参照）。

入園基準や保育料は、条例等によって定められており、区立保育園も私立保育園もともに同一のものとなっている。また、提供される保育サービスの種類・内容についても、区立保育園と私立保育園との間に大きな差異はない。ただし、区立保育園のうち、区立区営の保育園については、延長保育が1時間まで、延長保育定員が少ない（20人）、0歳児の延長保育受入が行われていない、休日保育・年末保育を実施していないなど、他の認可保育園と比較するとサービスの種類・内容が若干限定的なものとなっている。

区立保育園の管理運営は保育サービス課が行っており、平成27年度では49園（区立民営11園含む）が運営されていた。そのうち、2園が民立民営に移行されたことにより、平成28年4月1日現在では、区立保育園は47園（区立民営11園含む）となっている。区立保育園の概要は次のとおりである。

なお、以下この節においては、区立保育園の運営についての議論が中心となるため、「区立保育園」との表記は、原則として、運営を民間に委託している区立民営の保育園を除いた区立区営の保育園のみのことを意味している。

平成 28 年 4 月 1 日現在

番号	園名	所在地	敷地面積	延床面積	開園年月日	改築年月日	園児（取扱定員）					
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
1	森が崎	大森南2-2-15	1,073	1,122	S40.11.1	H24.10.4		20	21	22	47	110
2	大森南	大森南4-14-5	1,226	910	S54.10.1		11	19	26	26	52	134
3	大森東一丁目	大森東1-31-2-105	1,613	807	S57.5.1		13	22	22	25	52	134
4	大森西	大森西2-20-17	3,393	996	S45.10.1		14	23	23	23	56	139
5	大森西第二	大森西4-13-11-101 都営住宅	1,549	781	S54.5.1			22	23	24	54	123
6	富士見橋	大森西3-2-2-101 都営住宅	876	455	S46.7.1			16	16	17	36	85
7	大森北(◎)	大森北3-25-2	1,417	815	S52.10.1		12	18	19	21	44	114
8	馬込	中馬込3-25-2	1,279	818	S38.12.16		14	16	21	22	44	117
9	南馬込	南馬込4-6-5	1,038	936	S42.9.1			25	25	25	54	129
10	池上第三	池上5-15-22	1,087	869	S54.5.1		12	19	22	24	54	131
11	山王(◎)	山王3-32-12	1,122	814	S50.5.1		17	20	24	26	52	139
12	入新井	中央2-16-17	1,321	1,143	S23.3.1	H24.1.12		24	24	24	49	121
13	新井宿	中央4-13-18	1,094	838	S50.5.1		15	25	25	25	54	144
14	中央八丁目(◎)	中央8-28-12	1,005	691	S62.4.1		15	15	15	15		60
15	田園調布	田園調布本町7-15	738	680	S44.7.1		9	10	15	17	35	86
16	わかば	田園調布南8-23	2,013	880	S49.4.1		14	21	22	26	52	135
17	田園調布二丁目(◎)	田園調布2-17-2	1,158	779	S55.6.1		14	18	23	23	46	124
18	久が原	久が原2-16-17	1,125	697	S58.4.1		11	15	16	17	36	95
19	千鳥	千鳥1-1-25	1,017	869	S47.3.1		12	12	21	26	52	123

番号	園名	所在地	敷地面積 m <sup>2</sup>	延床面積 m <sup>2</sup>	開園年月日	改築年月日	園児(取扱定員)					
							0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
20	小池	上池台4-23-9	947	776	S51. 5. 1		14	22	22	22	44	124
21	雪谷(◎)	東雪谷3-6-1	1,953	1,245	S41.10. 1	H20. 2. 4	12	24	24	24	48	132
22	仲池上	仲池上1-21-16	1,579	993	S45. 6. 1	H 8. 3. 15	17	19	23	23	46	128
23	千束	南千束3-23-10	998	746	S51. 5. 1		12	16	24	24	50	126
24	西糀谷	西糀谷4-5-7	903	829	S43. 4. 1			22	25	26	52	125
25	東糀谷	東糀谷6-8-7-101 都営住宅	2,741	1,031	S50. 8. 1		12	25	25	29	60	151
26	糀谷	西糀谷2-14-18	1,014	831	S51. 9. 1		14	18	21	23	46	122
27	浜竹(◎)	西糀谷3-34-18	1,143	1,124	S46. 8. 1		17	21	24	26	52	140
28	羽田	羽田1-17-17 *仮設園舎	934	968	S24. 8. 15	※1		18	23	23	46	110
29	本羽田	本羽田3-17-20-108 区営住宅	1,330	769	S52.12. 1			23	23	26	52	124
30	弁天橋	羽田5-18-16	962	791	S52. 8. 1		12	18	20	21	42	113
31	萩中(◎)	萩中1-2-1	897	836	S41. 8. 1		16	32	32			80
32	いずも	南六郷1-10-3-101 区営住宅	1,285	619	S53. 9. 1			17	20	22	44	103
33	南六郷	南六郷1-33-1-101 都営住宅	3,012	511	S49. 5. 1			14	18	23	46	101
34	六郷	南六郷3-10-1	991	869	S31.10. 1	H28. 3. 15	11	14	22	23	46	116
35	仲六郷	仲六郷1-29-10	1,114	805	S43. 6. 1	※2		22	24	25	52	123
36	東六郷	東六郷1-13-25	1,880	887	S47. 6. 1		15	20	22	25	50	132
37	志茂田	西六郷1-3-2	1,073	800	S49.11. 1		14	18	24	26	52	134
38	みどり	西六郷3-30-20-101 区営住宅	1,285	613	S52.10. 1			16	18	20	40	94
39	矢口第二	矢口2-21-16-101	2,025	398	S46. 7. 1			12	12	17	36	77

番号	園名	所在地	敷地面積	延床面積	開園年月日	改築年月日	園児（取扱定員）					
			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
40	下丸子	下丸子2-20-15	1,173	911	S47. 5. 1		13	24	25	25	52	139
41	西蒲田 (◎)	西蒲田3-13-12	1,175	1,082	S45. 6. 1		17	20	24	24	54	139
42	相生	西蒲田6-18-8	1,091	823	S52. 5. 1		14	16	20	24	48	122
43	矢口	新蒲田2-12-18 公園住宅	918	712	S26.12. 1			19	19	20	50	108
44	新蒲田 (◎)	新蒲田1-18-23	4,918	886	S45.12. 1	※3	18	22	22	23	46	131
45	東蒲田 (◎)	東蒲田2-32-15	2,526	795	S50. 7. 1		13	19	20	24	48	124
46	蒲田本町 (◎)	蒲田本町1-1-1-101 公園住宅	1,976	857	S54. 5. 1		13	19	21	24	48	125
47	本蒲田	蒲田1-4-23	2,313	838	S48. 6. 1		15	22	23	25	50	135
合計							452	912	1,023	1,065	2,169	5,621

◎： 運営業務を民間に委託している区立民営の保育園である。

※1： 仮設園舎は大鳥居児童公園に建設されているが、羽田四丁目複合施設（仮称）に園舎を合築し、そこへ移転予定である。新設後は定員増が予定されている。

※2： 現在は仲六郷二丁目4番7号（仲六郷二丁目公園）に仮設園舎が建設され、元の園舎は改築中である。新設後は定員増が予定されている。

※3： 併設の大田区民センターの改築計画の一環として改築が予定されている。改築中は新蒲田三丁目29番14号（道塚倉庫）に仮設園舎を建設して対応する。新設後は定員増が予定されている。

上記の区立保育園のうち、拠点園とされているのは次のとおりであり、大田区の各地区からそれぞれ区立区営の1園が選定されている。

No.	地区	保育園名
1	大森東地区	森が崎保育園
2	大森西地区	大森東一丁目保育園
3	入新井地区	大森西保育園
4	馬込地区	馬込保育園
5	池上地区	池上第三保育園
6	新井宿地区	入新井保育園
7	嶺町地区	田園調布保育園
8	田園調布地区	わかば保育園
9	鶉の木地区	千鳥保育園
10	久が原地区	久が原保育園
11	雪谷地区	仲池上保育園
12	千束地区	千束保育園
13	六郷地区	志茂田保育園
14	矢口地区	下丸子保育園
15	蒲田西地区	矢口保育園
16	蒲田東地区	本蒲田保育園
17	糀谷地区	糀谷保育園
18	羽田地区	羽田保育園

## 2. 監査手続

区立保育園の運営状況に関して、「区立保育園の収支把握の状況」、「区立保育園の契約事務の状況」、「区立保育園の資産管理の状況」、「区立保育園の職員の状況」、「区立保育園の職員研修の状況」、「区立保育園に対する監査の実施状況」を中心に、それらの運営状況が業務の効率化や資産保全などの観点から効果的に行われているものとなっているかどうか、また、利用者が享受する役務の有用性の観点からサービスの種類や質が一般的な水準を保持したものとなっているかどうかを確認するため、具体的な業務内容について関連する資料を閲覧するとともに、担当者への質問を実施した。

また、拠点園の中から3園を選定し、保育園での実地調査も実施した。実地調査の対象とした3園は次のとおりである。

保育園名	池上第三保育園	千鳥保育園	志茂田保育園
住所	池上 5-15-22	千鳥 1-1-25	西六郷 1-3-2
開園年月日	昭和 54 年 5 月 1 日	昭和 47 年 3 月 1 日	昭和 49 年 11 月 1 日
敷地面積	1,087 m <sup>2</sup>	1,017 m <sup>2</sup>	1,073 m <sup>2</sup>
延床面積	869 m <sup>2</sup>	869 m <sup>2</sup>	800 m <sup>2</sup>
建物構造	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
開園時間	7:15～18:15	7:15～18:15	7:15～18:15
受入年齢	57 日以上	4 ヶ月以上	57 日以上
入所定員数	131 名	123 名	134 名
園児数 (平成 27 年 4 月 1 日現在)	131 名	121 名	132 名
正規職員数 (平成 27 年 4 月 1 日現在)	27 名	28 名	28 名
非常勤職員数 (平成 27 年 4 月 1 日現在)	13 名	14 名	11 名

※ 実地調査の実施日は以下のとおりである。

池上第三保育園 : 平成 28 年 11 月 8 日

千鳥保育園 : 平成 28 年 11 月 9 日

志茂田保育園 : 平成 28 年 11 月 4 日

### 3. 監査の結果

#### (1) 区立保育園の運営全般について

区立保育園は、一般的な私立保育園と比較すると施設規模の大きいところが多いため、園児の取扱定員も多くなっており、事業規模が大きいといえる。

一方、提供しているサービスの種類・内容に関しては、1.「概要」において記載したとおり、区立区営の保育園では、延長保育が 1 時間まで、延長保育定員が少ない (20 人)、0 歳児の延長保育受入が行われていない、休日保育・年末保育を実施していないなど、他の認可保育園と比較するとサービスの種類・内容が若干限定的なものとなっており、利用者の利便性の観点からは改善の余地があるものとする。

(意見 No63)

保育サービスの充実に向けた取り組みとして、区立保育園の民営化が進められている。しかしながら、財源の問題があるとは思われるが、区立区営の保育園においても、休日保育などの保育サービスの充実を図ることができないことはないはずである。民営化の完了は平成 34 年以降となるため、延長保育などの利用者のニーズを把握し、それに早期に添うことができるよう、民営化以外の対応も検討することが望まれる。

## (2) 区立保育園の拠点園

大田区の区立保育園が実施している事業の特徴として、拠点園とされた区立直営園 18 園で実施されている保育連携推進事業が挙げられるとのことである。当該事業では、地域の保育水準の向上を目的として、地域の保育施設及び家庭福祉員（保育ママ・グループ保育室）への支援及び連携・交流を図るための事業が行われている。保育連携推進事業の概要は次のとおりである。

1	家庭福祉員（保育ママ）への訪問支援	大田区家庭福祉員として認定している保育ママについて、18 拠点園の連携推進担当が各園数名の保育ママを受け持ち、定期的に訪問することで家庭的保育のサポートを行う。
2	認証保育所などとの交流保育	認証保育所、小規模保育所、定期利用保育施設など、主に低年齢児を対象とした保育施設について、地区の連携推進担当が連携して定期的に訪問し、保育内容の助言などを行う交流訪問を実施する。また、区立保育園の持つ資源（園庭やプールなどの遊びの環境）の提供を行うなど、各施設のニーズにあった交流などを実施する。
3	私立認可保育所との交流保育	私立認可保育所と地域会議での情報交換や公開保育での職員交流、子どもたちの交流事業（年長児の就学に向けた交流）などを実施する。
4	公開保育研修の実施	保育交流と保育水準向上を図るため、拠点園において公開保育事業を実施する。
5	地域保育施設会議開催	地域の保育施設が集まり、意見や情報の交換を行い、ネットワークを構築し、保育施設間の連携を図る。

平成 25 年度にモデル事業として 3 園での実施からスタートし、平成 26 年度から本格的に事業が進められている。当該事業の実績は次のとおりである。

### ④ 家庭福祉員（保育ママ）訪問支援

年度	担当保育ママ数	訪問回数	来園支援回数
平成 26 年度	48 人	1,045 回	301 回
平成 27 年度	50 人	1,030 回	260 回

⑤ 認証保育所・小規模保育所・定期利用保育室との交流保育

年度	対象施設数	交流（訪問）回数	交流（来園）回数
平成 26 年度	59 園	246 回	238 回
平成 27 年度	65 園	308 回	290 回

⑥ 私立認可保育所との交流保育

年度	対象施設数	交流回数
平成 26 年度	48 園	151 回
平成 27 年度	57 園	146 回

⑦ 公開保育研修

年度	実施回数	対象施設数	参加人数
平成 26 年度	18 回	150 園	409 人
平成 27 年度	20 回	172 園	496 人

⑧ 地域保育施設会議

年度	実施回数	対象施設数	参加人数
平成 26 年度	36 回	延べ 274 園	延べ 303 人
平成 27 年度	36 回	延べ 347 園	延べ 449 人

（意見 No64）

上記の実績は区全体のものであるが、拠点園ごとの実績資料を査閲したところ、拠点園間で実施時期や回数にばらつきが見られた。各地域で行われる事業内容については、地域保育施設会議を開催し、話し合いの下、各地域の保育施設のニーズを把握し、必要な事業内容を計画・実行しているとのことであるが、そうであれば、それらのニーズに合わせた地域割りの再編成等、拠点園ごとの負担の均等化や効率的な事業の遂行のための検討が必要なものと考えられる。

（意見 No65）

拠点園 18 園については、大田区の各地区から区立区営の保育園が拠点園として 1 園選定されたものであるが、その選定の根拠や過程についての明確な説明が得られていない。保育連携推進事業の展開など、拠点園の果たすべき役割は重く、質の高い保育サービスの提供や情報提供能力など、拠点園は一定水準以上の機能を発揮できる施設であることが必要であるものと考えられる。また、交流の場としての地理的な問題についても、他の保育園などの職員が集まりやすい場所にあるかなど、選定において考慮されるべきである。



現在の拠点園 18 園も上述のような内容を考慮して選定されているものと思われるが、説明責任を果たすためにも、その選定根拠や過程を文書など資料として残しておくことが望まれる。また、その過程において、現在選定されている拠点園の中に拠点園として十分な機能を有していないものがあれば、他の区立区営の保育園への変更などを検討することが必要である。

### (3) 区立保育園の収支把握の状況

区立保育園ごとの収支の把握がされておらず、支出に限定しても園単位では集計できていない状況にある。現在、区立保育園の民営化が進められているが、民営化する保育園の選定過程において、コスト面での効率化を図る観点では保育園単位での支出額が指標とされることが考えられるが、現状ではその指標を提供できていないこととなる。

また、私立保育園など各種の保育所の指導・監督機関として、区はそれらの保育所が効率的に運営されているか否かを評価する立場にあるが、自らの収支を把握できない状況では、その評価が適正に行われていないのではないかと疑念を持たれかねない。

#### (意見 No66)

保育連携推進事業の推進役としても、少なくとも拠点園については自身の収支状態を把握しておくことが必要と思われるため、園単位での収支を把握する体制を早急に整えることが望まれる。

(4) 区立保育園の契約事務の状況

区立保育園（区立民営を含む）の事業に係る契約は次のとおりである。

契約内容	契約までの流れ
区立保育園運營業務の委託（11園）	年間契約：業者推薦による単年度契約
保育園給食調理業務の委託（11園）	年間契約：業者推薦による単年度契約
保育園給食の放射性物質検査業務委託	年間契約：業者推薦による単年度契約
牛乳の放射性物質検査業務委託	年間契約：業者推薦による単年度契約
区立保育園福祉サービス第三者評価の実施委託	競争入札による単年度契約
保育園の印刷機・複合機・AEDの賃貸借	5年の長期継続契約：競争入札
蛍光灯のレンタル（直営36園全園）	年間契約：業者推薦による単年度契約
おしぼり・タオルのリース（おしぼり：直営36園、タオル：直営・委託47園）	年間契約：競争入札による単年度契約
ぎょうちゅう卵・腸内細菌検査（ぎょう虫：直営・委託47園、腸内細菌：36園）	年間契約：競争入札による単年度契約
園外保育バス借上げ（直営36園）	年間契約：競争入札による単年度契約
計量器検査（直営委託47園）	都度契約：隔年実施
布団打ち直し	都度契約：5年に1回のサイクルで各園循環
カーペット・毛布・クリーニング、暗幕、カーテンの洗濯	都度契約：値段に応じて競争入札
ピアノ・オルガンの調律	都度契約：2年に1回のサイクルで各園循環
区立保育園運動会実施に伴うトラックの雇い上げ	競争入札による契約（単価契約）
区立保育園定期購読の購入について（4社）	単年度随意契約
保育園の備品・消耗品の購入	保育園からの要望を受け、必要性を精査して判断
保育園の備品・消耗品の修理	保育園からの報告を受け、状態を聴取又は目視確認して判断

上記のうち、保育事業の支出に占める割合の高いものは「区立保育園運營業務の委託」であるが、当該契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づいた随意契約となっている。

業者の選定に当たっては、保育サービス課の担当者が年1回、運営を委託している保育園を巡回して委託業者の評価を実施し、その評価結果について、区長までの承認を経た上で、保育サービス課から「業者推薦書」が提出されている。契約の締結に当たっては「大田区契約事務規則」に基づいて行われている。

(意見 No67)

推薦する運営委託業者の選定過程における評価は評価資料を見たところ年 1 回の巡回に基づいて行われていることが窺える。審議書類に添付されている巡回の結果がまとめられている「確認業務報告」を査閲したが、評価項目（園運営：15 項目、児童処遇：15 項目、給食関係：13 項目、その他：5 項目）の評価結果に直接結び付く内容とはなっておらず、評価の過程が明確ではないように思われる。また、1 日の巡回で評価項目すべての評価を実施することは時間的に困難ではないかと感じられた。

実務上は、年 1 回の巡回だけではなく、確認業務を年に 1～3 回実施し、保育状況、職員状況の確認を行っているとのことである。また、区立民営保育園 3 園で実施している、保護者、保育園、運営事業者及び区で構成される運営委員会に参加し、保護者アンケートを基に話し合いを行っており、その他にも、保育園で実施される行事に参加し、子どもの様子、保護者の様子、職員の子どもへの関わりの様子などを確認しているとのことである。そうであれば、それらの確認業務が評価結果に結びつくよう、その過程を「確認業務報告書」に明記することが必要なものと考ええる。

さらに、「業者推薦書」において、推薦理由として「認可保育所、認証保育所の受託実績を有し、かつ、履行実績が安定していること」、「業務従事者に対する指導体制などが確立していること」、「保育園運営について、適正な認識を有していること」、「万一の事故などに対応できる体制及び能力を有していること」を挙げており、説明責任として、そのような結論に至った過程を明確に示せる体制を整えておく必要があるものと考ええる。

## (5) 区立保育園の資産管理の状況

### 1) 現金預金の管理

現金は、残高が 10,000 円を超えない範囲で預金口座から引き出して管理している。就業時間中は主任の机の中に保管しているが、退園時には鍵のかかる金庫に保管している。金庫の鍵は別途、鍵のかかる場所に保管し、その鍵は園長が管理している。その他実地調査先 3 園では、近隣への連絡のため郵券（切手）も保管していた（視察日時点での切手保有残高は、池上第三保育園：860 円、千鳥保育園：1,080 円、志茂田保育園：2,515 円である）。

預金は、普通預金 1 口座のみを管理しており、キャッシュ・カードの暗証番号については、園長と主任の 2 名のみが知っている（園によっては栄養士も知っている場合がある）。暗証番号は変更することもあるとのことであるが、実地調査先の 3 園ともに現在の園長に引き継がれた際には変更されていない。

預金通帳、キャッシュ・カードは現金とともに鍵のかかる金庫に保管されている。なお、銀行届け出印などの印鑑は別途保管されている。

現金預金の入出金記録は、主任が現金出納簿に記帳し、園長はその記録を現金の実査及び預金通帳との照合により確認し、現金出納簿に承認印を押している。

実地調査先 3 園について、現金については実査を実施し、実地調査日時点の現金出納簿の現金残高との照合を行った。また、預金残高については、預金通帳残高と実地調査日時点の現金出納簿の預金残高との照合を行った。その結果、実査結果及び預金通帳残高と現金出納簿のそれぞれの残高は一致していた。

(意見 No68)

上述のとおり、キャッシュ・カードの暗証番号は園長と主任のみが知っている状況となっているが、園長は 2～3 年、主任については 5～6 年で交代される人事異動が行われている。しかしながら、暗証番号の変更は保育園ごとの方針に任されている状況であり、園長の交代などに合わせた定期的な変更は行われていない。これによる不正発生のリスクは低いものと考えられるが、職員の資産保全の意識を高める観点からは定期的な変更を規程などにより制度化することが望まれる。

## 2) 入出金業務

区立保育園における入出金業務について、出金は給食の材料代、小口の消耗品代などの支出のみであり、入金は保育サービス課からの前渡金（材料代及び消耗品代として使用した分の補填）の入金以外は原則としてない。

支出の中で主要なものは給食の材料代の支払であるが、その発注は栄養士又は調理師（調理師が発注する場合は栄養士の承認後）が業者へ発注書をファックス送信又は手渡しすることで行われている。

毎月、業者から送られてきた請求書は栄養士が納品書と照合し、問題がないことを確認した上で、期日に区立保育園管理の普通預金口座から主任が振込処理を行う。月次の支払終了後に請求書、振込明細を保育サービス課へ提出し、保育サービス課で内容の確認後、精算（区立保育園への振込）が行われる。精算後、請求書及び振込明細は保育園へ戻され、納品書と一緒に証憑書類として各区立保育園で保管されている。

実地調査先である池上第三保育園の給食材料の購入先 1 件について、平成 28 年 8 月振込払の発注書、納品書、請求書、現金出納簿を照合したところ、証憑の内容はそれぞれ整合しており、特に問題はなかった。

(意見 No69)

給食材料の発注先の選定は各区立保育園に任されており、食物アレルギーを持つ園児への対応など、保育園の給食という性質上、少量での納品や急な依頼にも対応してくれるようなサービスを提供できる地元密着型の小規模な店舗が多く選定されている状況である。

しかしながら、各区立保育園での購入量は限定されているため、コスト面では規模のメリットを享受できていないことが懸念される。区立保育園では給食の献立は概ね共通のものとなっており、材料によっては区立保育園全園分をまとめて購入できる材料もあることが想定されるため、コスト面での改善の余地が残されているものと考えられる。

給食材料費の区立保育園間の比較などの分析を行うとともに、栄養士や調理現場の調理師や委託業者の意見を聴取しながら、購入先の共通化の可能性を検討するとともに、その共通化につながるような献立や調理方法の一層の共通化を図ることも同時に検討することが望まれる。

## (6) 備品の管理

備品や消耗品などの範囲は「会計事務の手引」(会計管理室 平成 28 年 4 月改正)において以下のように規定されている。

物品とされるもの(※1)は、物品管理規則第 6 条第 1 項に従い、形態、品質、耐久度及び使用目的によって備品、消耗品、材料品、動物及び不用品に区分し、次のように整理されている。

### ア 備品

性質・計上を変えずに長期間継続して使用、保存できる物品、又は、絵画・彫刻・その他陳列品などのように貴重なものとして長期間保存を必要とされる物品で、消費税を含む購入予定金額(取得では評価・取得額)が 2 万円以上のものを備品とする。ただし、他に区分されるもの(例えば、材料品、動物、物品名鑑で消耗品に区分されているもの)を除く。

### イ 消耗品

その性質が使用することによって消費されるものや毀損しやすいもの、長期間の保存に耐えない物品で、消費税を含む購入予定金額(取得では評価・取得額)が 2 万円未満のものを消耗品とする。ただし、物品名鑑で消耗品に区分されているもの及び次に掲げる物品は金額に係わらず消耗品と

する。

- (ア) 記念品、支給品又は贈与物品その他これに類する物品
- (イ) 実験、調査、研究及び講習会などのために消費される物品
- (ウ) 一般事務機械器具の部品（例：コピー機における給紙カセット）
- (エ) 図書その他の資料
- (オ) 郵券、収入印紙、回数券等の金券類（金券類は受払簿を設け、使用状況を明らかにしなければならない）

#### ウ 材料品

ある物品を生産する過程において消費する原料及び材料、又は工事耕作等の過程において消費する原料及び材料（現在、大田区では工事用原材料だけが材料品とされている）。

#### エ 動物

- (ア) 区で飼育する動物のうち、消費税を含む購入予定金額（取得では評価・取得額）が2万円以上のものを動物として区分する。
- (イ) 区で飼育する動物のうち、消費税を含む購入予定金額（取得では評価・取得額）が2万円未満の動物は消耗品として区分する。ただし、掲げる動物は金額にかかわらず消耗品として区分する。
  - ・ 記念又は贈与その他これに類する目的で支給する動物
  - ・ 実験、調査、研究及び講習会などのために消費される動物
  - ・ 放鳥、放流などのために飼育する動物

#### オ 不用品

本来の用途に供することができず、他の用途にも供する見込みのないもので、物品管理規則第30条の手続により不用品に組み替えられた物品。

※1： 自治法第239条第1項でその範囲が定められており、次の二つから構成されている。

##### 1) 地方公共団体の所有に属する資産

区が購入、寄付等により所有している動産が該当する。ただし、区の所有であっても次のものは物品の範囲から除かれる。

- ア 現金（現金に代えて納付される証券（例えば納税に使用する小切手等）を含む）
- イ 公有財産に属するもの
  - ・ 不動産の従物（例えば、建物は不動産の主物、シャッターは従物）

- ・ 船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック及び航空機並びにこれらの従物
- ・ 株券、社債券、地方証券及び国際証券その他これに準じる有価証券など

ウ 基金に属するもの

- 2) 地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く）  
区が貸借中のコピー機やパソコンなどがこれに該当する。

以上のとおりであるが、幼児用の机や椅子、遊具については、上述の「物品名鑑」において消耗品として区分されているため、購入予定金額の多寡にかかわらず、すべてが消耗品として処理されている。

備品の購入については、毎年度予算策定の時期の前に区立保育園が新たに導入する必要のあるものや老朽化により新品と取り替える必要があるものを確認し、保育サービス課に購入希望の備品リストを提出する。保育サービス課は各区立保育園における現物の状況を確認した上で、その必要性に応じて予算化し、業者を選定して発注している。

納品された備品については、「備品異動申請書」を発行し、区立保育園ごとにシステムに登録する。現物の備品には登録番号が記載された管理シールが貼り付けられて管理される。

3園の実地調査時にそれぞれの園の備品台帳（「備品管理ファイル」）を入手し、サンプルベースで実査を行った。当該実査は、備品台帳から任意の5件を選定して現物と照合するとともに、園舎内の視察時に任意の現物5件を選定して備品台帳と照合し、合計10件について実施した（実地調査先保育園の備品の総数は、池上第三保育園：145件、千鳥保育園：125件、志茂田保育園：148件）。その結果、サンプルとした10件すべてについて現物と備品台帳の照合が行えた。また、管理シールの貼り付けも適切にされており、備品は整然と管理されているとの心証を得ることができた。

（意見 No70）

会計事務の手引で規定する金額基準によると、同じ物品であっても購入時期の違いから購入予定金額が異なる場合があり、備品として管理されているものもあれば、消耗品として処理されているものがある。また、幼児用の机や椅子、遊具、図書などは金額にかかわらず消耗品とされているため、区立保育園全体でみると消耗品の金額的重要性が低いといえる状態ではないことが想定される。

しかしながら、消耗品については、管理シールの貼り付けや台帳などへの

記録もされておらず、あるべきものが把握できない状況にある。実地調査の対象となった各区立保育園においては、消耗品とされる物品であっても大切に使用・保管し、通常の耐用年数よりも長く使用しているとの印象を持つことができたが、消耗品とされた物品も区の大事な資産であるため、耐用年数が1年に満たないようなものを除き、消耗品管理台帳などでその実在性を管理して行くことが望ましいものとする。

(意見 No71)

備品の管理手続のひとつとして、各区立保育園での実査の実施が考えられる。しかしながら、当該実査の実施について、その実施時期や実施方法についての規定が存在していない。実務としては、備品の購入予算確保のため、毎年度予算策定期限の前に各区立保育園において備品の見直しを行っており、その際に現物と台帳との照合も行われているとのことであるが、その結果は所管である保育サービス課に報告されることもなく、実査の実施は各区立保育園に任されている状況にある。

実査が適時に実施されていない場合、資産の滅失があってもその発見が遅れるなどの問題が生じるため、適切な方法で定期的に備品の実査を行うべきであり、制度として規定することを検討することが望まれる。

#### (7) 施設の安全性の管理

建物設備や遊具などの安全性については、保育サービス課作成の「事故防止ガイドブック」で提示されている「事故リスク対策チェックリスト」及び「クラス別事故対策チェックリスト」を利用して、各園独自のチェックリストにより、毎月クラスごとに確認している。故障など修理が必要なものが発見された場合は、施設保全課などの関係部署へ連絡し、修理や入替などの対応をしてもらっている。

建物の耐震性能については、耐震診断が実施されており、区立保育園全園の耐震性能が把握されている。「大田区公共施設白書」(平成27年3月)で公表されている耐震性ランクの内容及び耐震診断結果は次のとおりである。



<耐震性ランク>

耐震性ランク	判定基準	対応
A1	新耐震基準の建物	耐震性能を満たしている
A2	旧耐震基準の建物で、耐震診断の結果、耐震性能を有する建物、及び耐震補強を実施したもの	耐震性能を満たしている
B1	旧耐震基準の建物で、Is 値（※1）が 0.3 以上 0.6 未満のもの	今後、耐震改修又は改築等を実施
B2	旧耐震基準の建物で、Is 値（※1）が 0.3 未満のもの	今後、耐震改修又は改築等を実施
対象外	旧耐震基準の建物で、耐震診断対象外のもの	
未診断	旧耐震基準の建物で、民間等建物を借用等している	

※1： Is 値（構造耐震指標）は建物の強度、形状、経年劣化などを数値化したものであり、耐震改修促進法の目標値は 0.6 で、数値が大きいほど耐震性能が高いことを示している。

<耐震診断結果>

番号	園名	建築年	建物構造	延床面積	耐震性ランク
				m <sup>2</sup>	
1	森が崎	H24	鉄筋コンクリート	1,122	A1
2	大森南	S54	鉄筋コンクリート	910	A2
3	大森東一丁目	S57	鉄骨鉄筋	807	A2
4	大森西	S45	鉄筋コンクリート	996	B1 (※1)
5	大森西第二	S54	鉄筋コンクリート	781	B1 (※1)
6	富士見橋	S46	鉄筋コンクリート	400	B1 (※1)
7	大森北	S52	鉄筋コンクリート	815	A2
8	馬込	S60	鉄筋コンクリート	818	A1
9	南馬込	S42	鉄筋コンクリート	936	A2
10	池上第三	S54	鉄筋コンクリート	869	A2
11	山王	S49	鉄筋コンクリート	814	A2
12	入新井	H24	鉄筋コンクリート	1,143	A1
13	新井宿	S49	鉄筋コンクリート	838	A2
14	中央八丁目	S62	鉄筋コンクリート	691	A1
15	田園調布	S44	鉄筋コンクリート	680	A2
16	わかば	S50	鉄筋コンクリート	880	A2
17	田園調布二丁目	S55	鉄筋コンクリート	779	A2
18	久が原	S58	鉄筋コンクリート	697	A2
19	千鳥	S46	鉄筋コンクリート	869	A2
20	小池	S50	鉄筋コンクリート	776	A2
21	雪谷	H20	鉄筋コンクリート	1,245	A1
22	仲池上	H 8	鉄筋コンクリート	993	A1
23	千束	S51	鉄筋コンクリート	746	A2
24	西糞谷	S43	鉄筋コンクリート	829	A2
25	東糞谷	S50	鉄筋コンクリート	1,031	A2
26	糞谷	S51	鉄筋コンクリート	831	A2
27	浜竹	H17	鉄骨	1,124	A1
28	羽田	S40	鉄筋コンクリート	702	A2
29	本羽田	S52	鉄筋コンクリート	769	A2
30	弁天橋	S52	鉄筋コンクリート	791	A2
31	萩中	H14	鉄筋コンクリート	836	A1
32	いずも	S52	鉄筋コンクリート	619	A2
33	南六郷	S49	鉄骨鉄筋	511	A2
34	六郷	S47	鉄筋コンクリート	459	B1 (※2)
35	仲六郷	S43	鉄筋コンクリート	805	B1 (※2)
36	東六郷	S47	鉄筋コンクリート	887	A2
37	志茂田	S49	鉄筋コンクリート	800	A2
38	みどり	S52	鉄骨鉄筋コンクリート	613	A2
39	矢口第二	S46	鉄骨鉄筋コンクリート	400	A2
40	下丸子	S47	鉄筋コンクリート	911	A2
41	西蒲田	S45	鉄筋コンクリート	1,082	A2
42	相生	S51	鉄筋コンクリート	823	A2
43	矢口	H 8	鉄骨鉄筋コンクリート	712	A1
44	新蒲田	S45	鉄骨鉄筋コンクリート	886	B1 (※2)
45	東蒲田	S50	鉄筋コンクリート	795	A2
46	蒲田本町	S54	鉄筋コンクリート	857	A2
47	本蒲田	S48	鉄筋コンクリート	838	A2

※1：耐震性ランクが B1 であり、今後、耐震改修又は改築などを実施する対応が必要なものであるが、平成 28 年度の耐震改修又は改築計画に含まれていないものである。

※2：耐震性ランクが B1 であるが、既に改築が完了しているか又は平成 28 年度の改築計画に含まれているものである。

(意見 No72)

上記のとおり、建物の耐震性ランクが B1 となっている保育園が 3 園（大森西保育園、大森西第二保育園、富士見橋保育園）残っているため、早急な対応の検討が望まれる。

#### (8) 区立保育園の職員の状況

区立保育園の職員は大田区により採用されており、平成 28 年 4 月 1 日現在の正規職員は保育士 805 人（うち、再任用 10 人）、看護師 24 人（うち、再任用 1 人）、栄養士 24 人、調理員 92 人（うち、再任用 6 人）で構成されている。

大田区における保育士の配置は東京都の基準に基づいており、平成 28 年 4 月 1 日現在の区立保育園の職員の配置は次のとおりである。なお、下表においては、前述の 1. 「概要」に掲載した区立保育園の概要の表上の保育園の番号と同一としており、区立民営の保育園も含まれ、それらについては民営化（委託）時期を明記している。

平成 28 年 4 月 1 日現在

番号	園名	園長	保育士	看護師	栄養士	調理	園医(※)	非常勤保育士			計
								3H	4H	7H 45M	
1	森が崎	1	19		1	3	1		1	3	29
2	大森南	1	22	1	1	4	1		1	3	34
3	大森東一丁目	1	24	1	1		1		1	2	31
4	大森西	1	25 -1	1	1	6	1	1		2	38 -1
5	大森西第二	1	20			3	1			3	28
6	富士見橋	1	14			3 -2	1		1	2	22 -2
7	大森北	平成23年度より委託									
8	馬込	1	23	1	1	4	1			3	34
9	南馬込	1	19			3	1	2		2	28
10	池上第三	1	25	2	1		1	1	1	3	35
11	山王	平成16年度より委託									
12	入新井	1	18		1	4 -1	1	1		3	29 -1
13	新井宿	1	29	1	1	4	1		1	2	40
14	中央八丁目	平成18年度より委託									
15	田園調布	1	20 -1	1	1	4	1		1	2	31 -1
16	わかば	1	28 -1	1	1	5	1		1	2	40 -1
17	田園調布二丁目	平成24年度より委託									
18	久が原	1	19	1	1		1	1		3	27
19	千鳥	1	22 -1	1	1	5	1		2	3	36 -1
20	小池	1	25	1	1	5	1	1	1	3	39
21	雪谷	平成20年度より委託									
22	仲池上	1	24	1	1		1		1	3	32
23	千束	1	23	1	1		1		2	3	32
24	西糀谷	1	21			3	1		1	2	29
25	東糀谷	1	25	1	1		1	1		3	33
26	糀谷	1	23	1	1		1		1	3	31
27	浜竹	平成18年度より委託									
28	羽田	1	17 -1			3	1	1		3	26 -1
29	本羽田	1	18			4 -1	1		1	3	28 -1
30	弁天橋	1	24	1	1		1			3	31
31	萩中	平成17年度より委託									
32	いずも	1	16			3	1		1	4	26
33	南六郷	1	15			3	1		1	3	24
34	六郷	1	20	1	1	4 -1	1	1		3	32 -1
35	仲六郷	1	21 -1			4 -1	1	1		3	31 -2
36	東六郷	1	25 -1	1	1	4	1	1		3	37 -1
37	志茂田	1	26	1	1		1		1	3	34
38	みどり	1	14			2	1		1	3	22
39	矢口第二	1	13			2	1		1	2	20
40	下丸子	1	26 -1	1	1	4	1		2	3	39 -1
41	西蒲田	平成16年度より委託									
42	相生	1	22 -1	1	1		1		1	3	30 -1
43	矢口	1	19	1 -1		3	1	1		3	29 -1
44	新蒲田	平成20年度より委託									
45	東蒲田	平成17年度より委託									
46	蒲田本町	平成21年度より委託									
47	本蒲田	1	25 -1	1	1		1			3	32 -1
合計		36	769 -10	24 -1	24	92 -6	36	13	25	100	1,119 -17

注：職員数の（ ）内は再任用職員数であり、職員数の内数である。

※：園医は非常勤である。

各区立保育園では、毎月上旬に翌月の勤務ローテーション表（園ごとに形式や名称が異なる）を作成し、園長が配置基準の充足や職員の勤務時間の均等化などの観点から確認を行っている。勤務ローテーション表は実際の勤務状況に応じて日々修正されることとなるが、前日の朝礼時には翌日の勤務シフトが確認され、不足が生じないように調整を図っている。

また、勤務ローテーション表と勤怠管理システムに入力されている勤怠データとの照合が月次で行われており、勤務ローテーション表どおりの配置が行われていたことも確認されている。

大田区における区立保育園の保育士の配置基準は、上述したように東京都の基準に準拠しており、その配置基準は次のとおりである。

0歳児童クラス	: 園児 3 人に対し、保育士 1 人
1歳児童クラス	: 園児 5 人に対し、保育士 1 人
2歳児童クラス	: 園児 6 人に対し、保育士 1 人
3歳児童クラス	: 園児 15 人に対し、保育士 1 人
4歳、5歳児童クラス	: 園児 30 人に対し、保育士 1 人

（意見 No73）

区立保育園では、保育サービスの充実を図ることを目的として、民営化が進められている。民営化は職員の定年退職のスケジュールに合わせて進められている側面もあるため、民営化が進むに従って区立保育園の職員構成の変化（ベテラン職員の減少など）が想定され、また、現在 36 園ある直営保育園が民営化の完了時点では拠点園とされる 18 園のみとなるため、現場から集まる情報量が圧倒的に減少することも想定される。これらのことから、区立保育園における保育サービスの質、区立保育園（拠点園）の保育連携推進事業の推進役としての機能、区の私立保育園など各種保育所に対する指導監督機能の低下が危惧される。

そのような状況にならないためにも、民営化後の体制を考慮した職員の適正配置（ローテーションによる OJT の実施なども含む）、若手職員育成のための研修制度の充実、他自治体も含む関係団体との連携強化を図るなどの戦略的対応が望まれる。

(意見 No74)

園長の異動が2～3年で行われている。保育サービスの質への影響はあまりないものと思われるが、研修の受講方針（後述）など、園長の裁量に任されている業務も少なくないため、職員の指導・教育の側面を考慮すると、短期での異動は好ましいものではないと考える。園長の就任期間を延ばすなど、現状よりも長い期間で指導・教育ができる環境を整えるか、又は、より画一的な指導・教育ができるシステムを構築することを検討することが望まれる。

#### (9) 区立保育園の職員研修の状況

区立保育園の職員に対する研修は、保育サービス課主催の職場研修、人事主催研修、東京都などが主催する外部研修が設けられている。さらに、園独自で実施する研修として、園内で立ち上げられている防犯、保護者対応、安全などのプロジェクト・チームからの研究報告会を実施している。園内研修についても、プロジェクト・チームが立ち上げられており、そこで年度の研修計画が策定され、計画的に研修が実施されている。

保育園の運営に係る主要な研修として、保育サービス課が主催する職場研修が実施されており、それらの研修計画は保育サービス課の園長経験もある保育事業経験豊富な職員が中心となって策定されている。平成27年度に実施された職場研修の概要は次のとおりである。

番号	研修名	内容	対象者	参加
				人数
1	主任研修	保育の質を高める園内研修と主任保育士の役割	保育園主任保育士	49
2	看護師研修	一人ひとりの病因・病態に応じた治療・教育	保育園 看護師	97
3	栄養士研修	胎児期・乳幼児期の体重・食事時間と生活習慣病のリスク～時間栄養学・胎児プログラミングの観点から～	保育園 栄養士	94
4	統合保育理論研修	感覚統合治療法について	保育士	50
5	保育士研修	保育施設におけるリスクマネジメント・子どもの命を守るために安全を見直す	保育士	104
6	スーパーバイザー研修	各保育園の事例から保護者支援について理解を深める	園長	100
7	調理師研修	保育園における食育について	保育園 調理師	110
8	子育て相談研修	気になる子どもと保護者支援	園長	87
9	統合保育理論研修	発達障害の幼児への関わり	保育士	87 86
10	乳幼児保育理論研修	保育にいかす絵本	保育士	93
11	保育士研修	指導計画と実践	保育士	48
12	乳幼児理論研修	乳幼児期の噛みつき・ひっかきについて	保育士	196
13	子育て相談研修	子どもや保護者の信頼にこたえる保育者～豊かな心の保育者を目指して～	保育士	89
14	園長研修	園長による保育士支援	園長	97
15	相談援助研修	相談援助業務を学ぶ	保育士	181
16	相談援助研修	18拠点園の担当者の事例の検討から相談援助業務を学ぶ	連携推進担当保育士	36
17	レベルアップ研修	決める力と伝える力・ほめる力など重要思考について学ぶ	園長	47
18	フォローアップ研修	保育園を取りまく環境の変化、保護者対応等について学ぶ	育休復帰保育士	16
19	非常勤保育士研修	保育内容・危機管理	新規採用非常勤保育士	
20	非常勤保育士研修	保育内容・危機管理	新規採用非常勤(3・4H)保育士	
21	事例研修	統合保育事例研修		
22	公開保育研修	公開保育	専門職	23
23	公開保育研修	公開保育	専門職	23
24	公開保育研修	公開保育	専門職	58
25	公開保育研修	公開保育	専門職	45
26	公開保育研修	公開保育	専門職	23
27	公開保育研修	公開保育	専門職	26
28	公開保育研修	公開保育	専門職	27
29	公開保育研修	公開保育	専門職	23
30	公開保育研修	公開保育	専門職	26
31	公開保育研修	公開保育	専門職	30
32	「保育士体験」研修	4月異動者に対し、保育士体験により園や子どもの様子等を体感し保育園の実態を知ることによって日常業務へ	4月異動者	6

職員が受講する研修項目の選定については、園長による職員との個人面談などにおいて研修の受講希望を聴取し、できるだけその希望に添うように研修当日の配置シフトを調整するような対応が採られているようであり、職員の研修受講を積極的に奨励及び促進していることが窺える。

受講履歴の管理については、園長が職員別の受講履歴を記録して、最低年 1 回は研修を受講させるように管理するとともに、職員別に受講すべき研修項目を選定するためにも利用していたりする園がある一方、そこまでの管理は行われていない園もあり、職員の研修受講履歴管理は各園の管理に任されているようである。

研修結果の報告や他の職員へのフィードバックについて、保育サービス課主催の職場研修については、受講者は「研修評価シート」を作成し、園長がその内容を確認した上でコメントを付し、保育サービス課へ提出されている。人事課主催研修についても、職場研修と同様に受講者が「研修報告書」を作成し、園長のコメント入手後に人事課へ提出される。その他の外部研修についても、フォーマットは園によって様々であるが、園長へ報告書が提出されている。

研修内容の受講者からのフィードバックについては、月 1 回開催される職員会の中で研修報告として受講者からの報告が行われている。その際には必要に応じて研修テキストなどの資料も配布され、配布されない場合でも研修ファイルに綴じこんでおり、職員がいつでも見られる状態にしている。

(意見 No75)

上述のとおり、職員に対する研修は概ね適切に実施されているものと思われるが、職員の研修受講を奨励している方針は区立保育園全体で変わらないものの、職員の担当業務、職階、職歴などに応じてどの研修を受講させるのか、また、その受講履歴の管理についても、各区立保育園の園長の裁量に任されている状態である。

(5)「区立保育園の職員の状況」の意見で述べたように、民営化後も拠点園となる区立保育園の職員は高い知識の保有と高いサービスの提供ができる体制を維持していなければならない。そのためにも研修制度をより一層充実したものとするために、職員別の研修プランを設計するなど、所管の保育サービス課が戦略的に制度として管理・運営して行くことも必要であると考えられる。



(10) 区立保育園に対する監査の実施状況

監査委員は地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、大田区の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理などの合规性について、毎年度、定期監査を実施し、監査の結果は地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、区長、区議会議長、教育委員会及び選挙管理委員会へ文書で報告されている。

なお、当該監査は合规性に関してのみではなく、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施されており、当該監査においては、毎年度、重点項目が設定されている。平成 25 年度は部局の事業ごとに設定されており保育園事業関係では「保育園における前渡金の管理・支払・精算」、平成 26 年度は「契約事務に関する監査」、平成 27 年度は「債権管理に関する監査」となっていた。

区立保育園については、毎年度、10 数園が監査対象団体として選定されており、定期監査の対象とならない区立民営の保育園を除き、3 年に 1 回は定期監査の対象となっている。直近 3 年度の監査対象となった区立保育園、監査結果としての指摘事項及び意見・要望事項は次のとおりである。

①直近3年度の定期監査対象区立保育園

番号	園名	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1	森が崎		◎	
2	大森南		◎	
3	大森東一丁目		◎	
4	大森西	◎		
5	大森西第二			◎
6	富士見橋			◎
7	大森北(※)			
8	馬込		◎	
9	南馬込第二(*)	◎		
10	南馬込			◎
11	池上第二(*)	◎		
12	池上第三		◎	
13	山王(※)			
14	入新井			◎
15	新井宿	◎		
16	中央八丁目(※)			
17	田園調布		◎	
18	わかば		◎	
19	田園調布二丁目(※)			
20	久が原	◎		
21	千鳥	◎		
22	小池		◎	
23	雪谷(※)			
24	仲池上	◎		
25	上池台(*)			◎
26	千束			◎
27	西糀谷	◎		
28	北糀谷(*)			◎
29	東糀谷	◎		
30	糀谷	◎		
31	浜竹(※)			
32	羽田		◎	
33	本羽田	◎		
34	弁天橋		◎	
35	萩中(※)			
36	いずも		◎	
37	南六郷		◎	
38	六郷			◎
39	仲六郷			◎
40	高畑(*)	◎		
41	東六郷			◎
42	志茂田			◎
43	みどり	◎		
44	矢口第二		◎	
45	下丸子		◎	
46	西蒲田(※)			
47	相生			◎
48	矢口			◎
49	新蒲田(※)			
50	東蒲田(※)			
51	蒲田本町(※)			
52	本蒲田			◎

◎：その年度の監査対象となった区立保育園である。

注：上記の区立保育園は平成25年4月1日現在のものであり、園名の右端に(\*)が付されているものは、民営化により現在は私立保育園となっている保育園である。また、園名の右端に(※)が付されているものは、運営業務を民間に委託している区立民営の保育園であり、定期監査の対象とはならないものである。

② 指摘事項及び意見・要望事項

<平成 25 年度>

意見・要望事項

ア 保育園における前渡金の管理・支払・精算

- (ア) 以下の点について会計事務規則等に基づき適正に処理されたい
- ・ 通帳、キャッシュ・カードと一緒に暗証番号の記載されたカードが保管されていた。(1 園)
  - ・ 消耗品費が不足し、一時的に他の科目で立替払いしていた。(1 園)
  - ・ 資金前渡受者用現金出納簿に記載の誤りがあった。(11 園)
  - ・ 領収書や会計事務の手引で正規の領収書及び正規の領収書に準ずる取扱いとする要件を満たしていない領収書で精算していた。(1 園)
  - ・ 領収書の領収年月日が未記載のものがあった。(1 園)
  - ・ 平成 24 年度及び 25 年度の郵券受払簿が作成されていなかった。(1 園)

イ その他の財務等に関する監査

- (ア) 平成 24 年度及び 25 年度の郵券受払簿が作成されていなかった。会計事務規則等に基づいて適正に処理されたい。(1 園)

ウ サービス・給与に関する監査

- (ア) 旅費の支給額に誤りがあった。職員の給与に関する条例等に基づき適正に処理されたい。(12 園)
- (イ) 職免扱いの事業参加に交通費を支給していた。職員の給与に関する条例等に基づき適正に処理されたい。(1 園)

<平成 26 年度>

指摘事項

ア その他の財務等に関する監査

- (ア) 園外保育時の職員入館料について、平成 25 年度資金前渡受者用現金出納簿の総合口座の受欄、預金欄、合計欄に記載漏れがあった。会計事務規則等に基づき適正に処理されたい。(1 園)

意見・要望事項

ア その他の財務等に関する監査

- (ア) 平成 25 年度資金前渡受者用現金出納簿の精算残金の戻入が受欄に▲(マイナス)で記載すべきところを払欄に記載していた。会計事務規則等に基づき適正に処理されたい。(2 園)
- (イ) 備品シールが貼り付けされていない物品が見受けられた。物品管理

- 規則等に基づき適正に処理されたい。(1 園)
- (ウ) 前年度郵券の残枚数について受入処理を行っていなかった。物品管理規則等に基づき適正に処理されたい。(1 園)
  - (エ) 備品(2 点)について廃棄手続を行わないまま廃棄していた。物品管理規則等に基づき適正に処理されたい。(1 園)
- イ サービス・給与に関する監査
- (ア) 旅費支給額に誤りがあった。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。(12 園)
  - (イ) 超過勤務手当の申請もれがあった。職員の給与に関する条例等に基づき適正に処理されたい。(2 園)
  - (ウ) 非常勤職員の旅費の支給額に誤りがあった。大田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等に基づき適正に処理されたい。(2 園)
  - (エ) 非常勤職員の年次有給休暇取得に申請もれがあったため、平成 26 年度への年休繰越日数に誤りが生じていた。当該非常勤職員の設置要綱等に基づき適正に処理されたい。(1 園)
  - (オ) 退職準備セミナー(職免)の旅費は自己負担であるにもかかわらず、旅費を支給していた。職員の職務に専念する義務の特例に関する条例等に基づき適正に処理されたい。(1 園)
  - (カ) 事故欠勤が誤って遅参での申請となっていた。サービス規定に基づき適正に処理されたい。

<平成 27 年度>

意見・要望事項

- ア その他の財務等に関する監査
- (ア) 廃棄手続を行わずに備品を廃棄していた。物品管理規則等に基づき適正に処理されたい。(3 園)
  - (イ) 工事により取り外していた備品 1 点の所在が、監査当日に不明であった。物品管理規則等に基づき適正に処理されたい。(1 園)
  - (ウ) 平成 27 年度資金前渡受者用現金出納簿において、消耗品費の支払が賄費口座に誤って記帳されていた。会計事務規則等に基づき適正に処理されたい。(1 園)
- イ サービス・給与に関する監査
- (ア) 区内の出張における旅費雑費や定期券等調整が必要な交通運賃等の旅費の支給に誤りがあった。職員の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。(11 園)
  - (イ) 超過勤務手当の支給もれがあった。職員の給与に関する条例等に基

つき適正に処理されたい。(1園)

(指摘事項なし)

直近3年度の監査対象となった区立保育園の監査結果としての指摘事項及び意見・要望事項を確認したが、特に問題となる事項はなかった。

## 第8節 民間保育園等に対する補助金の交付状況

### 1. 概要

#### (1) 事業の分類

子ども・子育て支援新制度が平成27年度から実施されている。新制度の下、大田区の民間保育園に対する平成27年度補助金は、従来までと補助金の名称や種類、適用範囲など、一部に変更がなされている。

その主要な内容は、保育サービス課の事業の沿って分類すると以下のとおりである。やや複雑で分かりにくい構造になっている。

#### 【平成27年度】

民間保育園に対する支援内容（保育園運営に係るもののみ）

	事業名・補助金名	予算額（単位：千円）
認可保育園	保育所入所者運営費補助	5,388,619
	民間保育所に対する法外援護	3,168,079
	保育士等キャリアアップ補助金	247,965
	保育サービス推進事業	65,833
	保育力強化事業	80,235
	定期利用保育事業・一時預かり保育事業	109,940
	緊急一時保育事業	1,642
	小規模保育所運営費	755,391
認可外保育所	東京都認証保育所運営費補助 <sup>2</sup>	1,819,059
	定期利用保育事業（定期利用専用施設のみ）	140,253
	家庭福祉員制度経費	181,608
	緊急保育事業	6,445
	病後児保育事業	54,815

※参考に平成26年度から変更があった部分を示す。

#### 【平成26年度】

- ・保育士等処遇改善臨時特例事業（認可）

⇒「保育所入所者運営費」を算定する中で、複数の項目で[処遇改善等加算]として考慮される方式に変更された。

<sup>2</sup> 認証保育所については、この他に保護者負担軽減補助（平成27年度予算額416,583千円）があり、大田区内に住民登録のある等の要件を満たす園児の保護者に対し、支給される。

・ 第三者評価受審支援事業

⇒認可保育所では「保育サービス推進事業」の加算項目として、認可外保育所では「保育力強化事業」の加算項目として、それぞれ移管された（公定価格の加算項目として、「第三者評価受審加算」もある。）。

(2) 保育士等の処遇改善へ向けた取り組み

1) 保育士が不足する構造

近時、東京都において待機児童の解消が急務とされているが、そのためには保育士の確保が必須である。当然のことであるが、ハード面の補助を増やすなどして開園できる設備（モノ）を整え、さらに運営費（カネ）を補助できたとしても、肝心の保育士（ヒト）がいなければ保育園を運営できないからである。待機児童解消のためには、まず保育士の人材不足を解消しなければならないのである。

### 保育士の平均賃金等について

	男女計				男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全職種	100.0%	42.1歳	12.1年	329.6千円	67.2%	42.9歳	13.5年	365.7千円	32.8%	40.6歳	9.3年	255.6千円
<b>保育士</b>	<b>100.0%</b>	<b>34.8歳</b>	<b>7.6年</b>	<b>216.1千円</b>	<b>6.6%</b>	<b>31.4歳</b>	<b>6.3年</b>	<b>239.4千円</b>	<b>93.4%</b>	<b>35.1歳</b>	<b>7.7年</b>	<b>214.4千円</b>
幼稚園教諭	100.0%	32.4歳	7.8年	231.4千円	3.7%	40.9歳	11.5年	326.7千円	96.3%	32.1歳	7.7年	227.7千円
看護師	100.0%	38.9歳	7.7年	329.0千円	10.0%	36.3歳	6.8年	329.7千円	90.0%	39.2歳	7.8年	329.0千円
福祉施設介護員	100.0%	39.5歳	5.7年	219.7千円	33.6%	36.2歳	5.4年	233.4千円	66.4%	41.2歳	5.9年	212.8千円
ホームヘルパー	100.0%	44.7歳	5.6年	220.7千円	24.8%	39.0歳	4.1年	229.8千円	75.2%	46.6歳	6.1年	217.7千円

(※) きまって支給する現金給与額…労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額のこと。手取額でなく、税込み額である。  
現金給与額には、基本給、職務手当、精進手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与も含まれる。

(資料出所)平成26年賃金構造基本統計調査

(参 考)短時間労働者の賃金(1時間当たり)

	男女計			男			女		
	年齢	勤務年数	賃金	年齢	勤務年数	賃金	年齢	勤務年数	賃金
全職種	45.0歳	5.6年	1,041円	43.4歳	5.1年	1,120円	45.6歳	5.8年	1,012円
<b>保育士</b>	<b>45.6歳</b>	<b>5.4年</b>	<b>980円</b>	<b>38.2歳</b>	<b>12.4年</b>	<b>1,353円</b>	<b>45.6歳</b>	<b>5.3年</b>	<b>977円</b>
幼稚園教諭	44.3歳	5.7年	1,046円	62.0歳	3.7年	1,619円	44.1歳	5.7年	1,039円
看護師	46.5歳	5.6年	1,621円	44.5歳	5.9年	1,757円	46.5歳	5.6年	1,619円
福祉施設介護員	49.2歳	4.4年	1,043円	51.1歳	3.7年	1,166円	48.9歳	4.5年	1,023円
ホームヘルパー	54.1歳	6.4年	1,339円	51.3歳	4.3年	1,385円	54.2歳	6.5年	1,336円

※厚生労働省 第3回保育士等確保対策検討会(平成27年12月4日)資料より転載

この点、東京都における保育士の有効求人倍率は全国で最も高い。具体的には、平成26年10月が4.11倍、平成27年10月が5.39倍となっている<sup>3</sup>。しかしながら、他の福祉関係の職種の中でも賃金が最低に近い（前頁の図表）こともあって、離職率も高く経験年数が7年以下の者がおよそ半数である（以下の図表）。

### 保育士の経験年数、採用・離職の状況

- 経験年数は、経験年数が低い層の保育士が多く、7年以下の保育士が約半分。
- 離職率は10.3%であり、私営保育所においては12.0%となっている。

#### 保育所保育士の経験年数(常勤のみ)

	2年未満	2～4年未満	4～6年未満	6～8年未満	8～10年未満	10～12年未満	12～14年未満	14年以上	不詳	総数
全体	47,392人	43,205人	36,934人	28,773人	23,036人	20,049人	18,248人	88,361人	11,148人	317,146人
うち公営	12,136人	12,439人	11,049人	8,794人	7,834人	7,380人	7,368人	48,731人	4,840人	120,571人
うち私営	35,256人	30,766人	25,885人	19,979人	15,202人	12,669人	10,880人	39,630人	6,308人	196,575人
全体	14.9%	13.6%	11.6%	9.1%	7.3%	6.3%	5.8%	27.9%	3.5%	100.0%
うち公営	10.1%	10.3%	9.2%	7.3%	6.5%	6.1%	6.1%	40.4%	4.0%	100.0%
うち私営	17.9%	15.7%	13.2%	10.2%	7.7%	6.4%	5.5%	20.2%	3.2%	100.0%

#### 保育所保育士の採用者と離職者(常勤のみ)

	勤務者	採用者数	採用率	退職者数	離職率
全体	320,196人	48,733人	15.2%	32,823人	10.3%
うち公営	116,862人	11,904人	10.2%	8,330人	7.1%
うち私営	203,334人	36,829人	18.1%	24,493人	12.0%

(出典) 平成25年社会福祉施設等調査(厚生労働省統計情報部)

※本調査は毎年実施しているが、経験年数については3年に1度調査しており、直近の調査結果は平成24年

※前掲の厚生労働省資料より転載

また職場に対する改善希望は賃金アップが最も多く（以下の図表）、よって離職理由も賃金の低さがトップである。

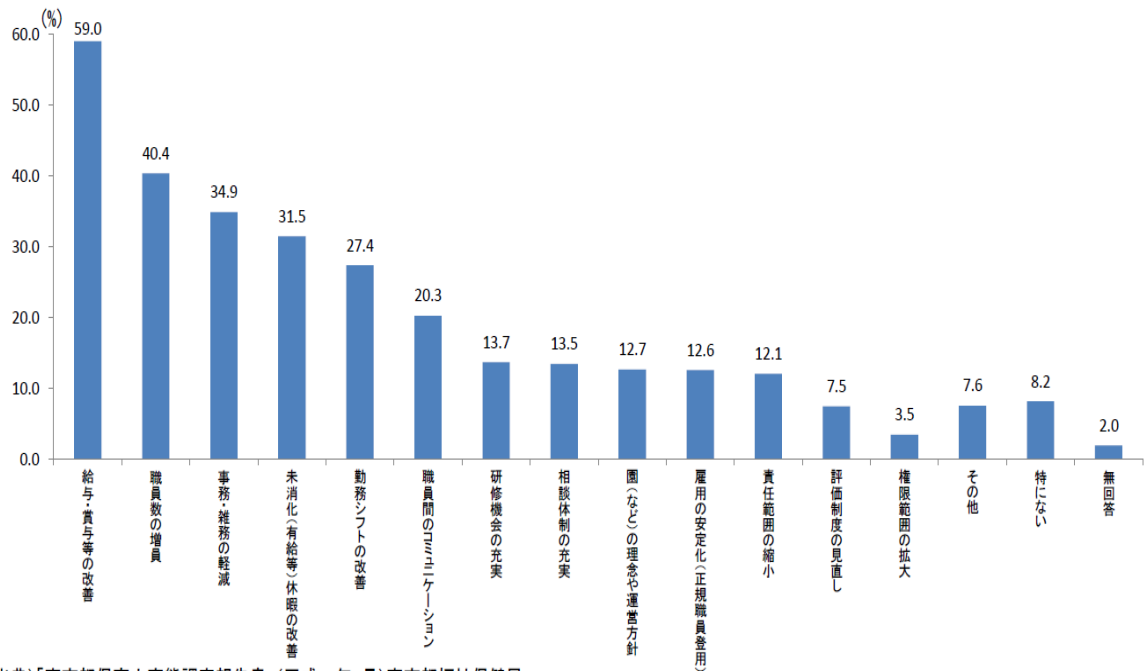
保育士を確保するためには、確かに、保育士資格の取得者を増やすことや保育士離職者の再就職を支援することも大事ではあるが、まずは保育士として新規に就労すること、そして就労を長く継続してもらうことこそ最も肝要といえる。そのため最も効果的と考えられる施策が賃金アップである。

<sup>3</sup> 職業安定業務統計より



## 保育士における現在の職場の改善希望状況

○ 就業している保育士における現在の職場の改善希望としては、「給与・賞与等の改善」が6割(59.0%)で圧倒的に高い。次いで「職員数の増員」(40.4%)「事務・雑務の軽減」(34.9%)「未消化(有給等)休暇の改善」(31.5%)など、労働条件や職場への不満の高さが見られる。



(出典)「東京都保育士実態調査報告書」(平成26年3月)東京都福祉保健局

※ 平成20年4月から平成25年3月までの、東京都保育士登録者で現在保育士として働いている者(正規職員、有期契約職員フルタイム及びパートタイムを含む)を対象

※前掲の厚生労働省資料より転載

## 2) 私立認可保育所における保育士の処遇改善に係わる補助の趣旨と現状

保育所数が急増し、保育士不足が叫ばれている昨今において、保育の質を確保するために保育士が長く安定して働くことができる職場を構築することが喫緊の課題となっている。

国や東京都を含めた行政は様々な施策を展開し、保育に携わる人材確保及び資質の向上を図っている。

平成 27 年度から施行された新制度上の公定価格においては、各種加算項目の一部として「処遇改善等加算」という項目を盛り込み、保育士の処遇改善を促している。前掲の 1. (1) 表中では、「保育所入所者運営費」の一部に含まれる。

当該項目の算定に当たっては、職員の勤続年数やキャリアパス要件等が考慮されている。

また、東京都や区が実施している処遇改善においては「保育士等キャリアアップ補助金」が挙げられる。

東京都においては社会福祉法人が運営している保育園、区においては社会福祉法人以外が運営している保育園を対象に、補助金を支出している。

平成 26 年度までは東京都が実施していた「東京都民間社会福祉サービス推進費補助金」においては補助対象が社会福祉法人や公益法人に限定されていたが、平成 27 年度から施行されている「保育士等キャリアアップ補助金」においては、補助対象施設が拡充され、株式会社等により運営されている保育所も含まれるような構成になった。

なお、東京都及び国では平成 29 年度から賃金改善のため補助金制度を拡充する見通しである。この結果、都のモデルケースにおいて以下のように保育士の平均月額給与がアップするとの報道されている。保育士の職場定着に向けて、賃金水準の上昇が現状では不十分であるということが窺える。

	東京都 補助	国 補助	平均給与月額
平成 24 年度			249,000 円
平成 27 年度～	23,300 円	15,000 円	287,300 円
平成 29 年度～	21,000 円	15,000 円	323,300 円

## 2. 監査手続

支給基準となる法令・規則並びに要綱及びその各報告様式、補助金の交付対象となる運営会社・法人（以下「交付対象法人等」という）向けの補助金制度の説明会資料、交付対象法人等からの各報告資料、区と東京都との間の精算報告に関する資料、その他関係資料を閲覧し、担当者への質問を実施した。

### 3. 監査の結果

#### (1) 挙証資料について

公定価格算定の要素として、職員数がある。新たに雇用された職員については、履歴書、労働条件を明示した書類などが挙証資料として添付されていた（職員の育児休暇中の臨時職員についても、同様であった）。

他方、退職した職員については、運営費の請求のために各園から毎月提出されている「在職職員名簿」により、常勤や非常勤などの雇用形態や職種を問わず、職員の雇用状況の変動（新規採用・退職・人事異動など）を確認している。

それにより、公定価格が変わるような場合にも適時確認ができ、毎月の補助金が過大支給となることを防止している。

（指摘事項なし）

特段の指摘はない。

#### (2) 財務情報等の公表について

新制度である「保育士等キャリアアップ補助金」等の受給要件の一つに【財務情報等の公表】がある。この目的は、補助金交付対象法人等の保育事業について、保育園ごとの運営収支等を明らかにすることにより、運営の透明性を確保することにあるとされている（説明会資料より）。財務情報等の様式は、社会福祉法人会計における収支計算に類似しており、各保育園ごとに区分された収支計算書である。企業会計原則によって財務書類を作成する株式会社においては、通常は作成を要求されない様式といえる。

平成 27 年度では、私立認可保育園のうち、19 園（12 法人等で運営）について財務情報が公表されている。提出された財務情報について、所管課によるチェックリストを基にしたチェックがなされている。ただし、このチェックは、区が把握している交付補助金の額や他の提出データとの整合性の確認など、形式的に不備がないかの確認にとどまっている。記載された数値内容の正確性は、何ら担保されていない状態である。

（意見 No76）

前記の認可保育園を運営する 12 法人等のうち、11 法人は株式会社であり、1 法人は特定 NPO 法人であった。すなわち、株式会社の 11 法人では公表されている財務情報の様式に沿った収支報告書の作成に不慣れである可能性がある。いわゆる会計監査まで求めるのは現実的ではないものの、例えば、一定金額以上の補助金を受給する法人等については、公認会計士、税理士といった一定の知見を有する専門家による意見や保障を得るといった財務情報の記載の正確性

を担保する何らかの制度の導入を検討する必要があると考えられる。

(3) 提出される財務情報等の疑問点

以下の保育園の財務情報（別添）には、内容に疑義がある箇所が見られた。

1) マミーズエンジェル池上駅前保育園（株式会社マミーズエンジェル）

【給付費・委託費収入】 134 百万円

↓

【事業活動資金収支差額】 77 百万円

このように事業活動収支は大幅な黒字であるが、そのほかには以下の支出があるだけである。

【積立資産支出】 70 百万円

結果として、【当期資金収支差額合計】は7百万円の黒字となっている。委託費収入の半分以上も積み立てたというのであれば、いかなる資産に対して70百万円を支出したか、明らかにされて当然といえる。しかし、様式の提出を受けた後、所管課がいかなる審査を行ったのか不明である。

(意見 No77)

そもそも委託費は認可保育園の運営に使用されるべき収入であるのに、多額の積立資産に支出していること自体、不自然極まりない。積立資産の内容に関心を持つべきであろう。

2) アスク蒲田一丁目保育園（株式会社日本保育サービス）

【給付費・委託費収入】 96 百万円

↓

【事業活動資金収支差額】 56 百万円

やはり事業活動収支は委託費に比して、大幅な黒字となっている。ほかの支出はなく、施設整備等資金に黒字が3百万円生じているだけである。

その結果、【当期資金収支差額合計】は59百万円の黒字となっている。

(意見 No78)

委託費は認可保育園の運営に使用されるべき収入であるのに、その半分以上

が【当期末支払資金残高】となって翌期に繰り越されてしまう。この収支計算の真偽は不明であるが、仮に、正しいのであれば、戻入を求める水準ではないだろうか。

3) いしかわだいさくらさくほいくえん（株式会社ブロッサム）

【給付費・委託費収入】	65 百万円
【その他の補助金収入】	53 百万円
	↓
【事業活動資金収支差額】	41 百万円 (①)

この園は施設整備についても、以下のように補助金を受けている。

【施設整備費補助金収入】	82 百万円
【設備資金借入金収入】	30 百万円
	↓
【施設整備等支出計】	48 百万円

従って、【施設整備等資金収支差額】が 64 百万円の黒字(②)になっている。①と②の合計は、106 百万円である。

ところが、その次の区分では【その他の活動による支出】として 82 百万円もの支出の記載があるが、支出内容は全く不明である。

(意見 No79)

このような概括的記載である『その他』支出項目に多額の記載がされていることについて、少なくとも追加説明を求めるべきであろう。

以上は一例であるが、所管課による適切な監督権の行使を期待したい。

## 第9節 区立保育園民営化への取組の現状

### 1. 大田区における民営化の概要

#### (1) 民営化についての大田区の方針

区立保育園の民営化については、政府の保育分野・認可保育所への民間参入を促す規制緩和の流れと外部行政経営診断結果の報告を受け、平成14年7月に大田区として決定した「保育サービス充実のための行動指針(以下、行動指針)」に基づき、計画を立案し進めている。

行動指針の基本的な考え方として、

1) 必要なサービスが選択、利用できる条件を整えるための保育サービスの拡充。

2) 多様な活動主体との連携・協働による創意工夫による保育サービスの提供。

3) 地域で支える子育て支援の推進。

があり、そのための取り組みとして、「保育園の運営主体の多様化」が掲げられ、民間への運営委託や移管を促進しているものである。

具体的な民営化計画については、行動指針に基づき、こども育成部(当時)において、平成14年8月に「保育園の運営主体の多様化に関する実施要領」を定め、同年8月に6園、翌15年7月に7園の計13園の民営化が公表された。その後、平成17年6月に「今後の保育園に運営のあり方」を定め、平成22年度から27年度まで9園、また平成23年8月、平成25年6月、平成27年8月に「保育園民営化計画に推進について」に基づき、更に平成28年度から34年度まで15園の民営化が公表された。

現在(平成29年1月)までに事業者への業務委託が11園、事業者への運営移管が13園の合計24園が民営化されている。

平成 29 年 1 月 1 日現在

保育園名	時期	運営事業者名	方法
山王	平成 16 年 4 月	ピジョンハーツ(株)	区立民営
西蒲田	平成 16 年 4 月	(株)日本デイケアセンター	区立民営
萩中	平成 17 年 4 月	(株)ベネッセスタイルケア	区立民営
東蒲田	平成 17 年 4 月	ピジョンハーツ(株)	区立民営
中央八丁目	平成 18 年 4 月	コンビウイズ(株)	区立民営
浜竹	平成 18 年 4 月	社会福祉法人白鳩会	区立民営
大森北六丁目	平成 19 年 4 月	社会福祉法人島田福祉会	民立民営(私立)
あっぷる池上	平成 19 年 4 月	社会福祉法人弘前愛成会	民立民営(私立)
北嶺町	平成 20 年 4 月	社会福祉法人島田福祉会	民立民営(私立)
雪谷	平成 20 年 4 月	社会福祉法人あざみ会	区立民営
新蒲田	平成 20 年 4 月	社会福祉法人東光会	区立民営
多摩堤	平成 21 年 4 月	社会福祉法人南町保育会	民立民営(私立)
蒲田本町	平成 21 年 4 月	社会福祉法人みわの会	区立民営
千鳥さくら	平成 23 年 4 月	社会福祉法人なぜの木会	民立民営(私立)
大森北	平成 23 年 4 月	ピジョンハーツ(株)	区立民営
田園調布二丁目	平成 24 年 4 月	(株)サクセスアカデミー	区立民営
西糀谷しろはと	平成 24 年 4 月	社会福祉法人白鳩会	民立民営(私立)
美原	平成 25 年 4 月	社会福祉法人あざみ会	民立民営(私立)
多摩川	平成 25 年 4 月	社会福祉法人仁慈保幼稚園	民立民営(私立)
池上長尾	平成 26 年 4 月	社会福祉法人長尾会	民立民営(私立)
高畑	平成 26 年 4 月	社会福祉法人寿広福祉会	民立民営(私立)
南馬込第二	平成 27 年 4 月	社会福祉法人つばさ福祉会	民立民営(私立)
上池台	平成 28 年 4 月	社会福祉法人つぼみ会	民立民営(私立)
北糀谷	平成 28 年 4 月	学校法人簡野育英会	民立民営(私立)

## 今後民営化を予定している保育園

保育園名	時期	方法
新井宿	平成 29 年 4 月	民立民営(私立)
弁天橋	平成 29 年 4 月	民立民営(私立)
大森南	平成 30 年 4 月	民立民営(私立)
相生	平成 30 年 4 月	民立民営(私立)
小池	平成 31 年 4 月	民立民営(私立)
六郷	平成 31 年 4 月	民立民営(私立)
南馬込	平成 32 年 4 月	民立民営(私立)
西糀谷	平成 32 年 4 月	民立民営(私立)
東六郷	平成 33 年 4 月	民立民営(私立)
東糀谷	平成 33 年 4 月	区立民営
仲六郷	平成 34 年 4 月	民立民営(私立)
大森西第二	平成 34 年 4 月	区立民営
矢口第二	平成 34 年 4 月	区立民営

### (2) 民営化の進め方

民営化の進め方については、以下の 2 通りの方法をとっている。

#### ・委託方式（区立民営）

保育業務のみを事業者に委託し、区立園として事業を行うものである。大田区で一括して施設管理を行う必要がある出張所等との併設施設において導入されている。

#### ・移管方式（民立民営）

移管後は私立保育園となるものである。保育園の運営の自由度を高めるために、建物の利用に自由がきく単独施設において導入されている。



この2通りの方法の違いは次の表のとおりである。

	委託(区立民営)	移管(民立民営)
園数	11園	13園
該当園	基本的に他施設と併設	単独施設
土地	保育業務のみ委託	無償貸与
建物	保育業務のみ委託	無償貸与(新築・これに準ずる場合は有償)
物品	そのまま使用	無償譲渡
運営費	委託料(区負担)	私立園運営費(国から補助金あり)

### (3) 民営化の目的

大田区は民営化の目的については「区立保育園民営化計画の推進について」では多様なニーズに応え、保育サービスの充実に向けた取り組みを行うため、区立保育園の民営化を推進するとしている。

また、平成22年6月の「大田区 保育所のあり方 検討報告」においても、多様な保育ニーズに対応できるような保育サービスの拡充（延長保育、緊急一時保育、年末保育等）と、より一層の保育の質の向上を区立保育園で全て担っていくことは、増大する保育ニーズに対応するため、保育関係の予算を増やしているものの、限界があることから、多様なニーズ、保育サービスのより一層の向上と行政コストを縮減することを目的として、区立保育園の民営化が行われている。

区立保育園の運営費については、国と地方の税財政改革（三位一体改革）により、区立保育園は地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることから、平成16年度より一般財源化されている。一般財源化により国からの国庫負担金等、使い道を特定して地方に交付されてきた補助金が廃止され、自治体が自由に使用できる地方交付税等の一般財源に繰り入れられ、保育園の予算の確保が難しくなっている。

#### (4) 区立保育園民営化の手続

##### 1) 民営化のプロセス

平成 27 年度に行われ平成 28 年 4 月から民営化された上池台保育園及び北糺谷保育園についての民営化のプロセスは、以下の通りである。

##### 保護者への説明

- ・保護者説明会 平成 26 年 12 月  
平成 27 年 4 月

##### 事業者選定の経過

- ・募集要項の公表 平成 26 年 10 月 1 日
- ・公募期間 平成 27 年 4 月 1 日から 5 月 15 日
- ・第一次選考委員会（書類審査） 平成 27 年 6 月 5 日
- ・実地調査 平成 27 年 6 月 8 日から 7 月 6 日
- ・保護者向けプレゼンテーション 平成 27 年 7 月 5 日
- ・事業者ヒアリング 平成 27 年 7 月 16 日・7 月 22 日
- ・第二次選考委員会 平成 27 年 7 月 29 日

第二次選考委員会により、運営予定事業者が選定され、事業者の引継ぎが平成 28 年 1 月から 3 月に運營業務委託として行われる。その後、平成 28 年 4 月 1 日より運営事業者の運営が開始される。

##### 2) 保護者への説明

区立保育園が民営化の対象となった場合、該当園園長への説明後、保護者説明会が行われる。そこで、民営化計画、応募事業者の募集等民営化への流れの説明が行われ、保護者への理解を求めていく。

民営化が決定されると保護者からは不安の声が上がるが多いため、説明会においては、主に民営化されるとどのようになるのかについて質疑が多く行われている。特に民営化されると保育士が入れ替わることになるため、引き継ぎについての質疑が多く行われている。

保護者への説明会については事業者選定までに上池台保育園及び北糺谷保育園共に平成 26 年 12 月と平成 27 年 4 月と二回開催されている。

##### 3) 事業者の応募

区立保育園の民営化の募集については、平成 27 年 3 月 20 日の大田区立保育園運営事業者プロポーザル応募要項によれば以下の応募要項であった。

#### 応募資格

認可保育所を運営している法人又は自治体が認可した地域型保育事業を運営している社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人であること

応募期間は平成 27 年 4 月 1 日から 5 月 15 日までであり、この応募期間に上池台保育園については 4 団体、北糶谷保育園については 5 団体の応募があった。

#### 4) 選考手続

民営化による保育園の運営事業者の選定については、応募資格のある法人の申請を受け付け、「大田区立保育園運営事業者選定委員会設置要領」に基づき設置された「大田区立保育園運営事業者第一次選定委員会」及び「大田区立保育園運営事業者第二次選定委員会」において選考された後、大田区長の決定を経て、全申請法人に選定結果を文書で通知している。

#### 5) 選考委員

平成 27 年 4 月に上池台保育園及び北糶谷保育園の区立保育園運営事業者選定について、選定委員の推薦を大田区民生委員児童委員協議会に依頼し、両保育園共に学識経験者 2 名、地域の福祉関係者等 2 名、区職員 2 名の合計 6 名が選定されている。

「大田区立保育園運営事業者選定委員会設置要領」第 3 条によれば委員会の構成は次の通りである。

(委員会の構成)

#### 第 3 条

2 委員会の委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 区職員 2 名
- (2) 学識経験者 2 名
- (3) 地域の福祉関係者等 1 名なしは 2 名

#### 2. 監査手続

区立保育園から私立保育園に民営化される手続きが適切に行われているか、区立保育園を民営化することについて合理性があるか、また区立保育園を民営化した後の検証が行われているかについて検証するために、関連資料を閲覧し、必要に応じて担当者に質問を実施した。

監査手続の対象とした保育園は平成 27 年度中に民営化の手続が行われ、平成

28年4月から民営化された上池台保育園及び北糺谷保育園の2園とした。

### 3. 監査の結果

#### (1) 民営化対象の保育園の決定

平成28年4月より上池台保育園及び北糺谷保育園が民営化対象保育園となり、民営化されている。

民営化の対象とした保育園の選定方針は大田区内の18出張所管内の中核保育園を区立保育園直営18拠点園と定め、それ以外の区立保育園については順次、駅周辺、低年齢児園、区立私立園の配置状況等や、保育園の過去の改築、改修時期、今後の改修計画等の状況を勘案し、平成34年4月までの民営化スケジュールを決定している。

(意見 No80)

民営化対象の保育園について、平成34年4月までのスケジュールは公表されているものの、そのスケジュールがどのように決定されているかについては公表されていない。

民営化の目安となる基準が特に定められていないことから、民営化される保育園の保護者としては、保育園の民営化のスケジュールがなぜこのように定められているのか疑問に思うところである。

そのため民営化のスケジュールのみならず、そのスケジュールの決定方法についても公表することが望ましいと考えられる。

#### (2) 選定委員会における評価シート

平成27年6月5日に開催された上池台保育園及び北糺谷保育園の第一次選定委員会においては、応募時に事業者から提出された事業者概要、運営提案書、財務書類を基に審査し、応募のあった全ての事業者が一次審査を通過した。

その後、保護者向けプレゼンテーション、応募事業者のプレゼンテーション及びヒアリングが行われた後、平成27年7月29日に第二次選定委員会が開催され、評価シートに基づき、各選定委員200点満点で応募事業者の評価を行った。

評価シートにおいて評価上、重要と思われる項目については傾斜配点が行われている。

この評価シートに基づき各選定委員が評価を行い、その合計額が高い事業者を運営候補事業者として選定している。

上池台保育園及び北糺谷保育園の選定についても、当該評価シートに基づき評価が行われ、最高得点となった事業者が運営候補事業者として選定されてい

る。

(意見 No81)

評価シートは細かく評価項目を羅列し、その一つ一つに対して総合評価をつけ、その評価点数に傾斜配点を掛けて得点としている。

評価シートは事業者を評価する上で、評価項目が多岐にわたり、バランスの取れた評価を行うことができるものである。

しかし評価シートについては、作成後見直しが行われておらず、また見直しを検討してきていない。保育園を巡る環境は日々変化しているため、環境変化に応じて、評価項目の追加や訂正、傾斜配点の見直しを検討する必要があると考えられる。

### (3) 民営化後の効果の検証

大田区において、区立保育園は 18 拠点園を残し、全て民営化する予定である。区立保育園の民営化は平成 16 年 4 月から行われており、既に 24 園が民営化されている。

平成 22 年 6 月の「大田区 保育所のあり方 検討報告」において、区立保育園の民営化は多様なニーズに応え、保育サービスの一層の向上と行政コストの縮減を目的としているが、民営化後の効果を検証していない。

(意見 No82)

区立保育園の民営化が、上記の目的として行われている以上は、民営化後、民営化により当初の目的がなされているかどうかについて検討することが必要である。

多様なニーズへの対応であれば、特に延長保育へのニーズが高いことから、実際に民営化により保護者のニーズにあった延長保育が行われているか確認する必要があると考えられる。

保育サービスの一層の向上についても、特に保育の質について重視する必要があることから、民営化園への訪問調査、園長へのヒアリング、保護者アンケートの実施などを行い、保育の質が維持、向上されているかを確認する必要があると考えられる。

また、行政コストの縮減についても検討する必要がある。平成 16 年度以降、国や都から特定財源として区に交付されていた区立保育園の運営費負担が一般財源化されている。

一般財源化は、地方分権と財政再建を進める国の三位一体改革として、国が使途を定めて自治体に交付していた負担金等を廃止する代わりに、地方への税

源移譲を行うとともに、使途の定めがない地方交付税の見直しがされたものである。当該地方交付税は、各自治体が自由に使途を決め施策を推進できる点がメリットとされるが、大田区のような特別区は地方交付税の不交付団体であることから、一般財源化による負担金等の廃止相当分の補填はなされていない。

そのため、区立保育園を民営化し私立認可保育園へ移行すると、使途が私立認可保育園の運営費と定められた財源が国や都からの負担金等として区に交付されるようになり、区の財源負担がその分軽減している。

民営化には上記のような行政コストの縮減効果があることから、区は民営化によりどれほどの行政コストが縮減されているかについても検討する必要があると考えられる。

世田谷区においても大田区同様に区立保育園の民営化が行われているが、民営化の効果の検証が平成 23 年 2 月に「区立保育園民営化検証委員会」より「区立保育園民営化検証結果報告書」として公表されている。

大田区においても区立保育園の民営化後の検証を行い、その結果を公表することが必要であると考えられる。

#### (4) 区立保育園の民間への委託

大田区においては現在（平成 29 年 1 月）までに事業者への業務の民間委託が 11 園、事業者への運営移管が 13 園の合計 24 園が民営化されている。

これは保育業務のみを事業者に委託し、区立園として事業を行うものであり、大田区で一括して施設管理を行う必要がある出張所等との併設施設において導入されているものである。

#### (意見 No83)

区立保育園の民間委託の契約は 1 年であり、特に問題が無ければこの契約を更新している。民間委託により選定された運営事業者が変更されたケースは現在のところ発生しておらず、継続して行われている。

しかし民間委託についても現状この状態で安定的に運営が行われているが、区では拠点園以外は将来、全て事業者への運営移管による民営化に移行する予定である。

そのため運営移管を行う予定があることを、保護者を始めとする区民に情報として提供する必要があると考えられる。

## 第 10 節 民間保育園の収支管理状況

### 1. 概要

大田区においては、区立保育園については第 7 節で述べたように保育園ごとの収支管理を行っていない。

一方、私立認可保育園については、社会福祉法人については社会福祉法人会計基準により、保育園ごとの収支計算書を作成し、大田区に提出するとともに、法人の収支計算及び財務報告を行うことを求めている。また保育士等キャリアアップ補助金を受ける保育園については、保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領の 5 に基づき、財務情報等公表様式を提出しなければならない。

この財務情報等公表様式は、保育士等キャリアアップ補助金を受ける保育園は認可、認可外を問わず全ての保育園が提出しなければならないものである。平成 27 年度においては 77 園が提出しており、その内訳は認可保育園が 19 園、認証保育所が 46 施設、小規模保育所が 7 施設、定期利用保育が 5 施設である。提出された財務情報等公表様式はさらに、大田区から東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課に提出される。

### 2. 監査手続

民間保育園の収支管理状況について検証するために、関連する資料を閲覧し、担当者に質問を行った。

### 3. 監査の結果

#### (1) 民間保育園の収支管理状況

民間保育園の収支管理状況については、保育士等キャリアアップ補助金を受けている保育園については、各保育園ごとの財務情報等公表様式を入手し、収支管理状況を把握している。

また社会福祉法人が運営している民間保育園については、保育園ごとの収支計算書を入手し、収支管理状況を把握している。

#### (意見 No84)

保育士等キャリアアップ補助金を受けている保育園は平成 27 年度において、民間認可保育園 57 園のうち 19 園であり、また社会福祉法人が運営する民間認可保育園は 35 園であり、合わせて 54 園については何らかの形で収支管理状況に関する資料を入手している。

しかし残りの民間認可保育園については収支管理状況に関する資料を保育園

の開設以来、入手していない状況である。また小規模保育所、認証保育所についても同様である。

各保育園については収支管理状況を把握するためにも、保育園ごとの収支計算書を入手することが必要であると考えられる。

#### (2) 社会福祉法人の運営する民間保育園の収支管理状況

社会福祉法人が運営する民間保育園の収支管理状況は、保育園ごとの収支計算書を作成し、大田区に提出することにより把握している。

(意見 No85)

大田区に保育園ごとの収支計算書が提出されているものの、提出先は社会福祉法人を管轄する福祉部であり、こども家庭部ではない。またこども家庭部では当該社会福祉法人の保育園ごとの収支計算書を福祉部から入手していない状況である。

提出先は管轄の福祉部であるが、保育園の実態を把握しているのは、こども家庭部であることから、こども家庭部でも該当する社会福祉法人が運営する保育園ごとの収支計算書を入手し、その収支管理状況を把握する必要があると考えられる。

#### (3) 保育士等キャリアアップ補助金等の財務情報等公表様式

保育士等キャリアアップ補助金を受ける保育園については、保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領の 5 に基づき、財務情報等公表様式を大田区に提出している。

(意見 No86)

保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領の 5 に基づき、財務情報等公表様式は、株式会社においても当該公表様式に沿うように数字を組み込まなければならない。株式会社においては損益計算書で把握しているものを、収支計算書に組み込まなければならない、組替ミス等が生じる可能性が高くなると考えられる。

そのため、入手した財務情報等公表様式についてはその数値が正しいものであるかチェックすることが必要であると考えられる。

#### (4) 民間保育園の収支管理状況の分析

民間保育園の収支管理状況について、こども家庭部で入手している資料は保育士等キャリアアップ補助金に係る財務情報等公表様式のみであるが、現状で



は入手後は特に収支管理状況を分析していない。

(意見 No87)

財務情報等公表様式からは各保育園ごとの事業活動収入、事業費支出、事務費支出、人件費支出、保育従事職員給与支出、事業活動収支差額、保育従事職員数、職員の勤続年数等の情報を得ることができる。

こうした情報から事業活動収入に占める人件費率、事業活動収支率等の数値を計算することにより、各保育園ごとの収支管理状況を正確に把握することができる。分析した数値から人件費率の著しく低い保育園については補助金が十分に保育士の給与に反映されていない可能性や、事業活動収支率の著しい悪化は経営状況に何らかの事象の発生を予期させる等、保育園の状況を適切に把握することが可能である。

そのため民間保育園について、収支管理状況の分析を行うことが必要であると考えられる。

#### (5) 民間保育園の運営主体の財政状況の把握

民間保育園の運営主体については、保育園の開設時には決算書を入手し、その財政状況を把握している。しかしその後は、個々の保育園について、上述の保育士等キャリアアップ補助金等の財務情報等公表様式や社会福祉法人の保育園毎の収支計算書は入手しているものの、運営主体の決算書が従来は入手されていなかった。

しかし平成 28 年度において、運営主体の決算書についても指導検査担当において入手されることとなった。

(意見 No88)

個々の保育園の収支状況は良好であったとしても、運営主体は他の自治体で保育園の運営を行っていたり、保育園以外の事業を運営していることが多い。そのため運営主体が他の事業等で躓き、経営状況が悪化する可能性がある。補助金を支出している以上は、その監督責任があることから保育園の運営主体の決算書を每期入手する必要があると考えられることから、平成 28 年度からではあるが、決算書を入手することになったことは大きな改善点であると考えられる。

しかし監査実施時点（平成 29 年 2 月 1 日）でのヒアリングではまだ全ての保育園の決算書を入手している状況ではなかったことから、今後全ての保育園について決算書を入手することが必要であると考えられる。

## 第 11 節 待機児童の現状と対策の状況

### 1. 概要

#### (1) 待機児童対策解消のための計画の推移

大田区においては、平成 16 年度に「おおた子育てすくすくプラン 大田区次世代育成支援行動計画・前期行動計画（平成 17 年度から平成 21 年度）」（第 1 期大田区次世代育成支援行動計画）、平成 21 年度に「おおたのびのび子育てプラン 大田区次世代育成支援行動計画・後期行動計画（平成 22 年度から平成 26 年度）」（第 2 期大田区次世代育成支援行動計画）を策定し、子育て支援施策を実施してきている。

前期行動計画では、核家族化の進展や社会状況の変化など、子育てをめぐる環境の変化に対応するため、かつての家族や地域が担っていた子どもや青少年を育成する機能を現代社会にふさわしい形で再構築し、「新たな支えあいと連携による子育て支援」の体制づくりを目指している。

また後期行動計画では、平成 20 年度に議決された「大田区基本構想」と、それに基づく大田区 10 か年基本計画「おおた未来プラン 10 年」を踏まえ、区民一人ひとりの力を源とする地域力により、安心して子どもを産み、健やかに育ち、成長する子どもを見守るために、家庭、地域、区が連携をしていくことを目指している。

その後、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連 3 法（①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）」が平成 24 年 8 月に成立している。この子ども・子育て関連 3 法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②待機児童を解消し、子育てしやすい環境の整備、③幼児期の学校教育や保育、子育て支援の量の拡充と質の向上、④地域の多様な子育て支援の充実、を目指している。

また、子ども・子育て関連 3 法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、区市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられている。

そのため大田区では、第 1 期及び第 2 期の大田区次世代育成支援行動計画を踏まえながら、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 か年を計画期間とした「大田子ども・子育て支援事業計画」及び「第 3 期大田区次世代育成支援行動計画」

が策定されている。

待機児童対策は保育全般に渡るこうした計画の中の個別目標として行われている。

(2)大田区次世代育成支援行動計画・前期行動計画（平成17年度から平成21年度）

前期行動計画では下記の6つの目標を掲げ、次世代育成支援をめぐる課題に取り組んでいる。

- 目標1 すべての子どもと子育て家庭を地域で支えていきます
- 目標2 仕事と子育ての両立を支援します
- 目標3 親と子どもの健康の確保及び増進を応援します
- 目標4 子どもの成長を図る教育環境の向上を目指します
- 目標5 子育てしやすい安全・安心なまちをつくります
- 目標6 特に支援を必要とする子どもと家庭へのサポートを強化します

目標2の仕事と子育ての両立を支援しますの課題1 待機児解消ときめ細やかな保育サービスの充実の中で、待機児童対策が行われている。

(3)大田区次世代育成支援行動計画・後期行動計画（平成22年度から平成26年度）

後期行動計画では、前期行動計画を推進する中で見えてきた課題を踏まえ、次の6つの基本目標を設定している。前期行動計画の目標と基本的には同じ内容である。

- 基本目標1 地域における子育て支援体制を充実します
- 基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します
- 基本目標3 親と子どもの健康の確保及び増進を図ります
- 基本目標4 未来を担う子どもたちを育てます
- 基本目標5 子どもにやさしい安全・安心なまちをつくります
- 基本目標6 特に支援を必要とする子どもと家庭をサポートします

6つの基本目標のうち、待機児童対策は基本目標2の仕事と子育て支援の両立を支援しますの中の個別目標2-1 保育サービス・学童保育の充実・整備において行われており、重点目標の一つとされている。

#### (4) おおた子ども・子育てかがやきプラン

おおた子ども・子育てかがやきプランは「大田子ども・子育て支援事業計画」「第3期大田区次世代育成支援事業計画」を包含した計画であり、平成27年3月に策定され、平成27年度より実施されている。

おおた子ども・子育てかがやきプランは、上位計画である大田区基本構想、大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年（後期）」との整合と、子育て支援に関連する各分野の個別計画との連携・整合を図りながら策定されている。

例えば「おおた未来プラン10年（後期）」では「未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします」を子育て分野における個別目標として設定しており、「大田子ども・子育て支援事業計画」は、この目標を実現していくための個別計画として推進されている。

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしていることから、おおた子ども・子育てかがやきプランは平成27年度から平成31年度までを計画期間としており、区を取り巻く社会経済状況を踏まえ、計画の中間年（平成29年度）において計画の見直しが行われる。

おおた子ども・子育てかがやきプランでは基本理念として「未来を担う子どもを育み子育てをみんなで支えるまちにします」を掲げ、その理念を達成するために以下の3つの基本目標を定めている。

- 1) 地域における子育て支援体制を充実します
- 2) 仕事と子育ての両立を支援します
- 3) 親と子どもの健康の確保及び増進を図ります

この基本目標を達成するために個別目標が設定されており、待機児童対策は基本目標2)の個別目標として「保育サービス等の充実・整備」の中で行われることになる。

#### (5) 平成27年度における待機児童対策

平成27年度においてこども家庭部では、おおた子ども・子育てかがやきプランを推進し、待機児童解消対策の充実を重点事項の一つに掲げている。

こども家庭部事務事業執行方針では待機児童対策に充実として、つぎの事項を掲げている。

- 1) 多様な手法を用いた保育サービス定員の拡充  
待機児解消に向け、私立（認可）保育園の整備（テナント型認可保育所 3 施

設)、家庭福祉員制度の充実(グループ保育室1室)、認証保育所等の整備(2施設)小規模保育所等の拡充(9施設)を推進する。

## 2) 保育人材確保に向けた対策強化

保育宿舎借り上げの支援を行う。保育士養成学校の学生等を対象とした就職支援研修・就職相談会を実施する。

## 3) 利用者に対する情報提供の充実

保育サービスアドバイザーによる保護者等に寄り沿った相談の充実を図るとともに、区ホームページやツイッターによる情報提供を充実させ、サービス向上を図る。

## (6) 平成28年度における待機児童対策

平成28年度の取り組みは、平成28年度待機児童解消対策本部会の資料によれば、保育サービス定員の更なる拡充を図るものである。申請者の推移から来年度の申請者の増加を351名と見込み、そこに待機児童229名を加えた580名の保育需要の増加を予想し、必要保育サービス定員を600名増加させる予定である。

また、育休延長者の多い雪谷・馬込地区を重点的に整備するほか、自治体や関係機関からの空き店舗情報を集約し、保育事業者とのマッチングを行う保育所整備に係るマッチング事業、区が借り受けた園舎を保育事業者に転貸し、用地確保が困難な地域の整備を図る民間土地(建物)一括借り上げ保育所整備事業、新築の大規模集合住宅において、大田区開発指導要綱に基づき、新たな保育需要に対応した保育施設の整備を行う開発指導要綱に基づく保育所整備等の取り組みを行っている。

その他に3歳児以降の定員拡充を図るため、認証保育所の認可保育所への移行支援、地域型事業所内保育所の設置を促進している。

## 2. 監査手続

こども家庭部がおおた子ども・子育てかがやきプランに沿って、待機児童対策を実施しているか、また増加する保育需要に対して待機児童対策が充分であるかについて、関連する資料を閲覧し、担当者に質問を実施した。

## 3. 監査の結果

### (1) 平成27年度の待機児童対策の取り組み結果

平成27年度における待機児童解消対策の実施結果として、保育サービス定員は当初目標420人を上回る556人となった。

その内訳は次の表のとおりである。

施設種別		施設数	定員数
新規開設	認可保育所	3 施設	202 名
	小規模保育所	11 施設	206 名
	認証保育所	3 施設	88 名
	定期利用保育事業	3 施設	26 名
	グループ保育室	1 施設	6 名
定員変更等			28 名
定員拡充数			556 名

(意見 No89)

平成 27 年度の待機児童対策は当初目標の 420 人を上回り 556 人の定員拡充を図れている。しかし待機児童数は平成 27 年度の 154 人から 75 人増えて 229 人となっている。

この要因は保育所申請数が過去最大の平成 27 年度 3,613 人ほどではないが平成 28 年度も 3,553 人と過去 2 番目に多いことである。

保育所申請者数、保育サービス定員及び待機児童数の推移は次の表のとおりである。

各年度 4 月 1 日 (単位: 人)

年度	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
保育所申請者数	2,785	2,955	3,346	3,613	3,553
保育サービス定員	10,938	11,322	11,831	12,880	13,436
待機児童数	392	438	613	154	229

保育所申請者数は直近 5 年間で急増しており、待機児童数は平成 26 年度まで最大 613 人と増加しているが、その後は待機児童対策により減少してきている。

しかし、保育ニーズの増加のトレンドからはある程度想定できることであり、待機児童解消に向けてさらに対策を強化する必要があると考えられる。

(2) 待機児童の集計

大田区における待機児童の年度別内訳表は次の表のとおりである。

年度(4月1日)	待機児童数					
	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4、5歳
平成19年度	144	24	49	51	15	5
平成20年度	242	29	132	38	25	18
平成21年度	314	48	152	94	8	12
平成22年度	402	103	190	81	23	5
平成23年度	396	86	196	71	33	10
平成24年度	392	81	190	94	18	9
平成25年度	438	99	200	78	54	7
平成26年度	612	161	258	132	42	20
平成27年度	154	48	70	18	18	0
平成28年度	229	42	111	43	24	9

平成26年度に待機児童は612人まで増加したが、平成27年度、28年度は待機児童対策により減少している。

この待機児童を平成 23 年度より区内の 18 の各出張所別によると次の表のとおりである。

出張所名	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
大森東	11	4	2	15	7	8
大森西	32	23	30	44	25	28
入新井	24	30	30	59	13	4
馬込	30	21	25	52	26	13
池上	32	24	46	46	3	17
新井宿	22	21	19	19	5	5
嶺町	18	32	20	28	3	11
田園調布	2	6	11	21	7	8
鵜の木	26	29	34	31	1	8
久が原	19	18	16	24	3	11
雪谷	47	35	37	42	7	19
千束	26	38	34	60	1	6
六郷	16	21	33	22	23	25
矢口	12	9	3	14	0	7
蒲田西	23	34	50	54	6	17
蒲田東	22	25	29	36	11	13
糀谷	26	17	13	32	13	23
羽田	8	5	6	14	0	6
合 計	396	392	438	613	154	229

各出張所の待機児童数は、年度によって大きく増減している。これは保育園の増設や、区外からの転入等による保育所申請数の増加等によるものと推定される。



また出張所別の年齢別の待機児童についての平成23年度からの年度別の内訳は、次の表のとおりである。

出張所名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	平成23年度 待機児合計
大森東	2	5	3	1	0	0	11
大森西	4	13	11	3	0	1	32
入新井	8	13	2	1	0	0	24
馬込	1	17	5	6	1	0	30
池上	4	21	6	1	0	0	32
新井宿	8	11	2	1	0	0	22
嶺町	7	5	3	2	1	0	18
田園調布	0	1	1	0	0	0	2
鵜の木	5	16	1	4	0	0	26
久が原	3	6	6	4	0	0	19
雪谷	10	26	7	4	0	0	47
千束	5	15	3	2	1	0	26
六郷	2	9	3	1	1	0	16
矢口	1	9	1	0	1	0	12
蒲田西	6	10	6	1	0	0	23
蒲田東	6	11	4	1	0	0	22
糎谷	13	5	4	1	2	1	26
羽田	1	3	3	0	1	0	8
合計	86	196	71	33	8	2	396
構成比	21.70%	49.50%	17.90%	8.30%	2.00%	0.50%	

出張所名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	平成24年度 待機児合計
大森東	1	1	2	0	0	0	4
大森西	3	11	5	3	0	1	23
入新井	12	13	5	0	0	0	30
馬込	7	7	4	2	0	1	21
池上	5	10	9	0	0	0	24
新井宿	0	14	7	0	0	0	21
嶺町	6	16	9	1	0	0	32
田園調布	2	2	2	0	0	0	6
鵜の木	2	12	10	2	1	2	29
久が原	0	10	7	1	0	0	18
雪谷	8	13	9	1	4	0	35
千束	1	30	6	1	0	0	38
六郷	11	6	3	1	0	0	21
矢口	0	5	3	1	0	0	9
蒲田西	7	18	8	1	0	0	34
蒲田東	10	11	1	3	0	0	25
糎谷	4	10	2	1	0	0	17
羽田	2	1	2	0	0	0	5
合計	81	190	94	18	5	4	392
構成比	20.70%	48.50%	24.00%	4.60%	1.30%	1.00%	

出張所名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	平成25年度 待機児合計
大森東	0	1	1	0	0	0	2
大森西	2	13	11	4	0	0	30
入新井	9	12	6	2	1	0	30
馬込	7	11	1	6	0	0	25
池上	10	14	13	8	0	1	46
新井宿	2	13	3	1	0	0	19
嶺町	6	9	4	1	0	0	20
田園調布	4	4	2	1	0	0	11
鵜の木	6	17	6	5	0	0	34
久が原	1	12	0	1	2	0	16
雪谷	6	18	7	6	0	0	37
千束	5	13	9	6	1	0	34
六郷	12	15	1	5	0	0	33
矢口	0	0	3	0	0	0	3
蒲田西	15	23	7	4	1	0	50
蒲田東	11	13	2	3	0	0	29
糀谷	2	9	1	1	0	0	13
羽田	1	3	1	0	1	0	6
合計	99	200	78	54	6	1	438
構成比	22.60%	45.70%	17.80%	12.30%	1.40%	0.20%	

出張所名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	平成26年度 待機児合計
大森東	6	3	6	0	0	0	15
大森西	11	12	12	7	2	0	44
入新井	15	22	18	1	3	0	59
馬込	10	30	7	4	1	0	52
池上	13	21	7	4	1	0	46
新井宿	1	9	7	1	1	0	19
嶺町	5	13	6	4	0	0	28
田園調布	7	6	7	1	0	0	21
鵜の木	10	8	7	6	0	0	31
久が原	7	13	3	1	0	0	24
雪谷	8	19	6	6	3	0	42
千束	10	30	12	3	3	2	60
六郷	6	10	5	1	0	0	22
矢口	3	5	3	2	0	1	14
蒲田西	12	32	9	0	1	0	54
蒲田東	19	12	4	1	0	0	36
糀谷	13	8	10	0	1	0	32
羽田	5	5	3	0	0	1	14
合計	161	258	132	42	16	4	613
構成比	26.30%	42.10%	21.50%	6.90%	2.60%	0.70%	100.00%

出張所名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	平成27年度 待機児合計
大森東	0	6	0	1	0	0	7
大森西	8	12	4	1	0	0	25
入新井	4	8	0	1	0	0	13
馬込	9	8	4	5	0	0	26
池上	1	0	2	0	0	0	3
新井宿	0	3	1	1	0	0	5
嶺町	2	1	0	0	0	0	3
田園調布	2	3	1	1	0	0	7
鵜の木	0	0	0	1	0	0	1
久が原	3	0	0	0	0	0	3
雪谷	3	4	0	0	0	0	7
千束	1	0	0	0	0	0	1
六郷	6	5	5	7	0	0	23
矢口	0	0	0	0	0	0	0
蒲田西	3	3	0	0	0	0	6
蒲田東	4	6	1	0	0	0	11
糀谷	2	11	0	0	0	0	13
羽田	0	0	0	0	0	0	0
合計	48	70	18	18	0	0	154
構成比	31.20%	45.50%	11.70%	11.70%	0.00%	0.00%	100.00%

出張所名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	平成28年度 待機児合計
大森東	0	4	4	0	0	0	8
大森西	7	11	8	0	2	0	28
入新井	1	0	1	1	0	1	4
馬込	4	5	2	2	0	0	13
池上	3	7	6	1	0	0	17
新井宿	1	1	3	0	0	0	5
嶺町	1	6	1	2	0	1	11
田園調布	4	3	0	0	1	0	8
鵜の木	0	6	1	1	0	0	8
久が原	2	7	1	1	0	0	11
雪谷	4	5	2	7	1	0	19
千束	0	2	0	4	0	0	6
六郷	4	13	4	1	2	1	25
矢口	1	5	0	1	0	0	7
蒲田西	2	13	0	2	0	0	17
蒲田東	1	10	2	0	0	0	13
糀谷	5	9	8	1	0	0	23
羽田	2	4	0	0	0	0	6
合計	42	111	43	24	6	3	229
構成比	18.30%	48.50%	18.80%	10.50%	2.60%	1.30%	

上記の表の推移から、過去のどの出張所においても待機児童となっている児童は0歳から2歳の児童が大半であり、4、5歳の児童に待機児童が少ないことが判明している。

しかし待機児童の推移のみであり、待機児童の増加が入所申込の増加によるものなのか、入所申込者のうち入所できた人数との割合等の分析を行うことは行うことはできない。

(意見 No90)

待機児童の合計数については、各年齢毎に区内18の各出張所別に集計が行われている。しかし、入所申込数、入所数については特に集計が行われていない。

待機児童の数だけを集計していても、結果だけであり、入所申込数、入所数を集計し年度毎の推移を分析することは、今後の待機児童対策に有益な情報を与えるものである。そのため、入所申込数や入所数についても、各出張所別に集計を行うことが必要であると考えられる。

### (3) 待機児童の申請事由別内訳

待機児童については、(2)の通り各出張所別の集計が行われており、この集計は各年齢別(0歳、1歳、2歳、3歳、4、5歳)に行われている。これにより大田区内のどの地域でどの年齢層の待機児童が多いかを分析することができる。

(意見 No91)

大田区においては、出張所別、年齢別の集計までは行っているものの、待機児童の申請事由別の内訳は集計されていない。

申請事由別内訳とは、待機児童となっている保護者がどのような状態かを知ることができるものであり、具体的には、就労中(フルタイム或いはパート)、求職中、介護、疾病・障害等である。

申請事由別待機児童を集計することにより、フルタイムの就労世帯が高止まりしているのか、求職中の就労世帯が多いのか等、待機児童の保護者がどのような状態にいるかを知ることができる。このことはどのような待機児童対策を打ち出せば有効であるかどうかの判断材料となる。そのため、申請事由別待機児童を集計することが必要であると考えられる。

### (4) 待機児童の定義

厚生労働省は平成22年3月25日に発表した「保育所入所待機児童数調査について」において、保育所入所待機児童を定義していたが、その後の子ども・子育て支援法の成立により、定義の改正を行っており、最新の定義については、

平成 28 年 4 月 26 日付け雇児保発 0426 第 3 号「保育所等利用待機児童数調査について」により公表されている。

この「保育所等利用待機数調査について」によれば、保育所等利用待機児童とは、以下のものである。

(定義) 保育所等利用待機児童とは

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないものを把握すること。

(注1) 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注2) 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

(注3) 付近に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業がない等やむを得ない事由により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している。

- ① 国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている児童
  - ② 地方公共団体における単独保育事業(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育されている児童
  - ③ 特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成、就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって一時預かり事業(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている幼稚園を利用している児童
  - ④ 企業主導型保育事業で保育されている児童
- については、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注4) いわゆる入所保留(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

(注5) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を現在利用しているが、第

1 希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注 6) 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込が出ているような、利用予約（利用希望日が調査日より後のもの）の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

(注 7) 他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等があるにも関わらず、特定の保育所等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

\*他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等とは、

- (1) 開所時間が保護者の需要に込えている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から 20～30 分未満で登園が可能など。)
- (3) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業以外の場で適切な保育を行うために実施している、国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営支援事業の対象となっている施設
- (4) 地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）の対象となっており、市町村子ども・子育て支援事業計画の提供体制確保に規定されている施設（保護者の保育ニーズに対応していることが利用者支援事業等の実施により確認できている場合）

(注 8) 保護者が育児休業中の場合については、待機児童数に含めないことができること。その場合においても、市町村が育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

上記の厚生労働省の待機児童の定義からは、市区町村の判断により、待機児童の集計から除外できる基準として、保護者が育児休業中、保護者が求職活動を休止、希望する施設に入ることができない、自治体独自の保育施設を利用とする 4 つの類型を定めている。

(意見 No92)

大田区においては待機児童の定義を公表していない。厚生労働省の基準に沿

っているということであったが、上記に 4 類型について全て除いているのか、全て含んでいるのかについても不明である。

待機児童の定義を公表することにより、実際には隠れ待機児童が存在するのか、どの程度いるのかについて推測することができる。

そのため、待機児童の定義については公表することが必要であると考えられる。

#### (5)待機児童解消計画

おおた子ども・子育てかがやきプランにおける保育サービス定員の確保策において、平成 31 年度においてニーズ量から保育定員を差し引いた過不足が 0 歳、1・2 歳、3～5 歳の全ての年齢においてプラスとなり、待機児童がゼロとなっている。

おおた子ども・子育てかがやきプランの冊子、P80 ②保育サービス定員の確保策（区全域）の表を抜粋すると以下の表のとおりである。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量 (2号認定)3～5歳		5,942人	5,938人	6,003人	5,958人	5,906人
ニーズ量 (3号認定)	0歳	1,622人	1,607人	1,591人	1,576人	1,562人
	1・2歳	5,127人	5,085人	4,956人	4,909人	4,862人
他区市からの受入		0人	0人	0人	0人	0人
確保方策						
特定保育施設 ・認可保育所 ・認定こども園	3～5歳	6,143人	6,203人	6,316人	6,316人	6,236人
	0歳	762人	762人	777人	841人	853人
	1・2歳	3,618人	3,681人	3,745人	3,698人	3,663人
特定地域型 保育事業 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業	3～5歳	0人	0人	0人	0人	0人
	0歳	0人	0人	57人	112人	124人
	1・2歳	297人	297人	297人	297人	285人
大田区独自施策 ・認証保育所 ・家庭福祉員 ・定期利用保育事業	3～5歳	364人	353人	353人	233人	175人
	0歳	526人	553人	571人	592人	585人
	1・2歳	1,212人	1,107人	914人	914人	914人
過不足	3～5歳	565人	618人	666人	591人	505人
	0歳	△334人	△292人	△186人	△31人	0人
	1・2歳	0人	0人	0人	0人	0人

上記の表において、過不足の△の箇所が不足している定員であり、平成30年度までは0歳児に定員の受入不足（待機児童）が存在しているが、平成31年度には不足はなく、待機児童は解消される見込みである。

（意見 No93）

おおた子ども・子育てかがやきプランを詳細に読めば、区は待機児童を平成31年度までに解消する計画であることはわかる。しかしこのプラン上で直接、待機児童を平成31年度までに解消する旨の記述はなく、また大田区のホームページ上や子育てガイド、入園申込みのしおり等にもそうした情報は記載されていない。

そのため、区としても積極的に待機児童対策を行い、平成31年度までには待機児童を解消する予定であることを情報として発信していく必要があると考えられる。

#### （6）待機児童対策の見直し

待機児童対策を区としては積極的に行っている最中である。しかし現状では待機児童が平成28年4月現在では229人存在している。

国は平成28年6月2日閣議決定における「ニッポン一億総活躍プラン（抄）」において、待機児童を2017年度末（平成29年度末）までに待機児童をゼロとする方針を掲げているほか、東京都は平成28年12月に発表する「2020年に向けた実行プラン」（仮称）において、2019年度末（平成31年度末）までに待機児童をゼロとする方針を打ち出している。

東京都の待機児童ゼロの目標は、国の掲げる2017年度末までに待機児童を解消する方針からは保育需要の増加から目標を改めている。

一方、大田区においては待機児童対策を行い、保育定員の拡充を行っているものの、おおた子ども・子育てかがやきプランにおいては待機児童をゼロとする目標は平成31年度である。

（意見 No94）

大田区においても待機児童をゼロとする目標はあるものの、それは現状では平成31年度であり、東京都が掲げる目標と一致しているものの、国が掲げる目標よりも遅いものである。

国は当初掲げた目標を修正し、待機児童をゼロとする目標を前倒ししている。また東京都は保育需要量を新たに見込み、当初目標を修正している。

大田区においても、おおた子ども・子育てかがやきプランに当初掲げた目標



との乖離がないか、保育需要の見込みを改めて算出する等し、平成31年度までに目標を達成できるかどうか、計画の見直しを行う必要があると考えられる。

その結果、平成31年度までに計画が達成できない見込みである時は、おおた子ども・子育てかがやきプランの計画を修正するとともに、別途、例えば杉並区のような緊急待機児童対策を打ち出して、計画通りに待機児童を解消する必要があると考えられる。

